

<「都区財政調整制度について」補足資料>

「都区財政調整制度について」補足資料目次

<財政調整制度関係>

○2つの財源保障（財政調整）制度	5
○区域内の市町村財源と行政需要の比較（粗い試算）	5
○地方交付税制度の概要	6
○地方交付税制度と都区財政調整制度の比較（概要）	8
○道府県分と市町村分の組替えによる財源超過額の試算（令和3年度）	9
○都区制度の概要	10
○特別区財政調整交付金の規模（令和元年度）	10

<都区財政調整制度のあらまし関係>

○都区間の税配分の特例と都区財政調整制度の概要	11
○都区財政調整関連法令等抜粋	12
○地方自治法の特別区財政調整交付金に関する規定	15
○歳入決算額と財調算定額との関係（令和2年度決算）	17
○都区財政調整協議等の流れ	17
○基準財政需要額の算定方法	18
○基準財政収入額の算定方法	18
○特別区財政調整交付金算定の仕組み	19
○基準財政需要額及び基準財政収入額の算定例	20
○都区財政調整標準区の積算例（経常的経費・土木費・公園費）	21
○都区財政調整標準行政規模等一覧	22
○財調算定における補正について（概要）	23
○令和4年度財調 密度補正一覧	24
○令和4年度財調 態容補正一覧	25
○令和4年度財調 「知事が定める事項」一覧	27
○令和3年度 特別区財政調整交付金（特別交付金）交付額一覧	29
○特別交付金の状況	30

<平成12年都区制度改革関係>

○平成12年都区制度改革税財政分野の概要	31
○地方自治法等の一部を改正する法律案 想定問答<都区財政調整関係抜粋> （平成12年都区制度改革関係）	32
○特別区に関する財政制度上の特例措置	38
○市町村税等の都区配分の状況	39

<都区財政調整協議の経緯関係>

○都区財政調整関係協議の主な経緯	40
------------------	----

○都区財政調整制度の沿革と昭和50年度以降の展開（平成12年改革まで）	41
○都区協議会における特別区長会会長発言要旨（平成元年度～）	48

<都区間財源配分関係>

○自治法上の都区の役割分担及び財源配分について	65
○都区間財源配分を巡る都区協議の経緯	66
○都区財政調整への移管事務事業等の算入状況（S54～H2分）	72
○都支出金の状況（令和元年度普通会計決算）	73
○繰延べ措置等に関する整理（平成9年度の協議結果）	74
○都が行う大都市事務に関する平成6年協議案に基づく都区協議の振り返り	75
○都区財政調整関係主要5課題協議のポイント	77
○都区財政調整主要5課題の協議に関する申し入れ	78
○都が行う「大都市事務」についての検討結果（平成17年7月財調協議会幹事会）	87
○都が行う「大都市事務」についての考え方（区側資料）	93
○都が行う「大都市事務」の考え方・範囲（区側資料）	95
○都が行う「大都市事務」・都から示された内容の問題点（区側資料）	101
○都が行う「大都市事務」をめぐる都区の考え方の相違	103
○都区協議会での区長会会長発言（平成18年2月16日）	104
○主要5課題の整理に関する特別区長会会長コメント	105
○主要5課題の協議経緯（『都政研究』掲載内容）	106
○都区間の財源配分のあり方について	113

<特別区間配分関係>

○交付税と都区財政調整の基準財政需要額捕捉範囲の比較	119
○特別区間の財政調整（区間配分）について	120
○基準財政需要額と特別交付金、自主財源事業の関係について	123

<特別区財政調整交付金の算定状況関係>

○都区間の財源配分の状況（令和2年度決算）	125
○都区財政調整基準財政需要額の推移	125
○都区財政調整基準財政需要額の推移（当初見込と再調整後の比較）	126
○都区財政調整基準財政需要額の推移（基準財政収入額+交付金）	126
○都区財政調整基準財政収入額と交付金構成比の推移	127
○都区財政調整基準財政収入額と交付金の推移	127
○都区財政調整調整税等の推移	128
○固定資産税と市町村民税法人分の推移	128
○都区財政調整収入額、交付金、需要額の推移<再調整後>	129
○都区財政調整基準財政需要額の推移（当初見込みと再調整後対比）	130
○都区財政調整普通交付金財源内訳の推移（当初算定時）	131
○調整税等の推移（当初算定時）	132

○普通交付金区別算定額（令和3年度再調整後）	133
○人口一人当たり収入額と需要額（令和3年度再調整後）	133
○基準財政需要額と人口比例による場合との比較（令和3年度再調整後）	134
○基準財政需要額の費目別内訳（令和3年度当初算定）	135
○基準財政需要額の費目別構成比（令和3年度当初算定）	135
○基準財政需要額費目別内訳（令和3年度当初算定）	136
○一人当たり基準財政需要額費目別内訳（令和3年度当初算定）	137
○令和4年度都区財政調整（フレーム対比）	138

<都区財政調整協議の実際関係>

○令和4年度都区財政調整協議に向けた大枠の方向性等について（概要）	139
○都区財政調整協議会幹事会での調整結果（概要）	140
○区立児童相談所に係る都区財政調整配分割合を巡るいくつかの論点	147
○特別区の児童相談所に係る配分割合協議の主な争点（令和5年度都区財政調整）	152

<都区財政調整制度をめぐる議論関係>

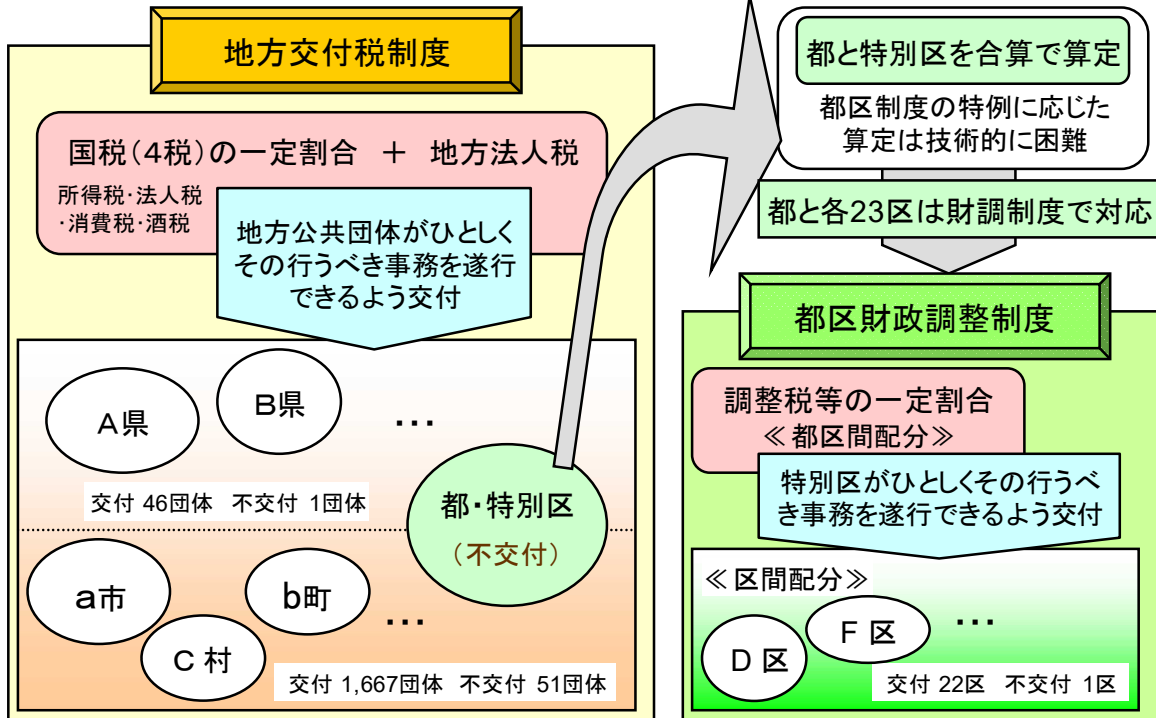
○都区財政調整制度の運用上の課題（例）	154
○大阪における特別区の制度設計（いわゆる「大阪都構想」）の概要	155
○都区財政調整制度めぐって出されたいくつかの意見と参考メモ	156
○特別区制度調査会報告における財政調整をめぐる考え方	161
○地方交付税区別算定額の試算について	163
○「基礎自治体連合」による財政調整のイメージ	168
○第30次地方制度調査会答申及び区からの提出資料抜粋（都区財政調整制度関連部分）	169

※講演時の質問について----- 173

※都市計画交付金制度創設の経緯----- 175

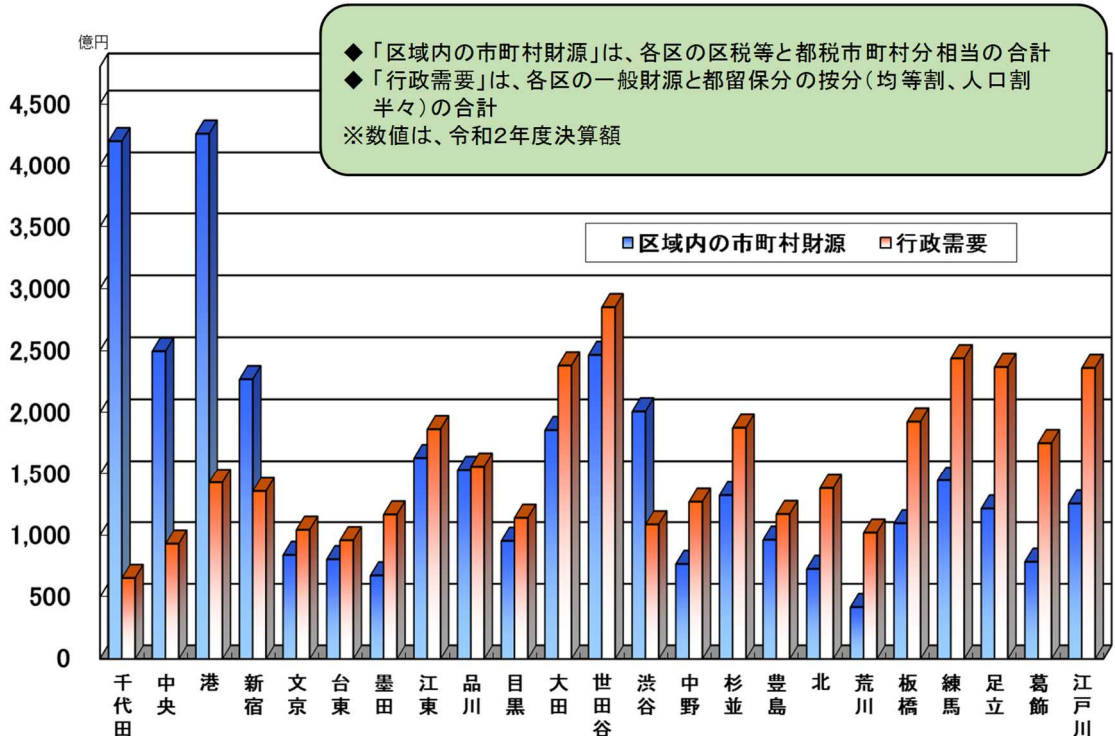
※参考資料----- 179

2つの財源保障(財政調整)制度



※交付団体数は令和3年度再算定後 基準的需要－基準的收入＝交付額 (※収入超過は不交付)

区域内の市町村財源と行政需要の比較(粗い試算)



地方交付税制度の概要

<目的>

地方団体の自主性を損なわずにその財源の均衡化を図り、交付基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することにより、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的としている（地方交付税法第1条）。

<性格>

地方交付税は、本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」（固有財源）という性格をもっている。

また、交付に当たっては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、またはその用途を制限してはならないものとされている（地方交付税法第3条）ほか、国と地方の税源配分を補完する機能を果たしている。

<総額>

地方交付税の総額は、所得税・法人税の33.1%（平成27年度から）、酒税の50%（平成27年度から）、消費税の19.5%（令和2年度から）、地方法人税の全額（平成26年度から）とされている（地方交付税法第6条）。

<種類>

地方交付税の種類は、普通交付税（交付税総額の94%）及び特別交付税（交付税総額の6%）とされている（地方交付税法第6条の2）。

<普通交付税>

普通交付税の額の算定方法は下式のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{各団体の普通交付税額} &= (\text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}) = \text{財源不足額} \\ \text{基準財政需要額} &= \text{単位費用 (法定)} \times \text{測定単位 (国調人口等)} \times \text{補正係数 (寒冷補正等)} \\ \text{基準財政収入額} &= \text{標準的税収入見込額} \times \text{基準税率 (75\%)} \end{aligned}$$

1 基準財政需要額

「基準財政需要額」とは、各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該団体について地方交付税法第11条の規定により算定した額とされている（地方交付税法第2条第3号）。

その算定は、各行政項目別にそれぞれ設けられた「測定単位」の数値に必要な「補正」を加え、これに測定単位ごとに定められた「単位費用」を乗じた額を合算することによって行われる。

① 単位費用

財政需要は、各地方団体の測定単位に「単価」を乗じることによって算定されるが、この測定単位に乗ずる単価を「単位費用」とよんでいる。

単位費用は「標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準」として算定されている（地方交付税法第2条第6号）。

② 補正係数

基準財政需要額の算定にあたっては、すべての都道府県またはすべての市町村に費目ご

とに同一の単位費用が用いられている。

しかしながら、実際の各地方団体の測定単位当たりの行政経費は、自然的・社会的条件の違いによって大きな差があるので、これらの行政経費の差を反映させるため、その差の生ずる理由ごとに測定単位の数値を割増し又は割落とししている。これが測定単位の数値の補正であり、補正に用いる乗率を補正係数とよんでいる。

2 基準財政収入額

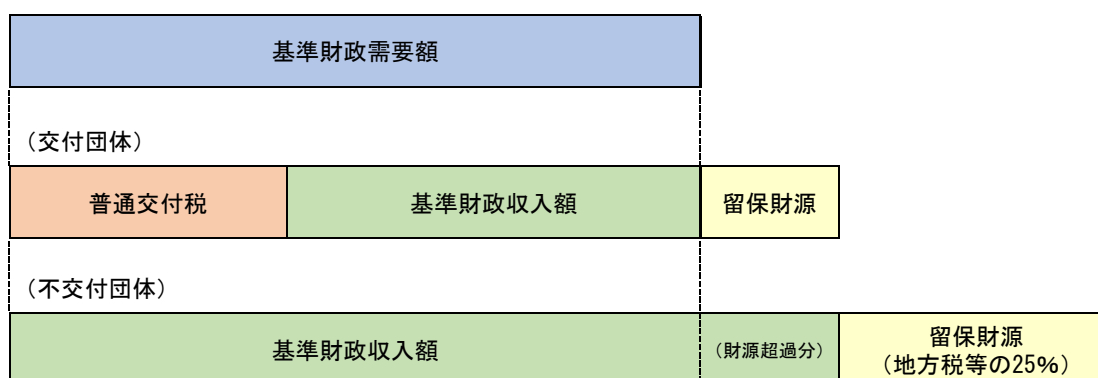
「基準財政収入額」とは、各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について地方交付税法第14条の規定により算定した額とされている（地方交付税法第2条第4号）。

その際、地方税（これに相当するものを含む）に関する部分については、地方団体の自主性、独立性を保障し、自主財源である地方税の税源涵養に対する意欲を失わせないように、原則として標準税率に75%を乗じた基準税率を用いて算定している。

3 普通交付税の算定結果

総務大臣は、毎年度、交付すべき普通交付税の額を遅くとも毎年8月31日までに決定しなければならないとされている（地方交付税法第10条）。

◇普通交付税の仕組みイメージ図



※基準財政収入額 + 留保財源 = 標準的な地方税収入等見込み額

<特別交付税>

特別交付税は、基準財政需要額に捕捉されなかった特別の財政需要や、災害等のための特別の財政需要があること等を考慮して交付される（地方交付税法第15条）。

※都の特例

地方交付税は都区合算で都に適用し、都と23区は都区財政調整で保障

- ・ 全国の普遍的・標準的な行政水準を確保する交付税制度の中で、都区間の事務や財源区分等の特例に応じた個別算定は技術的に極めて困難
- ・ 交付税制度と都区財政調整制度が相まって都区双方の財源を保障

地方交付税制度と都区財政調整制度の比較（概要）

区 分		地方交付税制度	都区財政調整制度（改革後）	都区財政調整制度（改革前）
総額の保障	中長期的な財源保障 (財源の総体的な独立性の確保)	国税の一定割合（交付税率） →地方公共団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができように国が交付する原資	調整税（市税相当の都税）の一定割合 →都区の「市」の事務の役割分担に広じて、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができように都が交付する原資	調整税（市税相当の都税）の一定割合
	安定的な財源枠の確保	所要額と財源枠が引き続き著しく異なることとなった場合 →①地方行政制度の改正 ②国税に対する一定割合の改正	所要額と財源枠が引き続き著しく異なることとなる場合 →調整税に対する一定割合の改正	同 左 →同 左
個々の団体の保障	毎年度の総額の確保	①上記財源枠の改善措置 ②総額の特例（加算、返還等） ③税制、地方債等地方財政対策 ※地方財政計画により調整	①上記財源枠の改善措置 ②地方財政対策の適用	①同左 ②同左 ③納付金制度 ※ ④交付金の年度間調整 ※ (総額補てん制度等)
	標準的な行政水準を保つのに必要な一般財源の確保 (算定基礎の明確化により恣意的算定を排除)	$\begin{array}{ c } \hline \text{基準財政} \\ \text{需要額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{ c } \hline \text{基準財政} \\ \text{収入額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{ c } \hline \text{交付} \\ \text{額} \\ \hline \end{array}$	同 左 (交付税に概ね準じた算定)	同 左 ※収入超過分は都に納付
留保財源の確保 (自主的財政運営への配慮)	交付金所要額が上記総額を超える場合の措置	基準財政需要額を一律に割り落とす	同 左	交付金の年度間調整 ・都の一般会計から借入れ、交付金基本額に加算（総額補てん制度）
	交付金所要額が上記総額に満たない場合の措置	特別交付税の総額に加算	特別交付金の総額に加算	交付金の年度間調整 ・過去の加算額の返還 ・翌年度の総額に加算
	留保財源の確保 (自主的財政運営への配慮)	基準税率の設定（75/100）	基準税率の設定（85/100） ※調整税分の基準税率設定は無し	同 左
地方団体の意見の反映等	①地方財政審議会（地方の参加） ②不服審査、異議申立て、聴聞等 ③地方団体の意見反映	都区協議会	同 左	同 左

道府県分と市町村分の組替えによる財源超過額の試算（令和3年度）

□ 普通交付税算定結果（積算資料は東京都作成）

（単位：億円）

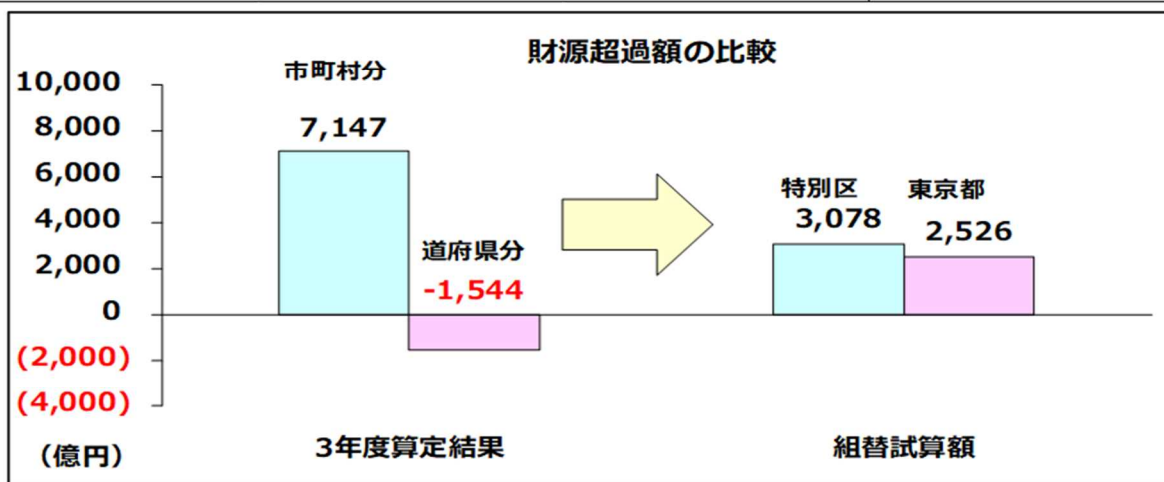
	基準財政需要額(A)	基準財政収入額(B)	財源超過額(B-A)
市町村分算定額	16,650	23,797	7,147
道府県分算定額	21,032	19,488	△1,544
合計	37,682	43,285	5,603

□ 都区の実際の事務配分・財源配分に応じて組替えた場合

市町村分で算定されている需要額	消防費、下水道費等が行っている経費	1,564
	都が財源対策のため発行した起債償還費	522
	包括算定経費	71
	臨時財政対策債振替相当額	0
市町村分で算定されている収入額	市町村民税法人分、固定資産税の44.9%	5,301
	事業所税等100%	925

組替え後

	基準財政需要額(C)	基準財政収入額(D)	財源超過額(D-C)
特別区	14,493	17,571	3,078
東京都	23,189	25,714	2,526
合計	37,682	43,285	5,603



◆ 組替え後の財源超過額（都区対比）

（単位：億円）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
特別区	2,023	3,003	3,339	3,783	3,956	4,145	4,735	4,929	3,078
	—	(980)	(336)	(444)	(172)	(189)	(590)	(194)	(△1,851)
東京都	1,287	4,060	6,068	7,652	7,991	7,542	8,557	6,888	2,526
	—	(2,773)	(2,008)	(1,584)	(339)	(△449)	(1,015)	(△1,670)	(△4,362)
合計	3,310	7,063	9,407	11,435	11,947	11,687	13,292	11,817	5,603
	—	(3,753)	(2,344)	(2,028)	(511)	(△259)	(1,605)	(△1,476)	(△6,213)

◆ 組替え前の財源超過額（都区対比）

（単位：億円）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
特別区	5,386	6,890	7,294	7,691	8,133	8,576	9,578	9,559	7,147
	—	(1,504)	(404)	(397)	(442)	(443)	(1,002)	(△20)	(△2,411)
東京都	△2,076	174	2,114	3,744	3,814	3,111	3,714	2,258	△1,544
	—	(2,250)	(1,940)	(1,630)	(70)	(△703)	(603)	(△1,456)	(△3,802)
合計	3,310	7,064	9,408	11,435	11,947	11,687	13,292	11,817	5,603
	—	(3,754)	(2,344)	(2,027)	(512)	(△260)	(1,605)	(△1,476)	(△6,213)

※1（）内数値は対前年増減額

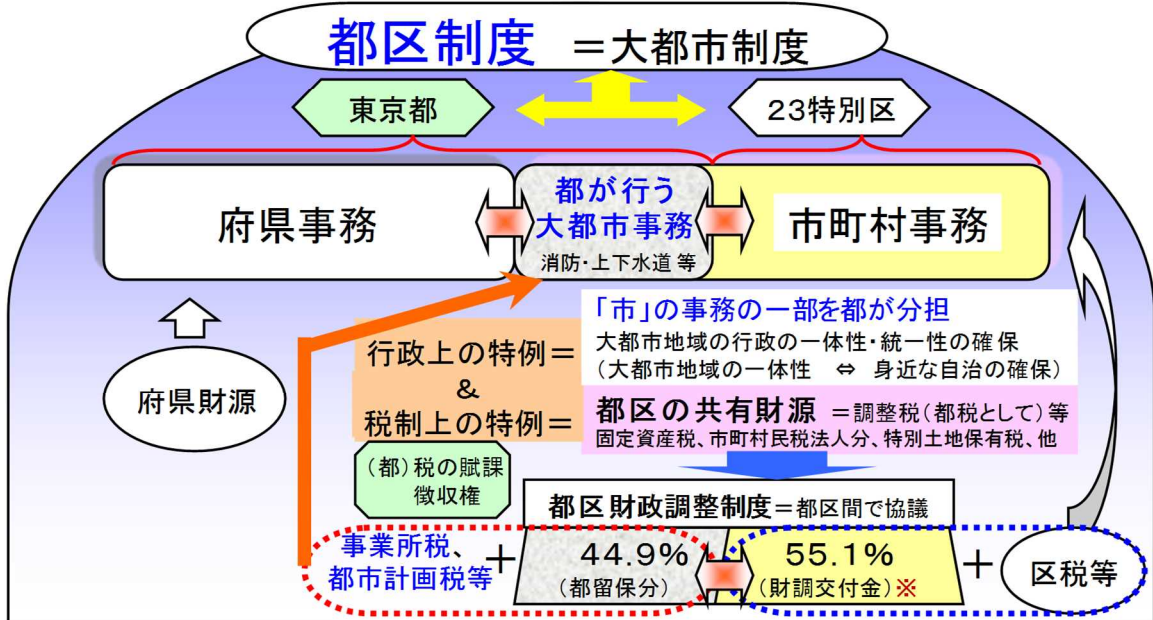
※2 原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

都区制度の概要

大都市地域に複数の基礎自治体が併存

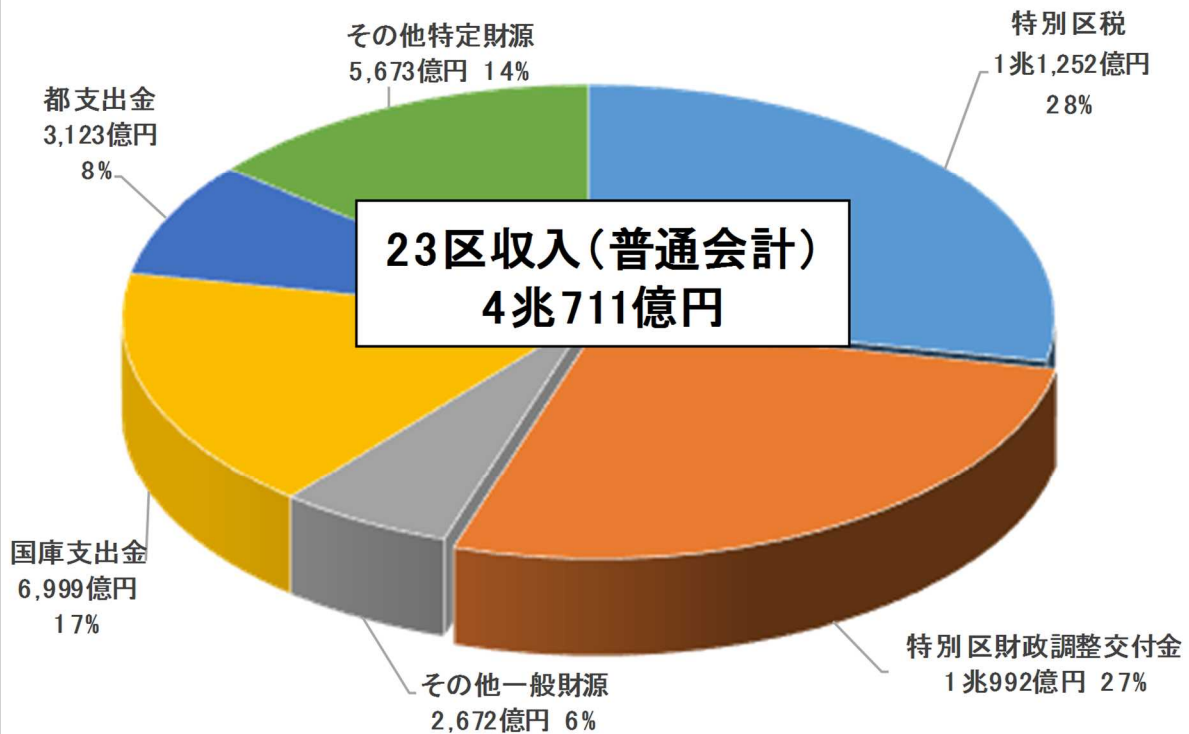
平成12年都区制度改革で法定

- 政令指定都市制度では対応できない大都市地域に適用
- 大都市地域における身近な自治と行政の一体性を共に確保
 - ・複数の基礎自治体と広域自治体の特別な役割分担で対応
 - ・大都市制度としての特例（事務分担、税配分、財調制度）
- 役割分担、財源配分は、法定の原則の下に、都区協議で調整



※ 地方交付税は都区合算で算定 ※ 財調交付金(特別区間財源調整) = 基準財政需要額 - 基準財政収入額
 ※ 事務処理特例(府県事務の移譲)、都市計画交付金(都市計画事業に対する都から区への交付金)の表記は省略

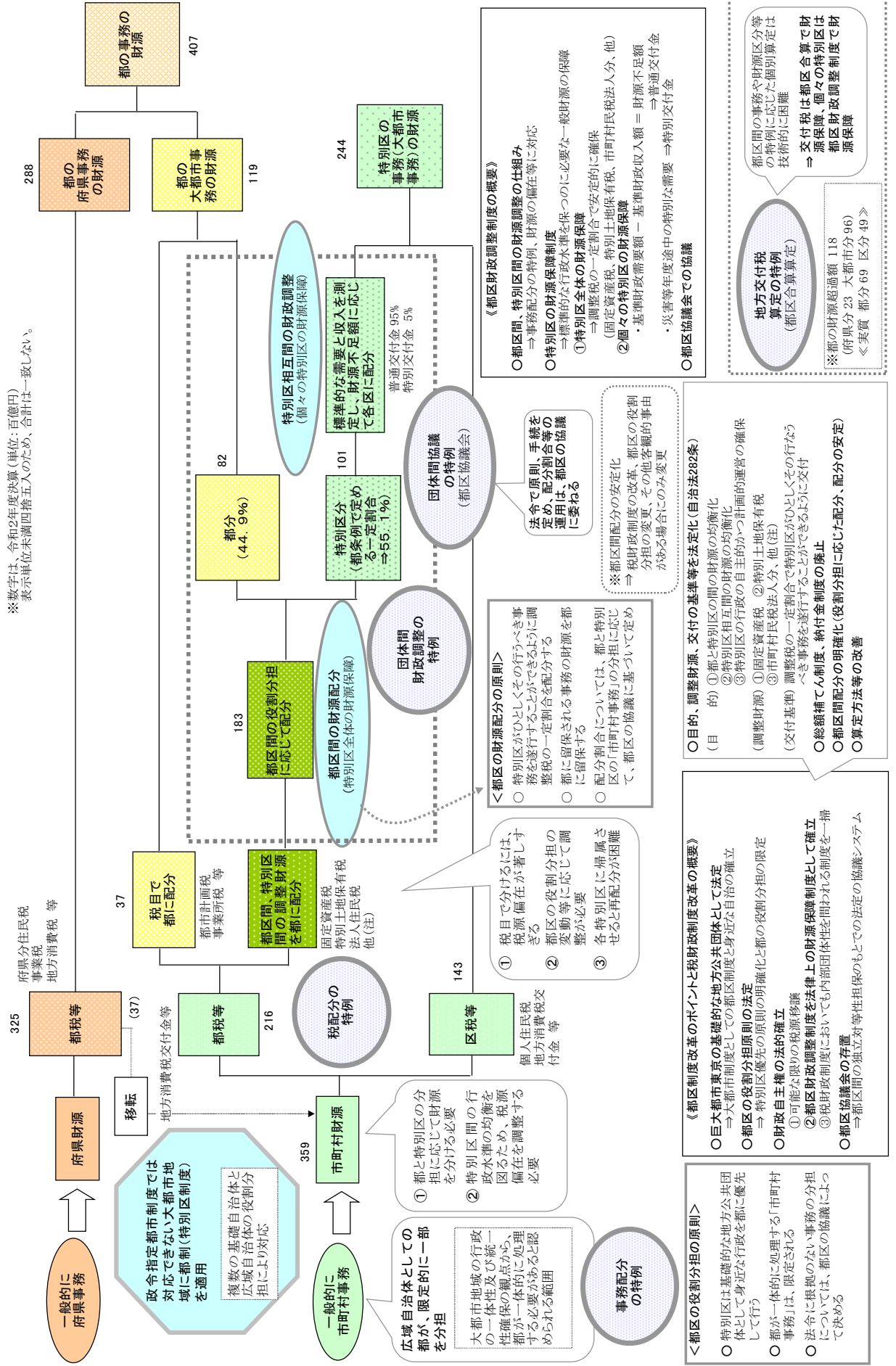
特別区財政調整交付金の規模(令和元年度)



※ 令和2年度決算は、例年と歳入構造が異なっているため、令和元年度決算を使用している。

都区間の税配分の特例と都区財政調整制度の概要

※数字は、令和2年度決算（単位：百億円）
表示単位未満四捨五入のため、合計は一致しない。



地方交付税 算定の特例
(都区合算算定)

都区間の事務や財源区分等の特例に応じた個別算定は技術的に困難
⇒ 交付税は都区合算で財源保障、個々の特別区は都区財政調整制度で財源保障

※都の財源超過額 118 (府県分 23 大都市分 96)
《美質 都分 69 区分 49》

《都区財政調整制度の概要》

- 都区間、特別区間の財源調整の仕組み
⇒ 事務配分の特例、財源の偏在等に対応
- 特別区の財源保障制度
⇒ 標準的な行政水準を保つのに必要な一般財源の保障
- ① 特別区全体の財源保障
⇒ 調整税の一定割合で安定的に確保 (固定資産税、特別土地保有税、市町村民税法人分、他)
- ② 個々の特別区の財源保障
⇒ 基礎財政需要額 - 基礎財政収入額 = 財源不足額 ⇒ 普通交付金
・ 災害等年度途中の特別な需要 ⇒ 特別交付金

○ 都区協議会での協議

《都区間の税配分の特例》

法定で原則、手続を定め、配分割合等の運用は、都区の協議に委ねる

※都区間配分の安定化
⇒ 税財政制度の改革、都区の役割分担の変更、その他客観的事由がある場合のみ変更

《都区間の役割分担の特例》

＜都区の役割分担の原則＞

- 特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように調整税の一定割合を配分する
- 都に留保される事務の財源を都に留保する
- 配分割合については、都と特別区との「市町村事務」の分担に応じて、都区の協議に基づいて定め

《都区制度改革のポイントと税財政制度改革の概要》

- 巨大都市東京の基礎的な地方公共団体として法定
⇒ 大都市制度としての都区制度と身近な自治の確立
- 都区の役割分担原則の法定
⇒ 特別区優先の原則の明確化と都の役割分担の限定
- 財政自主権の法的確立
① 可能な限りの税源移譲
- 都区財政調整制度を法律上の財源保障制度として確立
② 税財政制度においても内部団体性を問われる制度を一律
- 都区協議会の存置
⇒ 都区間の独立対等性担保のもとでの法定の協議システム

＜都区の役割分担の原則＞

- 特別区は基礎的な地方公共団体として身近な行政を都に優先して行う
- 都が一体的に処理する「市町村事務」は、限定される
- 法令に根拠のない事務の分担については、都区の協議によって決める

都区財政調整関連法令等抜粋

<地方自治法>

(都と特別区との役割分担の原則)

第 281 条の 2 都は、特別区の存する区域において、特別区を包括する広域の地方公共団体として、第 2 条第 5 項において都道府県が処理するものとされている事務及び特別区に関する連絡調整に関する事務のほか、同条第 3 項において市町村が処理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理するものとする。

2 特別区は、基礎的な地方公共団体として、前項において特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理するものとされているものを除き、一般的に、第 2 条第 3 項において市町村が処理するものとされている事務を処理するものとする。

3 都及び特別区は、その事務を処理するに当たっては、相互に競合しないようにしなければならない。

(特別区財政調整交付金)

第 282 条 都は、都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令で定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。

2 前項の特別区財政調整交付金とは、(中略：調整三税等)の合算額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金をいう。

(都区協議会)

第 282 条の 2 都及び特別区の間で事務の処理について、都と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図るため、都及び特別区をもつて都区協議会を設ける。

2 前条第 1 項又は第 2 項の規定により条例を制定する場合には、都知事は、あらかじめ都区協議会の意見を聴かなければならない。

<地方自治法施行令>

(特別区財政調整交付金の総額)

第 210 の 10 地方自治法第 282 条第 2 項に規定する特別区財政調整交付金 (以下「交付金」という。)の総額は、同項に規定する (中略：調整三税等)の合算額に条例で定める割合を乗じて得た額 (次条第二項及び第三項において「交付金総額」という。)とする。

(交付金の種類)

第 210 の 11 交付金の種類は、普通交付金及び特別交付金とする。

2 普通交付金の総額は、交付金総額に一定の割合 (次項において「普通交付金に係る割合」という。)を乗じて得た額とする。

3 特別交付金の総額は、交付金総額に一から普通交付金に係る割合を控除して得た割合を乗じて得た額とする。

(交付金の交付)

第 210 の 12 普通交付金は、地方自治法第 281 条第 2 項の規定により特別区が処理することとされている事務の処理に要する経費につき、地方交付税法 (昭和 25 年法律第 211 号) 第 11 条から第 13 条までに規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政需要額 (次項及び

第 210 の 15 において「基準財政需要額」という。) が、

(中略：特別区が課する税及び特別区に交付・譲与される交付金、譲与金について、地方交付税で 75% でカウントされるものを 85% としたうえで、地方交付税法第 14 条に) 規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政収入額(次項及び第 210 条の 15 において「基準財政収入額」という。) を超える特別区に対して、次項に定めるところにより 交付する。

2 各特別区に対して交付すべき普通交付金の額は、当該特別区の基準財政需要額が基準財政収入額を超える額(以下この項において「財源不足額」という。)とする。ただし、各特別区について算定した財源不足額の合算額(以下この章において「財源不足額合算額」という。)が普通交付金の総額を超える場合においては、次の式により算定した額とする。

当該特別区の財源不足額－当該特別区の基準財政需要額×((財源不足額合算額－普通交付金の総額)／基準財政需要額が基準財政収入額を超える特別区の基準財政需要額の合算額)

(条例で定める割合の変更)

第 210 条の 14 普通交付金の総額が引き続き財源不足額合算額と著しく異なることとなる場合においては、地方自治法第 282 条第 2 項に規定する条例で定める割合の変更を行うものとする。

(参考) 平成 10 年地方自治法改正時の都区間配分に関する考え方

(H10. 4. 7 衆議院地方行政委員会での自治省財政局長答弁から抜粋)

- 「都に留保される事務につきましては、本来的には市町村税をもって充てられるべき性格のものでございますが、したがいまして、そのために都と区の間で財源配分を適切に行う必要がございます。」[二橋財政局長(衆 H10. 4. 7 中島武敏)]
- 「いわゆる調整三税の調整割合を定めるということが都分と特別区分とのシェアを分けることになるわけでございますが、これにつきましては両者間で十分な話し合いを行って、あくまでもその基本となりますのは実際に行います事務分担に応じてその財源の配分を行うということでございますので、そういう実際に分担する事務分担を前提として十分な話し合いを行っていただきたい、その結果で調整割合を定めていくということになるかと思えます。」[二橋財政局長(衆 H10. 4. 7 太田昭宏)]
- 「今後の事務の変動あるいは移管ということが行われます場合には、それに応じて都区間で適正に協議がされて、必要な財源が調整割合の変更という形で担保されていく」[二橋財政局長(衆 H10. 4. 7 石井紘基)]

(参考) <地方交付税法>

(この法律の目的)

第一条 この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによつて、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 地方交付税 第六条の規定により算定した所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれの一定割合の額並びに地方法人税の額で地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように国が交付する税をいう。

(運営の基本)

第三条

2 国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその使途を制限してはならない。

3 地方団体は、その行政について、合理的、且つ、妥当な水準を維持するように努め、少なくとも法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容とを備えるようにしなければならない。

(交付税の総額)

第六条 所得税及び法人税の収入額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入額の百分の五十、消費税の収入額の百分の十九・五並びに地方法人税の収入額をもって交付税とする。

(交付税の種類等)

第六条の二 交付税の種類は、普通交付税及び特別交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額は、前条第二項の額の百分の九十四に相当する額とする。

3 毎年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前条第二項の額の百分の六に相当する額とする。

(特別交付税の額の変更等)

第六条の三

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第十条第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第六条第一項に定める率の変更を行うものとする。

(歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務)

第七条 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳

イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額

ロ 使用料及び手数料 ハ 起債額 ニ 国庫支出金 ホ 雑収入

二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳

イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

ロ 国庫支出金に基く経費の総額 ハ 地方債の利子及び元金償還金

(普通交付税の額の算定)

第十条 普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。

2 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額(以下本項中「財源不足額」という。)とする。ただし、各地方団体について算定した財源不足額の合算額が普通交付税の総額をこえる場合においては、次の式により算定した額とする。

当該地方団体の財源不足額－当該地方団体の基準財政需要額×((財源不足額の合算額－普通交付税の総額)／基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体の基準財政需要額の合算額)

地方自治法の特別区財政調整交付金に関する規定

(都と特別区との役割分担の原則)

第 281 条の 2 都は、特別区の存する区域において、特別区を包括する広域の地方公共団体として、第 2 条第 5 項において都道府県が処理するものとされている事務及び特別区に関する連絡調整に関する事務のほか、同条第 3 項において市町村が処理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理するものとする。

2 特別区は、基礎的な地方公共団体として、前項において特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理するものとされているものを除き、一般的に、第 2 条第 3 項において市町村が処理するものとされている事務を処理するものとする。

3 (略)

(特別区財政調整交付金)

第 282 条 都は、都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令で定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。

2 前項の特別区財政調整交付金とは、地方税法第 5 条第 2 項に掲げる税(※)のうち同法第 734 条第 1 項及び第 2 項(第二号に係る部分に限る。)の規定により都が課するもの(※：固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税)の収入額と

※地方税法(市町村が課することができる税目)

第 5 条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

一 市町村民税

二 固定資産税

三～五 (略)

六 特別土地保有税

※地方税法(都における普通税の特例)

第 734 条 都は、その特別区の存する区域において、普通税として、第 4 条第 2 項に掲げるものを課するほか、第 1 条第 2 項の規定にかかわらず、第 5 条第 2 項第二号及び第六号に掲げるものを課するものとする。この場合においては、都を市とみなして第三章第二節及び第八節の規定を準用する。

2 都は、その特別区の存する区域内において、第 1 条第 2 項の規定にかかわらず、都民税として次に掲げるものを課するものとする。

一 第 4 条第 2 項第一号に掲げる税のうち個人に対して課するもの

二 第 4 条第 2 項第一号に掲げる税及び第 5 条第 2 項第一号に掲げる税のうち、それぞれ法人に対して課するもの

法人の行う事業に対する事業税の収入額(同法第 72 条の 24 の 7 第 8 項の規定によ

り同条第1項から第4項までに規定する標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、法人の行う事業に対する事業税の収入額に相当する額から当該額と同法第734条第4項に規定する政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額を控除した額)に同項に規定する政令で定める率を乗じて得た額を統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち特別区に係る額(※)

※地方税法附則(特別区財政調整交付金の特例)

第75条 地方自治法第282条第2項の規定の適用については、令和3年度から令和8年度までの間、同項中「係る額」とあるのは、「係る額と地方税法附則第66条第3項の規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額」とする。

との合算額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金をいう。

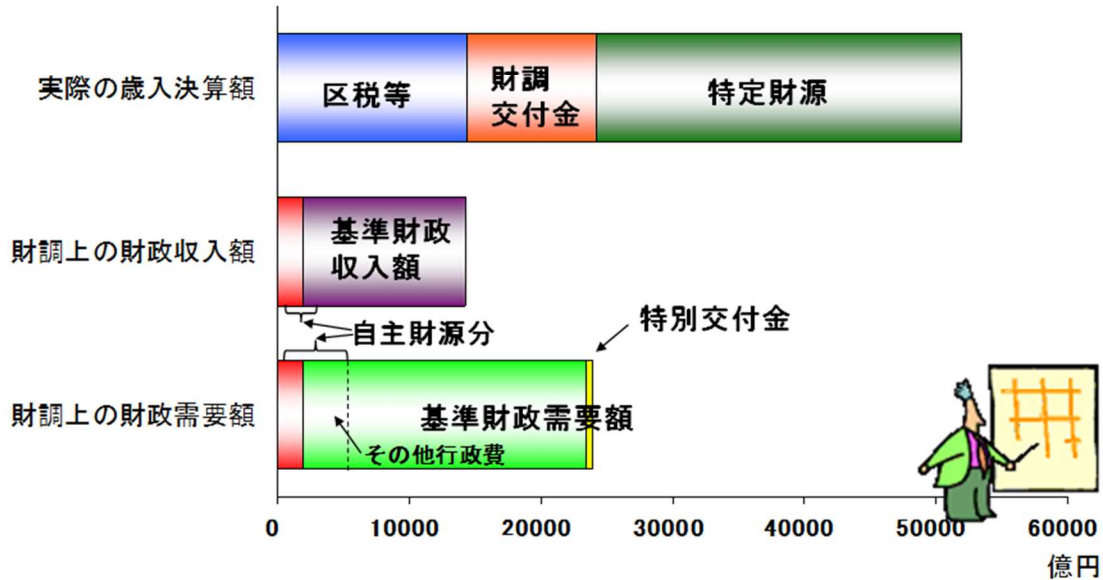
- 3 都は、政令で定めるところにより、特別区財政調整交付金に関する事項について総務大臣に報告しなければならない。
- 4 総務大臣は、必要があると認めるときは、特別区財政調整交付金に関する事項について必要な助言又は勧告をすることができる。

(都区協議会)

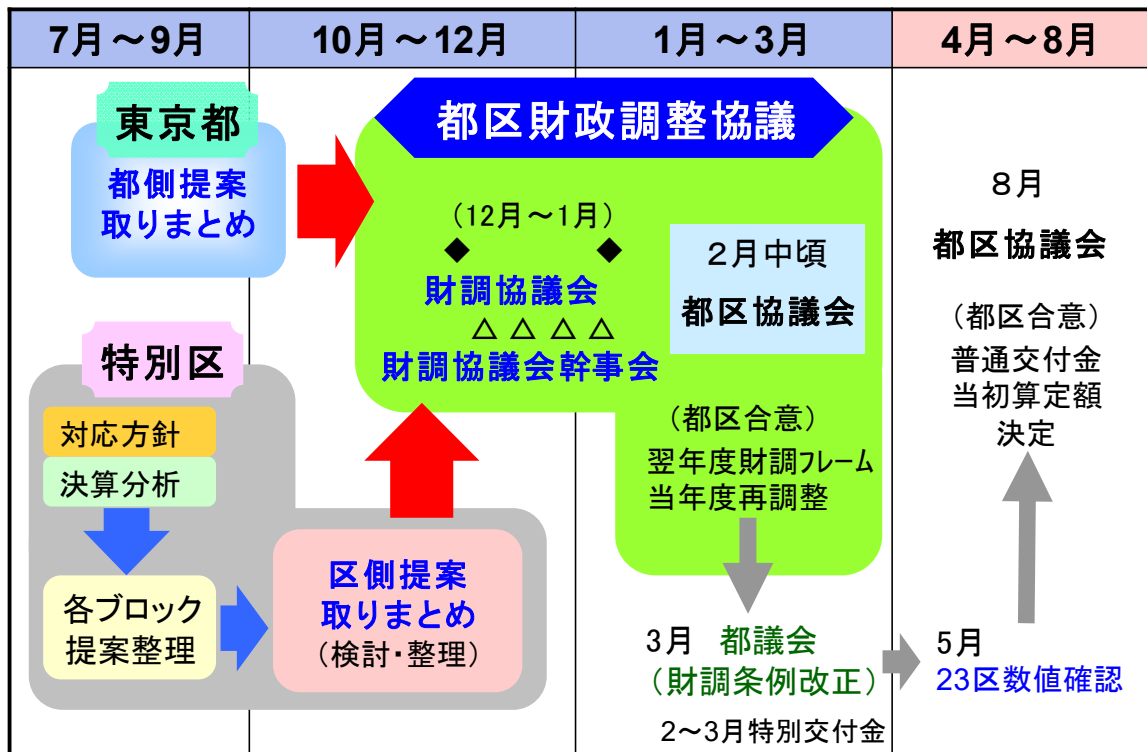
第282条の2 都及び特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図るため、都及び特別区をもつて都区協議会を設ける。

- 2 前条第1項又は第2項の規定により条例を制定する場合には、都知事は、あらかじめ都区協議会の意見を聴かななければならない。
- 3 (略)

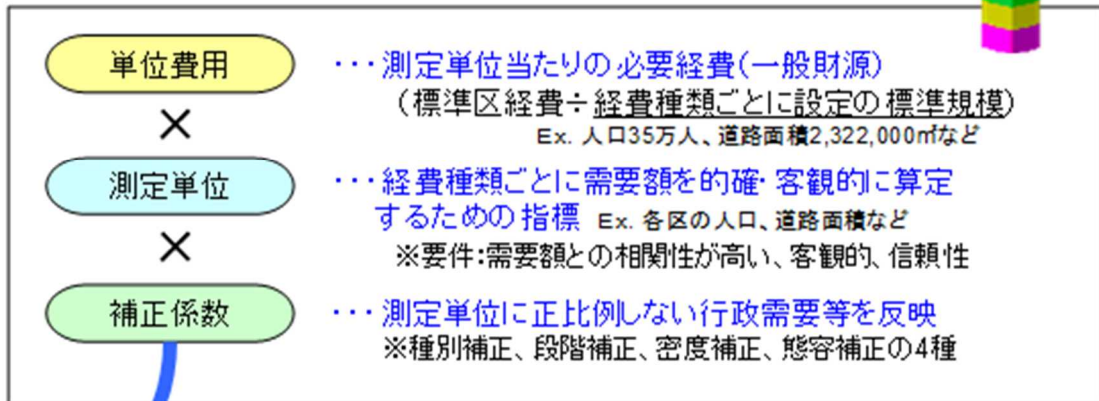
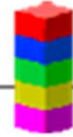
歳入決算額と財調算定額との関係(令和2年度決算)



都区財政調整協議等の流れ



基準財政需要額の算定方法

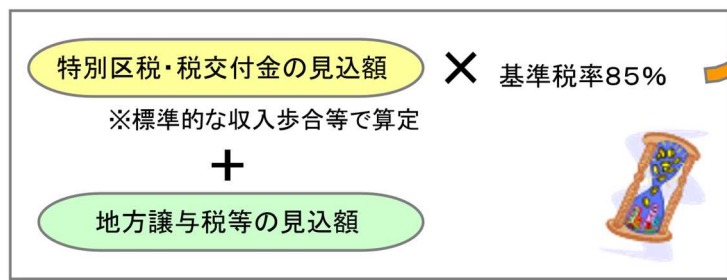


R4財調
ベースで
130種の補正

種類	補正の必要性(例示)
種別補正	同じ道路面積でも、幅員によって単価が異なる
段階補正	人口規模によって、一人当たり経費が割安又は割高になる
密度補正	同じ人口規模でも、区によって対象者の出現率が異なる
態容補正	地域的条件の違い等によって、23区一律に算定できない

基準財政収入額の算定方法

自主財源の考え方



基準税率外の15%
+
「その他行政費」
(特別区民税等の10%相当額を人口等で算定)
※特別区の財源の均衡を配慮

25%を確保=市町村並み



区別算定方法

$$\text{各税目の当初フレーム額} \times \frac{\text{当該区の前3カ年決算調定額}}{\text{23区全体の前3カ年決算調定額}}$$

☆三位一体改革の影響対応

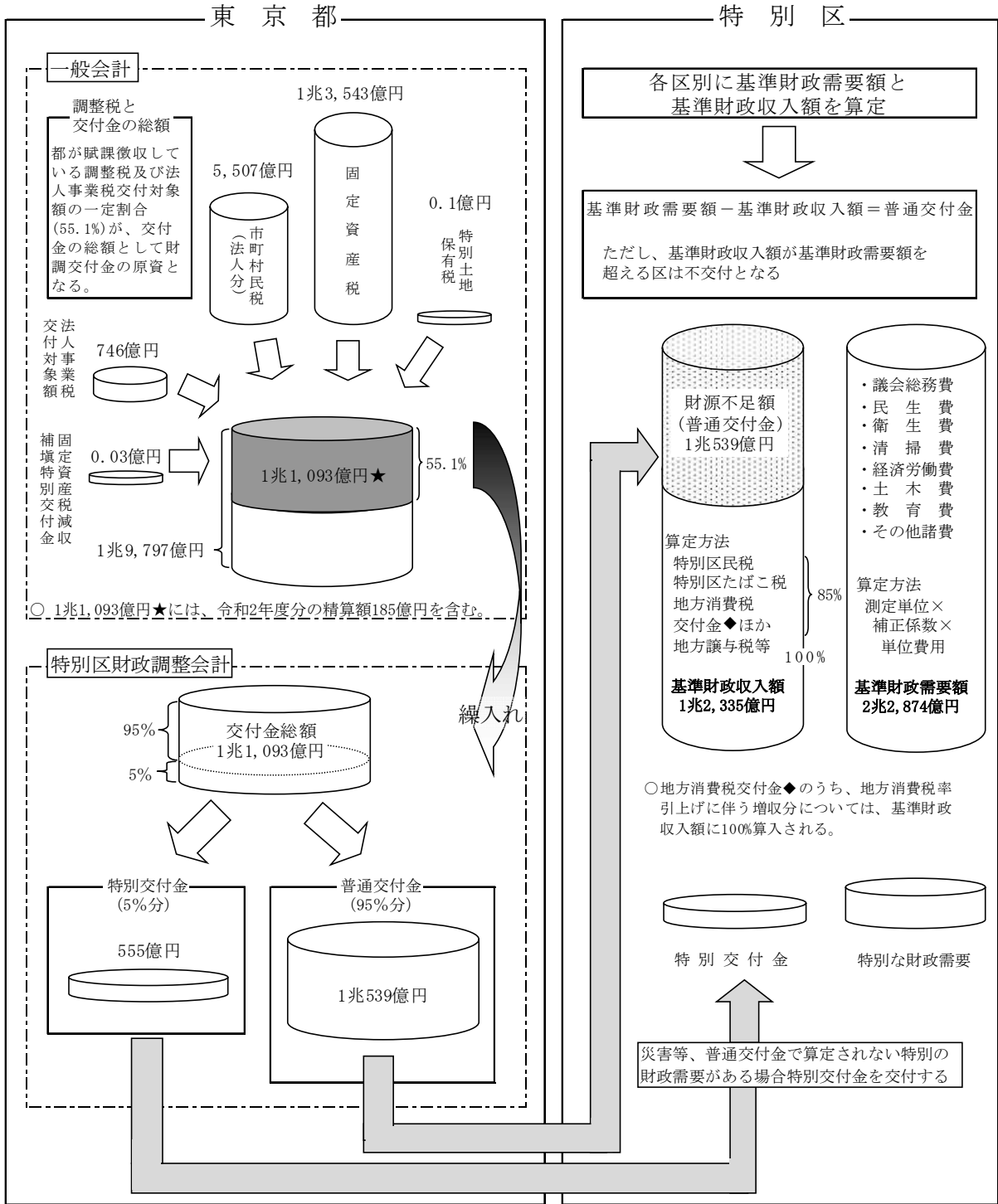
- ※特別区民税…H19～21(特例的算定)
- ※特例加減算額の設定
- …税源移譲分の影響100%算入

☆財調と地方交付税

	財調	地方交付税
	85%	75%
基準税率があるもの	地方税 (特別区民税、特別区たばこ税等) 税交付金 (地方消費税交付金等) 地方特例交付金	地方税 税交付金 市町村交付金 地方特例交付金
100%算入	地方譲与税 交通安全対策特別交付金	地方譲与税 交通安全対策特別交付金

特別区財政調整交付金算定の仕組み

(図中の数値は、令和4年度フレーム(注)に基づく)



※端数の調整により合計が合わない場合があります。
(注)フレーム: 都区財政調整方針に基づく算定見込額

基準財政需要額及び基準財政収入額の算定例

(令和4年度)

【標準区】…人口35万人の特別区を想定

(例) 経常的経費 民生費 社会福祉費

基準的経費	
社会福祉総務費	664,531,886円
地域福祉計画作成	1,482,250円
基準的経費合計 A	10,649,028,346円
特定財源	
分担金及び負担金	25,289,095円
国庫支出金	3,628,794,000円
特定財源合計 B	5,466,375,095円
差引一般財源 C = A - B	5,182,653,251円
測定単位の数値 D	350,000人
単位費用 E = C / D	14,808円

標準区とは、単位費用を算出するために、人口等の測定単位が23特別区の平均に近い標準的な行政規模をもつと想定した架空の特別区である。

次の補正係数の連乗加算

- ・ 段階補正係数(a) ----- 1.042
固定費の影響を補正
- ・ 密度補正係数 I (b) --- 0.985
心身障害者福祉手当及び難病手当支給件数の多少による経費の増減を補正
- ・ 密度補正係数 II (c) --- 1.013
自立支援医療（更生医療）のうち生活保護受給者のレセプト件数の多少による経費の増減を補正
- ・ 態容補正係数 I (d) --- 1.000
福祉型児童発達支援センターの管理運営経費を加算

・ 連乗加算の方法

$$a + (b-1) + (c-1) + (d-1)$$

【A区（人口215,361人）の基準財政需要額】

(例) 経常的経費 民生費 社会福祉費

$$\text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数} = \text{算定額}$$

$$14,808\text{円/人} \times (215,361\text{人} \times 1.040) = 3,316,622\text{千円}$$

R4.4.1現在
日本人人口+外国人人口

補正後の測定単位の数値
223,975人

経常的経費	
議会総務費	6,978,939千円
民生費	
社会福祉費	3,316,622千円
老人福祉費	3,503,224千円
生活保護費	3,642,811千円
投資的経費	
合計	60,368,712千円

【A区の基準財政収入額】

23区全体の基準財政収入見込額 × A区の決算調定額のシェア	
特別区民税 894,642,466千円 × シェア	
軽自動車税環境性能割 344,055千円 × シェア	
合計	21,154,245千円

【A区の普通交付金算定】

$$\text{普通交付金 (= 財源不足額)} = \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}$$

$$39,214,467\text{千円} = 60,368,712\text{千円} - 21,154,245\text{千円}$$

都区財政調整標準区の積算例(経常的経費・土木費・公園費)

事業区分	節名	経費	内容説明
基 準 的 経 費	公園維持管理費	給与費	139,705,468 円 @7,613,377 × 18.35 人 139,705,468 円
		職員手当等	1,308,720 円 時間外勤務手当 @2,870 円 × 456 時間 1,308,720 円
		旅費	448,658 円 普通旅費 @511 × 878 回 448,658 円
		需用費	13,013,000 円 消耗品費 807,000 円
			光熱水費 12,048,000 円
			電気料 5,806,000 円
			水道料 6,242,000 円
		修繕料 158,000 円	
		役務費	49,538,540 円 園内芝生管理等 48,597,430 円
		委託料	132,999,050 円 通信運搬費 941,110 円
	129,077,050 円 清掃関係委託 129,077,050 円		
	使用料及び賃借料	1,046,000 円 遊具点検委託 3,922,000 円	
		105,714,000 円 貨物自動車借上料 1,046,000 円	
	工事請負費	98,089,000 円 改良工事 98,089,000 円	
		7,625,000 円 詰所経費 7,625,000 円	
	原材料費	1,505,000 円 砂利、セメント、木材、洗砂等 1,505,000 円	
	備品購入費	1,605,000 円 1,605,000 円	
	計	446,883,436 円	
	公衆便所維持管理費	需用費	4,724,000 円 光熱水費 2,840,000 円
			電気料 102,000 円
水道料 2,738,000 円			
消耗品費 1,884,000 円			
役務費		29,510,000 円 公衆便所清掃 29,510,000 円	
工事請負費	756,000 円 756,000 円		
計	34,990,000 円		
合計 A	481,873,436 円		
特定財源	使用料及び手数料	31,938,000 円 公園使用料 @1,473,400 × 12 月 17,680,800 円	
		14,257,200 円 公園占用料 @1,188,100 × 12 月 14,257,200 円	
合計 B	31,938,000 円		
差引一般財源 C = A - B	449,935,436 円		
数値 D	300,000 m ²		
単位費用 C/D	1,500 円		

※ 種別補正(単位当たり経費)	一般公園 1,130円 河川敷公園 553円 児童公園 1,308円
段階補正	公園維持管理費の一部(事業費の一部及び給与費14.56人分)、公衆便所維持管理費の一部 ⇒ 固定費 196,941,059円(総経費の0.438)

都区財政調整標準行政規模等一覧

経費の種類		測定単位		標準区数値	補正				
		経常的経費	投資的経費		種別	段階	密度	態容	
議会総務費		人	口	350,000 人		○	○	○	
民生費	社会福祉費	人	口	350,000 人		○	○	○	
	老人福祉費	65歳以上人口	65歳以上人口	63,000 人		○	○	○	
	生活保護費	被保護者数	—	7,600 人		○	○	○	
	児童福祉費		18歳未満人口	—	47,000 人		○	○	○
			区立保育所入所児童数	—	3,400 人			○	○
			私立保育所入所児童数	—	1,100 人			○	
			15歳未満人口	—	38,000 人		○	○	○
	国民健康保険事業助成費	被保険者数	—	113,780 人		○		○	
	後期高齢者医療制度事業助成金	被保険者数	—	34,000 人		○		○	
衛生費		人	口	350,000 人		○	○	○	
清掃費	清掃総務費	人	口	—	350,000 人		○		
	収集作業費	人	口	人	口	350,000 人		○	○
	収集車両費	人	口	—	350,000 人		○	○	○
	処理処分費	人	口	人	口	350,000 人		○	○
経済労働費	生活経済費	人	口	人	口	350,000 人		○	○
	産業経済費	事業所数	—	120,000 箇所		○		○	
土木費	建築公害費	人	口	人	口	350,000 人		○	○
	都市整備費	人	口	人	口	350,000 人		○	○
	道路橋りょう費	道路面積	道路面積	2,322,000 m ²		○	○	○	○
	公園費	公園面積	—	300,000 m ²		○	○		
教育費	小学校費	児童数	—	22,950 人			○		
		学級数	—	612 学級					
		学校数	学校数	34 校			○	○	
	中学校費	生徒数	—	10,800 人			○		
		学級数	—	270 学級					
		学校数	学校数	18 校			○	○	
	その他の教育費	児童生徒数	児童生徒数	33,750 人		○			
		幼稚園数	—	15 箇所				○	
—		園児数	1,800 人		○				
人		口	人	口	350,000 人		○	○	○
その他諸費	公債費	元利償還金		元利償還金					
	財産費	年度支払額		年度支払額					
	その他行政費	人	口	—	350,000 人			○	

財調算定における補正について（概要）

○ 補正の必要性

単位費用に測定単位の数値を乗じた基本的な算定では対応できない各区の行政需要等を捕捉するために必要

$$\boxed{\text{基準財政需要額}} = \boxed{\text{単位費用}} \times \boxed{\text{測定単位の数値}} \times \boxed{\text{補正係数}}$$

○ 補正の種類と目的

財調条例では、現在、種別・段階・密度・態容の4種類の補正が設定されている

種類	目的（補正の効果）
種別補正	<ul style="list-style-type: none"> 測定単位に種別（道路：道幅、公園：一般公園、児童遊園、河川敷公園）があり、種別ごとの単位費用に差があるものについて補正するもの 土木費の道路橋りょう費（経常・投資）、公園費（経常）のみに設定
段階補正	<ul style="list-style-type: none"> 規模（人口等）の大小に関わらず、一定の固定的な経費が必要となる場合に補正するもの（全区一律の経費（固定費）は、規模の大きな区ほど単位あたりの費用が割安になるため） ほとんどの費目に設定されている補正
密度補正	<ul style="list-style-type: none"> 密度の大小により、単位あたり経費を遡増、遡減させる場合に補正をするもの（＝標準区の密度との比較による割増・割減の補正） 心身障害者福祉手当支給件数比率など民生費に多く設定
態容補正	<ul style="list-style-type: none"> 各区の地域的条件（低地係数・地価係数）の差異、法令等に基づく特定事業の実施の有無、その他に行政の質量差等がある場合に補正をするもの 費目全般に設定され、補正の中で最も件数が多い（＝71件）

○ 補正の数（R4財調ベース）

R4年度財調ベースで、130の補正が設定されている

	経常的経費					投資的経費					合計
	種別	段階	密度	態容	小計	種別	段階	密度	態容	小計	
議会総務費		1	1	3	5		1		1	2	7
民生費		6	12	14	32		2	2	6	10	42
衛生費		1	1	3	5		1		2	3	8
清掃費		4	2	5	11		1		2	3	14
経済労働費		2		3	5		1		1	2	7
土木費	2	4	1	4	11	1	2	1	7	11	22
教育費		2	4	9	15		2	2	10	14	29
その他諸費				1	1						1
計	2	20	21	42	85	1	10	5	29	45	130

令和4年度財調 密度補正一覧

【経常的経費】

経費の種類	測定単位	No	補正の目的	
議会総務費	人口	1	標準区の戸籍人口比率に対する当該区の戸籍人口比率の割合により住民基本台帳整備費の割増又は割減を補正	
民生費	社会福祉費	2	心身障害者福祉手当支給件数及び難病手当支給件数の多少により社会福祉費の割増又は割減を補正	
		3	自立支援医療(更生医療)のうち生活保護受給者のレセプト件数の多少により社会福祉費の割増又は割減を補正	
		4	標準区の「住民基本台帳上の日本人老人人口に対する、外国人人口を含んだ老人人口の比率」に対する当該区の割合により、老人福祉費の割増又は割減を補正	
	老人福祉費	65歳以上人口	5	老人福祉施設入所措置者数の多少により老人福祉費の割増又は割減を補正
	生活保護費	被保護者数	6	各種扶助件数の多少により生活保護費の割増又は割減を補正 (生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、法73条ケース)
	児童福祉費	18歳未満人口	7	標準区の「住民基本台帳上の日本人児童人口に対する、外国人人口を含んだ児童人口の比率」に対する当該区の割合により、児童福祉費の割増又は割減を補正
			8	児童育成手当支給件数の多少により児童福祉費の割増又は割減を補正
			9	児童扶養手当受給世帯数の多少により児童福祉費の割増又は割減を補正
			10	ひとり親家庭医療費助成件数の多少により児童福祉費の割増又は割減を補正
		区立保育所 入所児童数	11	当該区の区立保育所入所児童数に占める3歳未満児数の割合と標準区のその割合との差により、児童福祉費の割増又は割減を補正
			12	保育所1所当たりの固定的経費を算定するため補正
	私立保育所 入所児童数	13	当該区の私立保育所入所児童数に占める3歳未満児数の割合と標準区のその割合との差で、児童福祉費の割増又は割減を補正	
	衛生費	人口	14	食品衛生監視施設数及び環境監視施設数の多少による経費の差を補正
清掃費	収集作業費	人口	15	人口1人あたり事業所数の多少により収集作業経費の割増又は割減を補正
	収集車両費	人口	16	人口1人あたり事業所数の多少により収集車両経費の割増又は割減を補正
土木費	道路面積	17	道路面積に対する幅員が4.5m未満の道路面積の割合の多少により細街路拡幅事業費の割増又は割減を補正	
教育費	小学校費	児童数	18	準要保護児童数の多少により要保護・準要保護児童就学援助費の割増又は割減を補正
	中学校費	生徒数	19	準要保護生徒数の多少により要保護・準要保護生徒就学援助費の割増又は割減を補正
	その他の教育費	人口	20	子育てのための施設等利用給付を受ける者の多少により子育てのための施設等利用給付の割増又は割減を補正
			21	子ども・子育て支援新制度に係る私立幼稚園の園児の多少により施設型給付費の割増又は割減を補正

【投資的経費】

経費の種類	測定単位	No	補正の目的	
民生費	老人福祉費	65歳以上人口	1	標準区の「住民基本台帳上の日本人老人人口に対する、外国人人口を含んだ老人人口の比率」に対する当該区の割合により、老人福祉費の割増又は割減を補正
	児童福祉費	15歳未満人口	2	標準区の「住民基本台帳上の日本人児童人口に対する、外国人人口を含んだ児童人口の比率」に対する当該区の割合により、児童福祉費の割増又は割減を補正
土木費	道路面積	3	交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長の多少により経費の差を補正	
教育費	小学校費	学校数	4	学級数の多少により小学校費の割増又は割減を補正
	中学校費	学校数	5	学級数の多少により中学校費の割増又は割減を補正

令和4年度財調 態容補正一覧

【経常的経費】

(☆)印は、「知事が定める事項」

経費の種類	測定単位	No	補正の目的	
議会総務費	人 口	1	昼間人口比率により災害対策費の一部を補正	
		2	退職手当について各区の退職対象者の状況に応じて補正(☆)	
		3	人口区分に応じた議員定数により議会運営に係る経費の差を補正	
民生費	社会福祉費	人 口	4 福祉型児童発達支援センター(知的障害児)の管理運営経費を加算	
	老人福祉費	65歳以上人口	5	区立特別養護老人ホーム経営支援経費を加算(☆)
			6	高齢者集合住宅運営(シルバーピア対象事業に限定)及び軽費老人ホーム(A型・B型・ケアハウス)運営経費を加算(☆)
	生活保護費	被保護者数	7	生活保護法第73条による被保護者数(都負担ケース)の当該区人口に占める割合の多少による経費差を補正
	児童福祉費	18歳未満人口	8	区立認定こども園の管理運営費(2・3号認定分)を加算
			9	私立認定こども園の施設型給付費等(2・3号認定分)を加算
			10	児童相談所関連事務に係る経費を加算
	国民健康保険事業助成費	被保険者数	11	区立保育所入所児童数
			12	保険料軽減被保険者数の多少による基盤安定繰出金の差を補正
			13	国民健康保険制度改革に伴い、平成29年度当初算定額を基準として、影響を調整するための補正(☆)
			14	東京都国民健康保険事業費納付金において行われる激変緩和措置の影響を調整(☆)
	後期高齢者医療制度事業助成費	被保険者数	15	保険料軽減被保険者(未就学児)数の多少による未就学児均等割保険料軽減措置繰出金の差を補正
			16	低所得者に係る保険料軽減者数の多少による基盤安定繰出金の差を補正
			17	旧被用者保険の被扶養者に係る保険料軽減者数の多少による基盤安定繰出金の差を補正
	衛生費	人 口	18	公害健康被害補償法適用の区の公害健康被害補償事業経費を加算
			19	森林整備及びその促進に要する経費を加算(☆)
			20	児童相談所関連事務に係る経費を加算
清掃費	収集作業費	人 口	21	不燃ごみに係る中継作業経費について、不燃ごみの中継量、施設運営・運搬経費、施設維持経費等に応じて加算(☆)
			22	事業系ごみの廃棄物処理手数料について、事業所数に応じて割増又は割減補正(☆)
	収集車両費	人 口	23	当該区の収集作業形態により収集車両経費を割増補正(☆)
			24	し尿収集運搬経費を加算(☆)
処理処分費	人 口	25	標準算定額と清掃一部事務組合分担金との差を補正(☆)	
経済労働費	生活経済費	人 口	26 勤労福祉会館管理運営費を加算	
	産業経済費	事業所数	27	農業委員会運営経費を加算
28			農漁業振興経費について農漁業世帯数に応じて加算	
土木費	建築公害費	人 口	29 区が設置管理する自転車駐車場維持管理費を加算	
	都市整備費	道路橋りょう費	30	空港対策経費を加算(☆)
			31	中心地区まちづくり調整業務等に要する経費を加算(☆)
32	区が設置管理する排水場の維持管理費を加算			
教育費	小学校費	学 校 数	33	小学校(義務教育学校の前期課程を含む)の児童数及び学級数の規模による経費の差を補正
			34	特別支援学校及び養護学園の管理運営費を加算
			35	学校数の急激な減少に伴う基準財政需要額の激減緩和を補正
	中学校費	学 校 数	36	中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校(前期課程)を含む)の生徒数及び学級数の規模による経費の差を補正
			37	学校数の急激な減少に伴う基準財政需要額の激減緩和を補正
	その他の教育費	人 口	38	幼稚園規模による経費の差を補正
			39	昼間人口比率により図書館管理費を補正
その他行政費	人 口	40	区立認定こども園の管理運営費(1号認定分)を加算	
		41	私立認定こども園の施設型給付費等(1号認定分)を加算	
		42	昼間人口及び基準財政需要額のうち経常的経費単位数の額の多少によりその他行政費の割増又は割減を補正(☆)	

【投資的経費】

(☆)印は、「知事が定める事項」

経費の種類		測定単位	No	補正の目的
議会	総務費	人 口	1	建物建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差及び用地費の単価差を補正
民生費	社会福祉費	人 口	2	上記No.1と同じ
			3	上記No.1と同じ
	老人福祉費	65歳以上人口	4	特別養護老人ホームの整備費及び高齢者集合住宅(シルバーピア対象事業に限定)の整備費、改築経費、大規模改修経費を加算(☆)
			5	上記No.1と同じ
	児童福祉費	15歳未満人口	6	児童相談所及び一時保護所の改築経費、大規模改修経費(開設準備に係る施設整備費を含む)を加算(☆)
			7	児童福祉施設(児童養護施設等)の整備に係る助成事業費を加算(☆)
	衛生費	人 口	8	上記No.1と同じ
9			老人保健施設整備費を加算(☆)	
清掃費	収集作業費	人 口	10	車庫整備に伴う用地購入経費の元利償還金及び用地賃借料を加算(☆)
			11	不燃ごみの中継施設改築・プラント更新経費を加算(☆)
経労費	生活経済費	人 口	12	上記No.1と同じ
土木費	建築公害費	人 口	13	空き家対策等事業費に要する経費を加算(☆)
	都市整備費	人 口	14	まちづくり事業費を加算(☆)
	道路橋りょう費	道路面積	15	道路、橋りょうの新設及び拡幅並びに電線類地中化並びに都市景観創出向上事業に要する経費を加算(☆)
			16	排水場に係る排水ポンプ等の更新及び排水場撤去経費を加算(☆)
			17	都市計画交付金により算定された道路事業の更新及び改修に要する経費を減算(☆)
	公園費	人 口	18	・用地費単価差を補正 ・地域間の公園保有状況の格差を是正するため、1人当たり公園面積を指標として必要投資額を補正
			19	都市計画交付金により算定された公園事業の改修に要する経費を減算(☆)
教育費	小学校費	学 校 数	20	義務教育施設(校舎)建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正
			21	義務教育施設(校舎・屋内運動場・学校プール)の新築・増築等の経費を加算(☆)
			22	特別支援学校及び養護学園の改修・改築経費を加算
			23	特別支援学校施設(校舎・屋内運動場・学校プール)等の新築・増築等の経費を加算(☆)
	中学校費	学 校 数	24	義務教育施設(校舎)建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正
			25	義務教育施設(校舎・屋内運動場、学校プール)の新築、増築等の経費を加算(☆)
			26	中学校武道場の新築・改築・大規模改修の経費を加算(☆)
	その他の教育費	人 口	27	建物建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正
			28	建物建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正するとともに、昼間人口による需要増加に対処するため経費の一部を割増補正 ※昼間人口比率の多少により影響を受ける経費は、改築経費及び大規模改修経費のうち図書館(地区館)にかかる経費(全て比例費)
			29	区立認定こども園(1号認定分)の改築・大規模改修の経費を加算

令和4年度財調「知事が定める事項」一覧

《基準財政収入額》

区 分	項 目
地方消費税交付金	地方税法第72条の115に基づく各区への交付見込額の合計額
地方特例交付金	地方特例交付金(減収補填特例交付金)の算定に係る率
特例加減算額	特例加減算額における、施行令附則第7条の4第2項の規定により読み替えられた施行令第210条の12第1項の規定に基づき、地方交付税法附則第7条の2第2項第1号に掲げる額と同項第2号に掲げる額との差額に相当する額

《基準財政需要額》

区 分	項 目		
(経常的経費)			
議会総務費	今後11年間の退職者数の割合の単年度平均値		
民生費	老人福祉費	区立特別養護老人ホームの経営支援に要する経費 高齢者集合住宅運営(シルバーピア対象事業限定)及び軽費老人ホーム運営経費	
	国民健康保険事業助成費	平成29年度当初算定額からの激変緩和措置額 東京都国民健康保険事業費納付金において行われた激変緩和措置の影響を調整する額	
衛生費	衛生費	森林整備等に要する経費	
清掃費	収集作業費	対象事業所数	
		不燃ごみ中継施設運営経費	
		不燃ごみ中継施設の不燃ごみ搬入量	
		不燃ごみの運搬経費	
	収集車両費	不燃ごみ中継施設維持経費	
		不燃ごみ中継施設の用地賃借料	
処理処分費	事業所数に応じた廃棄物処理手数料の補正額		
土木費	建築公害費	対象事業所数	
	都市整備費	収集作業形態による必要車両台数 し尿収集運搬経費	
その他諸費	財産費	清掃一組分担金との調整額	
	その他行政費	建築公害費	空港対策経費
		都市整備費	中心地区まちづくり調整業務経費
民生費	老人福祉費	特別区都市計画交付金に係る地方債収入相当額	
	児童福祉費	小中学校、中等教育学校(前期)、義務教育学校敷地に係る当該年度の賃借料 財源対策経費に係る当該年度の元利償還分	
衛生費	衛生費	その他行政費の算定に係る率(β)	
(投資的経費)			
民生費	老人福祉費	特別養護老人ホームの整備費及び高齢者集合住宅(シルバーピア対象事業に限定)の整備費	
	児童福祉費	高齢者集合住宅(シルバーピア対象事業に限定)の改築経費及び大規模改修経費	
衛生費	衛生費	児童福祉施設(児童養護施設等)建設費補助 老人保健施設整備費	
清掃費	収集作業費	車庫用地購入経費の元利償還金及び用地賃借料相当額	
		不燃ごみ中継施設の改築及びプラント更新経費	
土木費	建築公害費	空き家対策等事業費	
	都市整備費	まちづくり事業費	
		住宅市街地総合整備事業の一部の用地取得経費	
		都心共同住宅供給事業、防災生活圏促進事業、都市防災不燃化促進事業、優良建築物等整備事業、地区計画促進事業、都市再生交通拠点整備事業、都市再生総合整備事業、鉄道駅総合改善事業、鉄道駅エレベーター等整備事業、鉄道駅多機能トイレ等整備促進事業、ホームドア等整備促進事業、高齢者向け優良賃貸住宅供給事業、不燃化推進特定整備事業及び防災生活道路整備・不燃化促進事業に要する経費、首都圏新都市鉄道(株)出資金、雨水流出抑制事業助成金	
	道路橋りょう費	街路整備事業、雨水流出抑制貯留施設建設事業、自転車駐車場整備事業、自動車駐車場整備事業に要する整備費	
公園費	道路、橋りょうの新設及び拡幅並びに電線類地中化並びに都市景観創出向上事業に要する経費 排水場の排水ポンプ等の更新及び排水場撤去に要する経費 前年度における道路事業の更新・改修経費(都市計画交付金対象経費)		

教育費	小 学 校 費	義務教育施設（校舎・屋内運動場・学校プール）の新增築等の経費
		校舎新增築面積
		新設学校数
		給食室の建設を要する学校数
		鉄筋校舎取壊し面積
		工事中仮設校舎面積
		防火戸設置数
		屋内運動場新設棟数
		学校プール新設基数
		学校プール新設基数のうち、校舎内蔵プール新設基数
		元利償還金相当額
		特別支援学校施設（校舎・屋内運動場・学校プール）等の新增築等の経費
		特別支援学校校舎新增築面積
	特別支援学校の新設校数	
	給食室の建設を要する学校数	
	活性汚泥槽設置学校数	
	防火戸設置数	
	屋内運動場新設棟数	
	寄宿舎建設面積	
	学校プール新設基数	
	学校プール新設基数のうち、校舎内蔵プール新設基数	
	元利償還金相当額	
	中 学 校 費	義務教育施設（校舎・屋内運動場・学校プール）の新增築等の経費
		校舎新增築面積
		新設学校数
		給食室の建設を要する学校数
		鉄筋校舎取壊し面積
		工事中仮設校舎面積
		防火戸設置数
		屋内運動場新設棟数
		学校プール新設基数
		学校プール新設基数のうち、校舎内蔵プール新設基数
		元利償還金相当額
中学校武道場の新築・改築・大規模改修の経費		
武道場新築面積		
武道場の設置校数		
そ の 他	地価係数	

令和3年度 特別区財政調整交付金(特別交付金)交付額一覧

(単位:千円、件)

	A 災害等の特別の財政需要・財政収入の減少		B 基準財政需要額で捕捉されなかった財政需要		C その他特別の事情		計		算定残配分	交付額
	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件		
千代田区	32,820	1	1,205,374	28	1,113,101	59	2,351,295	88	8	2,351,303
中央区	0	0	595,609	25	2,179,719	71	2,775,328	96	19	2,775,347
港区	3,402	1	1,096,501	16	1,665,193	108	2,765,096	125	29	2,765,125
新宿区	882	1	441,318	46	1,035,175	105	1,477,375	152	39	1,477,414
文京区	0	0	2,774,549	43	1,019,109	91	3,793,658	134	26	3,793,684
台東区	0	0	1,365,948	65	973,236	131	2,339,184	196	23	2,339,207
墨田区	0	0	357,356	19	1,332,577	72	1,689,933	91	31	1,689,964
江東区	0	0	425,411	25	958,613	143	1,384,024	168	60	1,384,084
品川区	132,322	1	585,216	36	1,145,518	72	1,863,056	109	46	1,863,102
目黒区	1,903	2	913,174	71	350,437	102	1,265,514	175	32	1,265,546
大田区	14,683	10	567,165	41	889,683	58	1,471,531	109	83	1,471,614
世田谷区	4,456	1	750,304	19	2,678,125	95	3,432,885	115	104	3,432,989
渋谷区	181	2	1,055,426	45	951,906	77	2,007,513	124	26	2,007,539
中野区	8,690	1	1,260,603	61	1,762,891	74	3,032,184	136	38	3,032,222
杉並区	3,047	1	691,139	23	1,196,054	66	1,890,240	90	65	1,890,305
豊島区	2,273	1	196,052	29	771,239	98	969,564	128	32	969,596
北区	1,808	2	1,325,992	78	805,308	77	2,133,108	157	40	2,133,148
荒川区	989	2	555,696	41	1,574,632	139	2,131,317	182	24	2,131,341
板橋区	547	1	737,929	52	1,831,270	168	2,569,746	221	65	2,569,811
練馬区	17	1	1,008,872	60	4,874,945	146	5,883,834	207	84	5,883,918
足立区	0	0	506,970	35	2,731,159	75	3,238,129	110	78	3,238,207
葛飾区	1,405	3	1,140,600	27	1,330,120	116	2,472,125	146	52	2,472,177
江戸川区	0	0	1,706,788	58	1,312,123	136	3,018,911	194	79	3,018,990
計	209,425	31	21,263,992	943	34,482,133	2,279	55,955,550	3,253	1,083	55,956,633

特別交付金の状況

(単位: 百万円、%)

	令和3年度		令和元年度		平成28年度	
	交付額	構成比	交付額	構成比	交付額	構成比
A 普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のための特別の財政需要又は財政収入の減少	209	0.4	1,183	2.1	581	1.2
災害等の復旧に要する経費	182	0.3	844	1.5	426	0.8
災害等の応急対策に要する経費	26	0.0	333	0.6	84	0.2
災害減免による財政収入の減少	0	0.0	1	0.0	0	0.0
その他災害等に要する経費	1	0.0	6	0.0	71	0.1
B 基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要	21,264	38.0	24,266	43.8	27,445	54.7
災害等の未然防止に要する経費	4,155	7.4	1,998	3.6	6,380	12.7
公害対策等緊急の環境改善に要する経費	1,760	3.1	2,222	4.0	3,212	6.4
地方交付税(市町村分)の算定対象であるが、都区財政調整においては普通交付金の算定対象となっていない財政需要	1,539	2.8	1,720	3.1	1,420	2.8
特別区の需要としては普遍性がないとの理由により、普通交付金に算定されていない財政需要	13,810	24.7	18,326	33.0	16,432	32.7
C その他特別の事情	34,482	61.6	29,983	54.1	22,165	44.1
災害以外の緊急に対応すべき特別の事情	13	0.0	11	0.0	82	0.2
普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応	2,448	4.4	2,879	5.2	3,970	7.9
その他特別の事情	32,022	57.2	27,093	48.8	18,113	36.1
算定残	1	0.0	31	0.1	26	0.1
合計	55,957	100.0	55,463	100.0	50,216	100.0

平成 12 年都区制度改革税財政分野の概要

～「基礎的な地方公共団体」にふさわしい財政自主権の強化～

◇特別区を巨大都市東京の基礎的な地方公共団体として法定

- ・ 都は広域の地方公共団体、特別区は基礎的な地方公共団体として性格付け
- ・ 都の内部団体性を問われる特例措置を廃止（事務調整条例制定権の廃止等）
- ・ 二層制による大都市制度としての都区制度と身近な自治の確立

◇都区の役割分担原則の法定

- ・ 特別区優先の原則の明確化
- ・ 都が大都市地域の行政の一体性確保の観点から行う「市」の領域の事務を限定
- ・ 清掃事業、都に留保されていた教育委員会の事務等都から区への大幅な事務移管

◇都から区への「市」税等の移譲 <可能な限りの税源移譲>

- 税の移譲 ⇒ 入湯税
- 都の交付金 ⇒ ゴルフ場利用税交付金
- 国の譲与金 ⇒ 航空機燃料譲与税

◇都区財政調整制度の改善

- 目的、調整財源、交付の基準等を法定化 ⇒ 法律上の財源保障制度として確立

(目 的) ①都と特別区間の財源の均衡化 ②特別区相互間の財源の均衡化 ③特別区の行政の自主的かつ計画的運営の確保 (調整財源) ①固定資産税 ②特別土地保有税 ③市町村民税法人分 (交付基準) 調整税の一定割合の額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように交付

- 総額補てん制度、納付金制度の廃止
(①交付額が不足する場合は、割落とし ②収入超過分はその区の自主財源)
- 都区間配分の明確化（調整税の配分割合 44%⇒52%）
 - ① 都区の役割分担に応じた配分
⇒ 都区双方の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方は今後協議
 - ② 配分の安定（変更事由の客観化）
⇒ 税財政制度改革、都区の役割分担の変更、その他の事由がある場合のみ変更
- 算定方法等の改善

(主な改正点) ① 都区制度改革、地方分権改革による移管事務等の経費の算定 ② 介護保険、国保他制度変更による経費算定 ③ 算定方法の改善合理化 ④ 普通交付金の割合を拡大（95%⇒98%）、特別交付金の割合を縮小

◇その他の特例措置の改正 <内部団体性を問われる制度を一掃>

- 法定外普通税に関する都の同意の廃止
- 起債制度の改善（当面、起債許可制度が存続する期間）
 - ① 起債許可権者の変更（自治大臣⇒都知事）
 - ② 起債許可要件の改善（都の税率が影響する範囲を調整税に限定）
- 特別区たばこ税賦課徴収の独立化

◇都区協議会の存置

- 都区財政調整等に関する対等な立場での協議機関として運営

地方自治法等の一部を改正する法律案 想定問答<都区財政調整関係抜粋>

(平成12年都区制度改革関係)

※下線及び斜字は、抜粋者注

<目次>

- 問 88 今回の改革後も都区財政調整制度を存置する理由如何
- 問 90 今回の財政制度の改正の意義如何
- 問 93 今回の改正後も交付税の算定上いわゆる都区合算(法21条)を存続する理由如何
- 問 97 調整3税の減収等により単年度の調整財源の不足が生じた場合どのような措置がなされるのか
- 問 100 今回の改正により、新たに都から特別区に事務の移譲がなされるが、新たに特別区の要する財源はどれほどか。また、事務移譲と税源移譲は見合っていないと思われるが、その財源をどのように調達するのか
- 問 103 何故調整割合を法律上明記しないのか
- 問 104 固定資産税、市町村民税法人分等を特別区税として、必要な都との間の財政調整については、区から都に財源を与えるという方法はとり得ないのか
- 問 105 納付金制度を廃止する理由如何。特別区相互間の財源の均衡化を徹底するためには存続すべきではないか
- 問 114 都区協議会の規定を残すことは、特別区の自主性・自律性の強化と反しないのか
- 問 126 事業所税、都市計画税については、調整税ではないが、課税権を特別区に与えない理由如何

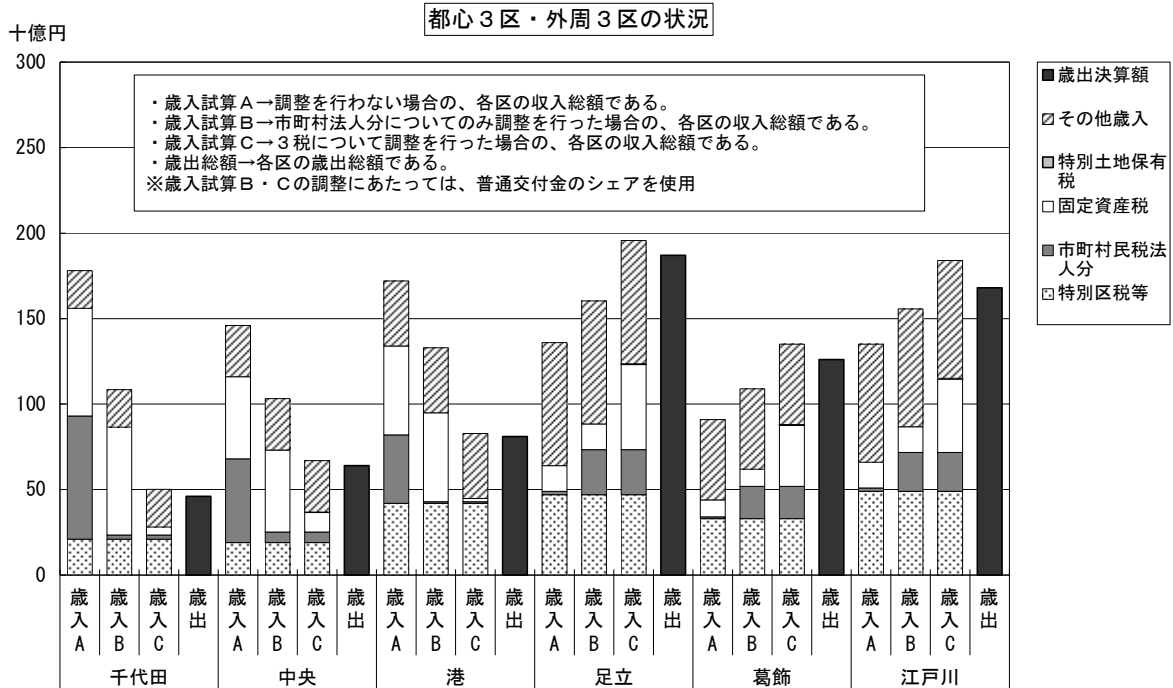
問 88 今回の改革後も都区財政調整制度を存置する理由如何。

- 答 1 今回の都区制度改革により、原則的には、特別区が基礎的な地方公共団体と位置付けられる以上、都の内部団体的性格を表す規定は廃止し、一般の道府県及び市町村と同様の規定を適用することとなるが、なお、大都市としての一体性・統一性を確保する必要があることから、消防、上下水道等の事務が法令で都に留保される等の事務配分の特例や課税権の特例(調整3税、都市計画税、事業所税等が都税)が存続することとなる。
- 2 この場合、大都市としての一体性・均質性の確保の観点から都に留保される事務については本来的には市町村税をもって充てられるべき性格のものであるため、そのための都と区間の財源配分を適切に行う必要がある。(都と特別区の財源配分機能)
- 3 また、特別区の存する区域にあっては、特別区相互間に著しい税源の偏在がある中で大都市の一体性及び統一性を確保するためその行政水準の均衡を図る必要がある(特別区の財源保障機能。財源調整機能)
- 4 これらの要請を満たすためには、今回の改革後においても、都の内部団体としての性格を払拭する観点から見直しを行った上で、都区財政調整制度により都区間の事務処理の特例等に応じた財源保障を講じることが適当と考えられる。

(参考)平成2年第22次地制調答申

- 「特別区は、都においてのみ存する制度であり、このような改革後においても、大都市の一体性の確保の見地から、権能、税財政などの面において、一般の市町村とは異なっているため、なお特別地方公共団体であると考えられる。」
- 「特別区の存する区域にあっては、都と特別区間の財源配分を適切に行う必要があること及び特別区相互間に財源の偏在がある中でその行政水準の均衡を図る必要があることを考えると、都区財政調整制度は存置せざるを得ないが、特別区の財政運営の自主性を高める観点から次のような改正を行うものとする。」

*別添税源偏在に関する表参照



問90 今回の財政制度の改正の意義如何。

答 今回の改正の主たる意義は以下の点にあると考えられる。

- ① 法律上都区財政調整制度の根幹が規定され、総額が安定的に保障されるとともに都区間の財政関係が相互により独立したものなることから、特別区の都に対する依存心をなくし、特別区の財政運営の自主性を高めることとなること。
- ② 特別区間の財源調整に関しても、課税権を制約してより一層の財源の平準化を期する納付金制度を廃止することにより、各特別区の課税権及び自主財政権を尊重し、特別区相互間の独立性が高まること。
- ③ 交付税制度と同様の都区財政調整制度の「特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため」という財源保障の目的が、法律上安定的に保障された調整3税の一定割合の原資を用いて特別区財政調整交付金の交付を通じて達成されることが明確に規定されることから、特別区に対する財源保障の目的及び内容が法律上より具体化すること。
- ④ これらのことにより、今回の都区財政調整制度の改正の趣旨が明確になることから、これを受けた政令改正の方針が明確になること。

問93 今回の改正後も、交付税の算定上、いわゆる都区合算（法21条）を存続する理由如何。

答1 今回の改革後において、特別区への財源保障の方法としては、かつて特別地方公共団体たる特別市に対する財源保障を地方交付税法上講じていた（第21条第2項）ように、特別地方公共団体である特別区に対しても個別に地方交付税により財源保障するという方法も理論的にはあり得ないことではないと考えられる。

2 しかしながら、制度改革後においても、

- ① 沿革的経緯・実態等及び大都市の一体的・均質性の確保の必要性の観点から、消防上下水道等の事務が法令により都に留保されるとともに、交通事業、ガス事業等通常は市が行うべき事務の一定範囲を今後とも都が行うこと
- ② 税制も市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税の調整3税のほか、都市計画税、事業所税等を都が課税する特例は維持されること
- ③ 都区財政調整制度は存続されること等都及び特別区が道府県及び一般市と異なった事務処理、税財政の仕組みが存続することとなる。

3 この場合、交付税制度が標準的な団体を基準として全国の普遍的な需要を捉えて標準的な

行政水準を確保するものである以上、都区間の事務や財源区分等に応じ『都分』と『特別区分』を算定することは技術的に極めて困難であることから、都区合算を存続することとしている。

- 例) ・ 県分に「消防費」「下水道費」等を設ける必要があること
- ・ 都区間のみには適用のない税目を設ける必要があること 等

- 4 なお、今回の改正により都区財政調整制度により特別区の財源保障が行われることを法律上明記したところである。また、都区財政調整制度における特別区の基準財政需要額・基準財政収入額は普通交付税の算定方法に準じて算定することとしているため、都区合算により計算した基準財政需要額から都区財政調整制度上の特別区の基準財政需要額を控除した需要額は都の財政需要を合理的に示していることから、すなわち、交付税制度及び都区財政調整制度が相まって都と特別区双方の財源保障が講じられているものである。

※<都区合算での基準財政需要額－都区財政調整の特別区の基準財政需要額＝都の財政需要を合理的に示す>という図式は疑問

- ・ 交付税との違い（自主財源率の差、調整税の自主財源分、水準超経費等の扱い）
- ・ 区の基準財政需要額は絶対値ではない
- ・ 都の財政需要の計測（財源がひっ迫した場合の都区間の調整）

※関連して、都区財政調整上、財源保障すべき水準をどう考えるか（ナショナルミニマムか、アーバンミニマムか）

⇒当時の自治省の考え方

- ・ 少なくとも、法律上保障すべき水準は交付税と同じ。それ以上の部分は任意の世界。
- ・ ナショナルミニマムを保障すれば足りるという意味ではなく、ナショナルミニマムを保障できなければ違法であるということを法律上明らかにしたということ。

※交付税とパラレルの関係。違う部分があれば説明を求められる。

(参考) 都と特別区を事務処理、税財政の仕組みに応じ、別個に算定する場合の問題例

- 法令留保事務（消防、上下水道等）

法令留保事務は、都が法令に基づき特例的に行うものであるため、都の需要に算入する必要がある。

この場合、道府県分に消防費、下水道費等の単位費用を新たに設ける必要が生じる（問題点）

- ・ 東京都のみに適用される単位費用を設けることと、交付税法第2条第7号（…標準的条件を備えた地方団体が、合理的…）との整合性がとれない。

- 調整3税（市町村民税法人分・固定資産税・特別土地保有税）、事業税等道府県分及び市町村分に、調整3税、事業所税の税目を設定する必要がある。

（問題点）

- ・ 東京都及び特別区のみしか適用のない税目を設定する必要がある。
- ・ 道府県分に、基準税率75%の税目を設定する必要がある

以上の例のとおり、都区合算を廃止した場合の交付税の算定は極めて困難なものとなるが、さらにこれに加え、都区財政調整により講じられる都区間及び特別区相互間の財政調整を踏まえて算定する必要があるため、なお一層交付税上の算定が複雑かつ困難なものとなる

*現行の算定方法

都にあっては、道府県に対する交付税の算定に関してはその全地域を道府県とみなし、また、市町村に対する交付税の算定に関しては、その特別区の存する区域を市町村とみなしてそれぞれ基準財政需要額及び基準財政収入額を算定する。

- 基準財政需要額

- ・ 法令留保事務（消防、上下水道）…特別区分に算入
- ・ 任意共管事務（都市計画事業等）…道府県と市町村と同様の算定方法

- 基準財政収入額

- ・ 市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税…特別区分に算入

問97 調整3税の減収等により単年度の調整財源の不足が生じた場合どのような措置がなされるのか。

答1 今回の都区財政調整制度の改革により、今後の特別区財政調整交付金の財源は調整3税の一定割合に限定され、いわゆる総額補てん制度は廃止されることとなる。

2 したがって、調整3税の減収等により単年度の調整財源が特別区の財源不足額の合計額に満たない場合は、従来は、当該不足額を都の一般会計から貸付けることにより調整財源が確保されていたが、今後は、交付税制度に準じて、単年度的には当該不足額を財源不足団体の基準財政需要額の割合により按分し、減額して交付するいわゆる調整率を用いて調整を行うこととなる。

3 また、調整財源の減収等により調整財源が特別区の財源不足額の合計額に著しく満たない状態が複数年度において引き続き発生した場合には、調整3税の都区間の配分割合（いわゆる調整割合）が変更され、特別区の財政需要を満たすよう適切に変更されることとなる。

4 このような制度の見直しは、都区財政調整制度について従来指摘されていた問題点を是正して、都及び特別区の責任分担を明確にし、相互の依存関係を排除するためには必要改正であり、今後都及び特別区は、例えば税金が多い年にはその一部を財政調整基金等に積み立てる等中長期的な視野に立った責任ある財政運営を図ることが従来にもまして求められるものである。

5 なお、今回の改正後においても、税制改正等により単年度に過大な調整財源の不足が生じた場合に都と特別区の話し合いにより調整割合を変更することを否定するものではない。

※いずれも、年度途中（当初算定時等）に財源不足になった場合の対応。

交付税制度では、年度当初から、臨時加算、借入、赤字債等の地方財政対策が可能。

都区財政調整は、地方財政対策を適用しても不足が見込まれる場合は、基準財政需要額の圧縮か、配分割合の変更しか手段がない。まして、複数年度「著しく」不足する状態（※交付税では、法定率分普通交付税額の概ね10%程度以上）が続いたら財政運営ができない。

⇒交付税と同様の説明をする限界点

（当時の自治省は、この規定は、そうなった場合は配分割合を変更しなければ違法であるという趣旨であり、税制改正等が見込まれる場合に配分割合を変更するのは、交付税においてもこの規定によってではなく、保障すべき財源との関係で動かしているので、都区財政調整においても同様であると説明）

問100 今回の改正により、新たに都から特別区に事務の移譲がなされるが、新たに特別区の要する財源はどれほどか。また、事務移譲と税源移譲は見合っていないと思われるが、その財源をどのように調達するのか。

答1 今回の改正により新たに都から特別区に移譲される事務は一般廃棄物の収集・運搬・処分の事務、教育委員会が処理する教職員の身分の取扱い、教科書の取り扱い等の事務等であるが、現在これらの事務を都が実施する場合に要する経費は平成8年度決算ベースで約3千億円程度と聴いているところである。

2 一方、今回の改革により特別区に移譲される入湯税、ゴルフ場利用税交付金及び航空機燃料譲与税の税込額は平成8年度ベースで約8億8千万円と推計され、これと移譲事務経費との間に乖離があることは確かである。

3 しかしながら、特別区の手続処理に要する経費については最終的には都区財政調整制度により財源保障が講じられる仕組みとなっていることから、今回新たに都から特別区に移譲される事務の財源についても、基本的にこの都区財政調整制度の中で調整割合が適切に設定されることにより保障されることとなるものである。

※「適正に設定される」はず

法律改正により移管する事務事業に係る経費

<歳出>

1 清掃事業 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 他)	309,926 百万円
2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 59 条の事務 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律 他)	12 百万円
3 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事務 (地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律)	30 百万円
4 化製場等の規制に関する事務 (地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律)	3 百万円
合 計	309,971 百万円

(注)①清掃事業の経費には、府県事務等今後も都が実施する経費が含まれている。

②2～4 は、決算額を移管対象事務事業に係る実績等で按分し試算したものである。(移管事務に係る経費そのものではない。)

③政令改正により移管する事務事業、委任により移管する事務事業及び役割分担を明確にする事務事業については、移管範囲が確定していないため経費を算出していない。

(参考) 移譲財源の試算 (平成 8 年度ベース)

①入湯税 (港区、新宿区、文京区、墨田区、大田区)	約 6 千 6 百万円
②ゴルフ場利用税交付金 (江東区、北区、足立区)	約 9 千 9 百万円
③航空機燃料譲与税 (大田区のみ)	約 7 億 1 千 9 百万円
①～③合計	約 8 億 8 千 4 百万円

問 1 0 3 何故調整割合を法律上明記しないのか。

答 1 調整割合については、都及び特別区の協議により決定された割合を基に都の条例により規定されているところである。

2 今回の都区財政調整制度の改正の趣旨の一つに、都と特別区間の財源配分が中期的に安定的なものとなるような調整割合の決定があったことから、調整割合を法令において明記することも考えられるところであるが、

① 国の法令において調整割合を定める場合、その改正時期との関係で特別区の財源保障のため調整割合の変更が必要な場合にも機動的な対応の欠ける場合があること、

② 実際、都及び特別区ともに現在同様条例において決定することを要望していること、

③ 今回、特別区の財源保障を法律上明確にし、調整財源を明記するとともに、総額補てん制度を廃止する等の法改正が行われたことから、これを踏まえ都区間における話し合いに基づき中期的に安定した調整割合が定められることになると考えられること等に鑑み、従来同様都の条例により都及び特別区の当事者の協議に委ねるべきと考えたものである。

※交付税の合算と同様の理由も (技術的困難)

問 1 0 4 固定資産税、市町村民税法人分等を特別区税として、必要な都との間の財政調整については、区から都に財源を与えるという方法はとり得ないのか。

答 1 御指摘のような新たな都区間の財政調整を行った場合には、特別区の自主財源としての区税収入額の一部を都に納付する必要がある、特別区の課税自主権を尊重する観点に沿わず、今回の特別区の自主性を高めるという改革の趣旨にも合致しないこととなるものとする。

2 また、都区財政調整制度の存在意義の一つとして、特別区相互間に財源の偏在がある中で、大都市の一体性及び統一性に配慮して、この行政水準の均衡を図る必要があることが挙げられるが、御指摘のような財政調整を行う場合には、技術的にも特別区相互間の適切な財源調整が行われるかについて疑問があると思われる。

問105 納付金制度を廃止する理由如何。特別区相互間の財源の均衡化を徹底するためには存続すべきではないか。

答1 納付金制度については、従来より、

- ① 特別区相互間の財源調整の完璧を期する仕組みではあるが、一旦特別区が徴収した税収入を都に納付させることは重大な課税権の制約であること、
 - ② 特別区相互間の税源偏在の調整のため調整3税を都税とする特例を設けたにもかかわらず、納付金制度は結果的には調整3税のみならず区の固有税も調整していることとなること（これがまさに特別区の内部団体性の証ではないか）等の問題点が指摘されていたところである
- 2 したがって、特別区の自主性を高める今回の都区制度改革の趣旨に鑑み、特別区の課税権を尊重し、特別区の財政運営の自主性を高める観点から、納付金制度を廃止することとしたものである。

問114 都区協議会の規定を残すことは、特別区の自主性・自律性の強化と反しないのか。

答1 今回の改正は、大都市の一体性及び統一性の確保の要請に配慮しつつ特別区の自主性及び自律性を強化するとともに、都から特別区への事務の移譲を行い、あわせて都と特別区との間の役割分担の原則を定めるほか所要の規定の整備を行うものである。

- 2 したがって、一般の市町村に比べ特別区の自主性及び自律性を阻害するような特例については見直すこととするが、なお、大都市の一体性及び統一性の確保に必要な特例については存置するものである。

都区協議会の制度は、今回の改正により特別区の自主性及び自律性が強化された場合に、特別区の存する区域における大都市の一体性及び統一性の確保を目的とし、都と特別区・特別区相互間を緊密に連携させるための仕組みとして、意義を有するものであり、協議事項の一般性をなお維持した上で存置することとしたものである。

なお、都区協議会の制度は、特別区の自主性・自律性の強化と反しないよう、その構成及び運営等について、都及び特別区が対等・独立の主体として協議する機関にふさわしい制度とするよう改善の措置を講じることとしている。

問126 事業所税、都市計画税については、調整税ではないが、課税権を特別区に与えない理由如何。

答 事業所税は、都市環境の整備等に関する事業に充てる目的税とされておりますが、道路、都市高速鉄道等交通施設の整備事業、公園等公共空き地の整備事業などの都市環境の整備事業は広域的な地域を視野に入れて事業展開しなければならないものであります。したがって、大都市行政の一体性の確保の観点から、引き続き都が課することとしております。

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に充てるための目的税とされておりますが、特別区の存する区域における都市計画事業の大半を都が実施していること、固定資産税を都が課税していることから、現在は都が課税しており、今後においても、都が引き続き固定資産税を課税すること、都市計画税の充当可能事業の一部（清掃事業等）が特別区に移管されるが、依然として都市計画事業のかなりの部分を都が実施することから、引き続き都が課することとしております。

※両税とも財源偏在が著しい

※都においては、区が行う都市計画事業に関して都市計画交付金がある。「大阪都構想」においては、両税とも、府と特別区の実施状況に見合う交付金を予定していた。

※事業所税を都に留保する説明の仕方は疑問。当時の自治省の担当の説明では、

- ・ 理念的には、都市基盤の整備は区も多くを担っており、事業所税の財源を与えるべきとの議論は今後もあり得る。仮に、都区財政調整の配分が調整三税では足りないとなれば、調整財源に加えることもあり得る。

特別区に関する財政制度上の特例措置

項 目	特別区の特例	特例が置かれている理由
市 町 村 税 (地 方 税 法)	○以下の税目は都が課税 (普通税) ・市町村民税法人分 ・固定資産税 ・特別土地保有税 (目的税) ・事業所税 ・都市計画税	○以下に該当する税を都区財政調整の 財源とするため ・特別区相互間において特に税源の 偏在が見られる税であること ・都と特別区の財源調整を賄うに足る 規模を有すること ・税の用途が制限されていないこと ○事業所税の目的である都市環境の整 備事業は広域的な地域を視野に入れ て事業展開することが必要 ○都市計画税の目的である都市計画事 業のかなりの部分を都が実施、また 固定資産税を都が課税
交 付 金 (地 方 税 法)	○以下の交付金は都に交付 ・国有資産等所在市町村交付金 ・国有提供施設等所在市町村交付金	○都が課税する固定資産税に関連する 代替措置であるため
地 方 譲 与 税 (各 譲 与 税 法)	○以下の譲与税は都に譲与 ・特別とん譲与税	
地 方 交 付 税 (地 方 交 付 税 法)	○都区合算(特別区の区域全体を一 の市町村とみなし都分と合算算 定、都に交付)	○全国の普遍的・標準的な行政水準を 確保する交付税制度の中で、都区間 の事務や財源区分等の特例に応じた 個別算定は技術的に極めて困難 ○交付税制度と都区財政調整制度が相 まって都区双方の財源を保障
財 政 調 整 (地 方 自 治 法)	○以下の税目等の一定割合を財源に 都が区に特別区財政調整交付金を 交付 ・市町村民税法人分 ・固定資産税 ・特別土地保有税 ・法人事業税交付対象額 ・固定資産税減収補填特別交付金※ (※令和3年度から令和8年度に限 る) ○都区財政調整に関して都区協議会 で協議	○大都市の一体性・統一性を確保する ため、事務配分や課税権の特例に対 応した財源保障制度が必要 ○都に留保される事務に市町村税を充 てるため、都区間の財源配分が必要 ○特別区相互間に著しい税源の偏在が ある中で、行政水準の均衡が必要
地 方 債 (地 方 財 政 法)	○地方債を起こす場合、区の普通税 以外に都の調整税についても標準 税率未満である場合には都知事の 許可が必要	○調整税は、特別区民にとって基幹的 な税であり、都区財政調整制度を通じ て特別区の固有財源的な性格を持つ ことから、世代間の負担公平の確保 が必要

市町村税等の都区配分の状況

(単位：千円)

区 分		都		区		備 考
			元年度決算		元年度決算	
市 町 村 税	特別区民税（個人分）			○	1,044,135,303	
	市町村民税（法人分）	◎ (45%)	715,047,645 (321,771,440)	(55%)	(393,276,205)	(配分割合で按分後の数値)
	普 定 資 産 税		1,285,239,964			
	純 固 定 資 産 税	◎ (45%)	1,275,016,795 (573,757,558)	(55%)	(701,259,237)	(配分割合で按分後の数値)
	国有資産等所在市町村交付金	○	10,223,169			
	通 軽 自 動 車 税			○	4,037,265	
	特別区たばこ税			○	76,219,533	
	鉱 産 税			○	0	
	特別土地保有税	◎ (45%)	0 (0)	(55%)	(0)	(配分割合で按分後の数値)
	法 定 外 普 通 税			○	472,000	
	計	64.01% (28.98%)	2,000,287,609 (905,752,167)	35.99% (71.02%)	1,124,864,101 (2,219,399,543)	(配分割合で按分後の数値)
	入 湯 税			○	311,788	平成12年4月区移管
	目 事 業 所 税	○	110,920,868			
	都 市 計 画 税	○	248,697,258			
	水 利 地 益 税					課税していない
	共 同 施 設 税					課税していない
	宅 地 開 発 税					課税していない
	法 定 外 目 的 税					平成12年4月制度創設
	計	99.91% (99.91%)	359,618,126 (359,618,126)	0.09% (0.09%)	311,788 (311,788)	(配分割合で按分後の数値)
合 計	67.71% (36.31%)	2,359,905,735 (1,265,370,293)	32.29% (63.69%)	1,125,175,889 (2,219,711,331)	(配分割合で按分後の数値)	
税 交 付 金	利 子 割 交 付 金			○	3,249,831	
	配 当 割 交 付 金			○	16,184,748	平成16年4月から区に交付
	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金			○	10,012,028	平成16年4月から区に交付
	地 方 消 費 税 交 付 金			○	192,900,372	
	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金			○	33,686	平成12年4月から区に交付
	軽油取引税・自動車取得税交付金			○	4,084,097	
	自動車税環境性能割交付金			○	1,443,143	平成31年4月制度創設
	地 方 特 例 交 付 金 等			○	23,664,800	
計				251,572,705		
地 方 譲 与 税 等	地 方 揮 発 油 譲 与 税			○	3,487,765	平成21年4月から区に交付
	地 方 道 路 譲 与 税			○	0	
	特 別 と ん 譲 与 税	○	403,180			
	自 動 車 重 量 譲 与 税			○	10,044,276	
	航 空 機 燃 料 譲 与 税			○	906,014	平成12年4月から区に交付
	森 林 環 境 譲 与 税			○	362,697	平成31年4月制度創設
	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金			○	863,763	
	国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	○	33,937			
計		437,117		15,664,515		
合 計	62.90% (33.73%)	2,360,342,852 (1,265,807,410)	37.10% (66.27%)	1,392,413,109 (2,486,948,551)	合計 3,752,755,961 (配分割合で按分後の数値)	

(注) ◎は都区財政調整の調整税。参考として()内に令和元年度の都区間の配分割合で按分した数値を記載した。

都区財政調整関係協議の主な経緯

年次	都 区 間 配 分	需要算定（区間配分）
昭和50年 （都区制度改革）	移管等に伴う変更 （40%⇒43%、44%） ※配分のあり方は別途検討	一件算定⇒単位費用化
昭和54年～ （都財政再建）	都区双方の決算を基礎に配分検討 ※分析結果は合意に至らず、引続きの検討課題に	都補助金の財調振替え
平成4年～ （バブル崩壊の影響）		需要算定の繰延べ措置
平成10年度財調⇒繰延べ措置の決着 ※小中学校改築経費の財源措置は都区制度改革時に協議		
平成10年 （自治法改正）	大都市事務決算分析 ※分析結果は合意に至らず （方式自体の限界）	
平成12年 （都区制度改革）	清掃事業の移管等に伴う変更 （44%⇒52%） ※配分割合の変更事由を確認 （税財政制度の改正・役割分担変更等） ※役割分担を踏まえた財源配分のあり方は別途協議（主要5課題）	需要算定の改善合理化 普通交付金95%⇒98%
平成15年～	主要5課題協議 ※都の大都市事務分析の結果は合意に至らず ※財源配分のあり方は、今後の都区のあり方の検討結果に従い整理	
平成19年	当面の配分割合決着 （52%⇒55%） ・三位一体改革の影響 2% ・都補助金の区自主事業化 1% <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">都区のあり方検討を開始 （事務配分、区域、税財政）</div>	特別交付金 2%⇒5% <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">区側の自主的な調整結果反映の取組みを強化</div>
令和2年～	児童相談所の設置に伴う協議 （55%⇒55.1%） ※特例的な対応として令和2年度から配分割合を55.1%とし、配分割合のあり方について、令和4年度に改めて協議	

都区財政調整制度の沿革と昭和 50 年度以降の展開(平成 12 年改革まで)

第 1 節 都区財政調整制度の沿革

都区財政調整制度は、特別区の区域における大都市行政の一体性と身近な自治の確保というふたつの命題の調和点を探りながら変化してきた都区制度の歴史の変遷の中で、常にその重要な柱として歩んできた。

その沿革は、わが国における地方自治のあり方と東京の役割、現実には生起する行政課題、住民生活や意識等の変化を背景に、都と特別区の役割分担の見直しが行われるのに応じて、その財源をどのように都区間及び特別区間で調整し、確保するかの歴史であり、大別して、次の 6 期に分けることができる。

- ①昭和 22～24 年度 配付税方式による調整
 - ②昭和 25～27 年度 納付金制度による調整
 - ③昭和 28～39 年度 平衡交付金方式による調整
 - ④昭和 40～49 年度 交付金の基本額方式（第 1 期）による調整
 - ⑤昭和 50～平成 11 年度 交付金の基本額方式（第 2 期）による調整
 - ⑥平成 12 年度以降 交付金の基本額方式（第 3 期）による調整（制度的確立）
- 以下、⑤期の展開と⑥期への移行について記述する。

都区制度改革の変遷		大都市の一体性を確保しつつ 身近な自治を強化
地方自治法	改革のポイント	財調制度
昭 22 施行	都区 2 層制（特別区は「基礎」） ⇒実態的権限なし	昭 22～配布税制度 昭 25～納付金制度
昭 27 改正 (同年施行)	特別区は都の内部的団体に ⇒都が「基礎」、区長公選廃止、 事務の限定列举、都が調整権	昭 28～平衡交付金制度 (納付金制度併用)
昭 39 改正 (昭 40 施行)	特別区の権限を拡大 ⇒福祉事務所等移管、課税権 (都が調整)、都区協議会設置	基本額方式確立 (調整税の一定割合)
昭 49 改正 (昭 50 施行)	特別区に「市」並みの自治権付与 ⇒区長公選、人事権、事務配分 原則の転換(保健所等の移管)	制度改善 (趣旨明確化、自主財源 強化、原則単位費用化)
平 10 改正 (平 12 施行)	都区 2 層制の復活(法定) ⇒都区の役割分担、財源配分原則 明確化(清掃等の移管他)	財調制度の法定 (目的、財源、基本額方式、 配分基準)

第 2 節 交付金の基本額方式（第 2 期）による調整（昭和 50 年度～平成 11 年度）

1 昭和 50 年度の改革

昭和 49 年の自治法改正により、区長公選制が復活し、都の配属職員制度の廃止により特別区の人事権が確立される一方、事務権能についても、都が例外的に担うものを除き市の事務一般を担うこととなり、大幅な事務移譲が行われ、特別区は、昭和 50 年度から、「市」並みの自治体としてその自主性・自律性が大きく高まることとなった。

この改正により、都区財政調整制度については、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保することとされ、次のとおり、内容が改められた。

まず第1に、特別区の財源配分割合は、保健所事務の移管等を受けて40%から43%に引き上げられた。この割合は、翌51年度に44%に引き上げられて以降、結果としては平成12年度の都区制度改革まで変更されず、事実上固定化されることとなった。

第2に、いわゆる自主財源について、基準財政収入額の算定において基準税率を90%から85%に引き下げ、各区の留保財源を拡大する一方、基準財政需要額において「その他行政費」及び「調整費」を設け、合わせて特別区全体の基準税率の10%にあたる額を「人口」を測定単位として算定することで、23区間の財源格差に配慮しつつ特別区総体としては25%の自主財源を確保する措置が採られた。

第3に、基準財政需要額の算定方法について、人件費及び投資的経費の算定を原則として単位費用による算定に変更するなど、各特別区の自主的な財政運営に資するよう算定の客観化、標準化を図る改善合理化が行われた。

このように、昭和50年度の改革は、特別区を「市」並みの自治体としてその自主性、自律性を飛躍的に強化する方向で行われたものであったが、都と特別区の協議の結果は、暫定的な決着という要素が強く、それぞれの項目毎に大きな課題を残す内容であった。

その後の都区財政調整に関する協議は、この昭和50年度における未解決の課題を順次解決しながら、その時々々の財源状況や都と特別区それぞれの行政課題の変化、都区間の役割分担の見直し等の状況に対応して算定方法や算定内容を見直していく過程であったと言える。

この協議の過程でどのような整理が行われたのかについて、以下、その概要を述べることにする。

2 昭和50年度以降の展開

昭和50年度は、新しい制度の出発と同時に厳しい環境の中に置かれていた。不況の深刻化で税収の伸びが見られず、当初予算額が確保できない状況となった。地方財政においては、減収対策債の発行等の特例措置が採られ、都区財政調整においても再調整で80億円の一般会計借入金や100億円の地方債の発行でしのぎを削るを得ない状況であった。

その影響はしばらく続き、都区の財政を大きく圧迫することとなるが、昭和54年度以降は税の伸張が続き、都区財政調整の規模は、様々な見直しを行いながらも拡大の一途を辿ることとなった。それは、いわゆるバブル経済といわれる景気の異常な過熱でピークを迎えたが、平成2年度を境に急激な減収にさらされ、一転して需要の圧縮を迫られることとなる。

この項では、昭和50年度の制度改革から平成12年度の制度改革前までの交付金の基本額方式(第2期)による調整の過程における取組みをいくつかの事項に分けて概観する。

(1) 都区間の財源配分

都区財政調整の配分割合は、昭和50年度に43%で出発したが、都区間の財源配分については、都区間の事務配分とともにその基本的あり方について、別途協議を行うという決着であった。昭和51年度に配分割合が44%に引き上げられたものの、引き続き都区間の最重要の協議課題のひとつとされ、都区協議会の検討組織において、都区双方の財政需要を考慮した財源配分方式を検討する観点から、決算を基礎とする方式や地方交付税を基礎とする方式について検討が行われた。これは、特別区のみ収入と需要を算定して配分割合を決定するのでは、大都市事務の都区の分担に見合ったものとはならないとの考え方によるものである。

昭和56年11月の都区検討委員会に報告された検討結果は、地方交付税を基礎とする方式については、都・区の財源配分方式として採用するのは困難とし、決算を基礎とする方式について、都の事務の決算の分析をめぐって都区双方の意見が一致しなかったものの、都区双方の需要を考

慮した配分方式を検討することについては意見の一致を見ているので、事務の性格、分類等について引き続き検討する必要があるとするものであった。

都区間の財源配分の問題については、その後、都の財政再建をめぐる議論や税の伸張に伴う議論、あるいは税の急激な減少の過程での議論など、幾度となく都区財政調整をめぐる協議の中で俎上に上ることはあったが、その都度需要の調整等により配分割合を変更することなく推移し、結果としては、平成 12 年度の制度改革によって 52%となるまでの 24 年間固定されることとなった。

一方、都区双方の財政需要を考慮した配分方式の検討については、都区制度改革に向けた都区の協議に引き継がれ、平成 6 年 9 月に都区で合意した「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」の説明の中で、新しい制度における調整税の配分割合は、「都と特別区の複数年度の決算額を基本に、それぞれの大都市事務の需要額を積み上げ、これに調整税を除いたそれぞれの大都市財源を充当した後の財源不足額の割合により定める」とされた。しかし、その後の都区の検討の結果、意見の一致を見ず、平成 12 年度の改革時の配分割合は従来の 44%を基本に事務移管その他の変動を加味して 52%とする決着が図られ、都区双方の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については、引続きの協議課題とされた。

(2) 納付金制度

納付金制度は、基準財政収入額が基準財政需要額を上回る「財源超過区」から、区税等の超過分を都区財政調整の財源として納付させるものであり、特別区間の財源調整を徹底させるものである反面、課税権の制約であるとの指摘が昭和 50 年度の改革当時からなされていた。この問題は、「調整費」の算定のあり方とともに「財源超過区」の大きな懸案事項であり、都区間及び特別区間で様々な協議が行われたが、極力納付金を生じさせない方向での算定の見直し（昼間人口需要の算定、固定的経費の算定充実、調整費の補正方法の見直し等）を行いつつ、最終的には、都区制度改革の中で制度の廃止を目指し、平成 12 年度の改革で実現された。

(3) 都区間の役割分担の見直し

都区間の事務配分の基本的なあり方については、昭和 50 年度の改革時において引き続き協議する課題とされたが、その後の協議結果に基づき福祉施設等の移管が行われたほか、都の財政再建を契機とする都区間の協議の中で補助金等に係る役割分担の見直しが行われ、決着したものについては、順次都区財政調整の基準財政需要額に算入された。一方、引き続き協議することとされたものについては、都区制度改革の検討に引き継がれ、その結果を踏まえて平成 12 年度の都区財政調整協議の中で一定の整理が図られた。

(4) 特別区間の財源調整の改善合理化

昭和 50 年度の改革においては、都区財政調整の基準財政収入額及び基準財政需要額の算定を客観的かつ自動的算定に改善することとされたが、これは、特別区の自主性、自律性を強化する制度改革の趣旨に沿って、特別区間の財源調整の改善合理化を図ろうとするものであった。この考え方は、その後の都区財政調整制度の運用にも引き継がれ、改革時に検討事項となったものを中心に、順次改善が図られていった。

その主なものは、以下のとおりである。

基準財政収入額については、改革時に過去の実績をもとに推計する方式が採用されたが、現実との乖離が著しく、現年度の調定額を用いながら、精算を行う方式に改められた。この方式は、平成 12 年度の改革において再び過去の実績をもとにした算定に改められることとなった。

人件費については、都の定める定数による算定から、標準職員数を設定した上での単位費用による算定に改善されたが、事業費との統合が課題とされ、昭和 57 年度に施設に係る経費算定の標

準化と合わせて改善が行われた。また、標準職員数については、数次にわたって実態等を踏まえた見直しが行われている。

投資的経費については、各区の実態に合わせて一件毎に算定する方式から、標準的な施設数、施設規模を設定した上での単位費用による算定に改善され、それに連動して元利償還金や一定のサイクルでの改築経費が算定される方式となった。義務教育施設については単位費用に準ずる算定方式とされ、積算単価等の基準を設定した上で、個別需要に応じた算定を行うこととされたが、その後、見直しが行われ、昭和 60 年度以降順次大規模改修経費や改築経費の単位費用化が図られている。平成 2 年度には、公共施設の大規模改修経費についても単位費用化が図られた。これらの算定は、客観的かつ自動的な算定への改善を図るべく順次取り組んだものであるが、結果としては各区の現実の行政実態や財政規模と乖離することとなり、「バブル経済」の崩壊に伴う急激な減収の中で、後述する需要算定の繰延問題の解決と合わせて、算定のあり方を問われることとなった。

以上のほか、毎年度の都区協議の中で、様々な改善合理化が図られたが、平成 12 年度の制度改革に合わせて改めて全般的な検討が行われ、今後の検討課題とされたものも含め、より一層の改善に向けた取組みが行われている。

(5) 大規模な臨時・特例的事業の財源措置

昭和 50 年度の制度改革により、特別区は都市計画事業をはじめとする大規模で臨時的かつ特例的なまちづくり関係事業を実施することができることとなったが、当初の段階ではこれに対応できる財源措置の仕組みがなく、大きな課題とされていた。

おりしも筑波移転跡地の買収等への対応が迫られていたこと等もあって、昭和 56 年に特別区を行う都市計画事業の財源として、都市計画交付金の制度が創設され、地方債充当相当額については翌年度以降都区財政調整の需要額として算定されることとなった。この都市計画交付金については、その後特別区の都市計画事業の進展につれて拡大していくが、平成元年度以降交付率が低下し、市町村財源である都市計画税が都税とされていることもあって、一層の拡充を求める特別区と都との間でそのあり方が大きく問われることとなった。この都市計画交付金のあり方については、都区制度改革の課題の一つともされ、平成 12 年度の改革時に増額されたが、そのうえで、今後、都区双方の都市計画事業の実施状況に見合った配分が行われるよう検討する課題とされている。

一方、都市計画事業以外の事業及び都市計画事業で都市計画交付金の対象とならない事業の財源については、昭和 57 年度から、都区財政調整の特別交付金の枠を 2% から 4% に広げ、拡大した 2% の枠内でメニュー化した事業の財源措置を図ることとされた。その後、昭和 60 年度には、特別区のまちづくり事業を積極的に推進するため、その枠が 3% に広げられた。この大規模な臨時・特例的事業の財源措置については、平成 12 年度の改革時において、特別交付金での算定のあり方が見直され、普通交付金の中での算定に移行された。

(6) バブル経済の影響と需要算定の見直し

基準財政需要額の算定内容については、その時々を経済的、社会的、文化的諸条件や都区間の役割分担の状況等を考慮して、合理的かつ妥当な水準で特別区の行政が行えるように毎年度の都区双方の検討と協議を経て決定されるものであり、常に見直しが行われてしかるべきものである。しかしながら、その見直しの内容は調整三税や特別区の税収等の状況に大きく左右される。

中でもいわゆるバブル経済は、都区財政調整の運用及びそれを背景とした都と特別区の関係に極端に大きな影響をもたらした。

まず、昭和 62 年度から平成 2 年度までの膨張期には、都区双方の税収が大幅に増加する一方、東京への業務機能の極度の集中化とそれに伴う地価高騰が様々な行政課題を噴出させた。都区財政調整においては、財源が著しく増加し、これを原資にまちづくり事業の積極的な展開等をはじめ

め、需要の急激な拡大を図っていった。これは、その時点でのまちづくりやその他の行政課題の解決にとって必要な対応であったとはいえ、結果としては、当該年度の需要算定の過度の膨張のみならず、起債充当分の後年度負担が極端に膨張するなど需要算定の歪みを大きく生じさせることとなった。

平成元年、2年に行われた日銀の金融引締め政策により、バブル経済は崩壊し、急速に景気が減速していくこととなる。都区双方の税収が大幅に落ち込み、あるいは減収傾向が引き続く事態となり、都区財政調整もかつて経験したことの無い深刻な事態を迎えることとなった。

平成4年度を皮きりに、投資的経費について、単年度措置を複数年度措置にしたり、償還元金や改築、大規模改修経費の算定の一部を後年度に繰り延べる措置を講じる対応策が採られ、また特定財源や人件費算定の見直し等も順次行われるようになった。この傾向は、平成9年度まで続くが、当初の段階では、バブル経済の崩壊後正常な経済成長に復帰するとの期待感から、当面、需要算定の抜本的な見直しは行わず、投資的な需要の算定を手控えて、景気の回復を待つという暫定的な対応を図ったものである。この対応の中では、平成5年度の再調整において、昭和51年度以来17年ぶり、事実上交付金の基本額方式第2期に移行してはじめての一般会計借入れ措置（350億円）が採られ、平成7年度の再調整においても同様の措置（300億円）が採られるなど、特別な財源措置が講じられている。

しかしながら、景気は期待どおりの回復を見せず、都区ともに財政は窮乏した。償還元金や改築、大規模改修経費の繰延措置は膨大な額に累積し、都区間の協議の最大の争点となった。特別区側は、平成6年度に行われた税制改正による減収の影響が特別区側に偏っていることも踏まえて、繰延措置の早急な復元と配分割合の見直し等の抜本策を求め、一方都は、人件費算定の見直しをはじめ需要算定のあり方を見直すべきことを主張し、都区間の財源問題に係わる様々な問題が浮き彫りにされたことから、都区財政調整算定方法等検討会が設置され、平成8、9年度の2か年にわたり、検討が行われた。

この結果、最終的に平成10年度の都区財政調整に関する都区協議の中で、ようやく繰延べ問題の決着が図られることとなった。

まず、繰延べ措置の復元については、過去の繰延べ措置のうち実績に見合う分として1,050億円を復元することとなった。都は、これに要する財源を一般会計から特別区財政調整会計に貸し付け、繰延べ復元額と一般会計から特別区財政調整会計への貸付額を均衡させて、平成12年度の都区制度改革時に、一般会計への返済を求めないことで実質的に相殺することとされた。このため、すでに平成5年度及び7年度に一般会計から借り入れていた650億円に加え、平成10、11年度の再調整を通じて400億円を新たに借り入れることとなった。

一方、改築経費、大規模改修経費、元利償還経費の算定方法については、従来の算定の経緯を土台に区の実績や都の標準単価等を踏まえた見直しを行い、費目毎に複数の施設を包括的に算定するメニュー方式による新しい算定方法に移行することとなった。そのうえで、区の公共施設の改築等に係る将来需要については、都区制度改革後の都区間の財源配分に係わる課題として、引き続き協議することとされ、制度改革に向けた協議に引き継がれることとなったが、その後の協議の結果、合意に達せず、平成12年度の算定において一部増額が図られたものの、今後の小中学校の改築需要急増への対応について、実施状況を踏まえて協議する課題となった。

第3節 交付金の基本額方式（第3期）への移行（平成12年度の改正内容）

平成12年4月、特別区が長年にわたり取り組んできた都区制度改革が実現し、特別区は身近な行政に第一義的な責任を持つ「基礎的な地方公共団体」として再出発した。

税財政制度の改革については、都区制度改革の重要な柱のひとつとして位置づけられ、新しい制度の構築や運用の具体化を図る検討が進められてきたが、平成10年5月に地方自治法等の改正、また、平成11年10月に地方自治法施行令等の改正が行われ、その枠組みがつくられた。

このなかで都区財政調整制度については、特別区の内部的団体性を払拭し、財政運営の自主性

を高めるため、交付税制度に準じた制度改正が行われ、

- ①特別区の行政水準の均衡化と財源保障を明確化するため、都と特別区の役割分担に応じた調整三税の一定割合の額で、「特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように」都が特別区財政調整交付金を交付するものであること
- ②特別区財政調整交付金の原資が固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税のいわゆる調整三税の一定割合であること

が法律上明記された。

①については、基礎的地方公共団体と位置づけられた特別区に対する財源保障が行われるよう規定されたものであり、現在及び将来においても特別区の財政運営の自主性が確保されることとなった。

また、②については、調整三税の一定割合が特別区財政調整交付金の原資であることを明確化するとともに、交付税法と同様、この調整三税の一定割合が特別区の固有財源的な性格を有することが示されたものであり、特別区の財政運営の安定性が高められることとなった。

この改正に伴い、特別区財政調整交付金の財源の範囲が明確となったことから、納付金制度といわゆる総額補てん制度はその根拠を失い、廃止されることとなった。

一方、新しい都区財政調整制度の運用については、都区協議会のもとに組織された都区制度改革推進委員会とその検討組織である税財政検討会を中心に、平成7年度以降具体化のための検討が進められ、平成11年度には、税財政検討会における最終的な課題の整理を行い、その後、都区財政調整協議会に引き継いで、具体化に向けた協議が行われた。財政面での最終的な整理を行い、特別区が基礎的な地方公共団体として再出発する礎をつくる重大な協議であったため、移管経費の財源措置をはじめ、今後の特別区の需要算定に係る数多くの課題について、都区間の協議を積み重ね、また、区長会が数次にわたって都知事、副知事、都議会各会派への要請を行うなど、様々な取り組みが行われた。

協議は、配分割合の決定を巡って難航を極めたが、最終的には、都から示された52%の配分割合を区長会として受け入れ、平成12年2月10日の都区協議会において今後の主要な協議課題の確認も含めた合意に至った。

協議結果の主な内容は、以下のとおりである。

(1) 都区間配分に関する事項

① 都区間の配分割合

平成12年度の調整三税総額を1兆5,100億円と見込み、事務移管や国民健康保険事業に関する特例措置の廃止をはじめ、地方分権改革、介護保険制度の実施、その他の制度変更等に伴う変動要素を加味すると交付金所要額は7,852億円となり、調整率を44%から52%とする。

② 移管事務

ア 清掃事業経費については、移管当初の臨時的な算定も含め、1,287億円を算定する。

なお、清掃事業経費のうち、職員費等の一部については、移管当初に不足する財源を別途都が特別区財政調整交付金外で措置する。

イ その他移管事務経費

清掃事業以外の都区制度改革及び地方分権改革に伴う移管経費について、15億円を算定する。

③ 国民健康保険事業費

国民健康保険事業費の算定について、特例的な加算方式から単位費用による標準算定に移行する。ただし、区が統一保険料方式を採用する間、各区毎の算定額が従前の方式による算定額と大きな乖離が生じないように補正する。

なお、都が財源不足額の一部を補てんする現行の特別区国民健康保険交付金は廃止し、府県の立場での項目補助に限定する。

- ④ 介護保険関連経費
介護保険制度の導入に伴い、区の法定給付分を新たに算定する一方、介護保険に移行する経費や関連する経費の増減を加味し、306億円減とする。
 - ⑤ 制度改革に伴う措置
 - ア 福祉サービス安定化事業
区が新しい福祉施策を自主的、弾力的に展開できるよう、新たに福祉サービス安定化事業212億円を算定する。
 - イ 清掃業務円滑化経費
清掃業務を円滑に実施するため、移管当初における捕捉しきれない需要に対応できるよう、3年間の時限措置として清掃業務円滑化経費を算定する（算定額は清掃事業経費を含む）。
 - ⑥ 制度変更等に伴う需要の取扱い
 - ア 条例による事務処理特例
区長委任条項の廃止に伴い条例による事務処理特例制度へ移行する事務を特別区財政調整交付金算定から125億円控除する。
 - イ 役割分担の見直し等
都区間の役割分担の見直し等の内容を算定に反映させ、46億円増とする。
- (2) 区間配分に関する事項
- ① 基準財政収入額
基準財政収入額の算定方法を現行の当該年度の調整額による算定から、過去3か年間の実績による算定に変更する。これに伴い、普通交付金の額の決定月を7月から8月に改める。
 - ② 基準財政需要額
都区制度改革に伴い、需要算定の改善合理化等を図り、33億円増とする。
- (3) その他
- ① 調整税の減税・減収対策
調整税の減税、減収に伴う補てん債に代わる措置として、区市町村振興基金を通じ都が区に貸付を行う。
 - ② 都市計画交付金
都市計画交付金について、100億円から130億円に増額し、一部対象事業を拡充する。
 - ③ 特別交付金
従来特別交付金で算定していた大規模な臨時・特例的事業については、普通交付金等に移行させ、普通交付金と特別交付金の割合を95%対5%から、98%対2%に変更する。
 - ④ 平成11年度に改築経費に充当した起債の償還経費29億円を算定する。

[今後の主要な協議課題]

- ① 今回財源配分に反映させない清掃関連経費については、区の財源配分に反映させる課題として整理し、都の実施経費を踏まえて平成17年度までに協議する。
- ② 今後の小中学校の改築需要急増への対応について、実施状況等を踏まえて協議する。
- ③ 今回の配分割合は、清掃事業について一定期間特例的な対応を図ること等を踏まえたものであり、都区双方の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については、今後協議する。
- ④ 都市計画交付金について、都区双方の都市計画事業の実施状況に見合った配分が行われるよう検討する課題とする。
- ⑤ 清掃事業の特例的な対応が終了する平成17年度の時点で配分割合の見直しを行うことは当然として、それまでの間、大きな制度改正やどうしても対応できない事態が発生した場合には、配分割合の変更について協議を行う。

都区協議会における特別区長会会長発言要旨（平成元年度～）

平成元年度 都区協議会（平成2年2月16日）

平成2年度都区財政調整については、区長会が強く要望していた地域総合防災センターの新設経費をはじめ、ひとり親家庭医療費助成事業費や都市景観を創出・向上するための経費など新たな需要が算入され、また、地域福祉施設事業についても、高齢者在宅サービスセンターが単位費用化されるなど一層の充実が図られた。

今回の都区協議会にあたり、区側の提案について、都が積極的に対応されたことに対し、この場を借りて感謝申し上げ、協議案を了承する。

平成2年度 都区協議会（平成3年1月24日）

平成3年度都区財政調整については、区長会が要望していた駐車場対策費をはじめ、住宅基本計画策定経費、リサイクル推進関連事業費など新たな需要が算入され、また中小企業関係経費、高齢者集合住宅整備費など一層の充実が図られた。

今回の都区協議会にあたり、区側の提案について、都が前向きに対応されたことに感謝し、協議案を了承する。

平成3年度 都区協議会（平成4年2月13日）

平成4年度都区財政調整については、日本経済の景気減速の影響で厳しい財源状況が予想されている。

特別区としては、こうした諸状況を考慮し、また都側においても、区の実情にご理解いただくなど、都区双方が合意点を求め鋭意努力を重ねてきた。

その結果、地域福祉計画の策定経費、高齢者世帯等住み替え家賃助成事業費、心身障害者（児）歯科診療事業費が新たに算入されることとなった。

また、特別区が特に力を入れているリサイクル推進事業費、学校運営経費、特別養護老人ホーム整備費なども充実されることとなった。よって、協議案を了承する。

平成4年度 都区協議会（平成5年2月9日）

平成5年度都区財政調整を取り巻く環境は、バブル崩壊後の景気低迷などによって、一段と厳しくなっている。

このような状況のもとで、都区双方が合意点を求めて努力を重ねてきた。

今回は、従来の算定方法の見直しが含まれ、区側にとっては厳しいものとなった。

しかし、一方では、区側が提案してきた国公有地の取得経費などが新たに算入されることとなった。また、リサイクル推進事業費、エイズ対策費なども充実されている。

都側の努力に感謝し、協議案を了承する。

平成5年度 都区協議会（平成6年2月10日）

平成6年度都区財政調整については、算定方法の見直しなど、区側にとって一段と厳しい内容となっている。

しかし、現下の財政環境を見据え、都区双方が合意点を求めて、ぎりぎりの協議を行ってきた結果ということである。

今後も特別区の財政運営に支障がないようご配慮をお願いし、協議案を了承する。

（参考）再調整についての発言内容

平成5年度都区財政調整再調整についても、非常に厳しい状況の下、この環境を乗り切るため

に、合意点を求めて、鋭意協議を進めてきた。

また、都側より一般会計からの借入提案がなされたところである。

都の財政が非常に緊迫した状況にある中で、こうした措置がとられたということもあるので、協議案を了承する。

平成6年度 都区協議会（平成7年1月26日）

平成7年度都区財政調整については、昨年度から引き続いて、多額な繰延べ措置がとられており、区側にとって、大変厳しい内容となっている。

しかし、都においても区側提案に配慮され、繰延べ措置の一部を復元するなど、算定内容の改善を図っていただいた。

また、財調算定に影響する、都市計画交付金についても増額を図るなど、現下の財政環境の中、最大限の努力をしていただいている。

さらに、財調協議の過程で、税制改革を視野に入れた今後の協議の必要性にもご理解をいただいたところである。

提案の内容は、厳しい財政状況を乗り切るため、都区双方が出来る限りの知恵を出し合い、ぎりぎりの協議を行った結果と理解している。

今後とも、財調協議の内容を踏まえ特別区の財政運営に支障をきたさぬようご配慮をお願いし、協議案を了承する。

平成7年度 都区協議会（平成8年2月9日）

平成8年度都区財政調整については、未曾有の財政状況の中で、ルールに基づいたぎりぎりの協議が行われてきた。

その過程で、現行の都区財政調整の現状について解決すべき課題が浮きぼりになったところである。

区長会においても、たいへん厳しい意見があった。

まず、現在の財調上の課題である。最近の財調においては、都区双方の長引く税収の低迷等に対応するため、平成4年度以降、繰延べ等の措置が継続されてきている。

財調制度は、本来、特別区の基準的な行政需要に要する財源を保障するためのものであると考えられるが、これまでの協議経過等を見ると、もはや算定の繰延べ等の手段で対応することは、限界に来ていると言わざるを得ないという意見である。

また、すでに行われてきた元利償還金経費、義務教育施設等改築経費、大規模改修経費等の繰延べ措置の取り扱い問題である。

その合計額は、優に財調交付金の1年分を超える金額になっているが、これを今後どのようにしていくか、明確に示してもらいたい、という意見である。

こうしたことについて、区側から、平成9年度の税制改革や、平成12年度の都区制度改革を控えて、これら繰延べ等の措置や国民健康保険の問題など、都区財政調整について、あらゆる角度から、8年度中の出来るだけ早い時期に、十分都区で協議することを提案し、ご理解をいただいたところである。

従って、区側としては、これらの経緯や現下の都区双方の財政状況、また、次の課題である、平成7年度都区財政調整再調整への都側のご配慮などを総合的に判断し、協議案を了承する。

（参考）再調整についての発言内容

平成7年度都区財政調整の当初算定は、多額の経費が繰延べられ、区側にとって極めて厳しい内容となっていた。

平成7年度再調整についても、区側としては、財政難の折から深刻に受け止めて協議に臨んできた。

そうした中、都側から、都財政も極めて厳しい状況の下で、一般会計から300億円の借入れ

を行って対応するという提案をもらったところである。

こうした都側の努力に感謝申し上げ、協議案を了承する。

平成8年度 都区協議会（平成9年2月10日）

平成9年度都区財政調整については、都区双方のかつてない極めて厳しい財政状況の中で、都区ギリギリの協議が行われてきた。

今回の都区協議は、昨年度の協議結果を受けて、都区の検討会での8か月に及ぶ協議に始まり、12月における知事と区長会との会見、都区財政調整協議会でのかつてない非常に厳しい協議等を積み重ねてきたものである。

こうした経過の中で、区側は、税制改革の影響に対する財源措置、改築経費等の繰延べの措置の復元、調整率の問題について、現行の都区財政調整における最重要の課題として強く主張してきた。

それは、繰延べ等の措置が平成4年度以来、引き続いて実施され、従来の対応に限界がきているうえに、今回の税制改革の影響が加わることによって、最早、調整率を変更すべき状況になっていると考えているからである。

さらに、これまで行ってきた改築経費等の繰延べの復元についても、平成12年の都区制度改革の前までに解決すべき課題として認識しているからでもある。

従って、区側としては、今回の財調協議において、人件費等の需要の見直しや引き続き繰延べ措置が採られた一方で、税制改革への対応や改築経費等の繰延べ措置の復元等の問題が、調整率の変更等の具体的な形で解決されなかったことは、大いに不満が残るものである。

しかし、これらの重要課題について、協議の最終段階において、都側の回答が示された。そこで、繰延べ措置の一部復元が図られること、昨年4月以降の長期間にわたる都区の検討会での協議を積み重ねてきたものであること、年度内に協議をまとめるための時間的制約があること、8年度再調整における財源状況や都財政の現状も踏まえる必要があること、などの点を総合的に勘案し、今後の都区協議の中で、引き続き問題の解決を図っていくことでやむを得ないと判断したところである。

区側としては、以上をふまえ、調整率をはじめとする3点の重要課題について今後の協議における都側の誠意ある姿勢を改めて確認し、協議案を了承する。

（参考）都区協議についての都区協議会事務局長（行政部長）の補足説明内容

協議案の内容は、以上であるが、ここで、今回の都区協議について、若干説明をさせていただく。

平成9年度の都区財政調整の協議は、都区双方にとって、昨年にも増して一段と厳しい財政環境の中で行われたものである。

区側からは、財調協議会において、税制改革への対応、算定の繰延べ措置等につき非常に厳しい意見があり、これらについては最後まで残された重要な協議事項となったものである。

このため、都としては、①調整率の変更については、都財政の極めて深刻な現状等を考慮すると、今回は困難と判断せざるを得ない状況であること、従って、②税制改革の需要面等への影響についても、今後引き続き協議させていただきたいこと、また、③改築経費等の繰延べの復元については、平成12年度の都区制度改革も念頭におきながら出来るだけ早く解決するよう最善の努力をしたいことなどを、回答したところである。

こうした対応をもって、区側の特段のご理解をいただき、都区財政調整協議会において了承をいただいたものである。

平成9年度 都区協議会（平成10年2月10日）

平成10年度都区財政調整については、都区双方の極めて厳しい財政状況の中で協議が行われてきた。

今回の都区協議は、昨年度の都区協議会において、現行財調をめぐる重要課題として確認された、①改築経費等の繰延べの復元、②税制改革の影響に対する財源措置、③調整率の問題、の3点について、どのように解決の道筋をつけるかが最大の焦点であった。また、間近に迫った都区制度改革を踏まえ、投資的経費の算定のあり方を中心に、現在の状況にふさわしい新しい算定のルールを構築していくことも大きな課題であった。

このため、4月以降、都区の検討会での協議を積み重ね、区長会としても、2度の都知事要望を行うなど、精力的かつ前向きな取り組みを行ってきたところである。

こうした経過の中で、具体的な財源措置の問題をめぐる、一時協議が難航したこともあったが、最終的段階において都側から、繰延べの復元に関する具体的な財源措置が示された。

区長会の中でも、都から示された考え方をめぐっているいろいろな意見があったが、区側としては、今年度の協議課題の整理として、次のように受け止めたい。

まず、過去の改築経費及び大規模改修経費の繰延べの復元については、今回都から示された復元措置によって、過去の改築経費等の実績ベースの財源措置が図られる一方、将来的な需要の問題については、都区制度改革時の都区間の財源配分の課題として、都区間で十分協議することと整理されたので、この課題については、解決の道筋が付けられたものとする。

次に、税制改革の影響に対する財源措置については、都区の大都市財源の範囲内で見た場合に、需要面での影響が区側に偏ってでるものであることから、都区間の財源配分に関わる問題として整理すべきであると区側が主張してきたものである。この課題については、繰延べの復元に対する財源措置が図られることも踏まえ、具体的な需要算定が行われることをもって、現行財調における整理をつけることとし、都区間財源配分上の整理は、都区制度改革時の課題とすることとしたい。

また、調整率の問題については、今回の復元措置が、現行制度の中では、事実上の調整率の引き上げと同様の効果を生じるものであると理解する。

さらに、今後の新しい投資的経費算定のあり方については、元利償還金及び改築、大規模改修経費について、抜本的な見直しが行われ、都区制度改革を展望しつつ、現在の財政状況を踏まえた新しい算定ルールが構築されることとなる。過去の繰延べの復元措置と合わせて、平成4年度以来の懸案であり、また、現行の財調制度における最大の課題であった、いわゆる「繰延べ問題」が一定の解決を見ることとなる。

区側としては、以上申し上げたとおり、今回の協議の結果、懸案の重要課題について、ひととおりの整理がついた意義を前向きに受け止め、現在の状況を総合的に勘案して、やむを得ないものと判断したところである。今後、平成12年度の都区制度改革に向けた重要課題について、都区間で十分協議し、その解決に全力を挙げて取り組むことを改めて確認し、協議案を了承する。

(参考) 都区協議についての都区協議会事務局長（行政部長）の補足説明内容

協議案の概要は、以上であるが、ここで、今回の都区協議で合意された改築経費等の算定繰延べ措置の復元について、説明をさせていただく。

改築経費等の算定繰延べ措置については、平成4年度以降のいわゆる「バブル崩壊」後の急激な減収対策として、毎年度、都区合意の上で、改築経費等の算定を後送りしてきたものである。

しかし、その後、税収状況が好転しないため、算定繰延べ措置が長引くこととなり、繰延べ措置の復元が重要な課題となっていたものである。

このため、昨年度の都区協議では、都は「出来るだけ早く解決するよう最善の努力をしたい」との考え方を示させていただいたところである。

これを踏まえ、昨年4月の都区財政調整算定方法等検討会以来、改築経費等の繰延べ措置の復元について、都区間で協議を重ねてきた。このたび、区側の理解、協力を得て、その具体的な方策を取りまとめることができたものである。

そこで、改築経費等の繰延べの復元の方策であるが、これまでの改築経費等の算定繰延べ分として、1,050億円を復元することとする。

都は、これに要する財源を、一般会計から財調会計への貸付額1,050億円と均衡させ、平成12年度の都区制度改革時に、これを実質的に相殺することとさせていただく。

このため、都は、平成10年度、11年度の再調整を通じ、新たに合計400億円を一般会計から財調会計へ貸し付け、当該年度分の財調交付金に加算する。

また、既に、平成5年度、7年度に一般会計から財調会計へ貸し付けた合計650億円と、新たに貸し付ける400億円を合算し、一般会計からの貸付総額を1,050億円とする。

その後、本来、財調会計から一般会計へ返還すべき貸付総額1,050億円を、これまでの改築経費等の算定繰延べの復元に充てた財源として、都は、平成12年度の都区制度改革時に、区側に対して、その返還を求めないこととする。

以上のような繰延べの復元の仕組みと財源措置によって、これまでの改築経費等の算定繰延べ措置の復元問題は、全面的に解決することとする。

なお、区の公共施設の改築等に係る将来需要については、都区制度改革後の都区間の財源配分に係る課題として、今後、特別区と十分協議することとしたいと思う。

都が、以上のような改築経費等の算定繰延べの復元策を示すことによって、今回の都区協議全体についても、区側の理解をいただくことができたものである。

平成10年度 都区協議会（平成11年1月28日）

平成11年度都区財政調整については、都区双方の財政状況が極めて逼迫した中で協議が行われてきた。

今回の都区協議は、平成11年度財調において、調整税である市町村民税法人分がかつてない規模で大幅に落ち込むなど、総額で700億円を超える膨大な財源不足への対策が最大の焦点であった。

このため、昨年11月20日の第1回都区財政調整協議会以降、幾度となく都区の厳しい協議を積み重ね、また、区長会としても、都知事要望を行うなど、精力的な取り組みを行ってきたところである。

こうした経過の中で、この財源不足を需要算定の見直しのみで対応することをめぐり、一時協議が難航したが、最終段階において都側から、次の3点が区側に示された。

1点目。過去の繰り延べの復元措置については、新たに一般会計から借り入れる400億円のうち、10年度再調整において300億円の資金が実質的に確保できること。

また、2点目。11年度限りの対応である改築経費への起債充当については、今後の償還費を都区制度改革時の都区間の財源配分に反映させるという形で、一応都の財源措置がなされること。

さらに、3点目。11年度再調整での協議の結果、財源措置が必要となった場合における対応については、都の責任において財源措置を講ずることが予め明確にされたこと。

区長会の中では、いろいろと厳しい意見もあったが、これらの点が示されたことは、区側としても一定の評価はせざるを得ないと判断したところである。

なお、区側としては、2点目の改築経費への臨時的起債充当に係る提案について、区側の財源が現行の調整率では不足するということを意味するものとして、受けとめたところである。

今回の協議結果は、交付金ベースで過去最大の減少となるものであり、財源不足を需要算定の見直しで対応するという区側にとって極めて厳しい内容となっている。しかしながら、都区双方が極度の財政危機に瀕している中で、先ほど申し上げた3点の提案が都から示されたこと、また、今回の財調協議は現行制度における最後のものであり、今後、12年度の新制度における都区間の財源配分割合の決着に全力を注ぐことが現実的であること等、現在の状況を総合的に勘案し、苦渋の選択としてやむを得ないと判断したところである。

また、都市計画交付金については、事前に区側と調整のないまま予算案で減額となったことは、遺憾である。しかしながら、このことについて都から2点の考え方が示され、11年度の執行段階においては、都市計画交付金の算定ルールを念頭におき、支障がでないよう対応が図られるということであり、また、12年度以降の都市計画交付金のあり方については、都区双方の事業実

績等を勘案し、誠実に協議を行うということであるので、この都区協議会の場で改めて都の説明を受け、本件についての一応の整理を行うこととしたものである。

ついては、平成11年度の特別区の事業執行に支障がないよう対応していただくことはもとより、都市計画交付金の算定ルールに基づき、都市計画交付金の交付率が確実に確保されるよう求めたいと思う。さらに、平成12年度以降の都市計画交付金のあり方については、都側から示された考え方を踏まえ、基礎的な地方公共団体である特別区の位置づけを十分勘案した仕組みとなるよう求めておきたい。

先ほども申し上げたとおり、今回の財調協議は現行制度上最後の協議となる。

今後、間近に迫った平成12年度の新しい財調制度の実施に向けた重要課題について、都区間で早急に協議を進め、その解決に全力を挙げて取り組むことを改めて確認し、協議案を了承する。

平成11年度 都区協議会（平成12年2月10日）

平成12年度の都区財政調整は、都区制度改革の財政面での確認である。特別区としては、基礎的な地方公共団体として再出発する基礎づくりのための重要な協議と認識してきた。

このため、清掃事業の移管経費の積算や介護保険制度の導入に伴う調整など、今後の特別区の需要算定のあり方をめぐって、都区間の協議を積み重ね、また、区長会としても都知事、都議会への要請を含め、様々な取り組みを行ってきた。

その結果を受けて、協議の最終段階で都から示された配分割合については、協議の中で区側が主張してきた内容と比べ、なお乖離があることから、区長会の中でも極めて厳しい意見もあった。しかし、協議を突き詰めてもなお都区双方の主張が一致しきれない中で、区側の主張も一定程度反映されたこともあり、また、深刻な都財政の現状等の全体的な状況を踏まえると、これまでの取り組みのぎりぎりの決着点として受入れ、残された課題は、今後の協議の中でしかるべき解決を図ることでやむを得ないと判断した。

そこで、これまでの協議の中で確認した事項のうち、特にこれから申し上げる5つの点について、今後都区双方が誠意を持って協議すべき主要課題として明確にご確認いただいたうえで、協議案を了承する。

まず、1点目は、今回財源配分に反映させない清掃関連経費については、区の財源配分に反映させる課題として整理し、都の実施経費を踏まえて平成17年度までに協議すること。

2点目は、今後の小中学校の改築需要急増への対応について、実施状況等を踏まえて協議すること。

3点目は、今回の配分割合は、清掃事業について一定期間特例的な対応を図ることを踏まえたものであり、都区双方の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については、今後協議すること。

4点目は、都市計画交付金について、都区双方の都市計画事業の実施状況に見合った配分が行われるよう検討する課題とすること。

5点目は、清掃事業の特例的な対応が終了する平成17年度の時点で配分割合の見直しを行うことは当然として、それまでの間、大きな制度改正やどうしても対応できない事態が発生した場合には、配分割合の変更について協議を行うということである。

なお、これらの点についての区側の考え方は、第4回都区財政調整会議での区側発言のとおりである。

以上5点について、今後の主要な協議課題として確認をお願いして、協議案を了承する。

平成12年度 都区協議会（平成13年2月9日）

都区制度改革後初めての協議となった、平成13年度都区財政調整については、特別区が自主的・自律的な財政運営を進めていくため必要な改善を測っていくための、重要な協議となった。

結果としては、清掃費については、今後の実施状況を踏まえ、改めて課題を整理し協議することとされたものの、一部について改善が行われたほか、IT関連経費の拡充及び中小企業対策経

費の新規算定等、特別区を取り巻く環境や実態を踏まえた改善が図られる内容となっている。

また、平成12年度都区財政調整における財源超過額の取り扱いについては、概ね特別区の提案を踏まえた整理で、再調整がおこなわれることとなっている。

こうした整理ができたことは、厳しい協議の結果に生まれた都区双方の共通認識、相互理解の賜物であると受け止めている。

都区双方の見解になお隔たりがあり、今後の課題とされた都区間の財源配分の課題については、昨年度の都区協議会で確認した、都市計画交付金のあり方をはじめとする主要5課題と併せ、今後、課題の解決に向け、都区の信頼関係のもと精力的に協議を続けていくことをお願いし、協議案を了承する。

平成13年度 都区協議会（平成14年2月8日）

今年度の都区財政調整協議は、都区双方、厳しい財政状況の中での協議となった。

このような状況下で、特別区としては、地域住民に責務を負い、課題の解決を図るため、私どもが抱える行政需要をいかに算定するかが大きな論点であった。

今回の都区協議で、清掃費をはじめ、多くの課題について整理することができたことは、都区双方の共通認識、相互理解の賜物であると受け止めている。

ただ、一部、大都市事務に係る課題については都区の見解に相違があり、特別区としては今回の財調協議を踏まえて、今後、都区間で十分調整をしながら検討を進めていきたいと考えている。

今後とも都区の強い信頼関係のもと、残された課題について精力的に協議を続けていくことをお願いし、協議案を了承する。

平成14年度 都区協議会（平成15年1月28日）

今年度の都区財政調整協議は、昨年度に引続き、財源の減少が見込まれる中で、都区双方が知恵を出し合ってまとめられた協議である。

その中で、平成12年2月に、都区で確認された主要5課題については、今回の協議の中で都区検討組織の設置について、東京都の了承をいただいた。課題の解決に向けて、今後より一層の協力をお願いする。

また、小規模住宅用地にかかる固定資産税の減免措置については、昨年の区側要請を受け止めていただき、新年度については、厳しい経済環境を踏まえた中小企業等支援策の一環として都区の共同事業として実施することになった。不況に苦しむ中小企業等への支援については、特別区としても重要な施策の一つであるので、今後とも東京都においては総合的な施策の充実を図られるようお願いし、協議案を了承する。

平成15年度 都区協議会（平成16年2月16日）

今年度の都区財政調整協議は、特別区の行政需要を的確に反映させるために、限られた財源の中で都区双方が知恵を出し合ってまとめられた協議であった。

協議の中では、昨年度の協議結果に基づいて設定された、いわゆる主要5課題に関する都区検討会の検討状況の報告も受けたところであるが、解決すべき時期である平成17年度は目前に迫っている。平成12年度の都区制度改革時に確認した都区間の財源配分のあり方に関わる課題であり、都と特別区が首都東京の自治を担うパートナーとして、役割分担と責任を明らかにするために避けて通れない課題であると考えている。

従って、今後、都区双方の厳しい財政状況や三位一体の改革への対応など、様々な課題に対応しながら、全力で解決していく必要があり、そのためには本年中に大枠の方向を見定められるようにする必要がある。限られた日程の中で精力的に協議が行われるよう、特段の配慮をお願いし、協議案を了承する。

平成16年度 都区協議会（平成17年2月10日）

今年度の都区財政調整協議は、税の一定の伸びが見込まれる中で、特別区の今日的な行政需要を、いかに的確に反映させるかが大きな課題であった。

個々の需要算定をめぐっては、都区双方の考え方が一致しない点もあったわけであるが、今後、新しい都区関係の構築を見据えながら、特別区が自主的な調整を行うことについても議論をしていくことが確認できたと認識している。

また、協議の中で、都区財政調整制度に関する都区間の最重要課題である、いわゆる主要5課題についても、17年度中の解決を目指して協議を前に進めていくことを確認させていただいた。

この問題は、都区制度改革の施行を控えた平成12年2月の都区協議会の場において、合意に至らなかった財源配分に関する課題を確認し、知事が解決を約束したものである。

中でも根本的な課題は、単なる財源の取り合いだけでなく、法で定められた都区間の役割分担に応じ、財源配分を行うことである。昨今の国と地方の三位一体改革に関し、知事は役割分担を明確にし、地方の財源を充実すべきことを強く主張されている。都と区の間においても役割と財源の関係を明確化すべく、都区双方の努力が必要であると考えている。

この問題について、先日、都が行う大都市事務の内容が示され、ようやく具体的な協議に入ったところである。しかし、都の考え方は府県事務も含まれており、区として納得がいかない旨、申し上げているところである。この問題は、都が大都市事務をどこまで担うかの問題にとどまらず、府県としての東京都のあり方を問うものであるため、法制度に則った整理が必要であると考えている。

また、合わせて協議課題として確認をしている清掃事業の経費、小中学校の改築経費、都市計画事業の経費についても、具体的な需要をどのように区側の財源に反映させるかの段階に来ているが、残念ながら、これまでの協議では都側から前向きな回答をいただけていない。

残された検討期間はあと1年に過ぎない。都区間においては、将来に向けて協力しあわなければならない様々な課題があるかと思うが、まずは現行制度の積み残し課題の解決が先決である。早急に解決を図るべく、前向きかつ精力的な協議をお願いし、協議案を了承する。

平成17年度 都区協議会（平成18年2月16日）

今年度の都区財政調整協議は、平成12年度の都区制度改革の積み残しの問題である主要5課題の解決を図ることが最大の焦点であった。

これは改正自治法に定められた都区の役割分担原則に応じた財源配分の実現を図る課題であり、都区制度の根本問題の解決を目指したものである。

今回の協議結果は、平成15年以来、都区検討会や財調協議会での協議、また、トップ交渉を積み重ねながら、調整することができず、一時は決裂に至った中を、再度、トップ交渉により、ようやく決着点を見出したものである。

内容は、5課題のそれぞれについて解決がついたものではなく、改正された自治法の解釈にまで及ぶ見解の相違が解消されないまま、多くを今後の検討に委ねることとなった。今回の協議結果とこれに至った経緯については、平成12年都区制度改革の趣旨からも、また主要5課題を確認した経緯からも、区側として決して納得できるものではなかった。

区長会はもとより、これまで一致して取り組んできた区議会議長会等において、この決着点に対する大変厳しいご意見もあった。都議会のご支援も考慮し、ぎりぎりの交渉結果として、やむを得ず受け入れたものであることをご理解願いたい。

この機会に、今回の決着に関する区側の認識を申し上げたい。

まず第1に、最大の課題である「都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方」については、都区の認識の相違を踏まえ、今後の都区のあり方に関する検討の中でより根本的かつ真剣に協議していかねばならないと思っている。

第2に清掃、学校改築、都市計画交付金等の具体的課題については、過去の積み残し分を今回200億円の措置で清算するものと理解し、5課題としての位置づけは終了することになるが、それぞれ今後の課題が多く残されているので、都区のあり方に関する検討の中で、改めて解決を

図ることとしたいと思っている。

第3に、三位一体改革の影響への対応についてであるが、交渉の中で都から提案していただいた2%では不足するという区側の主張を受け、「合意できるよう努力する」との確認に至ったものであるため、平成19年度において、少なくとも確実に3%の実現をしていただきたいと思っている。

第4に、平成19年度に行われる見直しにより、今後新しい方向が出されるまでの間、暫定的な配分率が定められることとなる。その結果、大きな変動が無い限り、この配分率をもって都区それぞれ責任ある財政運営を行うものであることを踏まえ、23区間の配分は、特別区が主体的に調整できる仕組みを構築する協議を進めていただきたいと思っている。

また、都区財政調整の調整税は、都区の共通財源であるので、固定資産税の軽減措置等の方針を決定する際には、必ず特別区と事前に協議されるように、改めてお願いします。

最後に今後は、都区のあり方に関する検討組織の中で、将来に向けた課題の検討と合わせて、未解決の問題に取り組んでいかなければならない。

今回の協議を顧みると、都区の信頼関係回復のためには、相当な努力が必要であると申し上げて、協議案を了承する。

(参考) 都区協議についての都区協議会事務局長(行政部長)の補足説明内容

協議案の説明に先立ち、都区財政調整に係わる「5項目の課題」について、都区で意見の一致した内容を口頭ではあるが簡単に説明する。

まず、「都区の役割分担を踏まえた財源配分」については、今後の都区のあり方について、事務配分、再編等を含めた特別区の区域のあり方、税財政制度などを根本的かつ発展的に検討することとし、協議が整い次第、このための検討組織を都区共同で設置することとする。「都区の役割分担を踏まえた財源配分」の課題は、この検討を行う中で、その結論にしたがって整理することとする。

次に、「具体的な課題の対応」についてだが、18年度財調協議において清掃経費・学校改築にかかる課題を整理することとし、財調とは別に200億円の交付金を18年度に限り交付することとする。あわせて、都市計画交付金の対象事業に市街地再開発事業にかかる再開発組合等への助成を追加する。

最後に、いわゆる「三位一体改革」への対応として、都が提案した19年度以降の調整率2%アップについては、影響の全体像を見極めて、19年度財調協議において合意できるよう努力することとする。

平成18年度 都区協議会(平成19年1月31日)

今年度の都区財政調整協議は、昨年度の都区合意に基づき、三位一体改革の影響を的確に都区財政調整の配分率に反映することが最大の課題であった。協議は一時難航したが、関係者の理解と協力により妥結点を見出し、調整率55%という決着となった。関係者のご努力に対して敬意を表したい。

今後、都区のあり方検討委員会で一定の方向が出るまでの間は、この調整率で都区それぞれ責任ある財政運営に努めていきたい。

今回の協議結果は、懸案となっていた都区間の財源問題に一定の区切りをつけて、新たな都区関係を築いていく出発点となるものであり、極めて大きな意義を持っている。

今後、区側としては、都区のあり方検討会委員会の場で、都区間の新たな方向性を見出すために十二分に議論をし、精力的に進めるよう努めてまいりたい。

特別交付金は2%から5%に変更となったが、23区の配分については社会経済情勢等の変化もあるので、そういう点に適切に対応できるよう、十二分に協議をしていただきたい。

もとより都と特別区は、大都市行政を分担するパートナーとして、区民、都民の負託に応えられるように、連携した取組みが一層求められるところである。今後とも真摯な協議を通して、都

区の信頼関係を築き、本年度の協議にあたっては、互いに妥結点を見出そうと努力した点を踏まえ、協議案を了承する。

平成19年度 都区協議会（平成20年2月4日）

今年度の都区財政調整協議は、昨年度に都区間で合意した当面の配分率のもとでの、特別区間の配分調整が主たる内容となった。私どもは、特別区の共有財源をいかに合理的かつ公平に配分するかという観点から、23区間で主体的に調整を行い、その結果を反映させるべく協議に臨んできた。

協議の結果、区側から提案した事項が一定程度反映され、また、当面の懸案事項についてのとりまとめを行うことができたことは、都区双方の努力の結果として評価すべきものと考えている。

一方、協議の過程では、基準財政需要額の算定内容や協議のあり方等をめぐって、都区間のさらなる共通理解を得る必要が浮き彫りとなった。また、地方税収格差問題については、石原知事をはじめ関係者の努力により都区財政調整への直接の影響は回避されたものの、法人事業税の一部譲与税化が予定されるなど、今後の都区の行財政への影響は予断を許さない状況にある。

こうした点も踏まえつつ、都区が連携して諸課題に取り組んでいくためには、都区間で十分協議を尽くしながら、より良好かつ緊密な関係を築いていく必要があるものと考えている。

現在行われている都区のあり方検討の中で、さらに建設的な協議が進められることを期待して、協議案を了承する。

平成20年度 都区協議会（平成21年2月9日）

今年度の都区財政調整協議は、法人住民税の落ち込みにより、来年度に過去最大の調整税の減収が見込まれる中での協議となった。

私どもは、厳しい財源状況の下とは言え、税財政制度の改正や役割分担の変更など、都区間の配分割合を変更すべき事由が生じていないことから、一昨年に都区間で合意した当面の配分率のもとで、主体的に特別区間の合理的な配分調整を行うべく協議に臨んだ。

結果として、昨年度の協議で課題として浮かび上がった、基準財政需要額のあり方に関する真摯な議論も行われ、23区間で自主的に調整のうえ提案した事項が従来に増して反映されるなど、大きな前進があった協議であったと考えている。

地方分権改革が進められつつある一方、「百年に一度」と言われる経済危機のもとで、今後、ますます困難な諸課題が生じてくることが予想され、これまで以上に都区間の連携が重要になるものと思われる。

現在進めている都区のあり方に関する検討をはじめ、今後もさまざまな課題について、都区間で十分協議を尽くしながら、より良好かつ緊密な関係が築かれていくことを期待して、協議案を了承する。

平成21年度 都区協議会（平成22年2月8日）

今年度の都区財政調整協議は、法人住民税や特別区民税の落ち込みにより、平成21年度、22年度の両年にわたり、かつて経験したことのない大幅な税収減が見込まれる状況のもとでの協議となった。

私どもは、今回の大幅な減収が、都区の合意事項である配分割合の変更事由には当たらないと判断し、現行の配分割合のもとでの対策を講じるべく協議に臨んだ。

とりわけ21年度再調整については、年度途中の調整税の大幅な減収であり、住民サービスの急激な低下に直結しないよう、平成12年度都区制度改革時に都区間で合意した、一般の市町村の減収補てん債に代わる区市町村振興基金の活用を減収対策として組み込むことを主張した。

協議の結果、急激な減収が見込まれる中での臨時応急の措置として、区市町村振興基金の活用のほか、起債の活用による実質的な減収対策が講じられる一方、23区間で主体的に調整して提案した事項が相当程度反映できることとなった。

また、協議の中で明らかとなった、特別区の減収対策に関する制度的な問題については、今後早期に議論を行っていくべき課題として確認することができた。

こうしたとりまとめができたのは、都区の合意事項を尊重しながら、都区双方が努力した結果であり、評価すべきものと考えている。

なお、協議の過程においては、都側から特別区の需要を削減するよう求められ、都区間の見解の相違が表面化した場面もあった。しかし、特別区は、現行の配分割合の下で、責任を持って財政運営を行っている。かねて申し上げているところではあるが、今後の協議にあたっては、23区間の配分は特別区の主体的な調整に基づき行うよう強く求めておきたい。

財政状況が一段と厳しさを増す一方で、地方分権改革も進められつつあり、様々な課題の解決が迫られる中で、都区間の連携でこの難局を乗り越えていくことがこれまで以上に求められている。

今後とも都区が真摯に協議を重ねながら、諸課題の解決に当たっていくことを期待して、協議案を了承する。

平成22年度 都区協議会（平成23年1月28日）

今年度の都区財政調整協議は、大幅に税収が落ち込んだ平成21年度、22年度に引き続き、大変厳しい財源状況が見込まれる中での協議となった。

私どもは、昨年度と同様、現在の状況が、都区の合意事項である配分割合の変更事由には当たらないと判断し、引き続き現行の配分割合のもとでの対策を講じるべく協議に臨んだ。

協議の結果、今年度と同様の対策を基本に、実質的な減収対策が講じられる一方、23区間で主体的に調整して提案した事項が一定程度反映できることとなり、協議のとりまとめを行うことができた。

しかしながら、今回の協議を通じて、今後の解決に待たなければならない課題も多く残された。

とりわけ、昨年度の協議で課題となった特別区の減収対策に関する制度的な問題点の解決策あるいは、透明性・公平性を高める観点からの特別交付金の割合の引き下げ等について、都側の理解を得ることができなかった。

これらの課題については、引き続き来年度の協議の中で区側の考え方を申し上げ、解決を求めていきたいと考えているので、是非前向きな対応をお願いしたい。

先行き不透明な社会経済状況のもとで、これまで以上に、都区間の連携で乗り越えるべき課題が山積している。今後、都区が真摯に協議を重ねながら、諸課題の解決に当たっていくことを期待して、協議案を了承する。

平成23年度 都区協議会（平成24年2月10日）

今年度の都区財政調整協議は、ここ数年大幅に落ち込んでいる税収がさらに減収となる厳しい見込みの中での協議であった。

私どもは、昨年度と同様、現在の状況が、都区の合意事項である配分割合の変更事由には当たらないと判断し、引き続き現行の配分割合のもとでの対策を講じていただきたいという希望をもって協議に臨んだ。

協議の結果、算定内容の見直しや臨時的な対策を含めて調整が行われ、特別区が主体的に調整して提案した事項も相当程度反映できる内容で、協議のとりまとめを行うこととなり、それ自体には不満はないが、しかしながら、今回の協議では、大変厳しいやり取りがあったと副区長会会長からの報告もあり、今後の解決に待たなければならない課題も多く残されたことと承知している。

とりわけ、昨年度も大きな課題となった特別交付金の割合の引き下げ、調整税が減収となった場合の補てん措置、都市計画交付金の運用改善等の課題については、都側の理解がまったく得られず、今回も議論を前に進めることができなかった。

これらの課題については、制度本来の相互理解と協力関係のもとで解決が図られなければならないものであり、来年度においては是非前向きな対応をお願いしたい。

我が国の行く末が厳しく問われる困難な状況のなかで、都区双方の行政課題は山積している。都区間の連携なくしてこの難局を乗り越えていくことはできないものと思っている。

ただいま石原知事からの言葉にあったように、双方が知恵を出し合って、しっかりと協力体制を築いていくことは言うまでもないが、私どもの苦衷もぜひ察していただきたい。

都区のあり方検討において、事務配分の検討がひとつの段階を画し、別途児童相談行政のあり方の検討を行うこととなるなど、新たな取組みも予定されている。その他の課題も含めて、今後、都区が真摯に協議を重ねながら、諸課題の解決に当たっていくことを期待して、協議案を了承する。

平成24年度 都区協議会（平成25年2月12日）

今年度の都区財政調整協議は、平成21年度以来大幅に落ち込んでいた税収が若干持ち直したものの、引き続き厳しい財政環境の中での協議であった。私どもは、昨年度と同様、都区の合意事項である配分割合の変更事由はないと判断し、引続き現行の配分割合のもとでの対策を講じるべく協議に臨んだ。

協議の結果、算定内容の見直しや臨時的な対策を含めて調整が行われ、大きな課題であった投資的経費の見直しを含め、特別区としてもぎりぎりの調整を経て主体的に取りまとめた提案事項が相当程度反映できる内容で、協議のとりまとめを行うことができた。こうした結果は、都区双方の努力の成果だと考えている。

しかしながら、今回の協議でも、今後の解決に待たなければならない課題が多く残された。とりわけ、特別交付金の割合の引下げ、調整税が減収となった場合の補てん措置、都市計画交付金の運用改善等の課題については、都側の理解が得られず、議論を前に進めることができなかった。

これらの課題については、制度本来の相互理解と協力関係のもとで解決が図られるべきで、来年度においては是非前向きな対応をお願いしたい。

我が国の行く末が厳しく問われる困難な状況の中で、都区双方の行政課題は山積している。児童相談行政のあり方や災害に強いまちづくり・都市計画など、早急な対応が求められている。

9百万区民の幸せのためにも、都区間の連携なくしてこの難局を乗り越えていくことはできない。

地方制度調査会専門小委員会の中間報告で都から特別区への事務移譲に関して新たな方向性が示されたことでもあるので、今後、都区が真摯に協議を重ねながら、諸課題の解決に当たっていくことを期待して、協議案を了承する。

併せて、知事に御礼を申し上げたい。50か所の不燃化促進事業では、町丁目さえあれば、範囲は狭くてもいいというご英断をされた。

また、オリンピック誘致にも精力的にご活躍である。

さらに、連合町会長会にも知事として開びやく以来、ご出席いただいた。

私どもは、町会などの街の声を、ぜひ都区協議会という機会に知事にお伝えしておきたい。

平成25年度 都区協議会（平成26年2月17日）

今年度の都区財政調整協議は、税収の持ち直しが期待される一方、都区共同での反対行動にも関わらず、法人住民税の一部国税化等の動きを押しとどめることができず、今後に厳しい課題を残す中での協議となった。

私どもは、現時点では、都区の合意事項である配分割合の変更事由は生じないと判断し、引続き現行の配分割合のもとでの対策を講じるべく協議に臨んだ。

協議の結果、都区双方から提案のあった様々な課題の調整が行われ、区側の提案事項についても相当程度反映できる内容で、協議のとりまとめを行うことができた。こうした結果は、都区双方の努力の成果だと考えている。

一方、特別交付金の割合の引下げ、都市計画交付金の運用改善等の課題については、今回も議論を前に進めることができなかった。

来年度においては是非前向きな協議をお願いしたい。

我が国の行く末が厳しく問われる困難な状況の中で、都区双方の行政課題は山積している。オリンピック・パラリンピックの開催に向けた準備や、児童相談行政のあり方、首都直下型地震に備えるための災害に強いまちづくりなど、いずれも早急な対応が必要なものばかりである。

9百万区民の幸せのためにも、都区間の連携なくしてこの難局を乗り越えていくことはできない。

今後、舛添知事のもとで、都区が真摯に協議を重ねながら、諸課題の解決に当たっていくことを期待して、協議案を了承する。

平成26年度 都区協議会（平成27年2月4日）

今年度の都区財政財調協議は、法人実効税率の引き下げ議論や法人住民税国税化のさらなる進展が危惧されるなど、都区を取り巻く財政環境が厳しくなることが見込まれる中での協議であった。

私どもは、現時点では、都区の合意事項である配分割合の変更事由は生じないと判断し、引き続き現行の配分割合のもとでの対策を講じるべく協議に臨んだ。

協議の結果、都区双方から提案のあった様々な課題の調整が行われ、大きな課題であった人件費及び清掃費の見直しを含め、区側の提案事項についても、相当程度反映できる内容で、協議のとりまとめを行うことができた。こうした結果は、都区双方の努力の成果だと考えている。

しかしながら、特別交付金の割合の引き下げ、都市計画交付金の運用改善等の課題については、今回も議論を前進させることができなかった。

これらの課題については、制度本来の相互理解と協力関係のもとで解決が図られるものであり、来年度においては是非前向きな対応をお願いしたい。

我々としては、互譲と協調の精神を持って、都区でしっかりと進めていきたいと考えている。

今後、人口減少と少子高齢化の急速な進展が見込まれる。我が国の行く末が厳しく問われる困難な状況の中で、都区双方の行政課題は山積している。オリンピック・パラリンピックの開催に向けた様々な取組み、児童相談行政のあり方、首都直下型地震に備えるための災害に強いまちづくり、そして地方間の連携による共存共栄による地方活性化への取組みなど、都区が協力して対処すべき喫緊の課題と認識している。

9百万区民の幸福のためにも、都区間の連携なくしてこの難局を乗り越えていくことはできない。今後、都区が真摯に協議を重ねながら、諸課題の解決に当たっていくことを期待する。

舛添知事のこの間の積極的な行政運営について高く評価し、協議案を了承する。

平成27年度 都区協議会（平成28年2月4日）

結論から申し上げます、ただいまの説明に対し、私どもは9百万区民の幸せのために、都区が真摯に協議を重ねながら、諸課題の解決に当たっていくことを大きく期待を申し上げ、第1号から第4号までの協議案を了承する。

知事に直接お話し申し上げる機会もそうあるものではないので、若干申し上げます。

今年度の都区財政調整協議は、法人住民税の国税化の影響が平年度化し、消費税10%段階ではその措置をさらに拡大する方針が出されるなど、厳しい財政環境のもとでの協議となった。

私どもは、都区の合意事項である配分割合の変更事由は生じないと判断し、現行の配分割合のもとでの対策を講じるべく協議に臨んだ。

協議の結果、人件費の見直しや子ども・子育て支援新制度の反映を含め、区側の提案事項についても、相当程度反映できることとなった。これは、都区双方の努力の成果だと考えている。

しかしながら、協議の中で今後の課題となったものもあり、特別交付金の割合の引き下げ、都市計画交付金の運用改善等の課題については、今回も議論を前進させることが残念ながらできなかった。

これらの課題については、制度本来の相互理解と協力関係のもとで、解決が図られるべきもの

であり、来年度に向けては是非前向きな対応をお願いしたい。

東京オリンピック・パラリンピックの開催まで4年半を切り、また我が国が人口減少社会に入った中で、地域の活性化、少子・高齢化対策、防災・減災対策、老朽公共施設の更新をはじめ、課題は山積しており、都区が今こそ力を合わせ、全国の自治体とも連携しながら、取り組んでいかなければならない。

加えて、都区間の長年の懸案である都区のあり方や児童相談行政のあり方の検討も前に進める必要がある。

冒頭申し上げたとおり、私も9百万区民の幸せのために日々努力しており、東京都のご指導・ご協力をいただきながら真摯に協議を重ねながらも、諸課題の解決に向かっていくことを再度期待申し上げ、協議案を了承する。

平成28年度 都区協議会（平成29年2月2日）

今年度の都区財政調整協議は、都区の調整税である市町村民税法人分の一部が国税化された中で、税収等の落ち込みが見込まれるなど、都区を取り巻く財政環境が厳しい中での協議となった。

私どもは、都区の合意事項である配分割合の変更事由は生じないと判断し、現行の配分割合である55%のもとでの対策を講じるべく協議に臨んだ。

協議の結果、区側の提案事項について、生活保護費や各種運動施設管理運営費の見直しなど、相当程度反映できることとなった。これは、都区双方の努力の成果だと考えている。

しかしながら、協議の中で今後の課題となったものも多々ある。特別交付金の割合の引き下げや、都市計画交付金の改善等については、予算上、都市計画交付金の増額はされたものの、今回も解決するための議論を前進させることができず、協議の場等の設置を求めたことについても、受け止めてもらうことはできなかった。これらの課題については、制度本来の相互理解と協力関係のもとで、解決が図られるべきものであり、来年度に向けては是非前向きな対応をお願いしたい。

東京オリンピック・パラリンピックの開催準備や、安全・安心なまちづくり、また少子・高齢化対策など、喫緊の課題への対応と合わせて、児童福祉法改正を踏まえた児童相談所の移管など、大都市東京の課題解決のためには、都と特別区がこれまで以上に連携を深め、取り組んでいかなければならない。

9百万区民の幸せのために、都区が真摯に協議を重ねながら、諸課題の解決に当たっていくことを期待して、協議案を了承する。

平成29年度 都区協議会（平成30年2月1日）

今年度の都区財政調整協議は、平成30年度税制改正において、都区双方が大幅な減収となる地方消費税の清算基準の見直しが行われ、また今後、更なる地方法人課税の見直しも検討するとされるなど、都区を取り巻く財政環境が厳しい中での協議となった。

私どもは、都区の合意事項である配分割合の変更事由は生じないと判断をして、現行の配分割合である55%のもとでの対策を講ずるべく協議に臨んだ。

協議の結果、区側の提案事項について、清掃費の見直しや国保制度改革に伴う国民健康保険事業助成費の見直しなど、相当程度反映できることとなった。これは、都区双方の努力の成果だと考えている。

一方で、協議の中で今後の課題となったものも多々ある。

特別交付金の割合の引下げや減収補填対策、都市計画交付金の改善については、区側から新たな視点での提案をしたにもかかわらず、都側からは今回も前向きな見解は示されず、実質的な協議が行われなかった。

また、初めて提案した児童相談所関連経費については、区側では、政令指定を受け、法に基づき設置した場合、当該区における都の権限は区に移るため、当然に財調算定し、都区の役割分担の変更に伴い、配分割合を見直すべきと考えているが、都側からは明確な見解が示されず、議論

には至らなかった。特別区が児童相談所を設置するにあたって、財源の確保は重要な課題であり、特別区として一体となって協議に臨んでいるものである。このままでは、各区の準備作業にも支障を来し兼ねない。しっかりと受け止めていただき、万全な準備を行えるよう、早期の決着に向けて前向きな対応をお願いしたい。

これらの課題については、制度本来の相互理解と協力関係のもとで、解決が図られるべきものであり、来年度に向けては是非前向きな対応をお願いしたい。

東京オリンピック・パラリンピックの開催準備や、安全・安心なまちづくり、また少子・高齢化対策など、喫緊の課題への対応と合わせて、東京を狙い撃ちした不合理な税制改正等に対抗していくためにも、都と特別区がこれまで以上に連携を深め、取り組んでいかなければならない。

930万区民の幸せのために、都区が真摯に協議を重ねながら、諸課題の解決に当たっていくことを期待して、協議案を了承する。

平成30年度 都区協議会（平成31年1月30日）

今年度の都区財政調整協議は、平成31年度税制改正において、「都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展する」という名目のもと、地方法人課税の更なる見直しが行われるなど、引き続き都区を取り巻く財政環境が厳しい中での協議となった。

私どもは、都区の合意事項である配分割合の変更事由は生じないと判断をして、現行の配分割合である55%のもとでの対策を講ずるべく、協議に臨んだ。

協議の結果、首都直下型地震など大規模災害への備えという視点から提案を行い、水害対策経費や災害用食料の備蓄など、区側提案の多くが反映できることとなった。これは、都区双方の努力の成果だと考えている。

一方で、協議の中で今後の課題となったものも多々ある。

特別交付金の割合の引下げや、調整税の減収補填対策、都市計画交付金の改善については、今回も議論が噛み合わず、実質的な協議が行われなかった。

これらの課題については、制度本来の相互理解と協力関係のもとで、解決が図られるべきものであり、来年度に向けては是非、前向きな対応をお願いする。

また、児童相談所関連経費については、平成32年度の開設を予定している区の政令指定申請が間近に迫っており、その他の区も、開設に向けて準備を進めているところであるが、今回の協議では、関連経費の財調上の取扱いについて、議論を前進させることができなかった。

協議の中でも申し上げたとおり、特別区が児童相談所設置市として政令指定を受けた際の所要経費は、当然に、財調の算定内容に反映されなければならない。

来年度の協議では、基準財政需要額への算定など、具体的な提案を行うこととなる。特別区における、児童相談所の開設準備及び運営が円滑に進むよう、是非とも前向きな対応をお願いしたい。

来年に迫った東京2020オリンピック・パラリンピックの開催準備や、安全・安心なまちづくり、また少子・高齢化対策など、取り組むべき喫緊の課題が山積している状況である。都と特別区がこれまで以上に連携を深め、取り組んでいかなければならないと考えている。

940万区民の幸せのために、都区が真摯に協議を重ねながら、諸課題の解決に当たっていくことを期待して、協議案を了承する。

令和元年度 都区協議会（令和2年1月28日）

今回の都区財政調整協議は、市町村民税法人分のさらなる国税化により、2,000億円に迫る規模の大幅な減収が見込まれるなど、厳しい財政環境の中での協議となった。

合わせて、特別区が来年度以降、順次児童相談所を設置し、都から事務を引き継ぐことに伴う財源配分の見直しが大きな焦点となった。

協議の結果、財源配分割合については、双方の見解に相違がある中で、特例的な対応として、来年度から55.1%とし、令和4年度にそのあり方を改めて協議することとなり、特別区相互間

の財政調整については、児童相談所関連経費の算定や幼児教育・保育の無償化への対応をはじめ、区側提案の多くを反映することができた。

協議の取りまとめに至ったのは、双方の努力の結果と受け止めている。

しかしながら、課題も多く残された。配分割合のあり方のほか、特別区相互間の財政調整についても、合意に至らなかった事項がある。また、特別交付金や都市計画交付金のあり方については、今回も議論を前に進めることができなかった。

これらの課題については、制度本来の相互理解と協力関係のもとで、解決が図られるべきものであり、来年度に向けては、是非前向きな対応をお願いしたい。

開催まであと半年と迫ったオリンピック・パラリンピックの開催準備や、安全・安心なまちづくり、また少子・高齢化対策など、都と特別区が連携を深めて取り組んでいかなければならない喫緊の課題が山積している。

引き続き都区が真摯に協議を重ねながら、諸課題の解決に当たっていくことを期待して、協議案を了承する。

令和2年度 都区協議会（令和3年2月2日）

今年度の都区財政調整協議は、新型コロナウイルス感染症の影響による景気後退のため、大規模な減収となることを見込まれる、非常に厳しい中での協議となった。

私どもは、都区の合意事項である配分割合の変更事由は生じないと判断をして、現行の配分割合である55.1%のもとでの対策を講ずるべく、協議に臨ませていただいた。

協議の結果、清掃費の見直しや、緊急対策としての中小企業関連資金融資あっせん事業など、区側提案の多くが反映できた。これは、都区双方の努力の成果だと考えている。

一方で、協議の中で今後の課題となったものも多々あった。

特別交付金の割合の引下げや、都市計画交付金の改善については、今回も議論が噛み合わず、実質的な協議が行われなかった。

これらの課題については、制度本来の相互理解と協力関係のもとで、解決が図られるべきものであり、来年度に向けては是非、前向きな対応をお願いする。

なお、減収補填対策について、現下の経済状況や特別区の新型コロナウイルス感染症対応の状況等を鑑みて、必要とする区に、特例的に区市町村振興基金を貸し付けることを、都側にはご判断いただいた。

減収補填債の直接発行については、引き続き国へ求めてまいるので、都におかれては、改めてご協力をお願いする。

依然として財政状況に不透明感がある状況下ではあるが、今なお続く感染症への対応や、東京2020オリンピック・パラリンピック、安全・安心なまちづくり、また少子・高齢化対策など、取り組むべき喫緊の課題が山積している。

今後とも、都と特別区がこれまで以上に連携を深め、この難局を乗り越えていかなければならないと考えている。

都区が真摯に協議を重ねながら、諸課題の解決に当たっていくことを期待して、協議案を了承する。

令和3年度 都区協議会（令和4年2月1日）

今年度の都区財政調整協議は、法人住民税の一部国税化等の不合理な税制改正による影響が全面的に表出した中、新型コロナウイルス感染症による内外経済への影響など、見通しが難しい状況下での協議となった。

私どもは、都区の合意事項である配分割合の変更事由は生じないと判断をして、現行の配分割合である55.1%のもとでの対策を講ずるべく、協議に臨ませていただいた。

協議の結果、耐震診断支援等事業費や、清掃工場の改築経費など、区側提案の多くが反映できることとなった。これは、都区双方の努力の成果だと考えている。

一方で、協議の中で今後の課題となったものも多々あった。

特別交付金の割合の引下げや、都市計画交付金の改善については、今回も議論が噛み合わず、実質的な協議が行われなかった。

これらの課題については、制度本来の相互理解と協力関係のもとで、解決が図られるべきものであり、来年度に向けては是非、前向きな対応をお願いします。

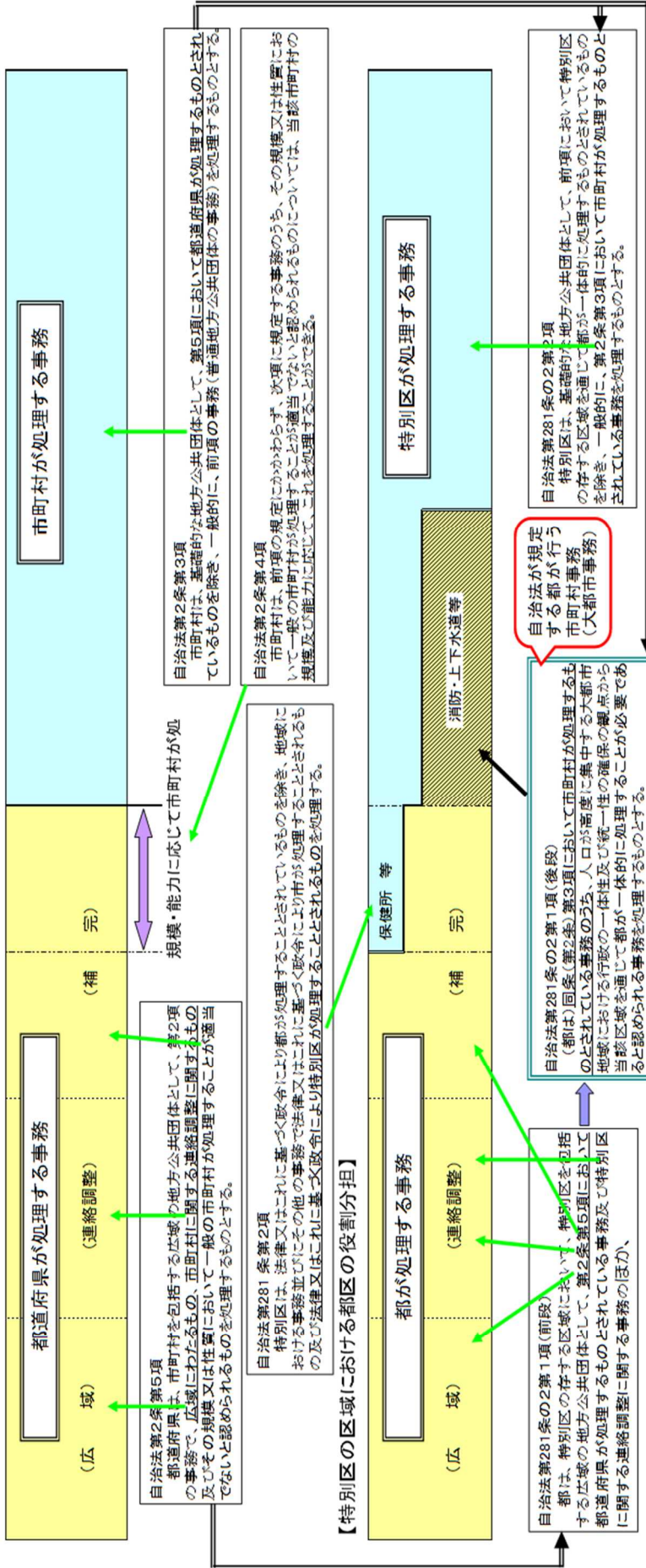
今なお続く新型コロナウイルス感染症への対応や、安全・安心なまちづくり、また少子・高齢化対策など、取り組むべき喫緊の課題が山積している。

今後とも、都と特別区がこれまで以上に連携を深め、この難局を乗り越えていかなければならないと考えている。

都区が真摯に協議を重ねながら、諸課題の解決に当たっていくことを期待して、協議案を了承する。

自治法上の都区の役割分担及び財源配分について

【一般的な道府県と市町村の役割分担】



自治法第281条の2に関する都の考え

- どの事務も、都が広域の自治体として行うもの。法律上、全て「都の事務」であって区別はない。
 - 自治法第281条の2は、特別区の区域において都と特別区それぞれが処理する事務の範囲を規定しているものではない。調整形など大都市財源の使途を規定しているものではない。
- 平成10年自治法改正の際の国会答弁(抜)
- 「都道府県としての都だけでなく、市町村が処理する事務のうち、都がどの部分を担当するか、こういうことにつきましては(中略)、特別区の存する区域を通じて一体的に処理することが必要であるかどうか、必要であると認められる事務に限って都が限定的に事務を担当する、特別区はそれ以外のものを一般的に「調整3税を原資とする都区財政調整制度が、それぞれ市町村の事務を都と特別区で分担する割合に応じて財源配分されるわけで(中略)、都に留保される一般であれば市町村が行う事務の財源としてこの調整3税の、要するに都に留保される分がそういう財源保障の機能を持つ」

- ◎ 自治法は、都が限定的に行う市町村事務と、通常の府県事務を明確に区別
- ◎ 都の市町村財源の使途は、「一般的に市町村が処理する事務」の範囲

都区間財源配分を巡る都区協議の経緯

○都区の役割分担に基づく財源配分の整理は、昭和50年改革以来の懸案

◇昭50 都区制度改革

配分割合	昭50～	40%⇒43%	(昭51～	44%)
------	------	---------	-------	------

昭50.3.31 都区協議会

「地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う特別区事務事業移管等措置要綱」
「都区間における財源配分の基本的あり方については、別途検討を行うものとする。」

昭53.9.21 都区協議会

「財源配分都区検討会」の検討結果
(要旨)

地方交付税を基礎とする都区財源配分方式を検討したが、都区の考え方の相違及び地方交付税制度の不安定から、直ちに実施に移すことは困難。今後地方交付税制度の推移を見守るとともに、継続して問題点の解決に当たるべき。

※都区検討委員会 S54.10～S59.5 *都財政再建委員会 S54.7～

- 1 都と特別区の事務事業の見直し及び事務区分の明確化に関すること
- 2 都区財政調整に関すること
- 3 その他

※都補助事業等の財調振り替え S54～H2

都補助事業の財政調整振替え、移管事業の算定(配分割合の変更無し)
H6時点での影響額 1,785億円(調整税の12%に相当)
(国保会計繰出金、福祉手当等) *「区部財調、市町村補助」

※区長会が配分割合据え置きを要求 S59.1.7

S51から固定され、実質的に区側の財源となっている44%の範囲で年度間の需要の調整を図るべき

◇都区双方の財政需要を考慮した財源配分方式を検討

地方交付税を基礎とする方式は妥当性が見いだせず採用を断念。決算を基礎とする方式について、都の事務の分析で意見が一致しなかったものの、今後検討の必要性を確認。

昭56.11.28 都区検討委員会

「都区財政調整制度検討会」の検討結果
(要旨)

都と特別区が分担する大都市事務にみあった適切な財源配分が行われるよう、都区財政調整における財源配分方式を、都区双方の財政需要を考慮した方式に改め、かつ、都区間の財源配分率を一定期間安定させる必要がある。

- ①決算を基礎とする方式、②地方交付税を基礎とする方式について検討した結果、
①決算を基礎とする方式については、都の事務の決算の分析について意見が一致せず、配分率の合意には至らなかったが、今後とも事務の性格、分類等について、検討する必要がある。

*区の配分割合(昭54～56の移管事業調整後)

	昭54年度	昭55年度
都案	42.9%	42.4%
区案	46.5%	46.4%

- ②地方交付税を基礎とする方式については、現段階でこの方式を採用することは困難

昭 56.12.12 都区協議会

「都区間の財源配分のあり方（中略）については、引続き検討を行うものとする。」

- ※「都と特別区間の事務分担と財源配分」都主計部 S57.4～H6.4
都の大都市事務分析（かつて都自身が毎年16年間作成していた）
S53 決算時 都 66.9% 区 33.1%
H5 決算時 都 54.6% 区 45.4%

◇財源配分問題を都区制度改革の課題に引き継ぎ

昭 61.2.19 都区制度検討委員会「都区制度改革の基本的方向」

「財源の配分に当たっては、大都市区域における市町村税等の税源を、新しい都と新しい基礎的自治体の役割分担・事務配分に対応してそれぞれに配分する。」

平 4.10.8 都区制度改革推進委員会税財政検討会「中間のまとめ」

「都と特別区の大都市事務の需要を積み上げ、それぞれの大都市財源を充当し、都区双方の財源不足額の割合により、調整税の配分率を新たに定める。」

平 6.9.13 都区制度改革推進委員会「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」

「調整税の配分割合を都と特別区の複数年度の決算額を基本に、それぞれの大都市事務の需要額を積み上げ、これに調整税を除いたそれぞれの大都市財源を充当した後の財源不足額の割合により定めることとする。」

※都区財政調整における需要算定の繰延べ措置 H4～H9

H4～H8 累計約1兆3千5百億円

*区側が繰り延べ措置の分類整理 対象額を限定

- ・実質解消（算定見直し） 3,800億円
- ・将来に向け是正（償還元金繰延べ等） 6,700億円
- ・過去も含め復元対象（改築、大規模改修） 3,000億円

⇒実績見合分として 1,050億円を措置

（一般会計からの償還無しの借入 H5 350、H6 300、H10.11 400）

⇒改築等に係る将来需要分については、都区制度改革後の都区間の財源配分に係わる課題として協議

※H8、H9 都区財政調整算定方法等検討会

平成7年度の都区協議において、都区間の財源配分に係る様々な問題が浮彫りにされたことから、多岐に渡る課題の整理等を行うために設置

- ・人件費の算定方法の見直し
- ・改築経費等の繰延べ措置の復元への対応
- ・税制改革の影響への対応
- ・投資的経費、元利償還金の算定のあり方

○平成12年改革（平成10年自治法改正）により、東京大都市地域における都区の二層制と特別区優先の役割分担・財源配分原則が確立

◇平 10.5.8 「地方自治法等の一部を改正する法律」成立（平12年4月1日施行）

都と特別区の基本的性格、役割分担原則、都区財政調整制度等を法定

***国会審議等を通じて整理された考え方**

都が特別区の区域において一体的に処理する「市町村事務」は、特別区(基礎自治体)優先の原則により限定され、法定の事務のほか、都区の協議で決められるべきものであり、その事務の処理に必要な限りにおいて都が特別区の区域の「市町村財源」を留保する。

○「協議案」に基づく「大都市事務」の決算分析は合意に至らず

◇「協議案」に基づき、「大都市事務」に係る決算分析を行った結果、都が行う「大都市事務」の捉え方に相違があり、一致できず

平 11.3.30 都区制度改革推進委員会税財政検討会

税財政検討会ワーキンググループ「税財政制度改革に関する平成 10 年度の検討結果—税財政制度改革全体像の整理—」

(要旨)

「協議案」に基づき、昭和 62 年度から平成 8 年度までの 10 年間について「大都市事務」に係る決算分析を行った結果、都が行う「大都市事務」の捉え方に相違があり、両論を併記することとした。このため、この決算分析結果を用いて都区間の配分割合を決定することは困難であることから、今後どのように検討を進めるかについて都区双方の見解が示された。

*財源不足額割合(昭 62~平 8 の 10 年間平均)

都案 都 60.6% 区 39.4% (S62 : 36.3% H8 : 43.9%)

区案 都 51.5% 区 48.5% (S62 : 44.2% H8 : 53.0%)

<主な見解の相違点> 5 大市レベル(法令上の政令指定都市の事務を除くことは一致)の事務を都の「大都市事務」の範囲に含めるか否か

○平成 12 年度の財源配分は、仮決着し、財源配分に係る 5 つの課題を都区で確認して、平成 17 年度までに協議することに

◇平 12.1.21 都区財政調整協議会「都の新たな提案を踏まえた財調協議会での協議結果」

「[配分割合の決定方法] 現行の配分割合 44%を基本に、従前の協議経緯を踏まえ、事務移管、特例廃止、その他の制度変更等に伴う変動を加味して決定する。

なお、今回の配分割合は、清掃事業について一定期間特例的な対応を図ること等を踏まえたものであり、都区双方の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については、今後協議する。」

*清掃事業経費についての協議結果(抜粋)

- ・現在清掃事業の実施主体である都が実施可能として示したものであることを踏まえ、都案の内容で整理。
- ・今回財源配分に反映させない清掃関連経費については、区の財源配分に反映させる課題として整理。

(清掃工場建設に伴う還元施設補助 35、退職手当 105、既発債償還経費 529、職員費別途措置分 76 計 745 億円 : 配分割合 5%相当)

*清掃事業等の財源措置をめぐる都の対応

- ・清掃事業の一貫性から収集運搬だけでなく中間処理も含め全行程の対応が必要
- ・清掃事業を区に移管するが移管後都に一括委託 ×
- ・課税団体が自ら徴収した税の半分以上を他団体に渡すことはあり得ない ×
- ・清掃事業の経費を都区財政調整とは別枠の交付金で措置 ×
- ・既存経費の算定を見直せば配分割合 44%の範囲内で清掃事業も賄える ×
- ・ごみの減量トレンドで経費の減を見込み、数年間の平均値で当初算定(当初不足分を一時金で措置)
- ・清掃工場等の整備費に係る償還費等の財源は都に残し、配分割合に反映せず

◇平 12 年都区制度改革 配分割合 平成 12～ 44%⇒52%

平成 12 年度都区財政調整方針 H12.2.10 都区協議会

「清掃事業の移管に伴う経費等を的確に算定し、財源配分に反映させるとともに、事業運営に支障が生じないように配慮する。」

＜都区協議会における確認事項＞

- ①今回財源配分に反映させない清掃関連経費については、区の財源配分に反映させる課題として整理し、都の実施経費を踏まえて平成 17 年度までに協議する。
- ②今後の小中学校の改築需要急増への対応について、実施状況等を踏まえて協議する。
- ③今回の配分割合は、清掃事業について一定期間特例的な対応を図ること等をふまえたものであり、都区双方の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については、今後協議する。
- ④都市計画交付金について、都区双方の都市計画事業の実施状況に見合った配分が行われるよう検討する課題とする。
- ⑤清掃事業の特例的な対応が終了する平成 17 年度の時点で配分割合の見直しを行うことは当然として、それまでの間、大きな制度改革やどうしても対応できない事態が発生した場合には、配分割合の変更について協議を行う。

◇平 12.3.28 都区協議会「地方自治法等の一部を改正する法律等の施行による都区制度改革実施大綱」

「平成 12 年 2 月 10 日開催の都区協議会における確認事項については、都区制度改革後に引き続き都区が協議すべき主要課題とする。」

○主要 5 課題の協議で、都が一体的に処理する「市町村事務」の範囲をめぐる都区の見解が大幅にかい離

◇平 15.3.20 都区財政調整協議会幹事会の下に、都区協議会（平成 12 年 2 月 10 日）における 5 項目の確認事項に関する都区検討会＜大都市事務検討会、清掃関連経費検討会、小中学校改築等検討会＞を設置

◇都の事務のうち「市」の財源を充てるべき範囲をめぐる、都区の見解は大幅にかい離し、他の課題も協議は難航

平 17.7.26 都区財政調整協議会

「都区協議会（平成 12 年 2 月 10 日）における 5 項目の確認事項に関する都区検討会の検討結果」

都が行う「大都市事務」を巡って見解が大幅にかい離、他の課題も協議は難航

*都が行う「大都市事務」の一般財源所要額（平成 15 年度決算数値での分析結果）

都案 232 事業 1,196,350 百万円（1,069,870 百万円）

区案 33 事業 680,254 百万円（1,024,639 百万円）

（ ）内は、都が留保している大都市一般財源

＜主な見解の相違点＞政令指定都市レベルの事務を含めるか否か

◇三つの都区検討会での検討（H15.3～H17.7）の後、都区財政調整協議会の集中検討（H17.7～H17.10）を経て、平成 18 年度都区財政調整協議会へ

平 17.10.28 都区財政調整協議会

「都区協議会（平成 12 年 2 月 10 日）における 5 項目の確認事項に関する都区財政調整協議会の検討結果」

「特別区の区域における大都市事務の具体的な範囲については、都区双方の考え方に大きな隔たりがあった。」

(主な相違点)

都：自治法は、都が行う大都市事務の範囲や、調整税等の大都市財源の用途を具体的に規定していない。

区：自治法は、都の「府県事務」と、「一般的に市町村が処理する事務のうち、都が一体的に処理する必要がある事務」を区別して規定しており、都は、後者の事務を行うために、市町村財源を留保するというのが法の趣旨である。

○事務配分をはじめ、都区のあり方を再度根本的かつ発展的に検討し、現行制度のもとでの都区関係の改革を目指すことに

◇主要5課題協議の決着を目指し、都議会、区議会を巻き込みつつ、区長会正副会長と都副知事の直接交渉等を重ねた結果、都区のあり方検討で仕切り直しをすることに

◇平 18.2.16 都区協議会

- 1 今後の都区のあり方について、事務配分、特別区の区域のあり方（再編等）、税財政制度などを根本的かつ発展的に検討することとし、協議が整い次第、このための検討組織を都区共同で設置する。

都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については、この検討を行う中で、その結論にしたがい整理を図る。

- 2 平成18年度都区財政調整協議において、清掃関連経費及び小中学校改築に係る課題を整理することとし、都は財政調整交付金とは別に200億円の特別交付金を平成18年度に限り設ける。

特別区都市計画交付金については、対象事業に市街地再開発事業（再開発組合等への助成）を追加する。

- 3 「三位一体改革の影響」への対応として都から提案された調整率の2%アップ（19年度以降）については、影響の全体像を見極め、平成19年度財調協議において合意できるよう努力する。

◇平 19.1.31 都区協議会 | | | | |------|-------|---------| | 配分割合 | 平 19～ | 52%⇒55% | |------|-------|---------|

平 19.1.9 都区財政調整協議会

- 1 都区間の配分割合の変更

平成19年度から、都区の配分割合を東京都45%、特別区55%に変更する。

○三位一体改革の影響への対応

三位一体改革の影響に係る都区財政調整上の対応については、配分率を2%アップすることで整理する。

○都支出金の一般財源化

東京都の補助事業の一部を特別区の自主事業とし、配分率を1%アップすることで整理する。

- 2 普通交付金と特別交付金の割合の変更

交付金総額に対する特別交付金の割合を2%から5%に変更する。

（普通交付金95%、特別交付金5%）

*三位一体改革の影響額

区の主張 777億円（配分割合4.5%相当）

都の主張 365億円（配分割合2.2%相当）

（H18普通交付金総額－影響額を反映した財源不足額合算額）

→23区影響額622億円、うち、不交付区の財源超過額249億円は反映せず

＊都の特徴的な主張

- ・52%でも足りるが、区の影響への補てんは、財調制度で対応するよう国の指示を受けている。
- ・各区における影響額を積み上げて補てんに要する額を算出する。不交付区の財源超過部分は、影響額から差し引く必要がある。
- ・財調は、区ごとに積み上げた需要と収入の差を財調交付金として配る制度であり、普通交付金の総額は、各区の財源不足額の合算というのが基本的な考え方

＊配分割合変更による増加額 354 億円（三位一体改革分 2%）
特別交付金の割合変更による増加額 304 億円（2%→5%）

平成 19 年度都区財政調整方針 H19. 1. 31 都区協議会

- 1 三位一体改革による特別区民税の減収及び国庫補助負担金削減の影響に係る都区財政調整上の対応については、配分率を2%アップすることとする。
- 2 都区のあり方検討が開始され、東京都から特別区への更なる事務移管等の方向が出されたことを踏まえ、先行的に東京都の補助事業の一部を特別区の自主事業とし、配分率を1%アップすることにより、特別区の自治の拡充に資する。

○平 19. 1. 31 都区のあり方検討委員会・同幹事会が検討を開始

(平 23. 12 以降検討中断中)

○特別区が児童相談所を設置することに伴う配分割合の見直しについて、特例的な対応措置を講じたうえで令和4年度に改めて検討することに

◇令 2.1.28 都区協議会

配分割合 令3～ 55%⇒55.1%

令 2.1.20 都区財政調整協議会（児童相談所関連経費）

特例的な対応として、特別区の配分割合を令和 2 年度から 0.1%増やし、55.1%とする。今回の特例的な対応により変更した分も含め、令和 4 年度に、配分割合のあり方について、改めて協議する。

＊R3 児童相談所需要額（フレーム）5,439 百万円（配分割合 0.3 %相当）

令和 2 年度都区財政調整方針 R2. 1. 28 都区協議会

都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みであり、都区間の配分割合は、中期的には安定的なものを定める必要がある。

しかしながら、配分割合に関しては、児童相談所の運営に関する都区の連携・協力を一層円滑に進めていく観点から、今回、特例的な対応として、特別区の配分割合を令和 2 年度から 0.1%増やし、55.1%とする。

今回の特例的な対応により変更した分も含め、令和 4 年度に、配分割合のあり方について、改めて協議することとする。

都区財政調整への移管事務事業等の算入状況(S54~H2分)

(単位:百万円)

年度	事務事業名	H5年度 算定額	H6年度 見込額	年度	事務事業名	H5年度 算定額	H6年度 見込額	
54	国民栄養調査事務	33	33	55	生活保護世帯に対する看護料助成事業	1,442	1,464	
	簡易専用水道取締役事務	153	156		小計	113,398	125,415	
	都営空家住宅地元募集事務	7	7	56	老人、心身障害者に対する看護料助成事業	22,474	20,183	
	教職員結核健康診断事業	24	24		母子寮運営事業補助	99	129	
	教職員健康管理事業	283	281		母子休養ホーム事業	152	145	
	都響音楽鑑賞教室事業	75	75		心身障害児(者)通所訓練事業	1,120	1,121	
	私立保育所法外援護補助金	8,888	9,185		医師の海外研修事業	7	7	
	老人医療介助手数料補助金振替	1,186	1,244		児童福祉法に基づく入院助産法外援護事業	29	29	
	休日診療事業	1,213	1,267		小計	23,881	21,614	
	軽費老人ホーム管理運営	356	363		57	老人医療費助成事務費補助(国制度分)	3,914	4,049
	地域勤労福祉会館管理運営	1,524	1,487			私道排水設備工事助成事業	3,361	4,078
	内職公共職業補導所管理運営	118	121			光化学スモッグ緊急通信受信装置管理事務	53	54
	授産場、精神薄弱児通園施設、心身障害者福祉作業所管理運営	5,667	5,770	屋外広告物指導取締役事務		△ 70	△ 70	
	小計	19,527	20,013	小計	7,258	8,111		
55	動物の保護及び管理に関する条例施行事務	25	23	58	特定建築物監視指導事務	201	213	
	都職員共済組合事務従事職員人件費負担金	2,711	2,758		幅員16m未満の道路管理事務	1,340	1,360	
	国民健康保険事業会計繰出金	66,900	75,717		都市計画決定事務(10項目)	14	12	
	老人福祉手当支給	22,414	23,890		建築指導行政事務	229	233	
	児童育成手当支給	8,872	9,607		小計	1,784	1,818	
	心身障害者福祉手当支給	9,757	10,599	59	休日歯科診療事業(54年度移管の休日診療事業に含まれる)	(259)	(271)	
	老人日常生活用具給付(貸与)事業	363	401	61	土地取引適正化事務	3,066	1,131	
	老人福祉電話設置事業	244	266	62	夜間、深夜営業騒音規制事務	146	134	
	老人友愛訪問事業	88	93	63	富士見台ナーシングホーム管理運営(7月1日付)	278	288	
	身体障害者自動車運転教習事業	22	22		地域特別賃貸住宅公募事務(10月1日付)	13	12	
	重度心身障害者(児)日常生活用具給付事業	385	352		小計	291	300	
	心身障害者(児)緊急一時保護事業	32	40	2	アスベスト飛散防止対策	13	12	
	生活寮管理運営	143	183	合計	169,364	178,548		

※表中、54~63は昭和、2は平成

※算定額及び見込額は移管年度をベースとした推計額

都支出金の状況（令和元年度普通会計決算）

単位：千円（除C）

	特別区 A	市町村 B	比率 C=A/B	市町村⇒区換算 D=B*C（人口比）	差 D-A
都支出金	312,275,322	246,973,450	1.26	554,294,364	242,019,042
国庫補助を伴うもの	150,033,863	71,260,475	2.11	159,933,303	9,899,440
都費のみのもの	162,241,459	175,712,975	0.92	394,361,060	232,119,601
人口 R2.1.1	9,570,609	4,264,316	2.24	9,570,609	0
（一般財源）	2,491,638,878	915,072,702	2.72	2,053,741,570	△ 437,897,308

<人口一人当たり>

単位：千円（除C'）

	特別区 A'	市町村 B'	比率 C'=B'/A'	差 B'-A'
都支出金	32.629	57.916	1.78	25.288
国庫補助を伴うもの	15.677	16.711	1.07	1.034
都費のみのもの	16.952	41.205	2.43	24.253
（一般財源）	260.343	214.588	0.82	-45.754
<一般財源+都費のみ>	277.295	255.794	0.92	-21.501

繰延べ措置等に関する整理（平成9年度の協議結果）

平成8年度当初段階までの区側の整理と平成8年度の協議結果		平成9年度の協議結果	
繰延べ等の需要圧縮措置	分類整理	対応の方向	
影響額の単純累計 約1兆3千5百億円 平成4年度 約1千4百億円 平成5年度 約2千3百億円 平成6年度 約3千億円 平成7年度 約2千9百億円 平成8年度 約3千9百億円	① 実質的には決着済み （保育料、学校警備等） 約3千1百億円	⇒	これまで協議に応じ てきた経緯もあり、 現在の状況ではやむ を得ない
	② 年度の算定規模の問題 （公園、道路改良等） 約7百億円	⇒	
	③ 将来に向かつて是正 （償還元金繰延べ等） 約6千7百億円	⇒	算定方法の見直しと 合わせて対応する。
	【8年度の協議結果】見直しを行うことは、一致した ものの、都区間の調整がつかないため、改築、大規模 改修と合わせ、投資的経費の算定のあり方を検討する 中で、12年度の都区制度改革も踏まえ、10年度財調に 向けて協議する。		
	④ 過去も含め復元すべき （改築、大規模改修） 約3千億円	⇒	財政状況等を踏まえ つつ復元を求めらる。
	【8年度の協議結果・今後のあり方】今後の投資的経 費の算定のあり方について、元利償還金、改築、大規 模改修を含めて、12年度の都区制度改革も踏まえ、10 年度財調に向けて協議する。	⇒	メ ・各費目ごととの年度事業量等は、従前の算定施設を全て 含むことを前提に、区の事業実績、今後の更新需要の 見直し等を勘案して定める。 ・都の標準単価を参考に、積算単価の見直しを行う。
	【8年度の協議結果・過去の復元分】都が「改築経費 等の繰延べの復元については、12年度の都区制度改革 も念頭におきながら、できるだけ早く解決するよう最 善の努力をする」との考えを示す。 約3千5百億円	⇒	過去の繰延べ措置のうち、実績に見合う分について、 財源措置を講ずる。 約1千50億円 ・改築等に係る将来需要については、今後、制度改革時 の都区間の財源配分の課題として協議する。

都が行う大都市事務に関する平成6年協議案に基づく都区協議の振り返り

【都区制度改革時の決算分析手法による財源配分を巡る議論】

平成6年協議案に基づいて、平成10年度に決算分析（都区の「大都市事務」の調整税を除く財源不足割合で配分割合を決める手法）を行ったが、都区の見解が分かれて合意に至らなかった一方、決算分析手法自体の問題が浮き彫りになった。

①都区の見解の相違

決算分析を行うに当たって、平成10年の自治法改正で都区の「役割分担の原則が明記されたことにより、住民に身近な事務は特別区が原則として処理し、この原則を上回る合理的な理由が存在する場合においてのみ都が処理することとなる」「結果、平成12年度以降において、市町村が一般的に処理するものとされている事務のうち、改正法の趣旨に即して都が一体的に処理することが必要であると認められる事務について都が行う「大都市事務」と位置付ける必要がある」との認識で一致した。

*引用部分は、「税財政制度改革に関する平成10年度の検討結果について」（都区制度改革推進委員会税財政検討会ワーキンググループ）の「資料1 「大都市事務」の考え方について」より

この認識のもとに昭和62年度から平成8年度までの10年間の決算分析を行った。

分析の結果、法令に根拠を置く政令指定都市の事務は府県事務に属すること^(注1)、また法令に根拠を置いて都に留保されている事務は「大都市事務」であることで一致したものの、法令上実施主体が定められていない事務については、都が行う「大都市事務」の範囲を巡って、五大市と同程度の水準で考えるべきとする都と、改正自治法上「全国的な市町村と道府県との関係を参考^(注2)に特別区の区域の特殊性等を加味して考えるべきとする区の見解が分かれ、合意するには至らなかった。

(注1) 当初都は、法令に根拠を置く政令指定都市の事務についても「大都市事務」の範囲に加える考え方を示したが、改正自治法の趣旨を巡る議論の結果、取り下げるところとなった。

(注2) 区の見解は、都道府県が処理するものとされている事務（自治法第2条第5項）のうち、「その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるもの」については、市町村がその規模及び能力に応じて処理することができる^(注3)とされている（都区制度改革時：自治法第2条第3項但し書き、現在：自治法第2条第4項）が、この市町村が規模・能力により処理する事務は、自治法の規定上都が例外的に処理する「市町村が処理するものとされている事務」に含まれていないことから、法令上実施主体が定められていない事務についても考慮すべきとしたものである。

②決算分析手法の限界

決算分析を行ったのは、平成6年協議案において、調整税の配分割合を、「都と特別区の複数年度の決算額を基本に、それぞれの大都市事務の需要額を積上げ、これに調整税を除いたそれぞれの大都市財源を充当した後の財源不足額の割合により定める」とされたことを受けたものである。

分析の結果は、10年分の決算の平均で都と区の分析結果に9.1%もの差が生じることとなった。これは、区の決算は、収入が市町村財源のみのため配分割合を超える数値が出ることはないが、都の決算は、市町村財源と府県財源を収入源としており、「大都市事務」の範囲の捉え方次第で配分割合を変動させることになるからである。

しかも、分析した10年間に配分割合の数値は、徐々に区の割合を引上げる方向に大きく変動するところとなった。^(注3)

(注3) 区の配分割合の分析結果

都案：平均39.4%（昭和62年度36.3% ⇒平成8年度43.9%）

区案：平均48.5%（昭和62年度44.2% ⇒平成8年度53.0%）

都の数値の変動は、主として投資的経費の伸縮によるものであったが、結局のところ、調整税の配分割合を過去の決算額で計ろうとすると、都の事業展開次第で都区双方の財源が左右されることになり、都区の見解の相違と合わせて、都区の独立対等性の観点からも手法としての限界を

示すこととなった。

③決算分析結果を踏まえた区の見解要旨（前記税財政ワーキング平成10年度検討結果）

以下の点を踏まえると現行の配分割合に、繰延措置の復元策等現行配分割合に反映されていない要素を加味して基礎となる配分割合とし、事務移管等に伴う調整を経て平成12年度の配分割合を決定すべき。

- ・都区双方の分析結果が現行44%を境に上下4%程度で均衡
- ・昭和51年以来固定的に推移している配分割合が、事実上の都区間財源配分として機能
- ・現行配分割合を基に実施されている都区双方の事業の継続性確保に配慮が必要

なお、都区双方の見解の相違は、平成12年以降別途検討していく課題として整理すべき。

*区の見解は、都区双方の見解の相違を踏まえた「現行」配分割合の追認、将来是正の妥協案であったが、「現行」配分割合の尊重を表明しつつもその基礎となっている需要や収入等のあり方も検討すべき等とする都の主張と折り合わず、この時点の検討結果は都区双方の見解を併記し、以後の協議に委ねた。

【平成12年度の配分割合決定方法の協議結果】（平成12年1月21日 都区財政調整協議会）

「現行の配分割合44%を基本に、従前の協議経緯を踏まえ、事務移管、特例廃止、その他の制度変更等に伴う変動を加味して決定する。なお、今回の配分割合は、清掃事業について一定期間特例的な対応を図ること等を踏まえたものであり、都区双方の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については、今後協議する。」

【主要5課題協議に向けた区としての対応の方向】

都区制度改革時の協議結果を踏まえ、以下を基本に対応（知事への申し入れにも反映）

- ・自治法に定められた原則に則って、役割分担を明確化し、それに基づく財源配分を行うことによって、法の趣旨に沿った都区関係を確立していくことが目標
- ・そのためには、都が留保する市町村財源の用途が恒常的に明らかにされる仕組みや、都が行う「大都市事務」のあり方に関する合意形成のためのルールづくり等が必要
- ・このため、まずは、現に都が市町村財源をもとに実施している事務を明らかにし、「大都市事務」としての適合性、区との分担関係の妥当性等について検証し、将来是正も含めた現実的対応の検討が必要（その際、少なくとも政令指定都市の事務等法令上明確な府県事務は「大都市事務」から外すこと）

都区財政調整関係主要5課題協議のポイント

1 財源配分に反映させなかった清掃関連経費

- 745億円を都に留保 ⇒配分割合の5%
(職員費別途措置 76、還元施設補助 35、退職手当 105、既発債償還費 529)
- 移管時に清掃関連経費として都区で確認したもの
⇒本来 12 年度に配分されるべきであったものであり、特例期間終了後は当然に区の配分に加えるべき
※都は、償還費は引き続き都が負担、退職手当のみ検討との考え
- 清掃関連経費の需要算定内容は、区間配分の課題として整理が必要

2 小中学校の改築需要急増への対応

- 小中学校等改築需要急増への対処は、過去の繰り延べ問題以来の懸案事項
⇒18年度以降 20年間で2兆7千億円の規模
(1校30億円、同規模、築後50年で改築の場合)
- 深刻な課題であり、現実的に対応可能な財源措置が必要

3 都区双方の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方

- 改正自治法の規定に則った配分
(区優先の原則、都の事務は限定⇒財源はその限りで都に残す)
※都は、法改正後においても、区の必要額は算定するが、都の留保内容を示す必要はないとの考え
- 役割分担変更、税制改正等による変動に応じて配分割合を変更
- 都が留保している市町村税1兆円で実施する大都市事務の内容を明らかにし、区優先の原則に立った、財源配分、役割分担の確立が必要
(参考)・都税3兆9千億円(14年度決算)
(道府県税分2兆2千億円、市町村税分1兆7千億円)
・都に留保される市町村税分 1兆円
・特別区：区税等1兆円+財調交付金8千億円=1兆8千億円
- 都区双方の決算に基づく配分方式(協議案)は、都の事業展開次第で配分割合が変動するという限界あり
- 18年度の配分には、①役割分担に応じた財源配分のあり方②12年度の積み残し課題③12年度以降に生じた変動要素(三位一体改革等)の反映が必要

4 実施状況に見合った都市計画交付金の配分

- 16年度交付金予算 150億円(都市計画税1千9百億円の8%)
- 都区の都市計画費の区の割合は2割⇒380億円に相当
※都は、都区の実施状況に見合う配分の考えを否定

5 移管経費等の実施状況を踏まえ、必要に応じ配分割合を変更

- 配分割合はできるだけ安定すべきだが、固定されたものではない
⇒役割分担、財源関係等の変動があれば当然見直すべきもの

東京都知事
石原慎太郎殿

特別区長会
会長 高橋久二

都区財政調整主要 5 課題の協議に関する申し入れ

去る 7 月 26 日に、都区財政調整協議会が開催され、都区財政調整に関する主要 5 課題について、2 年余りに及ぶ「都区検討会」の検討結果の報告がなされました。

しかしながら、その内容は、全ての課題について、前向きな合意点を見出せず、大きく乖離した都区双方の見解を併記したにとどまるものとなりました。その原因は、5 課題の趣旨に即した解決を悉く否定するかのような都の姿勢にあり、区側としては極めて遺憾であります。

特に、最大の課題である「大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方」に係る都の見解には、都区制度改革の根幹をなす自治法の役割分担原則を逸脱する考え方が含まれ、また、そのために生じた都区の見解の相違を理由に、この課題の解決を放棄するかのような主張がなされるなど、区側としては到底容認することはできません。

主要 5 課題に関する協議は、平成 12 年の都区制度改革によって法制度上確立した都区の分担原則に則り、現実の分担関係を明確にし、それに基づく財源配分を実現するものであり、住民に対する行政責任の所在を明確にすることを企図した改革の成否を問うものです。

このため、この現行制度の積み残し課題の解決が図れなければ、都区制度改革の意義が失われかねないとの危機感から、23 特別区は一致結束して重大な決意で都区協議に臨んでいます。

今後、都区財政調整協議会に検討の場を移して、5 課題の協議が進められることとなりますが、残された検討日程はごくわずかです。貴職と特別区長会が平成 12 年 2 月の都区協議会で確認した内容とそこに至った経緯を十分認識され、貴職の強いリーダーシップのもとで、下記の趣旨に沿って全面解決に向けた協議を行うよう申し入れます。

記

- 1 「都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方」は、都区制度の根幹をなす課題であり、他の具体的な課題とともに、今年度中の一括解決を図ること。
- 2 都が行う「大都市事務」については、あくまでも地方自治法に定める原則に則って整理を行うこと。従って、少なくとも政令指定都市が行う事務など、法令上明確な府県事務は取り下げること。
- 3 平成 12 年度の時点で都に留保した清掃事業関連経費は、今後都の負担が無くなっていくものであり、その財源を区側に移転し、清掃一部事務組合の償還費や灰溶融施設関連経費をはじめ、区側の切実な需要に振り替えること。
- 4 小中学校改築経費について、現行算定では改築単価が低く、償還費が見られていないほか、間近に迫る改築需要急増のピーク期への対応に欠けるため、現実的に対応できる財源措置を確実に行うこと。
- 5 都市計画税が本来基礎自治体の財源である趣旨を踏まえ、特別区の都市計画事業の実施割合に見合った都市計画交付金の配分が行われるようにすること。

<説明資料>

1 都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方

「都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方」は、都区制度の根幹をなす課題であり、他の具体的な課題とともに、今年度中の一括解決を図ること。

(説明)

都区双方の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方は、平成12年都区制度改革の成否がかかる都区間最大の課題です。

平成12年制度改革の目的は、それまで曖昧だった都区の役割分担と住民に対する行政責任を明確化することであり、そのために地方自治法に役割分担の原則が定められ、法制度の枠組みが整えられました。

この改革により、特別区は、法律上他の市町村と同様の基礎的な地方公共団体と位置づけられ、地方公共団体の事務を広く一般的に担うこととされました。一方、東京都は、従来基礎的な地方公共団体としての性格を併せ持つとされていましたが、改革によって広域的な地方公共団体に純化され、通常の府県事務の他、特別区の区域を通じて都が直接一体的に処理する必要がある事務に限って、通常市町村事務とされるものの一部を担うこととなったのです。

この法改正を受けて、都が例外的に担う市町村事務(=「都の大都市事務」)を明確化し、また、それに応じて市町村財源の一部を都に留保することで、都と区の役割分担とそれに応じた財源配分を明確にすることが必要となりました。

しかし、都が担うべき大都市事務が具体的にどの事務であるかは、法令ですべてが示されているわけではなく、また、都が有している府県財源と市町村財源の用途も別々に経理されていないことから、都区の協議によって整理していく必要があります。平成12年の時点では、この基本的問題の整理ができなかったことから、平成17年度までに解決することを都区協議会で確認し、都区検討会を設けて協議を行ってきました。

ところが、これまでの協議の中で、都は、大都市事務の範囲について都区間で見解の相違があり、これを整理、明確化することは困難であるため、平成18年度の配分割合は現実的対応を図って決めるべきとの考えを示しています。

しかし、都区間の役割分担と財源関係を曖昧のままに終わらせれば、平成12年制度改革の根幹をなす目的が達成できないことになり、国を動かして法改正を実現させた長年の取り組みが水泡に帰すこととなります。したがって、この課題をあたかも棚上げするような考え方は、断じて容認できません。

今回の協議を通じ、地方自治法に定められた原則に則って、役割分担を明確化し、それに基づく財源配分を行うことによって、法の趣旨に沿った都区関係を確立していくことが何としても必要です。その上で、平成18年度の配分割合は、財源配分に反映させなかった清掃関連経費の扱いや小中学校の改築需要急増への対応等、制度改革時に残された具体的な課題を解決し、さらに、三位一体改革をはじめ、平成12年度以降に発生し、あるいはこれから発生する、役割分担や税財政制度の変動を反映させて定めるべきです。

また、平成18年度以降、役割分担と財源配分について、法制度の趣旨に沿った運用を図るためには、都が留保する市町村財源の用途が恒常的に明らかにされる仕組みや、合意形成のためのルールづくりなども必要です。

これらの問題の解決によって、はじめて、平成12年制度改革は完遂されるのであり、したがって、「都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方」の整理を棚上げすることなく、今年度中の主要5課題の一括解決に向けて、前向きの協議を行うべきです。

《参 考》 地方自治法等の一部を改正する法律案に関する国会答弁（抜粋）

いわゆる調整三税の調整割合を定めるということが都分と特別区分とのシェアを分けることになるわけですが、これにつきましては両者間で十分な話し合いを行って、あくまでもその基本となりますのは実際に行います事務分担に応じてその財源の配分を行うということでございますので、そういう実際に分担する事務分担を前提として十分な話し合いを行っていただきたい、その結果で調整割合を定めていくということになるかと思っております。

（平成10年4月7日衆議院 財政局長答弁）

2 地方自治法の役割分担原則に則った整理

都が行う「大都市事務」については、あくまでも地方自治法に定める原則に則って整理を行うこと。従って、少なくとも政令指定都市が行う事務など、法令上明確な府県事務は取り下げること。

（説 明）

都区の役割分担の原則を規定する地方自治法第 281 条の 2 第 1 項は、都が行う大都市事務が、「一般的に市町村が処理する事務」の範囲で、かつ、特別区の区域を通じて「都が一体的に処理することが必要であると認められる事務」に限定されるものであることを定めています。地方自治法は、さらに、この「一般的に市町村が処理する事務」の範囲から、都道府県が処理する「府県事務」を除外しており、したがって、府県事務は大都市事務とはなり得ないこととなります。

ところが、都は、これまでの協議の中で、地方自治法の原則を認めながらも、これは一般的原則であり、実際の大都市事務の範囲は違うという主張を繰り返し、さらには、そもそも地方自治法の規定は、都の事務を整理するためのものではなく、都が行う大都市事務は制限を受けないまで主張しています。

しかし、都独自の判断で法と異なる運用が許されるとすれば、法で原則を定めた意味がなくなります。何よりも、曖昧だった都区の役割分担と行政責任を明確化するために都区共同で法改正を求め、平成 12 年制度改革が実現したのですから、改正された地方自治法の原則に則って具体的な役割分担を明らかにし、住民に示していくことは、都区双方の責務であるはずで

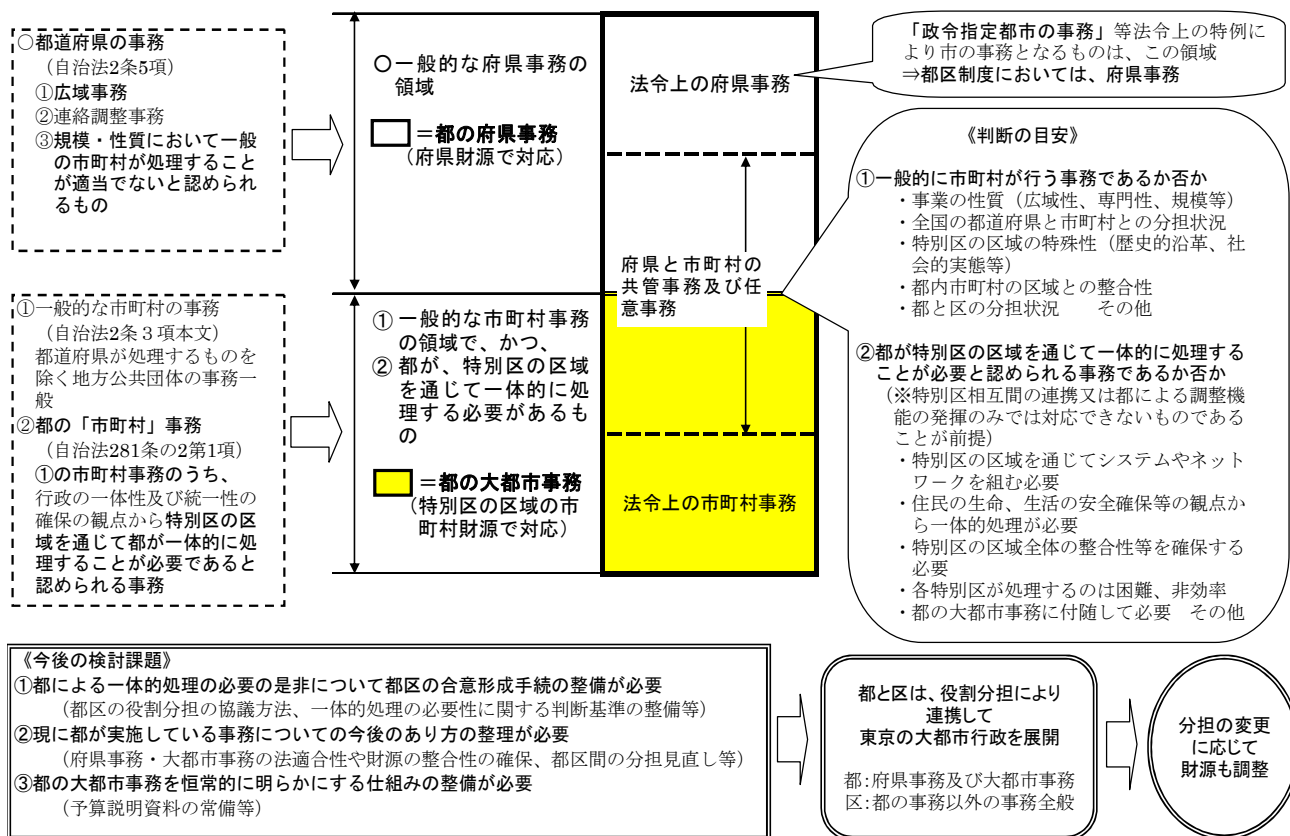
都は、特別区の区域を一つの「市」と仮定し、政令指定都市を上回る人口規模や財政力を有する実態があることを理由に、都の大都市事務の範囲は、政令指定都市が担う事務以上のものと主張しています。その結果、法律上府県事務であるものや、都内市町村の区域で都が府県事務として行っているものまで大都市事務としています。これは、都の府県としての役割や財源の大きさを顧みない考え方であり、地方自治法の役割分担原則にもとるものです。

もとより、単一の基礎自治体に府県事務の一部を担わせる政令指定都市制度に対し、他に類を見ない集中がある大都市地域であるが故に、政令指定都市制度ではなく、複数の基礎自治体によって基本的な事務を処理し、広域自治体が府県事務の他に市町村事務の一部を例外的に処理することとした都区制度は、根本的に異なる制度です。したがって、とりわけ、法律上府県事務である政令指定都市の事務まで都の大都市事務とする考え方は、制度論として無理があるのみならず、地方自治法の原則を明らかに逸脱します。また、平成 12 年制度改革前の都区協議の際に、都側自身が当初提示していた政令指定都市の事務を取り下げた経緯をもないがしろにするものです。

これは、単なる都区の見解の相違というレベルのものではなく、法の枠を外した議論であり、都区制度の根幹に係る問題です。

したがって、今後の協議にあたっては、少なくとも、法令上明確に府県事務とされているものは取り下げたうえで、議論を進めるべきです。

都が行う「大都市事務」を判断するための都の事務の分類整理



3 財源配分に反映させなかった清掃関連経費の取扱い

平成12年度の時点で都に留保した清掃事業関連経費は、今後都の負担が無くなっていくものであり、その財源を区側に移転し、清掃一部事務組合の償還費や灰溶融施設関連経費をはじめ、区側の切実な需要に振り替えること。

(説明)

区側は、これまでの協議を通して、平成12年度の清掃事業移管時に、財源配分に反映させなかった清掃関連4経費の財源745億円は、特例期間終了後の平成18年度の時点で、当然に区側の配分割合に反映させるよう求めてきました。

これは、清掃事業が特別区に移管されたことに伴い、本来であれば平成12年度の時点で、清掃事業に要する経費として都区財政調整の需要額にカウントし、配分割合に反映させるべきであったところ、円滑な事務移管を図るため、平成17年度までの特例期間中の経過的対応として、都に清掃事業の一部とその財源を留保したものであるからです。

現に、平成12年1月の区長会の場で都総務局長から、新しい配分割合が52%となるといううえで、財調の財源配分に反映されないが、都が負担する清掃関連経費を合わせると「実質的には合計で57%となる」との説明があり、これを踏まえて、都区協議会の場で、「今回財源配分に反映させない清掃関連経費については、区の財源配分に反映させる課題として整理し、都の実施経費を踏まえて、平成17年度までに協議する」ことを主要5課題の一つとして確認し、合意したところでした。

こうした経緯を踏まえ、財源配分上の問題として整理することが必要です。

しかしながら、これまでの協議の中で、都側は、清掃関連4経費の事務が法令改正により区側に移管された事務ではないと主張し、区側の財源配分に反映させるためには、区側に具体的に引

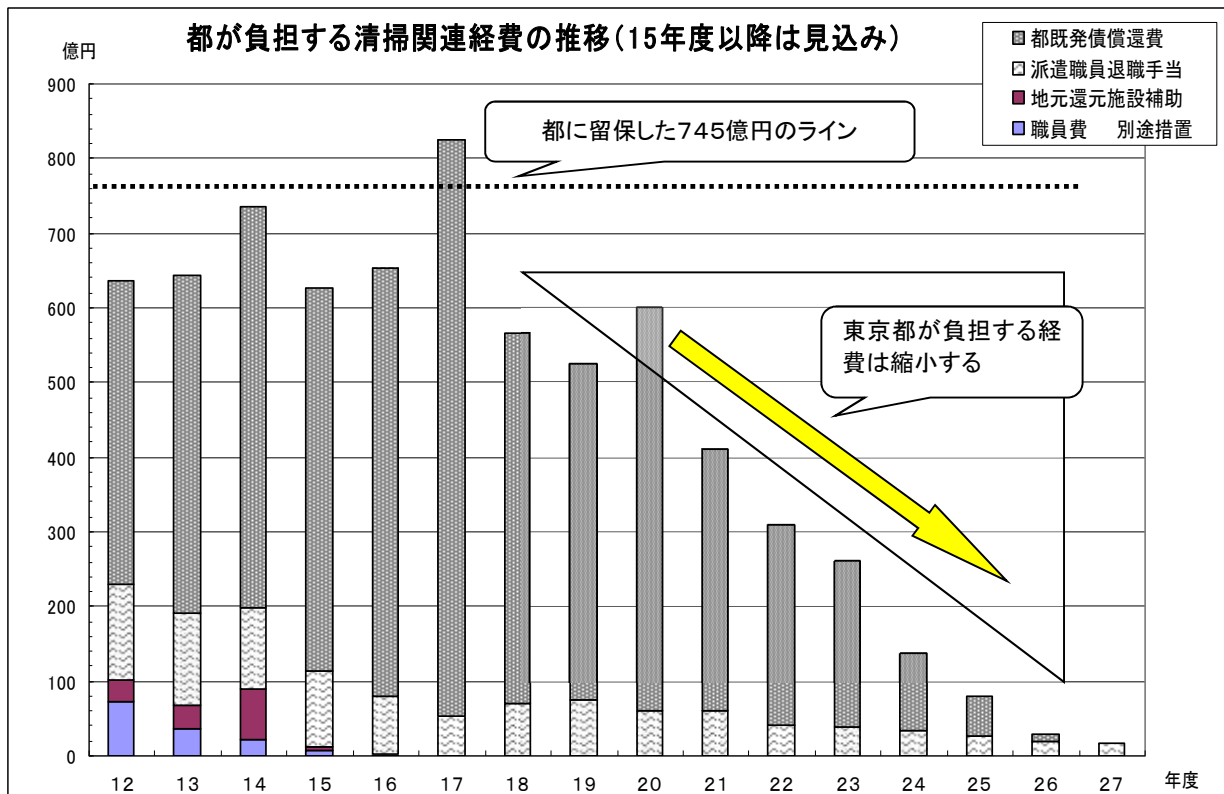
き継がれる事務と経費がなければならぬとしたうえで、18年度以降区側に引き継がれる経費は、身分切替え職員の退職手当のみであるとの考え方を示しています。

こうした都側の見解は、主要5課題の一つとして合意した財源配分上の課題整理の問題と都区財政調整交付金の基準財政需要額の算定方法を混同させた議論であり、到底承服できるものではありません。

清掃関連4経費は、清掃工場等に係る起債の償還等が順次終了し、都が負担する必要がなくなるとは明らかであり、都に引き続き財源を残す理由がありません。また、清掃関連4経費は、区側に移管された清掃事業に関連する経費であり、平成18年度以降、都が行う「大都市事務」として執行する法令上の根拠に欠けるものです。

このため、清掃関連4経費の財源745億円については、平成18年度の時点で区側の財源として移転し、清掃一部事務組合の起債償還経費などの清掃関連事業をはじめ、区側の切実な需要の財源とすべきです。

また、その際、平成12年度の時点で、区側の配分割合に反映されなかった灰溶融施設関連経費や中継施設の改築・大規模改修経費についても、区側の財源配分に加算し適切に需要算定すべきです。



← 清掃事業の特例的対応期間 →

4 小中学校改築需要急増への対応

小中学校改築経費について、現行算定では改築単価が低く、償還費が見られていないほか、間近に迫る改築需要急増のピーク期への対応に欠けるため、現実的に対応できる財源措置を確実に行うこと。

(説明)

この問題は、平成9年度にいわゆる「繰り延べ問題」を決着した際に、財源配分上の課題として都区間で協議することを確認したものであり、これまでの協議の中で、区側は、間近に迫った改築のピークに現実的に対応できる財源措置を行うよう求めてきました。

都側は、「繰り延べ問題」に係る都区の確認事項は、平成12年度までの協議で一定の決着をみているとの考えを示していますが、過去の協議で現行算定内容を合意したのは、「都区間の財源配分に関する課題」として協議することを都区で確認したからです。

平成15年度に都区共同で実施した調査の結果においても、一般的に建物の耐用年数と言われる建築後50年を超える小中学校校舎等が、平成18年度以降の20年間で約9百校に及ぶピークを迎えることが明らかになっています。

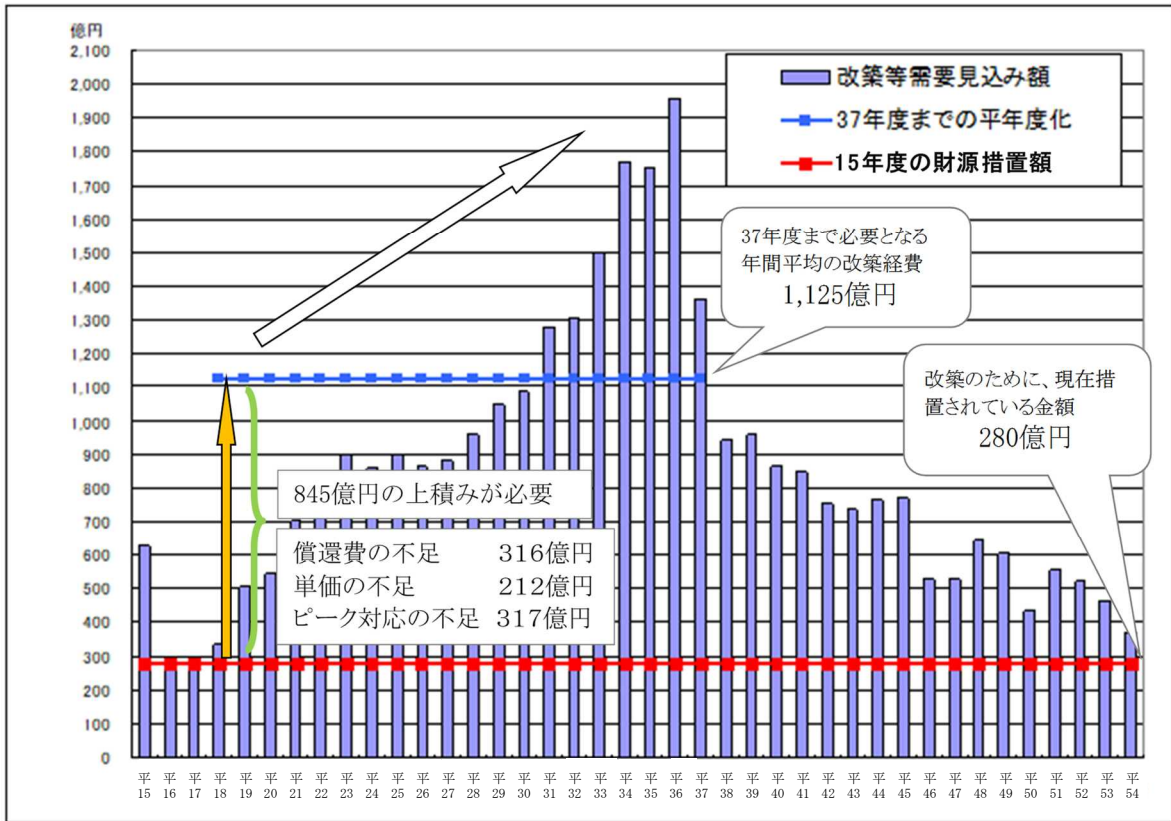
その規模は、仮に、建築後50年経った時点で、現行の規模どおり、1校当たり30億円で改築したと仮定すると、およそ2兆7千億円、平均して毎年度1千1百億円規模の経費が必要となる量に相当します。

これまでの協議の中で、都側は、現行算定で改築需要に対応しようとの試算を示しています。しかしながら、現行の算定では、改築単価等が実態からかけ離れ、起債の償還費が見られておらず、さらにピーク期に対応した集中的な算定となっていないことから、単年度で3百億円弱の需要額が見られているに過ぎず、到底、現実的な対応ができるものでないことは明らかです。

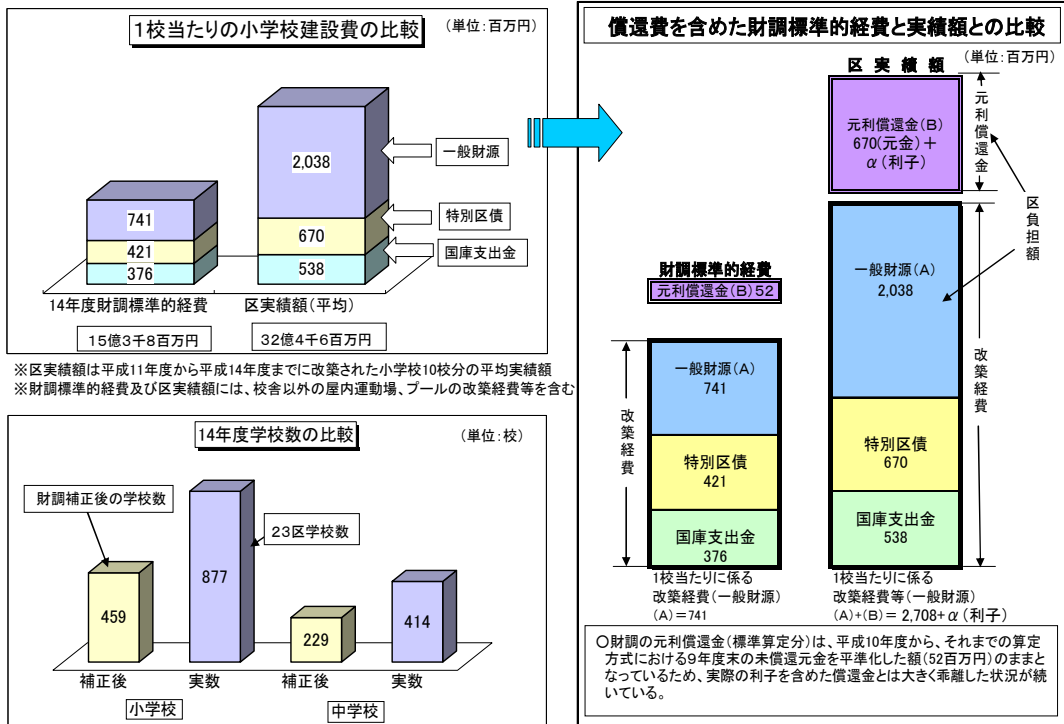
こうした点を踏まえて、区側は、現行算定額に年間平均845億円の上積みが必要であるとの考えを示したところです。

小中学校改築需要の急増対策は、まさに切実かつ深刻な財政需要であり、現実的に対応できる財源が財源配分に反映される必要があります。

今後の小中学校改築経費（概算）



改築経費に係る財調上の標準的経費と実績額等との比較



○年度事業量のあり方、単価設定のあり方、密度補正のあり方については、今後さらに検討する課題とする。(平成10年度都区財政調整協議における合意事項)

5 都市計画交付金のあり方

都市計画税が本来基礎自治体の財源である趣旨を踏まえ、特別区の都市計画事業の実施割合に見合った都市計画交付金の配分が行われるようにすること。

(説明)

この問題は、都から区に交付されている都市計画交付金の原資である都市計画税は、区部では、都市計画事業の多くを都が担っているという理由で都税とされているものの、本来、基礎自治体の行う都市計画事業に充てるための市町村税であるため、少なくとも区が実施している都市計画事業の割合に見合って財源が配分されるべきであり、そのためのルールを都と区の創意工夫によってつくる課題です。

これまでの協議の中で、都側は、事業費が年度によって大きく増減することなどを理由に、実施状況を捉えることは困難であり、事業費の決算をもって財源を分け合うという考え方はなじまないという主張を繰り返し、都の都市計画事業の実施状況に係る情報を一切明らかにしていません。

都市計画事業の性格上、年度によって事業費が増減するのは当然ですが、都市計画税は安定しており、配分の支障にはなりません。また、都は、都区財政調整によって財源措置していると主張していますが、過去、区の都市計画事業の進捗に対応して、配分割合を引き上げたことは一度もありません。都市計画事業に対する都の都市計画税の充当率が8割台（推計）、区の都市計画交付金の充当率は2割台と著しいアンバランスがある状況を一刻も早く解消すべきです。

区側は、都区双方の実施状況を捉える指標として代替的に決算統計の都市計画費を用いると、都区の都市計画費の実績割合が概ね8対2で推移していることから、都市計画税2千億円弱の2割、4百億円規模まで都市計画交付金を増額するとともに、交付率、交付対象事業の範囲などを見直すべきとの具体案を示したところです。

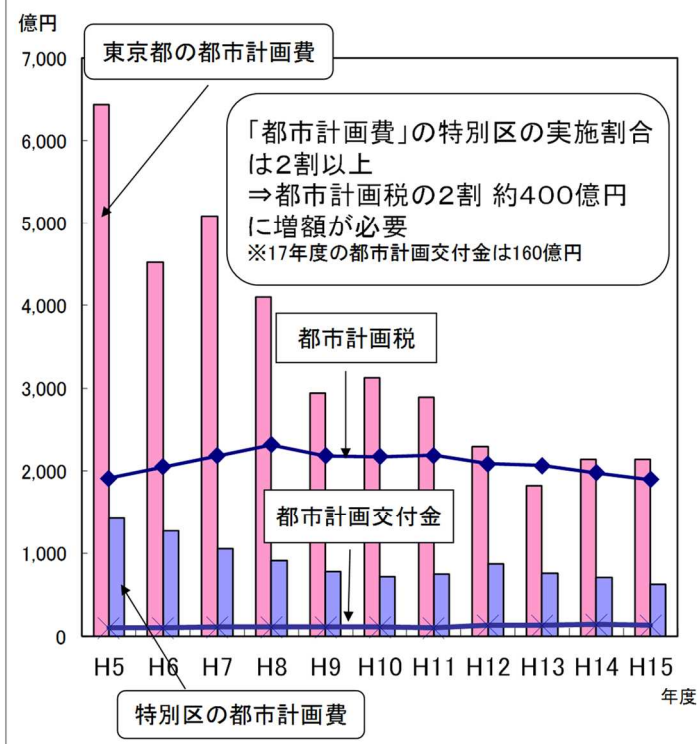
都側は、区側から示した具体案についても、現在の要綱を根拠に否定し、現行制度の枠組みで適切な対応がなされているという考えを示して、議論を振り出しに戻すような主張をしていますが、都区協議会で確認した本来の協議課題である都区双方の実施状況に見合った配分という観点から、都市計画交付金の充実を図るための協議を進めるべきです。

《参 考》 都市計画税及び都市計画交付金に関する国会答弁（抜粋）

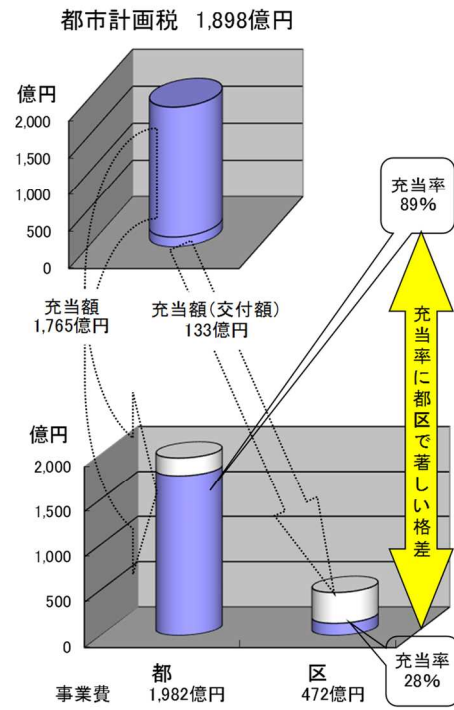
都市計画税の問題についてでございますが、ご指摘のように、特別区の存する区域におきましては、東京都だけでなく特別区も都市計画事業を実施しているところでありまして、その財源として東京都から特別区に対し都市計画交付金が交付される仕組みがあるということは承知してはいますが、この交付金の額をどの程度にするか、あるいは具体的な配分などにつきましては、やはり基本的に東京都と特別区において適切な調整がなされるべき問題であるというように考えております。

（平成10年4月7日衆議院 税務局長答弁）

都区双方の都市計画費等の推移



都市計画税の充当率



* 平成15年度決算値による推計(H17・1・31現在)
 (事業費は起債償還費を含む一般財源負担額)

都が行う「大都市事務」についての検討結果
(平成17年7月 財調協議会幹事会)

都が行う「大都市事務」に係る大都市一般財源

単位:百万円

区 分	一般財源総額		大都市一般財源			備 考
	都 案	区 案	都 案	区 案	都案-区案	
地 方 税	市町村民税法人分	441,958	441,958	441,958	0	
	普通税	998,928	998,928	998,928	0	
	固定資産税	1,745	1,745	1,745	0	
	特別土地保有税	1,442,631	1,442,631	1,442,631	0	
	小 計	89,671	89,671	89,671	0	
	事業所税	189,809	176,516	176,516	0	都市計画交付金相当額を控除
	目的税	10,734	10,734	10,734	0	
	都市計画税	1,732,845	1,719,552	1,719,552	0	
	国有資産等所在市町村交付金	46,318	8,679	2,533	6,146	都区で見解が相違
	市町村税相当額計	58,826	36,690	0	36,690	都区で見解が相違
府県税相当	2,107,559	2,027	2,027	0	たばこ税調整額	
自動車取得税	2,212,703	47,396	4,560	42,836		
軽油引取税	3,945,548	1,766,948	1,724,112	42,836		
都民税その他	343	343	343	0		
府 県 税 相 当 額 計	2,302	1,530	442	1,088	都区で見解が相違	
合 計	454	254	0	254	都区で見解が相違	
特別とん譲与税	145	0	0	0		
地方道路譲与税	3,244	2,127	785	1,342		
石油ガス譲与税	153,058	32,582	32,582	0	交付金調整額	
航空機燃料譲与税	142,379	34,374	34,374	0		
計	18	18	18	0		
地方特例交付金	4,863	1,986	933	1,053	都区で見解が相違	
減税補てん償	4,249,110	1,838,035	1,792,804	45,231		
国有提供施設等所在市町村助成交付金	—	360,795	315,564	45,231		
交通安全対策特別交付金	—	1,069,870	1,024,639	45,231		
総 計	4,249,110	1,838,035	1,792,804	45,231		
調整3税等を除く大都市一般財源	—	—	—	—		
都が留保する大都市一般財源	—	—	—	—		

※ 調整3税等は、市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税のほか、たばこ税調整額及び交付金調整額を加えたもの(都区の共有財源)。
 ※ 都が留保する大都市一般財源 = 調整3税等 × 48% + 調整3税等を除く大都市一般財源

都が行う「大都市事務」について(都案・区案)

単位:百万円

項 目	都 案	区 案	都案 - 区案
大都市事務数	232事務	33事務	196事務
大都市事務の一般財源所要額	1,196,350	680,254	516,096
大都市一般財源	1,477,240	1,477,240	0
調整3税等			
調整3税等以外	360,795	315,564	45,231
都が留保する大都市一般財源	1,069,870	1,024,639	45,231

※ 「大都市事務数」は、事務の一部のみを「大都市事務」とするものを含む。

※ 「調整3税等」は、市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税のほか、たばこ税調整額及び交付金調整額を加えたもの。

※ 都が留保する大都市一般財源 = 調整3税等 × 48% + 調整3税等を除く大都市一般財源

単位：百万円

No.	事業名	都案	区案	都案-区案	No.	事業名	都案	区案	都案-区案
1	都が徴収する市町村税に係る徴収事務	51,293	51,293	0	⑧	土地取引状況調査	1	0	1
2	水道法に基づく事務(水道事業会計支出金)	1,990	1,562	428	⑨	開発審査会の運営	7	0	7
3	工業用水道事業(工業用水道事業会計支出金)	955	398	557	⑩	運輸事業振興助成交付金	954	0	954
4	下水道法に基づく事務(下水道事業会計支出金)	194,407	194,407	0	⑪	区部の都市計画道路の新事業化計画策定調査	40	0	40
5 -	市場・と場	4,686	544	4,142	⑫	踏切対策基本調査	24	0	24
1	中央卸売市場会計支出金	1,659	544	1,115	⑬	管理費等	12	0	12
2	と場会計繰出金	3,027	0	3,027	7	都市再生緊急整備事業等	0	0	0
6	市町村の建築主事の権限に属する事務のうち都が処理しているもの	327	0	327	①	都市再生緊急整備事業	256	0	256
7 -	道路	48,063	17,918	30,145	②	区部周辺部新たな公共交通の検討調査	20	0	20
1	道路管理	28,035	11,046	16,989	③	アジア大都市ネットワーク21共同事業	8	0	8
2	道路清掃	2,935	1,156	1,779	④	首都圏メガロポリスの圏域づくり	6	0	6
3	街路(首都高関連街路含む)	13,674	4,005	9,669	⑤	都市計画公園緑地緑の実態と緑資源動向調査	20	0	20
4	首都高道路公団出資等	3,087	1,544	1,543	⑥	総合都市交通体系調査	27	0	27
5	集中的な渋滞対策	149	75	74	⑦	外環及び周辺まちづくりに関する調査	12	0	12
6	運法駐車対策の推進	183	92	91	⑧	管理費等	4	0	4
8 -	交通	39,687	19,021	20,666	8	都市改造	10,255	10,255	0
1	交通事業会計支出金等	26,614	16,015	10,599	9	代替地購入費等	33,681	0	33,681
2	日暮里・舎人線整備事業	146	18	128	10 -	東京港	12,610	3,518	9,092
3	地下高速鉄道建設助成	12,927	2,988	9,939	1	東京港湾施設建設管理	5,540	2,770	2,770
9 -	都市整備	48,518	10,862	37,656	2	東京港海岸保全	1,495	748	747
1	都市開発資金会計繰出金等	1,175	504	671	3	東京港廃棄物処理場建設	5,575	0	5,575
2	都市防災施設整備事業	505	55	450	11 -	河川	6,929	0	6,929
3	住宅市街地総合整備事業	10	0	10	1	河川	6,607	0	6,607
4	土地区画整理事業助成	1,216	0	1,216	2	河川清掃	322	0	322
5	市街地再開発事業に伴う公共施設管理者負担金	120	48	72	12 -	公園等	21,606	13,394	8,212
6	都市計画法に基づく開発行為に関する事務等				1	公園	20,034	13,459	6,575
①	都市計画法に基づく許可及び指導監察	30	0	30	2	動物園	1,701	0	1,701
②	宅地造成等規制法に基づく許可及び指導監察	20	0	20	3	霊園	△ 129	△ 65	△ 64
③	屋外広告物指導事務	30	0	30	13 -	住宅	16,677	6,205	10,472
④	東京都土地利用審査会の運営等	26	0	26	1	住宅	16,407	6,205	10,202
⑤	土地取引の届出等の事務	43	0	43	2	既設都営住宅移管	270	0	270
⑥	遊休土地に関する事務	7	0	7	14 -	清掃	1,160	1,243	△ 83
⑦	土地取引規制実態統計処理システム保守管理業務等委託	9	0	9	1	特別区清掃事業臨時特例交付金	1,243	1,243	0
					2	廃棄物処理(一般廃棄物)	△ 83	0	△ 83

※ 都案、区案の欄は、大都市事務経費の一般財源所要額。

No.	事業名	都案	区案	都案-区案	No.	事業名	都案	区案	都案-区案
15 -	環境対策	4,325	0	4,325	3	現代美術館	466	0	466
1	大気汚染対策				4	東京文化会館	299	0	299
①	総合企画及び総合調整等(自動車)	168	0	168	5	東京芸術劇場	440	0	440
②	自動車交通量対策	2	0	2	6	日比谷図書館	97	0	97
③	自動車単体対策の推進	3,063	0	3,063	21	東京国際フォーラムの運営等	787	0	787
④	ディーゼル車対策融資あっせん	404	0	404	22 -	スポーツ振興施設の運営等	1,041	0	1,041
⑤	自動車燃料対策の推進	2	0	2	1	東京体育館	265	0	265
⑥	道路沿道環境対策	10	0	10	2	駒沢公園総合運動場	276	0	276
⑦	大気環境改善指導	22	0	22	3	東京武道館	174	0	174
⑧	大気環境監視対策	407	0	407	4	辰巳国際水泳場	255	0	255
2	騒音振動対策	3	0	3	5	財団事務局	71	0	71
3	土壌・地下水汚染対策	71	0	71	23 -	学校	41,706	1,605	40,101
4	水環境対策の推進	173	0	173	1	大学の運営等	6,730	0	6,730
16	公衆浴場対策	207	0	207	2	高等学校の運営等	31,124	0	31,124
17	国際交流				3	工業高等専門学校等の運営等	903	0	903
	アジア大都市ネットワーク21	100	0	100	4	教育指導奨励(小中学校)	639	0	639
18 -	産業対策	9,990	0	9,990	5	看護専門学校等の管理運営	2,310	1,605	705
1	国際展示場の運営	1,706	0	1,706	24	私学助成			
2	地域中小企業振興センターの運営等	316	0	316		私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業	2,857	0	2,857
3	創業支援機能の運営(ファッション関連、情報関連拠点の設置支援)	237	0	237	25 -	消防	170,956	169,814	1,142
4	その他の中小企業対策				1	消防組織法及び消防法に基づく事務	169,814	169,814	0
①	創業支援センターの運営	13	0	13	2	消防学校	1,142	0	1,142
②	経営安定支援	19	0	19	26 -	地域福祉の推進	1,452	0	1,452
③	販路開拓支援	129	0	129	1	福祉情報提供事業	101	0	101
④	ネットワークづくり支援(産学公連携)	22	0	22	2	福祉情報総合ネットワーク	64	0	64
⑤	技術支援	226	0	226	3	福祉サービス第三者評価システム	123	0	123
⑥	創業支援(学生起業家の育成、創業支援)	5	0	5	4	社会福祉法人経営改革推進事業	12	0	12
⑦	地域工業の活性化	6	0	6	5	福祉NPO等運営強化支援事業	12	0	12
⑧	地域商業の活性化	16	0	16	6	民生(児童)委員の活動等	838	0	838
⑨	総合支援事業(情報提供ネットワーク等)	516	0	516	7	地域福祉振興事業補助	302	0	302
⑩	企業支援(制度融資)	6,779	0	6,779	27 -	社会福祉事業に対する助成	1,757	0	1,757
19	計量検定所	96	0	96	1	東京都社会福祉事業団に対する補助	410	0	410
20 -	文化振興施設の運営等	2,285	0	2,285	2	民間社会福祉施設設備改善整備費補助	24	0	24
1	江戸東京博物館	665	0	665	3	東京都社会福祉総合学院に対する整備費補助	124	0	124
2	写真美術館	318	0	318	4	社会福祉・医療事業団借入金利子補助	1,199	0	1,199

No.	事業名	都案	区案	都案-区案	No.	事業名	都案	区案	都案-区案
28 -	生活保護事業等	13,473	0	13,473	37 -	児童等の環境づくり	814	0	814
1	行旅病人・行旅死亡人取扱費都負担金	70	0	70	1	子育てひろば事業補助	40	0	40
2	生活保護費都負担金	13,403	0	13,403	2	子ども家庭在宅サービス事業補助	30	0	30
29 -	山谷対策・路上生活者対策等	1,850	0	1,850	3	母子福祉貸付資金繰出金	744	0	744
1	山谷対策	997	0	997	38 -	保育事業	17,530	0	17,530
2	城北福祉センター健康相談室運営費	160	0	160	1	保育所運営費都負担金	10,115	0	10,115
3	路上生活者対策等	693	0	693	2	保育所地域活動事業	72	0	72
30	福祉のまちづくり				3	延長保育対策	250	0	250
	リフト付タクシー等整備事業	22	0	22	4	民間社会福祉施設サービス推進費補助(保育所)	5,881	0	5,881
31 -	保護施設の運営・整備等	1,804	0	1,804	5	保育室等運営費の補助	1,212	0	1,212
1	被保護者世帯に対する都加算	1,679	0	1,679	39 -	児童福祉施設等の運営・整備	14,208	0	14,208
2	保護施設の整備助成	125	0	125	1	地区児童館等活動事業費補助	21	0	21
32 -	ケア・リビングの推進	792	0	792	2	児童相談所の運営・整備	3,797	0	3,797
1	シニア・ピアの整備	166	0	166	3	児童養護施設の運営・整備	2,682	0	2,682
2	痴呆性高齢者グループホーム整備	265	0	265	4	保育所整備費補助	193	0	193
3	ケアハウス整備費補助	361	0	361	5	児童厚生施設整備費補助	50	0	50
33 -	地域における日常生活の支援	1,161	0	1,161	6	母子生活支援施設整備費補助	25	0	25
1	介護予防・地域支え合い事業	955	0	955	7	児童養護施設整備費補助	96	0	96
2	介護サービス適正実施指導事業	36	0	36	8	母子の保護委託	482	0	482
3	高齢者緊急通報システムの整備	141	0	141	9	児童の保護委託	6,862	0	6,862
4	高齢者火災安全システム事業	20	0	20	40 -	障害者のための相談事業等	38	0	38
5	痴呆介護研修事業	9	0	9	1	身体障害者相談員及び知的障害者相談員の活動	21	0	21
34 -	高齢者のための相談等	351	0	351	2	知的障害児等相談支援事業	17	0	17
1	在宅介護支援センター事業補助	324	0	324	41 -	障害者への医療等の給付	23	0	23
2	高齢者安心電話事業	27	0	27	1	更生医療の給付	3	0	3
35 -	高齢者の生きがいと社会参加	8,780	0	8,780	2	進行性筋萎縮症者療養等給付事業	20	0	20
1	老人クラブ運営費補助	51	0	51	42 -	障害者の就労の促進	131	0	131
2	シニアパスの交付	8,729	0	8,729	1	盲人ホーム運営費補助	6	0	6
36 -	老人福祉施設等の運営・整備	13,792	0	13,792	2	知的障害者福祉工場の運営費補助	18	0	18
1	軽費老人ホーム運営費補助	324	0	324	3	区市町村障害者就労支援事業	107	0	107
2	老人ホーム建設費補助	2,926	0	2,926	43 -	障害者福祉サービスの充実	4,483	0	4,483
3	老人デイサービスセンター等整備費補助	439	0	439	1	全身性障害者介護人派遣事業補助	1,470	0	1,470
4	介護老人保健施設整備費補助	3,972	0	3,972	2	心身障害者(児)ホームヘルプサービス事業補助	1,464	0	1,464
5	特別養護老人ホーム経営支援事業	1,954	0	1,954	3	在宅身体障害者シヨートステイ事業	20	0	20
6	民間社会福祉施設サービス推進費補助(老人福祉施設)	1,253	0	1,253	4	身体障害者デイサービス事業補助	174	0	174
7	老人ホームの運営	1,972	0	1,972	5	身体障害者福祉ホーム運営費補助事業	7	0	7
8	老人保護費都負担金	952	0	952	6	身体障害者自立支援事業	3	0	3
					7	知的障害者デイサービス事業補助	68	0	68

No.	事業名	都案	区案	都案一区案	No.	事業名	都案	区案	都案一区案
8	知的障害者生活寮	185	0	185	47 -	手当・医療費助成	27,494	0	27,494
9	重度心身障害者(児)日常生活用具給付等事業	74	0	74	1	重度手当の支給	4,591	0	4,591
10	心身障害者(児)緊急保護事業	250	0	250	2	老人医療費助成	13,074	0	13,074
11	重度身体障害者等緊急通報システム事業補助	5	0	5	3	心身障害者医療費助成	9,829	0	9,829
12	身体障害者(児)補装具の給付	6	0	6	48 -	病院等	19,757	19,071	686
13	児童デイサービス事業	44	0	44	1	病院会計支出金(都立病院の運営)	16,757	18,457	△ 1,700
14	小規模通所授産施設運営費補助	191	0	191	2	地域病院の運営	557	614	△ 57
15	重度知的障害者生活寮事業	29	0	29	3	リハビリテーション病院の運営	348	0	348
16	盲ろう通訳・介助人派遣事業	12	0	12	4	老人医療センターの運営	2,095	0	2,095
17	自閉症・発達障害支援センター事業	9	0	9	49 -	地域保健	3,861	0	3,861
18	手話通訳者派遣・養成事業	29	0	29	1	保健所設置市又はその市長の事務のうち都が処理しているもの			
19	在宅重症心身障害児対策				①	食品衛生法関係	73	0	73
		137	0	137	②	狂犬病予防法関係	82	0	82
		289	0	289	③	建築物における衛生的環境の確保に関する法律関係	16	0	16
		17	0	17	2	小児疾病等医療費公費負担			
44 -	障害者の生活環境の改善	269	0	269	①	育成医療、療養給付	67	0	67
1	点字図書館運営費補助	109	0	109	②	小児慢性疾患医療費公費負担	854	0	854
2	身体障害者用自動車改造費助成事業	6	0	6	3	母子保健指導事業	234	0	234
3	障害者休養ホーム事業	106	0	106	4	公害保健対策(大気汚染医療費助成)	1,229	0	1,229
4	聴覚障害者情報提供施設運営費補助	18	0	18	5	健康安全研究センター	1,306	0	1,306
5	重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業	30	0	30	50 -	精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務	8,073	0	8,073
45 -	心身障害者(児)施設の運営・整備	15,748	0	15,748	1	精神障害者の地域生活支援	2,567	0	2,567
1	心身障害者福祉センター	981	0	981	2	措置入院等	4,489	0	4,489
2	障害者福祉会館	38	0	38	3	精神保健福祉センター管理運営	1,017	0	1,017
3	障害者スポーツセンター	493	0	493	51	墓地・埋葬等に関する法律に関する事務			
4	身体障害者福祉工場	220	0	220	人骨等処理	2	2	2	
5	心身障害者(児)施設等の整備助成	1,222	0	1,222	特別区事務処理特例交付金	2,569	0	2,569	
6	身体障害者施設の運営及び管理委託	2,502	0	2,502	公債費会計繰出金	257,656	148,296	109,360	
7	知的障害者(児)施設の運営及び管理委託	8,571	0	8,571	用地会計繰出金	16,531	5,911	10,620	
8	知的障害者通所療養の運営及び管理委託	239	0	239	退職手当	26,487	16,298	10,189	
9	知的障害者施設用地取得費貸付等事業	355	0	355	人事関係の管理事務	8,577	3,615	4,962	
10	心身障害者(児)施設の各所整備	290	0	290	その他管理事務	34,703	17,686	17,017	
11	肢体不自由児施設等の運営	837	0	837	◆財調基金充等分(区案のみ)	△ 22,407		22,407	
46 -	心身障害者(児)の保護委託	8,904	0	8,904					
1	身体障害者の保護委託	819	0	819					
2	知的障害者の保護委託	4,523	0	4,523					
3	心身障害児の保護委託	1,901	0	1,901					
4	肢体不自由児等の保護委託	1,661	0	1,661					
	一般財源所要額合計	1,196,350	680,254	516,096					

都が行う「大都市事務」についての考え方（区側資料）

1 課題の基本認識

- 平成12年の都区制度改革施行時に解決しきれなかった、改正自治法の原則に則った都区の役割分担と財源配分の整理を行う。
- 都が限定的に行う大都市事務の具体的な整理により、役割分担の明確化と、役割分担に基づく安定的な財源配分を確立する。

〈課題解決の目的 ⇒ 都区制度改革の趣旨の完遂〉

- ・住民に対する都区の行政責任の明確化
- ・基礎自治体である区の行財政基盤の強化と、都が広域的課題に専念できる体制強化
- ・都区の真のパートナーシップ確立による住民福祉の向上と大都市東京の発展

2 都区の法的位置づけと役割分担の原則

- 平成10年の自治法改正により、都区の法的位置づけと役割分担の原則が規定された。

〈法的位置づけ〉

都 = 広域の地方公共団体 特別区 = 基礎的な地方公共団体

〈都の役割〉

都は、「府県」と「市」の2重の性格を払拭し、純然たる広域の地方公共団体として、「府県事務」の他、通常地域では市町村の役割とされる事務の一部を処理する。その事務は、自治法第281条の2第1項（後記のとおり）後段に規定されるものに限定されることとなった。

〈特別区の役割〉

特別区は、特別区優先の原則の下に、都が処理することとされるものを除き、地方公共団体の事務を幅広く包括的に担う。

3 都が行う大都市事務の整理の考え方

- 自治法の役割分担の原則に則って、特別区の区域を通じて都が一体的に処理する必要がある「市町村事務（大都市事務）」の範囲を明確にする。

（※都が大都市特有の課題に対応するものには、「大都市事務」のほか、「府県事務」もあり、両者を明確に区分することが必要となる。）

〈自治法上の「大都市事務」の要件と整理の流れ〉

- ① 一般的に市町村が行う事務であるか否か
⇒ 法令の規定、全国市町村の実施状況、特別区の区域の特殊性等を踏まえて判断
- ② 都が一体的に処理することが必要と認められる事務であるか否か
⇒ 特別区相互間の連携又は都による調整機能の発揮のみでは対応できないものであることを前提に判断

自治法第281条の2第1項

都は、特別区の存する区域において、特別区を包括する広域の地方公共団体として、第2条第5項において都道府県が処理するものとされている事務及び特別区に関する連絡調整に関する事務のほか、同条第3項本文において市町村が処理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の観点から当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理するものとする。

4 都から示された内容の問題点

- (1) 基本的な考え方の問題点

- 政令指定都市を想定した架空の議論や「大都市事務」の拡大解釈は、自治法の趣旨を逸脱するもの。都区間の協議経緯にも反する。
 - 「大都市事務」の役割を強調するあまり、他をはるかに上回る行財政能力を有する府県としての都の役割が不明確になっている。
- (2) 個別の提示事務の主な問題点
- 「政令指定都市の事務」「区に対する補助金」「事務処理特例交付金」は、明らかに都の「府県事務」である。
 - 都内市町村区域では「府県事務」として実施しているものがあるなど、大都市事務とする根拠に欠けるものが多い。

5 提示事務の分析結果

- 都の「大都市事務」は、都から提示された約1兆2千億円に対し、区側の分析結果は約7千億円で、都が留保する大都市一般財源約1兆円を大きく下回るものとなった。

項 目	事務数	一般財源所要額 (単位：億円)		
		都 案	区 案	都案—区案
大都市事務 (一部を含む) とするもの	33	9,183	6,803	2,378
法令留保事務	4	4,175	4,171	4
法令留保事務以外	24	1,568	938	628
総係的管理経費	5	3,440	1,918	1,522
財調基金充当分	—	0	△224	224
府県事務とするもの	203	2,781	0	2,783
「政令指定都市」が行う事務等	101	973	0	995
その他	102	1,808	0	1,788
合 計	236	11,964	6,803	5,161

※ 1つの事務を複数の項目に分類したものを含むため、実際の提示事務数(232)よりも、事務数の総計は多くなっている。

<大都市一般財源>

(単位：億円)

項 目	都 案	区 案	都案—区案
調整3税等	14,772	14,772	0
調整3税等を除く大都市一般財源	3,608	3,156	452
合 計	18,380	17,928	452
都が留保する大都市一般財源	10,699	10,246	452

※ 調整3税等は、市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税のほか、たばこ税調整額及び交付金調整額を加えたもの。

※ 都が留保する大都市一般財源 = 調整3税等×48% + 調整3税等を除く大都市一般財源

6 今後の検討課題

- (1) 都区の合意形成手続きの整備
都区の役割分担の協議方法、都による一体的処理の必要性に係る判断基準の整備等
- (2) 都が行う事務のあり方の整理
現に都が実施している事務について、法適合性や財源との整合性を確保する方法、都区間の分担見直し等
- (3) 大都市事務の恒常的な明確化のしくみづくり
予算説明資料の常備等

都が行う「大都市事務」の考え方・範囲（区側資料）

I 総括表

単位：百万円

項 目	大都市事務一般財源所要額		
	都 案	区 案	都案－区案
1 法令上市町村が実施する事務（都が法令により実施）	417,504	417,076	428
2 法令等により都道府県が実施する事務のうち政令指定都市等が実施する事務	99,469	0	99,469
① 法令等により政令指定都市が実施する事務	98,244	0	98,244
② 法令等により別途特別区が相当部分を担っている事務	552	0	552
③ 法令等により政令で定める市が行うことができる事務（②を除く）	673	0	673
1 + 2 の 計	516,973	417,076	99,897
3 任意共管事務	335,423	93,779	241,644
① 都案・区案ともに全額「大都市事務」としているもの	11,498	11,498	0
② 都案では5大市比率、区案では全国市町村比率により、一部を「大都市事務」としているもの	54,930	39,239	15,691
③ 都案では全額「大都市事務」、区案では一部を「大都市事務」としているもの	90,178	43,042	47,136
④ 都案では一部を「大都市事務」、区案では全額「府県事務」としているもの	92,800	0	92,800
⑤ 都案では全額「大都市事務」、区案では全額「府県事務」としているもの	86,017	0	86,017
4 大都市事務に付随する事務	343,954	191,806	152,148
① 公債費会計繰出金	257,656	148,296	109,360
② 用地会計繰出金	16,531	5,911	10,620
③ 退職手当	26,487	16,298	10,189
④ 人事関係の管理事務	8,577	3,615	4,962
⑤ その他管理事務	34,703	17,686	17,017
5 その他（財調基金充当分を控除）	0	△ 22,407	22,407
合 計	1,196,350	680,254	516,096

II 各分類項目の考え方

- ※ 都区資料（案）「提示事務分類表」に基づいて作成。
- ※ 事業名は略称。

1 法令上市町村が実施する事務（都が法令により実施）

市町村税に係る徴収事務、水道、下水道、消防	計 4 事務
-----------------------	--------

- 都 案：一般財源所要額 417, 504 百万円
- 区 案：一般財源所要額 417, 076 百万円

■ 区側の見解

法令上「市町村事務」であり、特別区の区域においては、法令により都が行うものとされているものであることから、「大都市事務」とする。

ただし、水道法に基づく事務のうち水源開発分は、広域的事務であることから、「府県事務」として除外する。

2 法令等により都道府県が実施する事務のうち政令指定都市等が実施する事務

〈①～③に共通する区側の見解〉

法令等により都道府県が実施する事務のうち、政令指定都市や中核市、あるいは政令で定められた市等が行う事務は、各特別区が行う場合も含めて、自治法第2条第3項ただし書きの「当該市町村の規模及び能力に応じて処理することができる」事務に該当するものである。自治法が規定する都が行う「大都市事務」の範囲は、第2条第3項本文の「一般的に市町村が行う事務」であり、第2条第3項ただし書きの事務は除外されていることから、ここに区分された事務は、都が行う「大都市事務」には含まれない。

① 法令等により政令指定都市が実施する事務

道路（特例都道分除く）、河川、生活保護費都負担金、保育所運営費都負担金、児童相談所、特別区事務処理特例交付金（保健所設置市の事務を除く）等 計 101 事務

- 都 案：一般財源所要額 98, 244 百万円
- 区 案：一般財源所要額 0 百万円

■ 区側の見解

法令又は国制度上「府県事務」とされているものであり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。

【政令指定都市の事務を「大都市事務」とする都の考え方の問題点】

- 他に例を見ない大都市地域の特殊な実態を踏まえた都区制度を無視し、特別区の区域をひとつの「市」と仮定した議論は、制度論として矛盾。
- 政令指定都市の事務は、政令で指定されない限り、「府県事務」。
- 制度改革前の検討で、都側自身が当初提示した政令指定都市の事務を取り下げた協議経緯を踏まえないもの。
- 大都市事務の役割や市町村財源の規模のみを強調し、他をはるかに凌駕する府県財源を有しながら、府県の役割の観点が欠落。

② 法令等により別途特別区が相当部分を担っている事務

市町村の建築主事の仕事、保健所設置市の事務（3 事務）、特別区事務処理特例交付金（保健所設置市の事務） 計 5 事務

- 都 案：一般財源所要額 552 百万円
- 区 案：一般財源所要額 0 百万円

■ 区側の見解

法令上、基本的に都道府県が行う事務であり、特別区が相当部分を別途担っているとしても、「一般的に市町村が処理する事務」ではないことから「府県事務」である。

なお、都が当分の間行くとされる保健所設置市の事務は、将来的には特別区に移管されるべきものであるが、移管されてはじめて「市の事務」となるのであり、都が行っている以上は、自治法の原則に照らして「府県事務」である（平成 17 年 3 月 30 日第 9 回大都市事務検討会において示した考え方を変更）。

③ 法令等により政令で定める市が行うことができる事務（②を除く）

大気環境改善指導、大気環境監視対策、土壌・地下水汚染対策、水環境対策 計 4 事務

- 都 案：一般財源所要額 673 百万円
- 区 案：一般財源所要額 0 百万円

■ 区側の見解

法令上都道府県が行うものとされている事務であり、政令で定める市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。

3 任意共管事務

① 都案・区案ともに全額「大都市事務」としているもの

都市改造、特別区清掃事業臨時特例交付金	計2事務
---------------------	------

- 都案：一般財源所要額 11, 498 百万円
区案：一般財源所要額 11, 498 百万円

■ 区側の見解

都市改造の内容となる土地区画整理事業は、全国的に市町村がほとんどを実施しているものであることから、「大都市事務」とする。

特別区清掃事業臨時特例交付金は、「大都市事務」とする法令上の根拠に欠けるものであるが、清掃事業の円滑な移管を図るための経過措置的性格を有するものであることから、特例的な対応期間中は「大都市事務」とする。

② 都案では5大市比率、区案では全国市町村立比率により、一部を「大都市事務」としているもの

都市開発資金会計繰出金、公園、住宅、病院会計繰出金、地域病院	計5事務
--------------------------------	------

- 都案：一般財源所要額 54, 930 百万円
区案：一般財源所要額 39, 239 百万円

■ 区側の見解

「一般的に市町村が行う事務」の範囲という自治法上の「大都市事務」の要件に照らし、全国的な道府県と市町村の分担関係に応じて、一部を「大都市事務」とする。

③ 都案では全額「大都市事務」、区案では一部を「大都市事務」としているもの

工業用水道事業、中央卸売市場、道路、街路、首都高速道路公団出資、交通、都市防災施設整備、東京港、霊園、看護専門学校 等	計17事務
---	-------

- 都案：一般財源所要額 90, 178 百万円
区案：一般財源所要額 43, 042 百万円

■ 区側の見解

○全国的な道府県と市町村の分担関係に基づき按分するもの

- ・工業用水道事業、看護専門学校

○特別区の区域における特殊性を踏まえて按分するもの

- ・中央卸売市場

供給圏が首都圏に及ぶ広域的市場を除き、特別区の区域内への供給比率（取扱金額比率）に応じて、一部を「大都市事務」とする。

- ・道路、街路（特例都道分）

国道・都道府県道は、法令上都道府県が管理するものとされている「府県事務」である。しかし、特例都道（主要地方道を除く）は、起終点が23区内にあり、特別区の区域内交通を処理する役割を担っていることから、当該道路に係る分を「大都市事務」とする。

※ 特例都道のうち主要地方道は広域的な幹線道路であるため「府県事務」であり、今回の分類では、「法令等により政令指定都市が実施する事務」に区分すべきである。

- ・首都高速道路公団出資、集中的な渋滞対策、違法駐車対策の推進、交通、東京港、霊園

これらの事務については、全国的な道府県と市町村の実施状況を踏まえつつ、極度の広域的な交通集中という事情をはじめ、事業の性格・沿革等、特別区の区域における特殊性を勘案して、「府県事務」と「大都市事務」の双方が等分の役割を担うものとする。

・都市防災施設整備

区が実施する事業に対する補助金の部分は、「府県事務」である。

特別区の区域内を対象に、災害時の避難体制を一体的に確保する避難場所の見直し事業部分について、「大都市事務」とする。

④ 都案では一部を「大都市事務」、区案では全額「府県事務」としているもの

首都圏メガロポリスの圏域づくり、外環及び周辺まちづくり調査等、都市整備7事務 自動車交通量対策、ディーゼル車対策融資あっせん等、大気汚染対策5事務 アジア大都市ネットワーク21 国際展示場、地域中小企業振興センター、各種中小企業対策等、産業対策13事務 江戸東京博物館、写真美術館、東京体育館等、文化・スポーツ振興施設11事務 東京国際フォーラム 大学、高等学校、工業高等専門学校 リハビリテーション病院、老人医療センター	計43事務
--	-------

■ 都 案：一般財源所要額 92,800百万円

区 案：一般財源所要額 0百万円

■ 区側の見解

○全国的にほとんどが都道府県において実施されていることから「府県事務」とするもの

・高等学校

○区が基本的な役割を担って実施していることから、都の事務を「府県事務」とするもの

・文化・スポーツ振興施設11事務、地域中小企業振興センター、各種中小企業対策

これらの事務は、区が行っている事務が「基礎自治体の事務」であり、別途都が広域的に行っているものは「府県事務」である。

○事業の性格、広域性、規模・機能等の面から「府県事務」とするもの

・都市整備7事務、大気汚染対策5事務

都全域を対象として、広域的な観点から実施されるものであることから、「府県事務」である。

・アジア大都市ネットワーク21

国際交流事業は区においても実施しており、区の実施事務が「基礎自治体の事務」である。都の事業は一般的に市町村が処理する事務としてはふさわしくない規模であり、また、23区のみを対象としたものとは言えないことから「府県事務」である。

・国際展示場、東京国際フォーラム

都全域を対象とした広域施設であり、国際的な規模と機能を備えた総合的施設であることから、「府県事務」である。

・大学、工業高等専門学校

都全域を対象とした広域施設であり、また、高度・専門性を有する教育施設であることから「府県事務」である。

・リハビリテーション病院、老人医療センター

一般病院では対応困難な患者に対して、高度・専門医療等を行うことを目的とし、施設配置を含めて、都全域を対象に広域的観点から運営されるものであることから「府県事務」である。

⑤ 都案では全額「大都市事務」、区案では全額「府県事務」としているもの

と場会計繰出金、動物園、既設都営住宅移管、公衆浴場対策 住宅市街地総合整備事業、都市再生緊急整備事業等、都市整備 4 事務 東京港廃棄物処理場建設、廃棄物処理（一般廃棄物） 道路沿道環境対策、騒音振動対策 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業 福祉情報提供事業、福祉情報総合ネットワーク等、地域福祉の推進 6 事務 東京都社会福祉事業団に対する補助等、社会福祉事業に対する助成 4 事務 山谷対策、城北福祉センター健康相談室、路上生活者対策 リフト付タクシー等整備事業、被保護者世帯に対する都加算 高齢者安心電話事業、シルバーパスの交付 特別養護老人ホーム経営支援、民間社会福祉施設サービス推進費補助（老人福祉施設） 老人ホーム、児童養護施設、 民間社会福祉施設サービス推進費補助（保育所）、知的障害児等相談支援事業、 在宅重症心身障害児対策（訪問事業）、障害者休養ホーム事業 障害者福祉会館、障害者スポーツセンター等、心身障害者（児）施設の運営・整備 9 事務 重度手当、老人医療費助成、心身障害者医療費助成 公害保健対策（大気汚染医療費助成）	計 51 事務
--	---------

- 都 案：一般財源所要額 86, 017 百万円
- 区 案：一般財源所要額 0 百万円

■ 区側の見解

○区市町村に対する補助金等（区市町村経由の民間補助や都区共同事業の都負担金等を含む）であることから「府県事務」とするもの

- ・住宅市街地総合整備事業、土地区画整理事業助成、都市再生緊急整備事業等、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業、路上生活者対策、被保護者世帯に対する都加算

○区が基本的な役割を担って実施していることから、都の事務を「府県事務」とするもの

- ・山谷対策、城北福祉センター健康相談室
これらの事務は、区が行っている事務が「基礎自治体の事務」であり、都が行っているものは「府県事務」である。

○「大都市事務」とするのでは、都内市町村の区域と整合性がとれないことから「府県事務」とするもの

- ・動物園、地域福祉の推進 6 事務、社会福祉事業に対する助成 4 事務、リフト付タクシー等整備事業、高齢者安心電話事業、シルバーパスの交付、特別養護老人ホーム経営支援、民間社会福祉施設サービス推進費補助（老人福祉施設）、在宅重症心身障害児対策（訪問事業）、障害者休養ホーム事業、重度手当、老人医療費助成、心身障害者医療費助成

○事業の性格、広域性、規模・機能等の面から「府県事務」とするもの

- ・と場会計繰出金
- ・老人ホーム、児童養護施設、心身障害者（児）施設の運営・整備 9 事務
都全域を対象にした施設であり、広域的観点から運営されるものであることから、「府県事務」である。
- ・公衆浴場対策、道路沿道環境対策、騒音振動対策、公害保健対策（大気汚染医療費助成）

都全域を対象として、広域的な観点から実施されるものであることから、「府県事務」である。また、騒音振動対策事業等は、区においても実施している。

・既設都営住宅移管

都営住宅の区移管において、引き渡し側である都の責任で行われる準備経費は、「府県財源」で対応すべきものである。

・東京港廃棄物処理場建設、廃棄物処理（一般廃棄物）

一般廃棄物に係る事務は区の事務であり、区の経費負担により広域自治体であ

る都に最終処分を委託するものであることから、都が行う事務は「府県事務」である。

4 大都市事務に付随する事務

公債費会計繰出金、用地会計繰出金、退職手当、人事関係の管理事務、その他管理事務 計5事務

- 都 案：一般財源所要額 343, 954 百万円
- 区 案：一般財源所要額 191, 806 百万円

5 その他

財調基金充当分を大都市事務経費から控除

- 都 案：控除額 0 百万円
- 区 案：控除額 22, 407 百万円

■ 区側の見解

財調基金取り崩し額（169, 490 百万円）について、都案では全額「府県事務」に充当としているが、財調基金は用途が特定された特定財源ではない。また、財調基金の積み立てには大都市財源も充てられ、大都市事務経費に含まれている。

大都市事務に係る経費として算入しながら、用途はすべて「府県事務」とすることは適切でないため、大都市事務に係る事業費の割合に応じて、取り崩し額の一部を大都市事務経費に充当するものとする。

都が行う「大都市事務」・都から示された内容の問題点(区側資料)

(1) 基本的な考え方の問題点

主 な 問 題 点	問 題 と な る 理 由 等
<p>①自治法の趣旨から逸脱</p> <p>◆自治法上、限定的である「都が行う大都市事務」の範囲を拡大解釈</p> <p>◆特別区の区域に「政令指定都市」を想定した架空の議論</p> <p>◆制度改革前の都区協議の経緯に反した、提示事業数の3倍増</p>	<p>●「都が行う大都市事務」は、一般的に市町村が行う事務のうちで、大都市地域における行政の一体性、統一性を確保するために都が一体的に処理する必要が認められる場合に限って行われるものというのが、自治法上の原則である。 この法の原則を前提とせずに、「大都市事務」を主張することは、あたかも都が任意に「市町村財源」を使えるかのような誤解を与えるものである。</p> <p>●他に例のない巨大都市地域であるがゆえに、政令指定都市制度ではなく、都区制度が設けられているという前提を外した、架空の議論である。</p> <p>●架空の想定に基づき、都が実施する政令指定都市の水準の事務をすべて「大都市事務」とする主張は、「都が行う大都市事務」の範囲を、一般的に市町村が行う事務の範囲とする自治法の原則を大きく逸脱する考え方である。</p> <p>●制度改革前の検討は、都区の役割分担の原則等に係る自治法改正を踏まえて行われたものであり、12年度以降、役割分担の原則等に係る自治法改正はない。にもかかわらず、当時、都側自身も示さなかった事業を多数盛り込み、提示事業数を大幅に増加することは、自治法改正の趣旨に反することはもちろん、都区間の協議経緯の信義則にも反する。</p>
<p>②不明確な「府県事務」としての役割</p> <p>◆「府県事務」として担うべき役割の観点が見えにくい</p> <p>◆「大都市事務」と「府県事務」のバランスを欠いている</p>	<p>●「大都市事務」としての規模や役割の大きさのみを強調し、他の道府県をはるかに上回る行財政能力を有する都が、「府県事務」として担うべき役割の大きさや内容には触れられていない。</p> <p>●行政の一体性・統一性を確保する役割は、「府県事務」としても担うべきものがあるはずなのに、「大都市事務」と「府県事務」を合理的に区分する考え方が示されていない。</p> <p>●都が有する「府県財源」は、「市町村財源」の2倍以上の規模であるにもかかわらず、特別区の区域では、「市町村財源」の使途の方が「府県財源」の使途よりも、はるかに多くなるという逆の提示となっている。</p> <p>●このようなバランスを欠いた考え方は、特別区の住民が都の「府県財源」を負担している規模からして、負担に見合う行政サービスという面からも問題がある。</p>

(2) 個別の提示事務の主な問題点

主 な 問 題 点	問 題 と な る 理 由 等
<p>①政令指定都市の事務を「大都市事務」とするのは法制度からの逸脱</p> <p>例) 生活保護費都負担金、児童相談所、河川、都道府県道 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行都区制度と全く異なる政令指定都市制度を、特別区の区域に持ち込む架空の議論は、制度論として無理があるのみならず、都区制度を設けた自治法の趣旨にも反する。 ● 法令上政令指定都市の事務とされるものは、法令で指定されない限り「府県事務」。したがって、特別区の区域では、都が「府県事務」として行うべきものである。 ● 制度改革前の検討でも、当初都側が提示していた「政令指定都市が法制度に基づいて行っている事務」を、検討過程で取り下げた経緯があり、今回の提示は、こうした経緯を踏まえないものである。
<p>②「府県財源」で対応すべき補助金及び事務処理特例交付金</p> <p>例) 土地区画整理事業助成、都市再生緊急整備事業 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 区の実施事業に対する補助金・負担金や、区を経由した民間への補助金は、当然「府県財源」を充当すべき「府県事務」の役割である。 ● 法令等により、国、都道府県、区市町村の負担割合が定まっている補助金・負担金は、当然「府県財源」を充当すべき「府県事務」の役割である。 ● 区市町村が特例的に「府県事務」を処理し、その財源を都道府県が措置する制度である事務処理特例交付金は、当然「府県財源」を充当すべき「府県事務」の役割である。
<p>③整合性のとれない提示事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 同一事務でありながら、都内市町村区域では「府県事務」 例) シルバーパスの交付、老人医療費助成 等 ◆ 「基礎自治体の事務」を、都区で重複して行うとするのは、制度上矛盾 例) 文化・スポーツ振興施設、各種中小企業対策 等
<p>④ 根拠が曖昧な「大都市事務」の選別</p> <p>例) 各種都市整備事業、各種環境対策、各種福祉関係の補助金 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「大規模な市であれば行っている」との記載が多いが、一般的に市町村が処理する事務の範囲というのが自治法上の前提であるから、「大都市事務」とする理由とはならない。 ● 「本来市の事務」「身近な事務であり市の事務」という記載が多いが、なぜそう言えるのか、根拠が示されていない。 ● 福祉関係の事務等、都内市町村の区域では「府県事務」として行っていないながら、「本来市の事務」とするのは、そもそも矛盾である。

都が行う「大都市事務」をめぐる都区の考え方の相違

平成 17 年 8 月 22 日 都区財政調整協議会資料から抜粋

■ 都の考え方

- 都が行う大都市事務を「市町村が一般的に処理する事務」とする自治法の規定は一般原則であり、実際の範囲は、大都市東京における膨大な行政需要や税収の大きさ等を考えると、少なくとも政令指定都市が行う事務と同じ領域まで含まれる。
- 都に配分された財源は、都の一般財源であり、地方税法上も、都税の使途は一般の市町村事務の範囲に限定されない。都は独立した自治体としての責任において、大都市の一体性・統一性確保の観点から、大都市のための事務を行う。
- 政令市等の事例から市自らが実施すべきものは、都が行う大都市事務である。

■ 区の考え方

- 都区制度改革の目的は、それまで曖昧であった都区の役割分担を明確化することであり、そのための法改正が行われた。都の大都市事務の範囲について、都独自の判断で法と異なる運用が許されるとすれば、法で原則を定めた意味がなくなり、都区制度改革の意義は有名無実化する。
- 東京都は、広域的な地方公共団体として、通常の府県事務のほか、特別区の区域を通じて都が一体的に処理する必要がある事務に限って、一般的に市町村が行う事務の一部を担う。
- 都区制度は、政令指定都市制度では対応できない大都市東京の実態を踏まえて、複数の基礎自治体と広域自治体の分担により大都市行政に対応する制度であり、その分担関係を一般原則として軽視し、政令指定都市との比較を持ち込むのは、制度論として矛盾する。
- 大都市東京特有の膨大な行政需要や税収の大きさは、府県のレベルも同じ。法令上の府県事務にまで都が行う大都市事務の範囲を広げる考え方は、都の府県としての役割を放棄するものである。
- 市町村財源の一部が都に所属しているのは、特別区相互間の財源調整のほか、都が行う大都市事務の財源とするためであり、その使途は、自治法の分担原則に基づく事務の範囲に限られる。
- 政令市等の事例から市自らが実施すべきものを大都市事務とするという考え方は、都を市とみなすものであり、制度改革以前の発想である。

都区協議会での区長会会長発言（平成18年2月16日）

私から、区側委員を代表して申し上げます。

今回の18年度財調に関する協議は、平成12年都区制度改革の積み残し課題である主要5課題の解決を図ることが最大の焦点でありました。

これは、改正自治法に定められた都区の役割分担原則に応じた財源配分を実現する課題であり、都区制度の根本問題の解決を目指したものであります。

今回の協議結果は、平成15年以来、都区検討会や財調協議会での協議、またトップ交渉を積み重ねながら、調整することができず、一時は決裂にまで至った中を、再度のトップ交渉によってようやく決着点を見出したものであります。

内容的には、5課題のそれぞれについて解決がついたものではなく、改正された自治法の解釈にまで及ぶ見解の相違が解消されないまま、多くを今後の検討に委ねることとなりました。今回の協議結果とここに至った経緯については、平成12年都区制度改革の趣旨からも、また主要5課題を確認した経緯からも、区側として決して納得しているものではないと考えています。

区長会はもとより、これまで一致して取組んできた区議会議長会等において、この決着点に対する大変厳しいご意見もありましたが、都議会のご支援も考慮して、ぎりぎりの交渉結果として、やむを得ず受け入れたものであることをご理解いただきたいと思います。

この機会に、今回の決着に関する区側の認識を申し上げたいと思います。

第1に、最大の課題でありました、「都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方」については、都区の認識の相違を踏まえ、今後の都区のあり方に関する検討の中でより根本的かつ真剣に協議していかなければならないと思います。

第2に、清掃、学校改築、都市計画交付金等の具体的課題については、過去の積み残し分を今回の200億円の措置で清算するものと理解し、5課題としての位置づけは終了することになりますが、それぞれ今後の課題が多く残されておりますので、都区のあり方に関する検討の中で、改めて解決を図ることとしたいと思います。

第3に、三位一体改革の影響への対応については、交渉の中で都から提案いただいた2%では不足するとの区側の主張を受けて、「合意できるよう努力する」との確認に至ったものでありますので、平成19年度において、確実に少なくとも3%の実現をしていただきたいと思います。

第4に、平成19年度に行われる見直しにより、今後新しい方向が出されるまでの間の暫定的な配分率が定められることとなります。この結果、大きな変動が無い限り、この配分率をもとに都区それぞれが責任ある財政運営を行っていくものであることを踏まえまして、23区間の配分は、特別区が主体的に調整できる仕組みを構築する協議を進めていただきたいと思います。

また、都区財政調整の調整税は、都区の共有財源でありますので、固定資産税の軽減措置等の方針を決定するに際しては、必ず特別区と事前に協議されるよう、改めて強くお願いしておきます。

最後に、今後は、都区のあり方に関する検討組織の中で、将来に向けた課題の検討と合わせて、未解決の様々な課題に取り組んでいかなければなりません。

今回の協議の経過をかえりみますと、都区の信頼関係回復のためには、相当な努力が必要であることを申し上げておきたいと思っております。

以上の考え方を申し述べ、第1号から第4号までの協議案（18年度財調、17年度再調整に関する協議案）を了承することといたします。

主要5課題の整理に関する特別区長会会長コメント

本日の都区協議会において、平成18年度都区財政調整等に関して都区が合意いたしました。この中で、かねて懸案であった都区財政調整「主要5課題」についても整理を行いました。

「主要5課題」は、都区の財源配分にかかわる問題として、平成12年の都区制度改革時の積み残しとなっていたものです。

23区は、平成15年以来、2年有余にわたり、都との間で具体的な協議を行ってきました。しかし、都区間の主張の隔たりは大きく、事務的な調整で合意を見出すことが困難な事態となった昨秋以降、区長会の会長である私と2人の副会長が23区を代表し、東京都の副知事との間で厳しい折衝を続けてまいりました。

こうした経緯を経て、去る1月16日の区長会において、都から回答があったわけですが、これまでの協議の経緯からしても、区側の考え方とは大きく隔たる内容であり、受け入れできない旨回答し、一時は決裂の状態となりました。

しかし、その後、再度折衝の機会を持つことができ、今後の協議で財源配分に関する整理が図られるまでの間の暫定的な配分率については、三位一体改革の影響を踏まえて、平成19年度に都区が合意できるよう努力することで、協議のとりまとめを行うこととなったものです。

区側としては、平成19年度からは、少なくとも配分率が55%になるものと受け止めております。

今回の合意によって、過去の問題としての「5課題」は終了することになりますが、個々の課題そのものが解決されたわけではなく、今後に課題を残すこととなりました。

これまでの協議の経緯に照らして、このような整理とならざるを得なかったことは不満ではありますが、今回の協議を通じて、都区の認識の隔たりが極めて大きいことが浮き彫りになったことから、都区のあり方について、あらためて議論を行う必要があります、その議論の中で、課題の解決を目指すしかないと判断したものであります。

いずれにしても、都区制度の根本に係わる問題である「都区の役割分担原則に応じた財源配分の実現」の課題をはじめ、改めて重い課題を背負うこととなりました。

特別区は、基礎自治体としての自覚と責任のもとに、今後の協議に真摯に臨んでいく所存ですので、皆様のご理解をお願いいたします。

平成18年2月16日

特別区長会会長 高橋 久二

主要5課題の協議経緯（『都政研究』掲載内容）

◇都区財政調整主要5課題に関する協議状況について（平成17年12月号）

現在、都区間において、都区財政調整をめぐり、「主要5課題」と言われる課題についての協議が行われている。

この問題は、平成12年都区制度改革の際に、整理しきれなかった積み残しの財源問題として、平成17年度までに解決することが都区協議会において確認されたものである。

これらの課題を予定どおり今年度中に解決するために、残された期間は、ごくわずかであるが、都区間の協議は難航している。平成15年3月に開始された3つの都区検討会での協議は、2年4か月、延べ25回に及んだが、その結果は、各課題に対する都区双方の見解の相違を併記しただけのものに終わった。その後、協議のレベルを都区財政調整協議会（都側は部長級、区側は助役等が構成員。以下「財調協議会」と表記する。）に上げて、本年8月から10月まで、6回にわたって集中的に議論した結果においても、一部具体的な需要等の検討を行うことの合意は得たものの、財源問題に関する基本的な認識を一致させることはできていない。

以下、本年10月28日にまとめられた財調協議会での集中的な議論の結果を中心に協議の状況を説明する。

1 財調協議会での集中議論の結果

都区検討会の検討結果を踏まえて、財調協議会では、5つの協議課題が設定された。

（1）大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分の課題

協議課題1は、「都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方」をどのように整理するかである。

①都区制度の根本問題

この課題は、改正された自治法の原則のもとで、都が行う大都市事務の範囲を明確にし、これに基づいて、都区双方の役割分担に応じた財源配分を行う課題であり、都区制度の根本問題である。

通常の府県と市町村との関係と異なり、法の規定に基づいて、都と区の役割分担と財源配分を双方の協議によって定める必要があるという、大都市制度としての都区制度特有の課題である。

この都区関係を法律上明確化したのが平成12年改革であり、従来あいまいであった都区の地方公共団体としての性格付け、双方の役割分担及び財源配分の原則が自治法に規定された。とりわけ、特別区を「基礎的な地方公共団体」に位置づけ、基礎自治体の事務は、基本的に特別区が担うものとされ、一体的に処理する必要のある「市町村事務」に限って都が行うことができるものとされた。この改正を踏まえて、限定的に行われる都の「市町村事務」（これを都が行う「大都市事務」と呼んでいる。以下「大都市事務」と表記する。）の範囲を明確にし、それに必要な市町村財源を都に留保することで、都区間の役割分担と財源配分の明確化を図ることが必要となったのである。

②都区の見解に大きな隔たり

今回の財調協議会のとりまとめでは、都区が連携・協力して東京の行政を担っていくためには、大都市東京における都区の役割分担のあり方を整理することが重要であることについては、認識が一致した。

しかし、特別区の区域における具体的な大都市事務の範囲については、都区双方の考え方に大

きな隔たりが残されたままである。今後の整理の方法についても、区側は、少なくとも法令上府県事務とされている事務を大都市事務の範囲から除外した上で協議すべきとしているのに対し、都側は、大都市東京（特別区の区域）における都区の役割分担のあり方を将来に向けて再検討し、整理するための協議を引き続き行うべきとし、とりまとめを行うことができなかった。

都が行う大都市事務の範囲に関する都区双方の主張の差を数字で見ると、平成 15 年度の事業で分析した結果であるが、都区検討会の中で、都から提示された大都市事務は 232 事業、約 1 兆 3 千億円である。しかし、都の提示をもとに区が分析した結果は、33 事業、約 6 千 8 百億円にとどまるというものであり、実に 5 千億円以上の差が生じることとなった。

これを、都に留保されている市町村財源約 1 兆円（都区の見解が異なる部分がある）と差し引きすると、都の考え方からすれば、1 千 2 百億円の財源が不足し、その分府県財源を充てているということになり、区の考え方からすれば、3 千 4 百億円分、府県事務に市町村財源を充てているということになる。

③最大の争点は政令指定都市の事務

この中で、最大の争点となっているのが、政令指定都市が行っている事務等の扱いであり、法令上都においては府県事務とされている事務であるにもかかわらず、大都市事務にカウントすべきであると都が主張しているものである。

都区制度改革に関する自治法改正が行われた平成 10 年度当時、都が行う大都市事務の範囲は、「市町村が一般的に処理するものとされている事務のうち、改正法の趣旨に即して都が一体的に処理することが必要であると認められる事務」であり、法令上府県事務と規定されている政令指定都市の事務等を都が行う大都市事務の範囲から除外することについては、都区間の認識が一致していた。

ところが、今回の協議の中で都は、他の政令指定都市をはるかに上回る大都市実態を持つ特別区の区域の需要や財源の状況に照らして、少なくとも特別区の区域において行われる大都市事務の総体は、政令指定都市が行う事務以上でなければならず、そこに市町村財源を充ててしかるべきだという考え方を採るに至っている。

都区制度の下における法律上の役割分担原則よりも、都区制度とは全く異なる政令指定都市制度の例を優先するという理屈であるが、この考え方を前提に、その総体の事務について、都と区のいずれが担うべきかを議論すべきであり、区への新たな事務移管がないまま、財源だけを区に渡せという議論はおかしい、というのが都の主張の要旨である。

しかし、法律上府県事務であるものまで大都市事務の範囲に含めた上で、都区いずれが分担するかという議論はそれこそおかししいし、まして都が行う大都市事務を明確にするための協議をしているはずなのに、区への事務移管がなければ財源配分もありえないというような主張は、いかなるものであろうか。

結局、本来、都と区が一致して求めた法改正によって定められた原則に基づき、その具体化を図るための協議であるにもかかわらず、法の解釈そのものが分かれて入り口の議論に終始せざるを得なかったのが、これまでの状況である。

結果として、具体的に都が行う大都市事務の範囲を明確化する議論や 18 年度の配分割合の決定方法、今後の都区制度の合理的な運用に関する議論に入れず、大きな宿題を残したままとなっている。

もちろん、現に過去の経緯の中で都が市町村財源を用いて実施している事業があり、これをいわずらに否定すべきでないことは、区側としても十分認識している。しかし、法令上の府県事務まで大都市事務の範囲に含めるというような、制度を踏み越えた議論を容認するわけにはいかない。都には、本来の府県としての役割もそのための府県財源もある。そして何よりも、都と区の間分担関係は、都の任意の考えではなく、法律によって律するものであり、それこそが平成 12 年改

革の最も大きな意義であったはずである。

少なくとも法解釈は一致させ、法令上の府県事務を外した上で、具体的で現実的な解決策を見出していくことが必要であるというのが、区側の主張である。

実際、仮に他の具体的な課題が整理できたとしても、この問題を何らかの形で解決しなければ、財源問題に関する都区の最終的な合意を図ることができない。都と区の見解の相違を踏まえた解決策を早急に見出す必要がある。

(2) 平成 18 年度の財源配分の定め方

協議課題 2 は、平成 18 年度の都区の財源配分をどのように定めるかである。

この課題については、「都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方」のとりまとめができなかったことから、全体として整理するには至っていない。

(3) 清掃関連経費の取扱い

協議課題 3 は、清掃関連 4 経費及び 4 経費以外の清掃関連経費の需要と財源をどのように扱うかである。

この課題は、平成 12 年の移管時に、都が引き続き執行することとした、既発債償還経費（都が移管前に整備した清掃工場等に係るもの）等 4 経費 745 億円の財源の取扱い及び移管後に生じた区側の清掃関連経費の財源問題である。

この課題については、清掃関連 4 経費のうち、身分切替となる都清掃派遣職員の退職手当を新たな需要として財源配分に反映することでは、認識が一致した。

その他の事項については、都は、都の既発債償還経費、清掃事業臨時特例交付金 1 号交付金（清掃派遣職員の人件費等の不足分）及び同 2 号交付金（還元施設整備費補助）の 3 つの経費については、区に引き継がないこととし、4 経費とは別の経費である灰溶融処理経費、中継施設改築等経費、清掃工場の建替・プラント更新等に要する経費については、需要を算定していく考えを示した。一方、区は、都の既発債償還経費の負担のあり方を含め、都側の経費負担が無くなっていくことを踏まえて、4 経費の財源を区側の需要に振り向けていくべきとし、意見は一致しなかった。

これは、清掃事業に関して移管後に生じた区側の需要の存在については、都区双方の認識がようやく一致したことを意味する。今後は、区側の清掃関連需要について、具体的な検討を進めていくこととなった。

なお、身分切替となる職員の退職手当の部分のみ「財源配分」という文言が使われているが、これは、必然的に区側に生じる需要として直ちに財源配分に反映する性格のものであるという趣旨であり、その他の課題（小中学校改築経費等も含めて）についても、需要を算定していく過程の中で、区側の財源配分割合に反映していく場合もあること、また、区側の需要の中には、地元還元施設整備経費が含まれることが、財調協議会の場で確認されている。

一方で、都の既発債償還経費の負担の問題や、都が清掃関連 4 経費を負担してきた財源の取扱いについては一致できておらず、今後課題を残している。

(4) 小中学校改築経費等の取扱い

協議課題 4 は、小中学校改築経費等の需要と財源をどのように扱うかである。

この課題は、今後 20 年間で 900 校（全体の 7 割に相当）に及ぶ小中学校が、建築後 50 年を超過し、次々と改築時期を迎える事態に対処するための財源問題である。

かなり以前から深刻な問題として協議の俎上に上っていたが、引き続きの課題として今日まで

残されている。区の改築実態からすれば、平均的に1校あたり30億円の経費が必要となる。改築経費の現行算定額は、大規模改修経費も含め23区全体で280億円程度であり、積算単価が低く、起債の償還費が算定されず、さらにこれから迎える改築需要のピーク期に合わせた算定となっていないため、到底現実的に対応できるものとはなっていない。

この課題については、今後、小中学校の改築経費等について、学校数、単価、起債償還経費等の具体的な算定内容を協議していくことについて認識が一致した。積算内容をめぐる都区間の見解はなお相当離れているが、ようやく具体的な算定内容の検討に入ることとなった。

(5) 都市計画交付金のあり方

協議課題5は、都市計画交付金のあり方をどうするかである。

この課題は、もともと基礎自治体が行う都市計画事業の財源である都市計画税が、特別区の区域では都税とされている中で、特別区が行う都市計画事業の財源を確保する観点から、都独自の制度として設けられている都市計画交付金を、都と区の事業実施状況に見合っただけで配分する方途を検討する課題である。

この課題については、都市計画交付金と都区財政調整での算定を通じて、特別区の都市計画事業が円滑に行われるよう、今後とも都市計画交付金と都区財政調整で算定する枠組みの中で改善を図ることについて認識が一致した。

実際の協議の中では、「そもそも配分という考え方はなじまず、また現行制度の下でも財調算定と合わせれば支障はない」とする都の見解と、「都区間で著しいアンバランスがある都市計画税の充当状況を改善すべき」とする区の見解が対立し、改善の具体化が進まなかった。結果としては、認識の相違が埋まったわけではないが、少なくとも何らかの改善を図ることについては、一致したところである。

2 今後の協議に向けて

都区制度については、特別区の区域を基盤とする特異な大都市制度として、長い歴史を持つが、昭和40年改革以降は、都から区への事務権能の移管をはじめ、区の自治権が順次拡充され、平成12年の改革で、はじめて両者の性格付けと分担関係を法律上明確にする画期的な改革が行われた。

従って、長年取組んだ運動の成果である法改正によって、ようやく明らかにされた都区の役割分担原則に基づく財源配分の問題が解決されない限り、平成12年都区制度改革は未完のままであるというのが区側の思いである。

一方、都区協議が難航している状況も影響していると思われるが、今日の急激な社会経済の動きを踏まえて、単に現行制度を前提とした議論だけでなく、都区制度の将来像を含めた幅広い議論が必要であるとの考え方が都区双方の関係者から出されている。都においては、都知事の都議会第3回定例会での所信表明、東京自治制度懇談会の設置、新たな指針の策定等の動きがあり、区においては、特別区制度調査会が都区制度そのものの転換を求める報告を出している。

こうした議論は、地方制度調査会の道州制や大都市制度の検討とあいまって、今後加速されることになるであろう。区長会も、将来の制度のあり方について検討していくことを確認している。

しかし、そうした議論も、平成12年改革の積み残し課題を解決してはじめて、可能となるものであり、何よりも、自治法で定められた都区制度に即した役割分担を確認したうえで、その中でお互いに現実に即した知恵を出し合い、課題解決に向け、真摯に協議すべきである、というのが、区長会の基本認識である。

いずれにしても、都と区が、大都市東京の自治を担うパートナーとして、連携して解決すべき課題は山積している。都区間の見解の相違はいまだに大きいと、一刻も早い解決が迫られている。

◇都区財政調整主要5課題に関する協議結果について（平成18年3月号）

平成18年2月16日に開かれた都区協議会において、平成18年度都区財政調整に関する都区の合意が成立した。

この中で、平成12年都区制度改革の際に、引続き都区が協議すべき主要課題として確認した「主要5課題」についても、今後の取扱いを確認して、決着が図られることとなった。

しかし、決着といっても、それぞれの課題が解決したわけではない。むしろ、都区制度の理解について、都区双方の認識に法の解釈そのものにまで及ぶ根本的な相違があることが明らかになり、より深刻な課題を浮かび上がらせることとなった。以下、今回の5課題に関する協議結果について、説明する。

1 トップ交渉の経緯

この問題に関する都区財政調整協議会での集中的な議論を経ても都区の見解が大きく分かれたままとなった経緯については、本誌05年12月号に掲載したとおりである。その後、平成18年度都区財政調整に関する協議に引継がれたものの、議論は平行線をたどった。

一方、事務レベルでの調整が困難となったことを受けて、昨年11月以降、区長会の一任を受けて区長会の正副会長が横山副知事と6回にわたりトップ交渉を行った。

交渉の中で、双方の立場を踏まえ、第1に、都区制度を将来的にどうするかという課題を、行政区域の問題も含めて、検討組織を設けて18年度から検討していく。大都市事務の問題も最終的にはその中で整理していく。第2に、それまでの間の暫定措置としての配分率を定めて、新しい方向がでるまでは、余程のことが無い限り、安定させる。第3に、暫定的な配分率については、数字の積み上げではなく、政治的な判断として大枠を合意し、その中で清掃経費や学校改築経費等の具体的な問題を整理する。という枠組みのもとで、具体的な解決策を探ることとなった。

区側は、この確認に基づき、当面の暫定的な配分率について、都の論理でも、区の論理でもない合意を目指したのであるが、都側は、「大都市事務の問題は今後の都区のあり方に関する検討の中で議論するのだから、今回については事務移管も無く配分率を見直すことはあり得ない。財調は税収と区の需要を差し引きして配分を決めるのであり、税収が伸びている中ではその他の課題も現行の52%の中で処理できる。」という都の論理による主張に終始した。

これに対し、区側は、「大都市事務の問題を今後の検討に委ねるとしても、他の課題は、平成12年改革のときに52%の財源配分に反映されなかった積み残しの課題であり、また、単年度の税収の伸びを理由に、都が区側の需要を一方的に査定して過不足を判断する考え方は、区を内部団体視する、制度改革以前の発想である。都区双方の立場を踏まえた配分率での解決が必要である」と主張したが、受け入れられなかった。

区長会は12月27日に臨時総会を開き、①都区のあり方に関する検討の中で大都市事務の問題を整理していくこと、②それまでの間の暫定措置としての配分率を定め、その中で具体的な問題を整理すること、③三位一体改革の影響を配分率に加算すること、を方針として確認し、引続き正副会長に交渉を一任した。

区長会正副会長は、都議会、とりわけ都区制度に関する議員連盟を持っている自民党に支援要請を行いながら、年明けにかけて、都と交渉にあたった。

こうした経緯を経て、本年1月12日の区長会拡大役員会に示された都の回答は、5課題については、配分率の引上げを一切行わず、平成18年度限りの一時金の交付で済ませ、しかも500億円を超える減収が見込まれる三位一体改革の影響への対応として平成19年度に2%（約300億円）のみ引上げるというものであり、区側が受け入れられる内容ではなかった。

この都案は、1月16日の区長会総会にも同じ案で示され、その場で区側が受け入れられない旨

表明することとなった。

この経緯については、区長会が一方的に拒否したとの誤解を都側の関係者に生じさせたようであるが、実際は、交渉の過程で、区長会の正副会長は、繰返し、都の提案内容では区長会の了承が得られないとして、妥協案も示し、また 19 年度に向けて再度協議する提案もしている。これは、都議会筋への説明でも同様である。しかし、拡大役員会で都案の了承が得られなかったことを受けた知事への再考の申し入れも、都は受け入れなかったのである。

こうして都区の協議は不調となったが、配分率による妥協案も継続協議の申し入れも拒否された区側としては、都の再提案を待つしかなかった。

1 月 18 日には都が財調協議についての合意を経ないまま予算原案を公表し、都区の協議は昭和 54 年度財調以来の決裂状態となった。その後、しばらくして 17 年度再調整を急遽とりまとめることとなり、その過程で、18 年度財調については、第 1 回都議会定例会に条例改正提案できない旨言及があったのであるが、その直後に、都側から 2 月 16 日に都区協議会を開いて打開を図りたい旨の打診があり、急転直下、2 回にわたって区長会会長と横山副知事の再度のトップ交渉が再会され、都案の一部が修正されることとなった。

これを受けて、区長会は 2 月 10 日に臨時総会を開き、今後の取組みに関する確認を行った上で、都議会の支援も考慮し、ぎりぎりの交渉結果としてやむを得ず受け入れることとし、2 月 16 日の都区協議会で合意に至ったのである。

2 主要 5 課題に関する交渉結果

主要 5 課題に関する交渉結果は、以下のとおりである。

- 今後の都区のあり方について、事務配分、特別区の区域のあり方（再編等）、税財政制度などを根本的かつ発展的に検討することとし、協議が整い次第、このための検討組織を都区共同で設置する。都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については、この検討を行う中で、その結論にしたがい整理を図る。
- 平成 18 年度都区財政調整協議において、清掃関連経費及び小中学校改築に係る課題を整理することとし、都は財政調整交付金とは別に 200 億円の特別交付金を平成 18 年度に限り設ける。特別区都市計画交付金については、対象事業に市街地再開発事業（再開発組合等への助成）を追加する。
- 「三位一体改革の影響」への対応として都から提案された調整率の 2%アップ（19 年度以降）については、影響の全体像を見極め、平成 19 年度財調協議において合意できるよう努力する。

3 5 課題の決着に関する区側の認識

今回の決着に関する区側の認識は、都区協議会の中で次のように表明されている。

「第 1 に、最大の課題であった「都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方」については、都区の認識の相違を踏まえ、今後の都区のあり方に関する検討の中でより根本的かつ真剣に協議していかなければならない。

第 2 に、清掃、学校改築、都市計画交付金等の具体的課題については、過去の積み残し分を今回の 200 億円の措置で清算するものと理解し、5 課題としての位置づけは終了することになるが、それぞれ今後の課題が多く残されているので、都区のあり方に関する検討の中で、改めて解決を図ることとしたい。（注：この点に関しては、清掃関連経費では、都発行の起債償還費の都負担が平成 26 年度までになくなる問題、また、小中学校改築経費では、今回償還費相当分を追加算定することとなったが、改築単価や改築規模等の改善が行われていない問題、さらに、都市計画交付金では、対象事業が 1 事業増えたが、交付金の総額等実質的な改善が図られていない問題等があ

る。)

第3に、三位一体改革の影響への対応については、交渉の中で都から提案を受けた2%では不足するとの区側の主張を受けて、「合意できるよう努力する」との確認に至ったものであるので、平成19年度において、確実に少なくとも3%の実現をしていただきたい。

第4に、平成19年度に行われる見直しにより、今後新しい方向が出されるまでの間の暫定的な配分率が定められることとなる。この結果、大きな変動が無い限り、この配分率をもとに都区それぞれが責任ある財政運営を行っていくものであることを踏まえて、23区間の配分は、特別区が主体的に調整できる仕組みを構築する協議を進めていただきたい。

また、都区財政調整の調整税は、都区の共有財源であるので、固定資産税の軽減措置等の方針を決定するに際しては、必ず特別区と事前に協議されるよう、改めて強くお願いしておく。」

4 今後の課題

特別区は、都との2年有余にわたる厳しい協議、区長会、議長会一丸となった都、都議会への要請活動、全ての区議会における決議、各区議会の単独またはブロック単位での要請行動、区長会と都のトップ交渉等、あらゆる手段を講じて課題の解決を目指してきた。

唯一残した手段と言え、総務省の関与を求めることであったかもしれないが、それによって自治的解決の道を閉ざすことのリスクを背負うよりは、都区の協議による課題解決の道を残すことを選択したのが、今回の決着であったと言える。

いずれにしても、都区共通の認識と共同の取り組みにより、長い年月をかけてようやく法改正を実現し、その改正法で定められた役割分担原則に基づいて「市」の事務の分担に応じた「市」の財源の配分を整理するはずであったのが、逆に都区の見解の決定的な相違を明らかにし、むしろ法の趣旨と異なる主張（議論に府県事務を持ち込み、都が区の需要と収入を査定して配分を決めるとする主張）に固執する都の対応が、制度そのものに対する不信感を強める結果となったのは、皮肉なことであり、なんともやりきれない思いである。

区長会の高橋会長は、都区協議会の席上、「今回の協議の経過をかえりみますと、都区の信頼関係回復のためには、相当な努力が必要であることを申し上げておきたいと思えます」と述べ、また都区協議会終了後のコメントの中で、「これまでの協議の経緯に照らして、このような整理とならざるを得なかったことは不満であります、今回の協議を通じて、都区の認識の隔たりが極めて大きいことが浮彫りになったことから、都区のあり方について、あらためて議論を行う必要があります、その議論の中で、課題の解決を目指すしかないと判断したものであります」と述べている。

都区は、今回の協議を通じて、ともに重い課題を背負った。これを新しい都区関係を築く好機とできるかどうかは、双方の今後の取り組みにかかっている。

(※特別区長会事務局次長（当時） 志賀徳壽)

都区間の財源配分のあり方について

1 制度をめぐるいくつかの論点

都区間の財源配分のあり方については、常に都区関係の最大の争点である。

都区双方に不満がある中で、抜本的な解決策を求める声も強い。現に、過去においても様々な検討が行われてきた。地方交付税の全面適用で特別区を完全に独立させる案、都の関与を外し第三者機関を設けて特別区どうして財政調整をする案、税目で配分する案、地方交付税の算定内容で配分割合を定める案、過去の決算額で配分割合を決める案等である。

しかし、国と地方との関係と同様、事務配分と事務量、あるいは財政負担はその時々々の社会・経済状況に応じて変化する。特別区間の財源偏在も著しい。大都市制度としての枠組みを前提とする限り、都区双方が一致する客観的、合理的な方程式を作ることは困難である。

2 「解決」の道筋

(1) 冷静な協議の必要性

確かに、区側には現在の調整税の配分割合 55.1%への不満がある。しかし、都側にも不満がある。両者が一致する客観的指標がない中で、双方が役割を分担しながら行政を執行していくためには、どうしても妥協点を見出さなければならない。ここに、都区協議の重みがある。全国の自治体間関係の中で、唯一都区協議会という協議組織の設置を法的に義務付けている所以でもある。

このことを踏まえるならば、解決の道は、都区間の冷静な協議をどのように整えていくかに係っていることとなる。

区側の不満の最大の要因には、慢性的な財源不足状態が続いている中で、調整税の減収に合わせて特別区財政調整交付金の需要が切り落とされてきたことがある。「需要を切り落とすことなく、交付金の増加で賄うならば、区の財政もここまで苦しくはならない、それが財源保障であるはずだ」という思いである。

しかし、調整税の減収は、都全体のものだ。52%分と同様都の 48%分も同じように減少する。区側に配分を厚くすれば、都側は二重に財源が不足することになる。保障すべき需要といっても絶対不変のものがあるわけではない。税収の状況とその時々々の行政需要とのバランスの中で財政需要を調整するのは、現実の財政運営と同様だ。

実は、平成 12 年度の都区制度改革において、都区間の配分割合の決定に関して、最も重要な変更点がそこにある。つまり、配分割合は、都区間の大都市事務に関する役割分担に応じて定めるということだ。役割分担は法令で決められているもの以外は、都と区の協議によって定める。今回の法改正では、その場合の基準が明記された。言ってみれば、都区間の役割分担原則に関する憲法だ。

地方自治法の条文と法改正時の国会答弁を要約すれば、都区間の役割分担については、①特別区は身近な行政を都に優先して行うこと、②都の「市町村事務」は限定的なものであること、③法令に根拠のない事務の分担については都区の協議によって決まるものであることが明確にされた。

一方、都区間の財源配分については、①この役割分担に即して、特別区が等しくその行うべき

事務を遂行することができるように調整税の一定割合を配分するものであること、②都に留保される事務の財源を都に留保するものであること、③配分割合については都と特別区の「市町村事務」の分担に応じて都区の協議に基づいて定めること、という原則が明確にされたのである。

それは、とりもなおさず、事務配分の特例、税配分の特例、都区財政調整制度の特例があったとしても、それは自治権の制約ではなく、大都市地域たる特別区の区域における広域自治体と基礎的自治体間における役割分担の特例の所以であって、法制度上特別区が他の市町村と同様基礎的な地方公共団体として、都と独立対等の関係に立つものであることを法律上担保したものにほかならない。

つまり、新しい法制度のもとでの都区財政調整制度の運用は、特別区の区域における「市」の事務について、法の原則に沿って都区の協議で役割分担を決め、その分担関係に応じた財源配分となるよう同じく都区の協議によって配分割合を決め、その配分の範囲内で都区それぞれが責任を持って自らの分担を執行することが求められることになる。

(2) 都の説明責任

そうであれば、協議の前提として、あるいは住民に対する説明責任として、都区間の役割分担と財源関係が明確になっていなければならない。

区の事務は、特例的に府県事務を任されているものも含めて全て市町村事務であるし、その財源も明確である。優先的に身近な行政を行うのであるから、その範囲が限定的である必要もない。

一方、都は、役割分担により限定的に行う「市」の事務と通常の府県事務を同時に行っていることから、都が行う「市」の事務の分担範囲を区分けして見せなければならない。都の収入のうちの市町村財源の範囲はほぼ明確であるので、問題は、支出の面での役割分担の範囲とその執行経費ということになる。

都が限定的に行う「市」の事務に要する経費は、「市」の財源で補填されなければならない。都の税となっている「市」の財源で都区財政調整の調整税となっていないものに、事業所税や都市計画税等があるが、それらの財源だけで賄いきれない財源は都区財政調整の都区間配分を通じて保障されることになる。当然、そういう「市」の財源で賄われるべき都の事務はどういうものなのかということが明らかにされなければならない道理となる。

ところが都は現在その内容を明らかにしていない。

これは都区の協議の当事者である特別区に対して説明責任を果たしていないにとどまらず、何よりも税を負担している特別区の住民に対する説明責任を果たしていないものと言わざるをえない。

もちろん、都にも言い分があるはずだ。都税として一体で管理しているのに、一部だけを抜き出して管理しろといわれても無理な注文だという考えもある。都議会は都全域から選出され、全体の視野で審議するのに、特定の地域の問題を当該地域以外の選出議員も係って審議するのはいかかかという意見もあろう。そもそも都税の一部を特別区に交付するのが都区財政調整制度であって、区の需要がどうあるべきかはともかく、都議会の審議に委ねるべき都側の需要を区側に示して協議の俎上に乗せるのは都の自治権の侵害だという意見もありうる。

実際、平成11年度の協議において、都の委員から次のような発言があった。

「財調の仕組みは、改革後においても、区の側の需要と収入を計って必要額を都が交付するものであり、財調制度における都区間配分は、区の財源が足りていれば良く、残る財源は都に留保さ

れてしかるべきものである。都に留保されている大都市事務やその経費を区側に示してその当否を特別区側と議論するようなことは、都として全く考えていない。都に留保された財源は都の一般財源であって、知事の予算編成権や都議会の議決権の範囲を越えるものではなく、区のチェックを受ける考え方は持っていない。」（11.9.17 第21回税財政検討会）

しかし、特別区の側の需要や収入の算定は、特別区に配分する内容を具体化するための手段であり、役割分担に応じた財源配分がきちんと行われることがその前提になければならない。法律の趣旨に沿って冷静な協議を行い、都区双方が責任を持って行政を執行するためには、都が実施する「市」の事務について、必要な情報を整理して示すべきなのである。

（3）配分割合決定の方程式（決算分析方式）の限界

いずれにしても、配分割合は、都区間の役割分担に沿って決定されなければならない。だからこそ、中期的に安定的なものとなるよう定める必要があるのだ。当然役割分担関係や財源関係が変動すれば見直さなければならない。都がしばしば主張しているように、配分割合の変更は中期的に行わないというのは論理が逆だ。もちろん、役割分担等の変動がなければ、都区双方とも、決められた配分率の中で財政運営を行わざるを得ない。都区財政調整の需要の見直しも当然行わなければならないということになる。

現在の配分割合がそういうきちんとした決着でなかったという意見もあるかもしれないが、都区双方に不満がある中で、新しい法のもとで都区合意のもとで決定した率の重みは否定しようがない。都も区も冷静に配分割合の協議をすることが何よりも重要だ。

それでは、どのようにして都区間の配分割合を定めるべきなのだろうか。

平成12年度の都区制度改革に向けて、都区間で大都市事務（特別区の区域において市町村財源をもって行われる事務）の決算分析を通じた配分割合の協議が行なわれた。

これは、平成6年に都区間で合意した「協議案」において、調整税の配分割合は、「都と特別区の複数年度の決算額を基本に、それぞれの大都市事務の需要額を積み上げ、これに調整税を除いたそれぞれの大都市財源を充当した後の財源不足額の割合により定める」としたことを受けたものである。

結果は、都区双方の見解の相違から、昭和62年度から平成8年度までの10年間の平均で都案と区案で9.1%もの差が生じたことから合意ができず、従前の配分割合であった44%を現実的な分担ラインとして、事務移管その他の制度的な変動を加味して調整することとされ、52%で最終的に決着したという経緯を辿った。

その際、平成12年度の配分割合については、清掃事業が平成17年度まで特例的な対応を行なうことを踏まえて決めたのだから、都区双方の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については事後の協議課題とするとの確認が行なわれた。

これが、平成17年度に再度都区間で財源配分の再決着を図るとされた根拠である。

では、平成12年度に向けて行なったと同様の議論をするのだろうか。当時直接分析作業に携わった関係者の共通の声は、おそらく否である。都区の意見の相違が埋まることはないという現実論だけではない。制度論的にも、都が過去にどのように事業を行なったかによって配分割合が変動し、特別区の財源が左右されるようなことは、独立対等の原則に正面から反することになるからだ。

実は、都区双方の決算額による分析といっても、区側の額は収支ともに、基本的に決算額そのものであり、都区間に争いはない。逆に言えば、区側の収入は限定されていることから、調整税の配分割合を超える数値が出ようはずもなく、変動させる要因にはならない。

問題はやはり、都の側であり、収入はほぼ特定できるが、支出のほうは何をもって大都市事務とするか、またその事務の執行規模が各年度ごとにどのように変動したかによって大きく変わる。都案と区案で9.1%乖離した原因はそこにある。都区財政調整の財源配分によって賄うべき額、つまり都の調整税以外の収入では賄いきれない額について、都案と区案の差は10年間平均で3千億円を超える。配分割合の試算は、都案で39.4%、区案で48.5%。都案で言えば当時の配分割合44%との差の分は、都が大都市財源では大都市事務が賄えず、府県財源を充当したということになり、区案で言えば、都が大都市財源を府県事務に充当してきたということになる。ちなみに、この配分割合の試算は、清掃事業等の移管以前の状態であるので注意が必要だ。

一体どこに都案と区案の違いがあったのか。

基本的には、都側は、都が行う大都市事務の行政水準は、いわゆる五大市（横浜、名古屋、京都、大阪、神戸）と同等のものであるとしたのに対し、区側は、都が行いうる大都市事務は、府県行政との一般的な分担関係における市町村行政の範囲内で都が一体的、統一的に処理すべき事務に限られるとしたところに大きな違いがある。

例えば、高校について23区内の都立学校のうち、五大市のある府県における五大市立の高校の割合に相当する分は、都の大都市事務であるとするのが都案であり、法律上公立の高校は都道府県が設置するのが原則であり、実態上もほとんどが道府県立であるのだから、都立学校は府県事務であるとするのが、区案である。

23区の実態からすれば、他の大都市以上に市の業務があって良いという都の考え方は、その限りでは説得力がある。

地方自治法上の都道府県と市町村の分担関係においても、一般的に都道府県事務とされる「規模または性質において一般の市町村が処理することが適当でない認められる事務」について、その規模及び能力に応じて市町村が実施できることとなっている。

しかし、地方自治法は、都の事務について、都道府県が処理するものとされている事務のほか、市町村が処理するものとされているもののうち一体的に処理する必要がある事務を都が実施すると規定している。しかも、その場合の市町村事務の範囲には、規模、能力に応じて市町村が実施できるとする「都道府県事務」は除かれている。

つまり、一般的には都道府県事務とされる領域の事務については、特別区が規模、能力に応じて実施するのは当然としても、都が例外的に行う市町村事務の範囲には含まれないのである。

都道府県事務は都道府県財源で、市町村事務は市町村財源で実施するという原則に照らして考えるならば、都の実施する市町村事務の範囲が限定されるのと同様、市町村財源の充当も限られなければならない。

一般的には明らかに都道府県事務とされている高校の事務は、特別区が実施する場合はともかく、都が実施する限りにおいては都道府県事務であり、都道府県財源で賄うものであるした区の考え方の根拠は、ここにある。

10年間の年度別内訳は正式には公表されていない。しかし、区案では、10年間の最初は44%ラインに近く、徐々に比率を上げて10年間の終わりは44%を大きく上回る数値となったのに対し、

都案では対象的に逆になったのは、周知のことだ。

10年間の変動が生じた最大の原因は、街路・道路管理の経費が、大きく変動したことにあり、景気の変動に応じて投資的経費が伸縮するという典型的な姿を描いた。結局、調整税の配分割合を、過去の決算額で計ろうとすると、都の事業展開次第で大きく左右されることになり、「大都市事務」に関する都区双方の見解の相違と合わせて、決算分析結果を用いて財源配分割合を決定する手法の限界を示したのである。

いずれにしても、当時都と区が、「都が行なう大都市事務」に関する協議の俎上に乗せた事務は、36項目、1兆円規模に及ぶ。再度同じ議論を繰り返すことに否定的な向きは強い。都が自ら「市」の財源をもとに実施している事務を明らかにするのは当然として、都区間の配分については、平成12年度の時に積み残された事項やその後の役割分担関係の変動について調整を図るしかないという見方が有力だ。

しかし、決算分析によって財源配分割合を決める方式に限界があるとしても、都が行う大都市事務についての議論は避けて通れない。

(4) 解決の糸口

果たして、解決の方向性はどこに求めるべきであろうか。

「協議案」で予定した、都区双方の決算分析に基づく財源所要額比率によって配分割合を決定する方式は上述のとおり、実態的にも制度的にも限界を示した。

現在の配分割合を前提として、今後の変動要素を配分割合の変更_に反映させるという限りでは、都区間で合意した計算のルールがある（都がそれを認めないこともありうるが）。

しかし、現在の配分割合そのものの妥当性を根本から計り直す形で、都区のあるべき配分割合を何らかの方程式によって客観的あるいは自動的に算出する方式は、もはや考えられないという前提に立たざるを得ない。

結局、粘り強い地道な議論を尽くしていくことの中に解決の糸口を見出すしか無いことになる。

第一に、都区の役割分担の原則とそれに基づく財源配分の原則を確認することが必要である。これは、法律で定められた調整基準であるからだ。

第二に、都の実施する大都市事務を明確にすることである。それが明らかになって初めて、協議のための共通の土俵ができるからだ。そのためには、都の大都市事務について、特別会計を設けて経理する方法も含めて、具体的な対策を求めなければならない。

平成12年改革後に行われた協議において、都から都が行っている大都市事務の範囲が示されたが、指定都市の事務をはじめ府県事務であるものが多く含まれ、議論の出発点としうるものではなかった。

第三に、そのうえで、都区協議会、都議会、区議会、ひいては特別区の住民の広範な議論を通じて、都が行うべき、特別区の区域における広域行政としての市町村事務はいかにあるべきか、そして、都の事務全体の中での都道府県事務と広域的市町村事務との役割分担及び都と特別区の役割分担はどうあるべきかの合意形成を図っていく必要がある。

その場合の論点としては、都が現に市町村財源をもとに実施している事務について、都が実施するのが相応しいものかどうか、つまり府県財源で実施すべき性格のものがないかどうか、都から区に移管すべきものがないかどうか、都と特別区の分担関係において、より合理的な執行方法等がないかどうか、等が考えられる。

(参考)都が行うべき広域行政としての市町村事務の判断基準(検討例)

- ・特別区の区域においてシステムやネットワークを形成して処理する必要がある事務(例) 上下水道
- ・住民の生命・生活の安全等を確保する観点から、特別区の区域を通じて一体的、統一的に対応する必要がある事務(例) 伝染病予防対策、消防
- ・特別区の区域全体としての整合性や一定の行政水準を確保するため、全体的な立場で計画し、あるいは実施していく必要がある事務(例) 都市計画、都市改造、住宅、街路
- ・各特別区が独自に事業手段を確保し、あるいは独自に執行することでは損失が多く、効率性を欠く事務(例) 上下水道、交通、市場
- ・都が執行する「大都市事務」に付随して必要となる事務(例) 徴税事務

(注)一般的に市町村事務とされる範囲で都が行うべき事務の判断基準に関する検討例であり、都道府県事務及び特別区との役割分担をどのように考えるかは別途検討が必要である。

3 大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分の実現に向けて

前述したとおり、平成12年都区制度改革時の改正自治法の規定に則った、都区双方の分担に応じた財源配分はいまだに解決を見ていない。現に、都は法改正後においても、区の必要額は算定するが、都の留保内容を示す必要はないとする考え方を示している。

しかし、協議課題として都区間で確認した以上、法の原則に則り、特別区優先の原則の中で都の事務は限定され、財源はその限りで都に残すものであるという法の原則に則った財源配分が行われるよう、都の誠意ある対応を求めて協議していかなければならない。

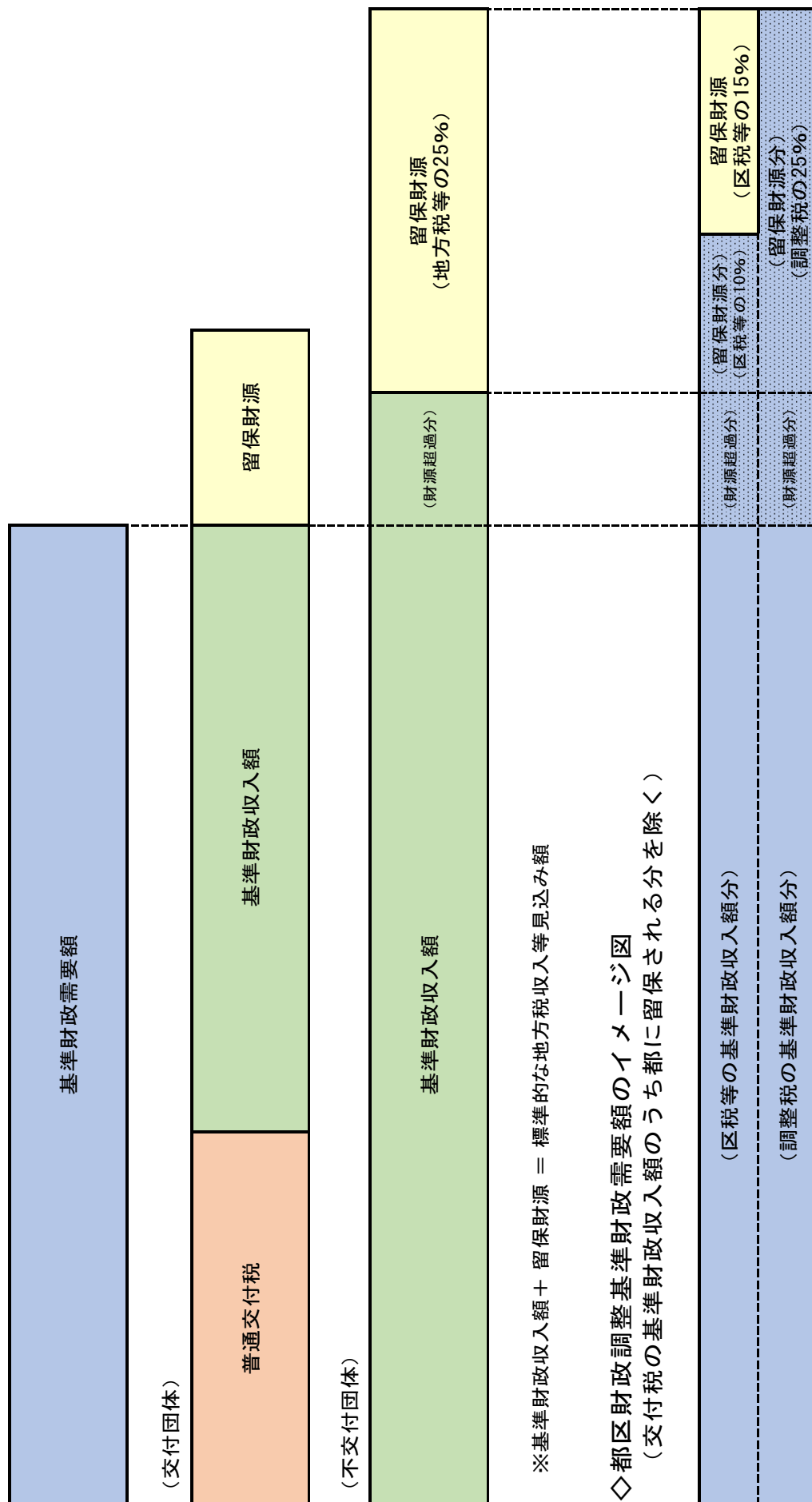
第一に、役割分担の変更や税制改正等による財源関係の変動に応じて配分割合を変更すべきことを確認する必要がある。

第二に、都が留保している市町村税源の使途として、都が実施している大都市事務の内容を明らかにするよう求めていく必要がある。

第三に、そのうえで、特別区優先の原則に立った役割分担に応じた財源配分の確立を図るべく、関係者の合意形成の道筋をつけていくことが必要である。

交付税と都区財政調整の基準財政需要額捕捉範囲の比較

◇普通交付税の仕組みイメージ図



※()内は、交付税の収入額算定との対比

※点線の上段は都区財政調整の基準財政収入額に対応、下段は特別区財政調整交付金に対応

特別区間の財政調整（区間配分）について

1 特別区財政調整交付金算定の基本的視点

都区財政調整制度は、地方交付税制度が都区制度の特殊性を踏まえて都区合算で適用されることを前提に、都と特別区及び特別区相互間の財源を調整することを目的に設けられている制度であり、特別区財政調整交付金は、地方交付税制度における算定方法におおむね準ずる算定方法により算定されることとされている。

現行の都区財政調整制度は、特別区の財政自主権を強化する方向で過去何回かの改正が行われてきたものであるが、昭和49年の地方自治法改正によって、「都区財政調整制度が特別区の各年度の具体的な財政運営の細部まで規制するようなかたちで運営されることによって、特別区の財政自主権が侵されるといった事態が生じることのないようにする」という昭和47年の第15次地方制度調査会答申の趣旨を踏まえ、「都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保する」という目的が加えられ、基本的な枠組みが確立された。

この法改正を受けて、昭和50年度に、特別区の自主的かつ計画的な財政運営の強化及び特別区相互間の財源の均衡を図られるように配慮しつつ、各特別区の現実の財政収入及び財政需要の反映に留意しながら、客観的かつ自動的な算定方法に改善する抜本的な見直しが行われ、以来毎年度の都区間あるいは特別区間の協議により改善合理化が進められてきた。

平成12年度の都区制度改革においては、都区財政調整制度の意義を踏まえつつ、特別区の自主性及び自律性を高め、基礎的な地方公共団体に相応しい財政制度とする観点から見直しが行われ、従来政令に全面的に委ねられていた都区財政調整制度は、その目的、基本的な内容等とともに法律上の財源保障制度として明確に位置付けられた。

この制度改正を踏まえて、平成12年度の特別区財政調整交付金の算定方法の大幅な見直しが行われ、今日に至っている。

特別区財政調整交付金の算定のあり方については、以上の経過を踏まえ、基礎的な地方公共団体たる特別区の新しい財政調整制度に相応しい内容とするため、常に算定内容の点検を行い、改善合理化を図っていく必要がある。

2 地方交付税制度と都区財政調整制度

都区財政調整制度は、地方交付税制度とその性格、内容ともに対をなす制度として確立されたものであることから、地方交付税制度における算定との整合を図ることが求められるが、一方において、都区財政調整制度は、都と特別区の間にも適用される制度であることを踏まえて、特別区のおかれた実態に適合した算定のあり方を検討していく必要がある。

とくに、地方交付税との関係においては、次の点に留意すべきである。

第一に、特別区制度が大都市制度として設けられている以上、大都市行政の一体性確保の観点から、地方交付税制度における市町村間の財源均衡化の要請以上に、特別区の実態を踏まえつつ特別区間の財源の調整を図り、行政水準の均衡を確保する必要があるがあり、これが都区財政調整制度が設けられている趣旨のひとつであることである。

第二に、都区財政調整制度は、対象が23区のみであることから、税や行政の基本的な仕組みが類似しており、地方交付税制度における以上に、実態に即した合理的な財政力や財政需要を捕捉し、算定することが可能であることである。

第三に、基準財政需要額の範囲についても、次のように地方交付税以上に広く捕捉する必要があり、地方交付税の算定内容と同一とすることはできないことである。

- ① 都区財政調整の基準税率は85%であり、地方交付税制度における市町村の基準税率75%よりも高いことから、その差10%分について、地方交付税以上に基準財政需要を捕捉する必要がある。

- ② 調整三税については、地方交付税上は基準税率が適用され、25%分は基準財政需要額に反映されないが、都区財政調整においては、都区間で財源配分を行う原資となることから、基準税率を適用する余地は無く、調整三税の一定割合に係る分の全額について、基準財政需要を捕捉する必要がある。
- ③ 都区財政調整制度は、地方交付税の都区合算による適用があった後の都区間の財源配分を行う制度であり、地方交付税算定上の財源超過額も含めて調整を行うものであることから、その分地方交付税以上に基準財政需要を捕捉する必要がある。

こうした点を踏まえ、基準財政収入額及び基準財政需要額の算定については、次のような考え方で整理する必要がある。

(基準財政収入額の算定)

地方交付税制度においては、基準財政収入額は地方公共団体におけるいわば「あるべき一般財源収入」として、各地方団体の公平を欠くことのないよう合理的に算定しなければならないとされ、算定に際しては、現実の課税状況や徴収努力に左右されないよう、収入実績をそのまま用いることなく、できるだけ客観性の強い資料を用いることが望ましいとされている。しかしながら、一方において、算定の客観性を重視するあまり、客観的資料を用いることによって現実とかけ離れた算定がなされると、その結果として、各団体ごとに見れば多額の過小算定や過大算定となり、財源付与の不公平を招くこととなるので、課税実績が地方団体の課税努力にほとんど左右されないと考えられる税目については、むしろ課税実績に基づいて算定する方が合理的であると考えられている。

こうした点を踏まえると、都区財政調整においては、団体数が23に限られ、対象税目も限られていることを踏まえ、地方交付税における基準財政収入額の算定の趣旨に沿った簡素で合理的かつ公平な算定方法を工夫する必要がある。

(基準財政需要額の算定)

地方交付税制度においては、地方交付税が「地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように」交付されなければならないこととされ、その対象となる事務の具体的範囲については、客観的かつ確定的な基準は存在せず、その時々を経済的、社会的、文化的諸条件を考慮して決定されるべきものと考えられている。

このことを受けて、地方交付税の基準財政需要額の算定においては、単位費用の設定について、標準団体が「合理的、且つ、妥当な水準において地方行政を行う場合」に要する経費等を基準に算定するものとされている。この「合理的、且つ、妥当な水準」は、毎年度標準団体について積算される行政経費の内容を通じて具体化されるものであるが、その範囲は、地方団体が法令により処理することを義務付けられている事務はもちろん、法令上の義務はなくとも全国的に行われている事務で地方団体が処理するのが適当と考えられるもののすべてにわたるべきであるとされている。

このように、地方交付税は、各地方団体の財源不足額を公平に補てんすることを目的に交付されるものであって、基準財政需要額は、多くの地方団体に共通する普遍性のある行政について、地方団体における個々の具体的な財政支出の実態を捨象し、その地方団体の自然的、地理的、社会的条件に対応する合理的でかつ妥当な水準におけるいわば「あるべき財政需要」として算定されることになっている。

都区財政調整は、この地方交付税制度を基本として、これに準じて組み立てられているものであり、とくに平成12年施行の地方自治法改正によって、法律上においても、特別区財政調整交付金が「特別区がひとしくその行うべき事務を処理することができるように」交付されるものであるという、地方交付税制度と対をなす表現で、その性格付けがなされることとなった。

従って、地方交付税制度における理念と具体的な算定内容を踏まえつつ、これを特別区に関する制度である都区財政調整制度に置き換えて、特別区の実態に適合するような基準財政需要額の算定を行っていく必要があり、地方交付税同様、常に改善合理化に努めていく必要がある。

3 簡素化等の改善合理化のあり方

都区財政調整制度における基準財政収入額及び基準財政需要額の算定方法は、地方自治法施行令に基づき、地方交付税の算定方法に「おおむね準ずる」とこととされ、基準財政需要額の算定は、各行政項目別にそれぞれ設けられた「測定単位」の数値に必要な「補正」を加え、これに測定単位ごとに定められた「単位費用」を乗じた額を合算する方式としている。このため、現行の算定方法は、基本的には地方交付税の需要算定と同様な仕組みとなっている。

しかしその内容は、「特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保する」ことを目的とするものであり、特別区の財政運営の自主性・計画性を高める観点から、基準財政需要額の測定単位や事業区分の整理統合を行うなど、常に算定方法の改善合理化を図っていく必要がある。

(改善合理化の基本的な考え方)

ア 現行の算定内容を基礎に、必要な改善合理化を図る。

都区財政調整の需要算定については、昭和50年度の改革以来、都区の毎年度の協議により特別区の財政需要を合理的に捕捉できるよう、標準的、概括的な算定を基本としつつ、必要に応じて財源の重点的な配分を行うための特例的な算定を組み合わせることで改善を進めてきたものである。このため、改善合理化にあたっては、現行の算定内容を基礎に据える必要がある。

イ 基準的な需要としての合理性の確保に留意する。

都区財政調整の需要算定は、各特別区の個々の具体的な財政支出の実態をそのまま捕捉するものではなく、特別区の区域における合理的でかつ妥当な水準におけるいわば「あるべき需要」として算定される必要がある。しかし、それは特別区の実態からかけ離れた算定内容であって良いという趣旨ではなく、あくまでも特別区の現実的な財政需要を合理的に捕捉する観点から組み立てられるべきであり、その時々状況に応じて、標準的、概括的な算定と特例的な算定との均衡を考慮しつつ定められる必要がある。

ウ 特別区間の財源配分の公平性の確保に留意するとともに、現在の厳しい財政状況を踏まえ、特別区間の配分に大きな影響をもたらす無理な見直しは行わない。

特別区の現実的な財政需要への的確な対応、特別区間の財源配分の公平性の確保、さらに現在の財政状況に対する配慮といった観点から、従来の算定内容の意義を踏まえつつ、特別区間の財源配分の均衡を大きく動かすものや現実の特別区の需要とかけ離れた無理な見直しは避ける必要がある。

(算定方法の改善合理化の方向)

ア 改善合理化の基本的視点

次の視点を基本に算定方法の改善合理化を行う必要がある。

- ・合理的かつ妥当な水準の財政需要を的確に反映させる。
- ・公平性・中立性の確保、経費算定の標準化及び自動的かつ概括的な算定を基本原則とする。
- ・できる限り簡素でわかりやすい算定とする。
- ・現行の算定内容及び算定の経緯を踏まえる。
- ・算定ルールを明確にする。

イ 算定方法の簡素化の方向

算定方法の改善合理化の一環として、できる限り簡素でわかりやすい算定方法とするため、現行の算定方法を見直し、測定単位、事業区分、補正等の整理・統合を行う必要がある。

ウ 特例的算定の見直しの方向

標準的、概括的な算定に対して実績に応じた特例的算定を行っているものについては、特別区間の均衡ある行政水準の確保や的確な財政需要の捕捉の要請に対して、実績を加味しない算定では限界があることや、財源の重点的な配分を要する事業であるものに効果的に応える仕組みとしての意義があることを踏まえつつ、必要に応じ標準化、縮小、整理統合等を行う必要がある。

基準財政需要額と特別交付金、自主財源事業の関係について

◇基準財政需要額

(1) 基準財政需要額の性格と範囲

特別区財政調整交付金は、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行できる財源を保障すべく交付されるものであり、基本的には普通交付金における基準財政需要額をもとに積算される。

その対象となる事務の具体的な範囲については、客観的かつ確定的な基準は存在せず、その時々の経済的、社会的、文化的諸条件を考慮して決定されるべきものであり、その総額及び水準は、都区の役割分担に応じて定められる配分割合及び税収等の状況に即して決定される。

基準財政需要額は、各特別区の個々の具体的な財政支出の実態をそのまま捕捉するのではなく、特別区に共通する普遍性のある行政を合理的かつ妥当な水準において行うのに必要な経費等を基準に、いわば「あるべき需要」として算定される。

しかし、それは特別区の実態からかけ離れた算定内容であって良いという趣旨ではなく、あくまでも特別区の現実的な財政需要を合理的に捕捉する観点から組み立てられるべきものであり、その時々の状況に応じて、標準的、概括的な算定と特例的な算定との均衡を考慮しつつ定められる必要がある。

「合理的かつ妥当な水準」は、毎年度の「標準区」について積算される行政経費の内容を通じて具体化されるものであるが、その範囲は、特別区が法令により処理することを義務付けられている事務はもちろん、法令上の義務は無くとも全国的あるいは特別区の区域を通じて行われている事務で特別区が処理するのが適当と考えられるものの全てにわたる。

(2) 地方交付税との関係

都区財政調整は、地方交付税において、都と特別区が合算で算定されることに対応して、都と特別区の間^の財源配分及び個々の特別区^の財源保障を行う制度であり、地方交付税制度との整合が求められる。

それは、地方交付税に概ね準じた算定方法によって、少なくとも地方交付税において保障されべき水準が確保されなければならないことを意味する。しかし、都区財政調整制度は、都と特別区について適用される制度であり、地方交付税制度の理念と具体的な算定内容を踏まえつつも、特別区の置かれた実態に適合した内容とする必要がある。

制度的にも、地方交付税が算定対象とする需要の範囲に比して、都区財政調整で算定対象とすべき需要の範囲は広く、基準財政収入額や調整税に係る自主財源比率の交付税との差分及び交付税算定上の財源超過分に係る需要も捕捉する必要がある。

(3) 標準経費の算定方法とその他行政費

基準財政需要額は、各特別区^の標準的な一般財源所要額を客観的な方法によって測定するものであり、基本的には個々の具体的な事務に即して標準経費の積算が行われる必要がある。

しかし、事務をどのようなレベルでとらえるかについては、その事務の性格や特別区における事務執行の実態等を踏まえつつ、できるだけ簡素でわかりやすい算定方法となるよう整理すべきものである。

その他行政費は、多くの特別区に共通する普遍的な需要ではあるが、一般的算定における標準的又は個別的積算項目による具体的な需要の把握によってもなお捕捉しきれない行政経費があり、これらは、人口、昼間人口、財政規模等の指標に比例して存在すると考えられることから、これらの指標を用いて包括的算定を行うことにより、各特別区^の財政需要をよりの確に反映し、財源の均衡化に資するものである。

これは、特別区^の自主税源強化の観点からは、基準税率対象項目の10%に相当する額を包括的

な需要として算定することにより、特別区間の財源の均衡に配慮しつつ、収入面での自主財源と合わせて、23区総体としての実質的な自主財源率25%（各区においては概ね20%～30%の範囲）を確保（調整税を除く）しようとするものである。

◇特別交付金

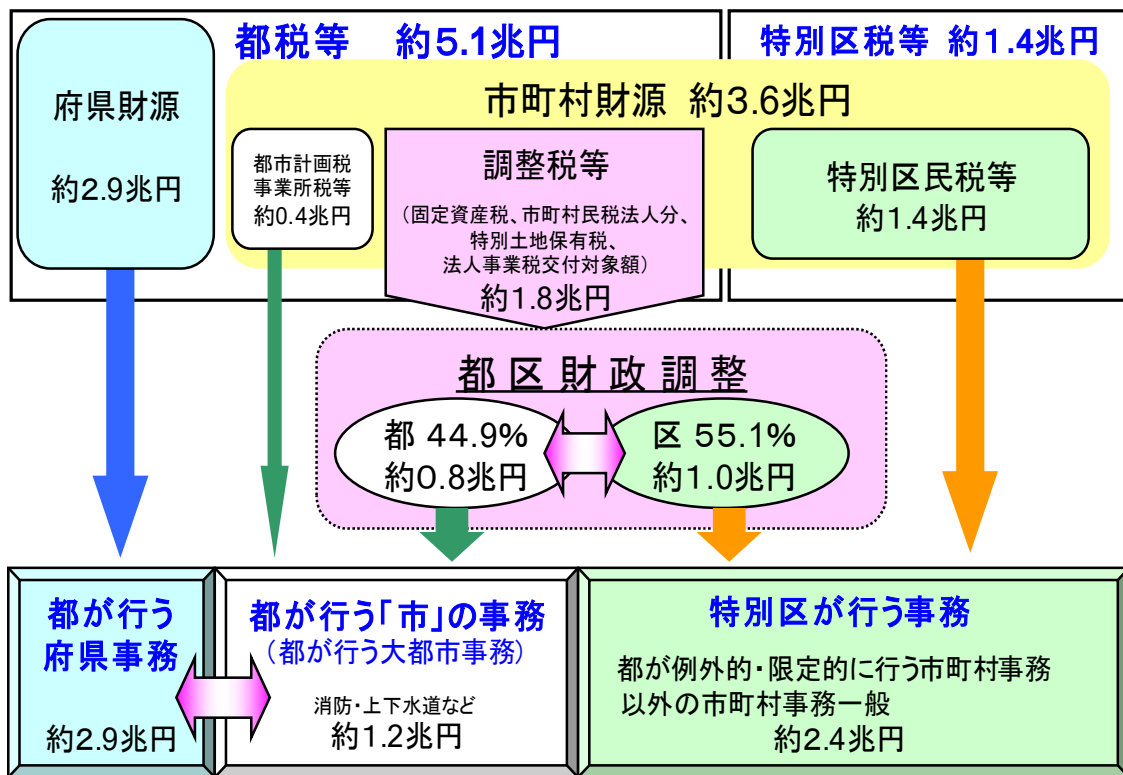
本来、基準財政需要額で捕捉する需要と同様の性格のものではあるが、普通交付金が客観性、公平性に重点がおかれるため、勢い画一的となりがちであることに対応して、特定区のみが生じる需要や普通交付金の額の算定期日後に生じた災害をはじめ、普通交付金の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要を算定するものであり、普通交付金の補完的な機能を果たすものである。

◇自主財源事業

普通交付金の基準財政需要額や特別交付金で捕捉しきれない各団体固有の財政需要として観念されるものであり、区税等の収入見込み額の15%を基準財政収入額にカウントしないことにより、独自施策の財源を確保することとされていることに対応するものである。

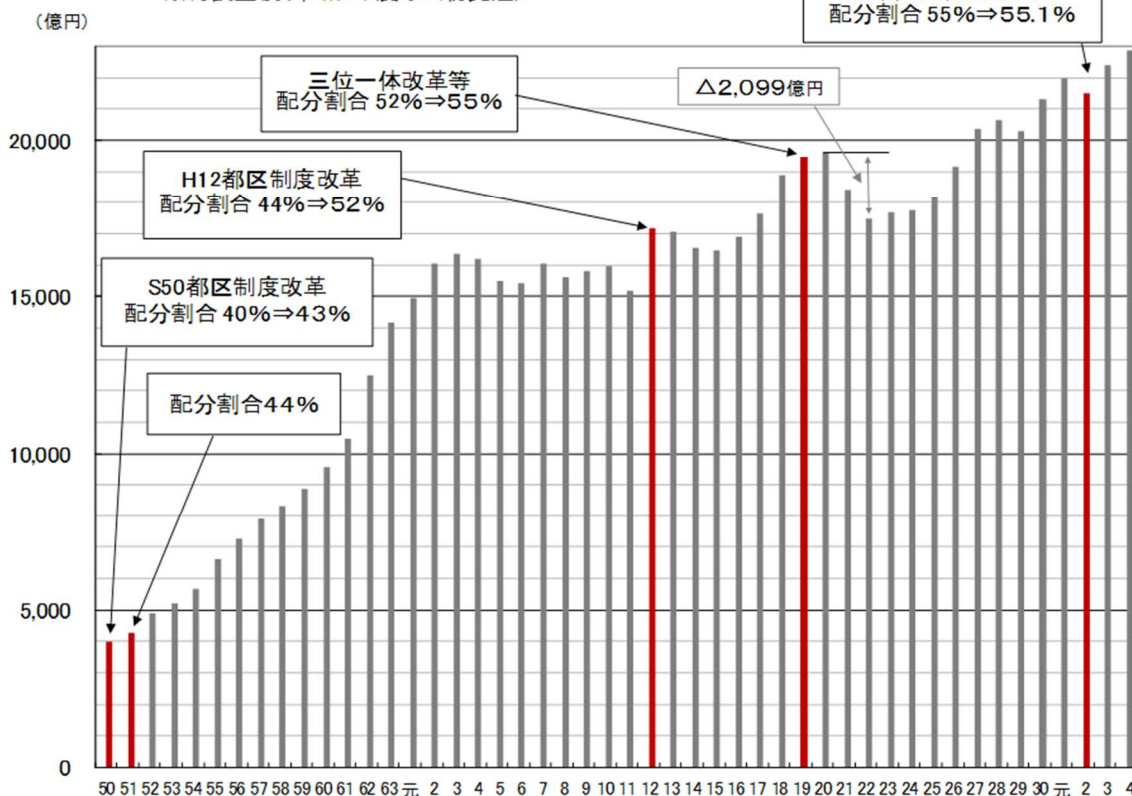
これは、基準財政需要額によって全ての財政需要を捕捉することは不可能である一方、収入額のすべてをカウントするとすれば、基準財政需要額に算入された経費以外の独自の施策を行うための財源的余地が皆無となり、各団体の自主的な行政運営を財源構造の面から制約するおそれがあるとともに、自主財源である地方税の税源涵養に関する意欲を失わせるおそれがあること等を理由としてとられている措置である。

都区間の財源配分の状況(令和2年度決算)

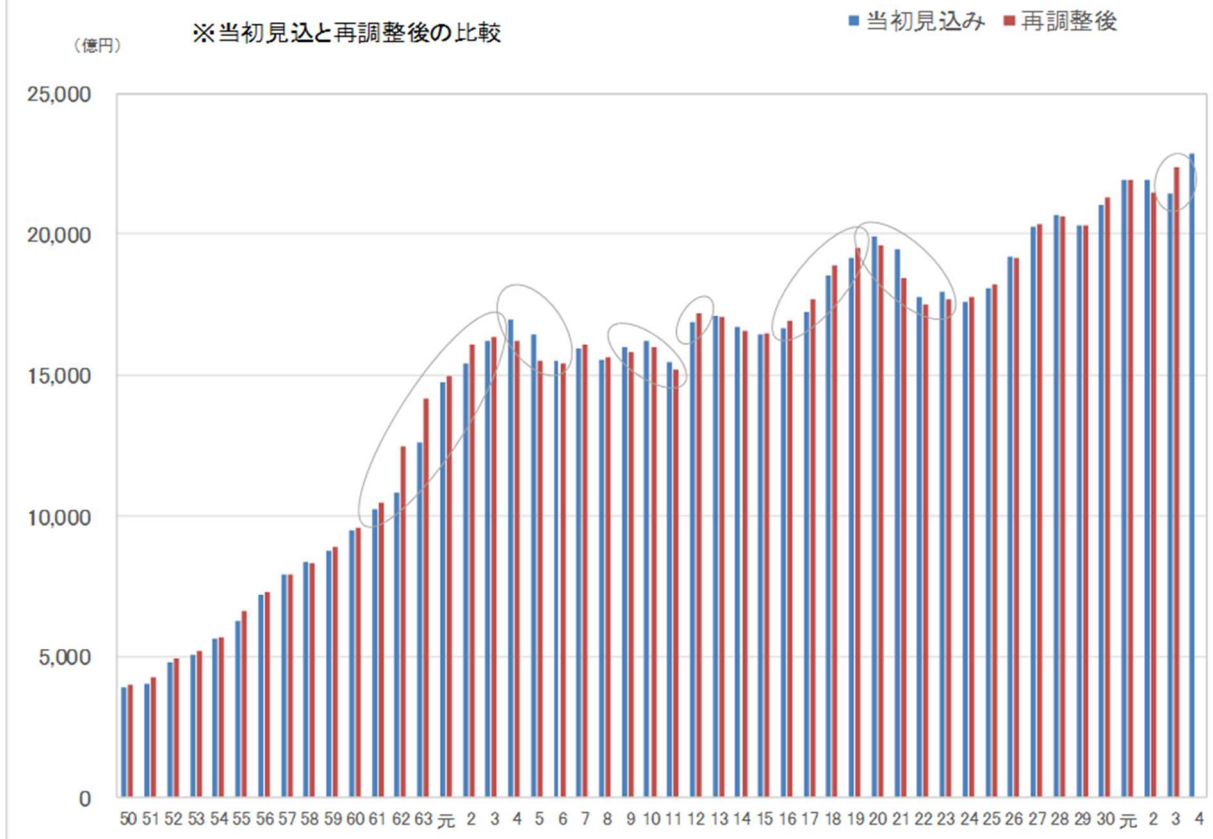


都区財政調整基準財政需要額の推移

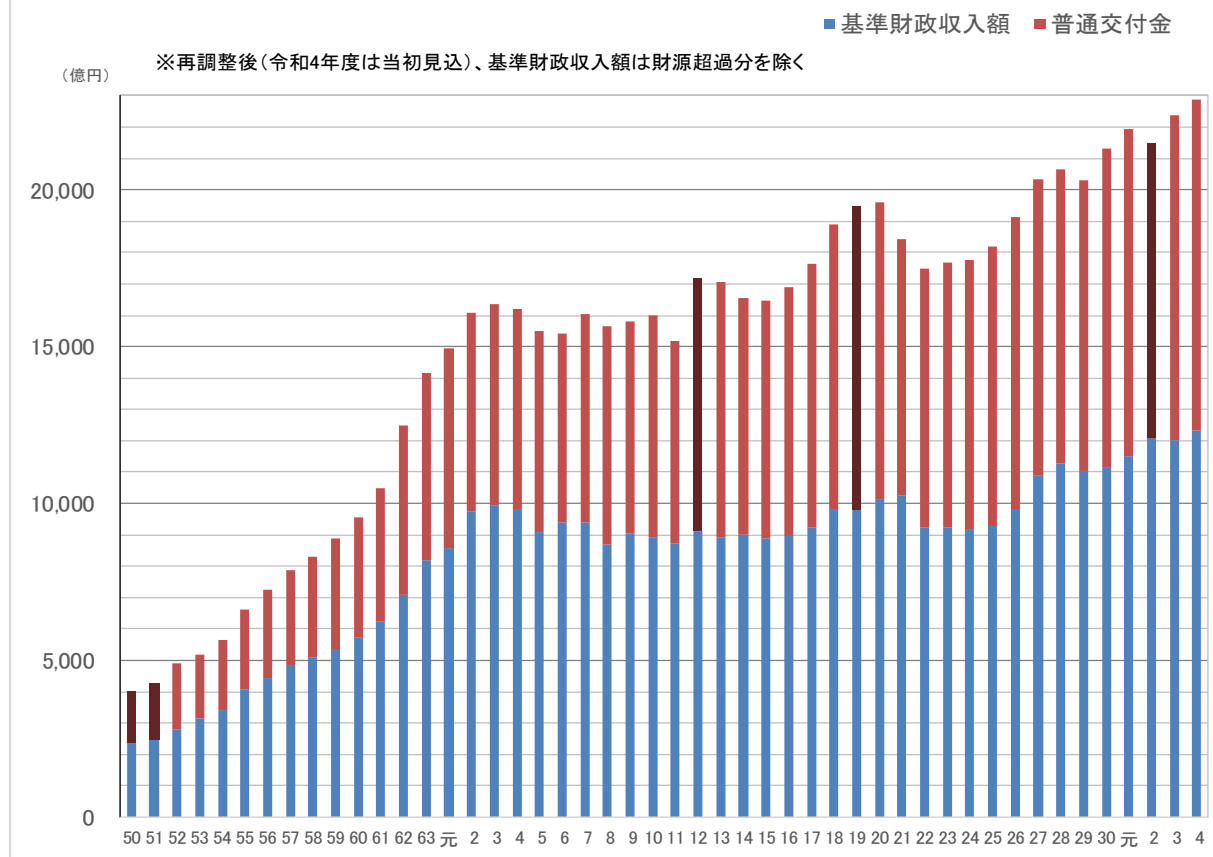
※再調整後(令和4年度は当初見込)



都区財政調整基準財政需要額の推移

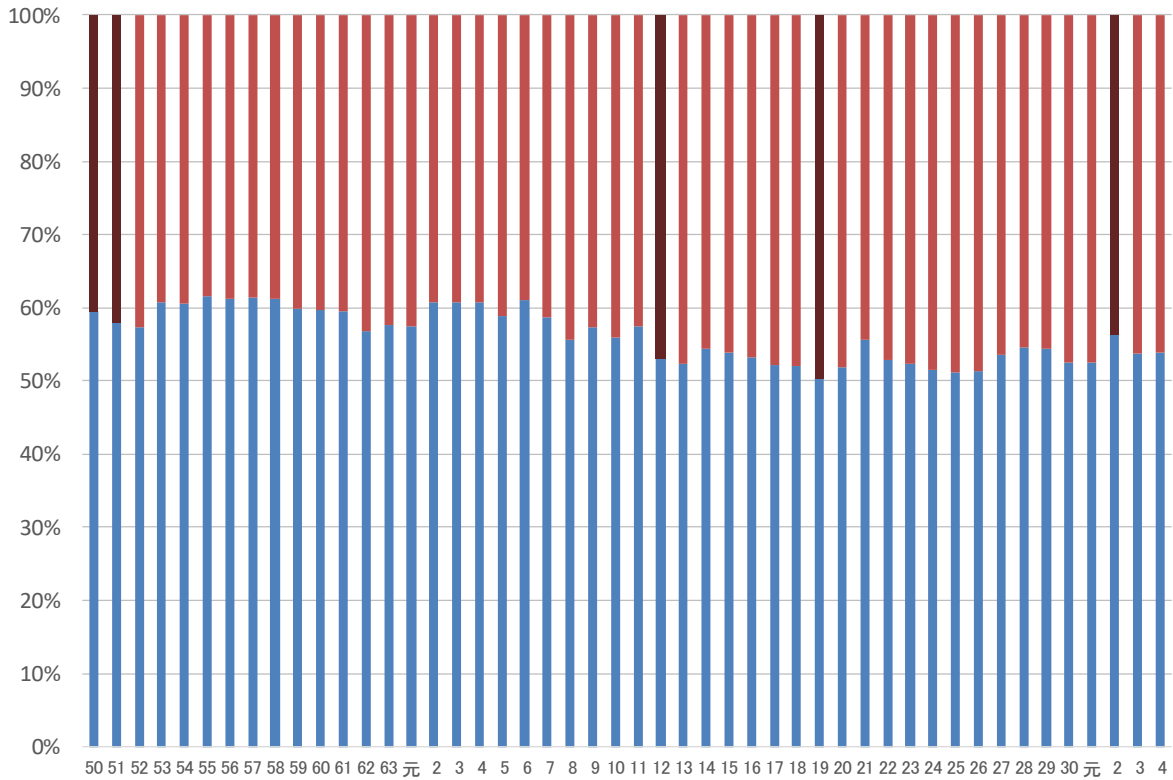


都区財政調整基準財政需要額の推移(基準財政収入額+交付金)



都区財政調整基準財政収入額と交付金構成比の推移

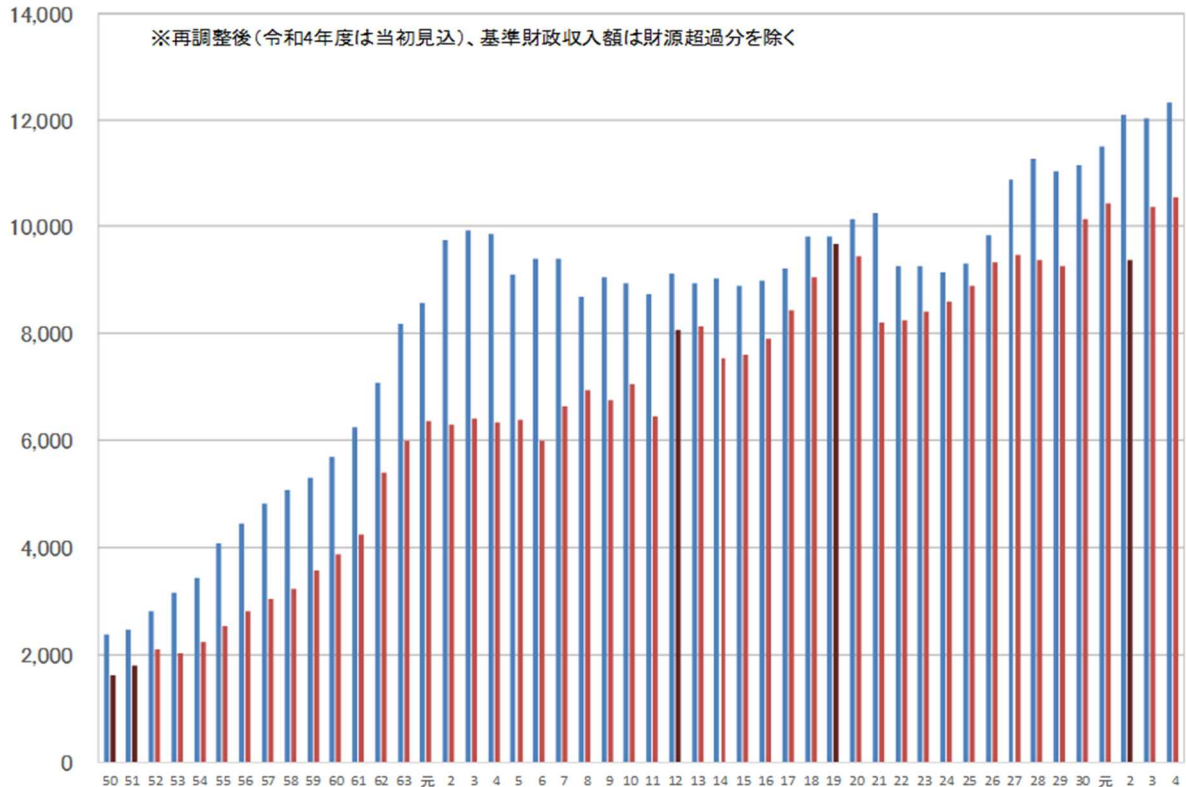
■ 基準財政収入額 ■ 普通交付金
 ※再調整後(令和4年度は当初見込)、基準財政収入額は財源超過分を除く



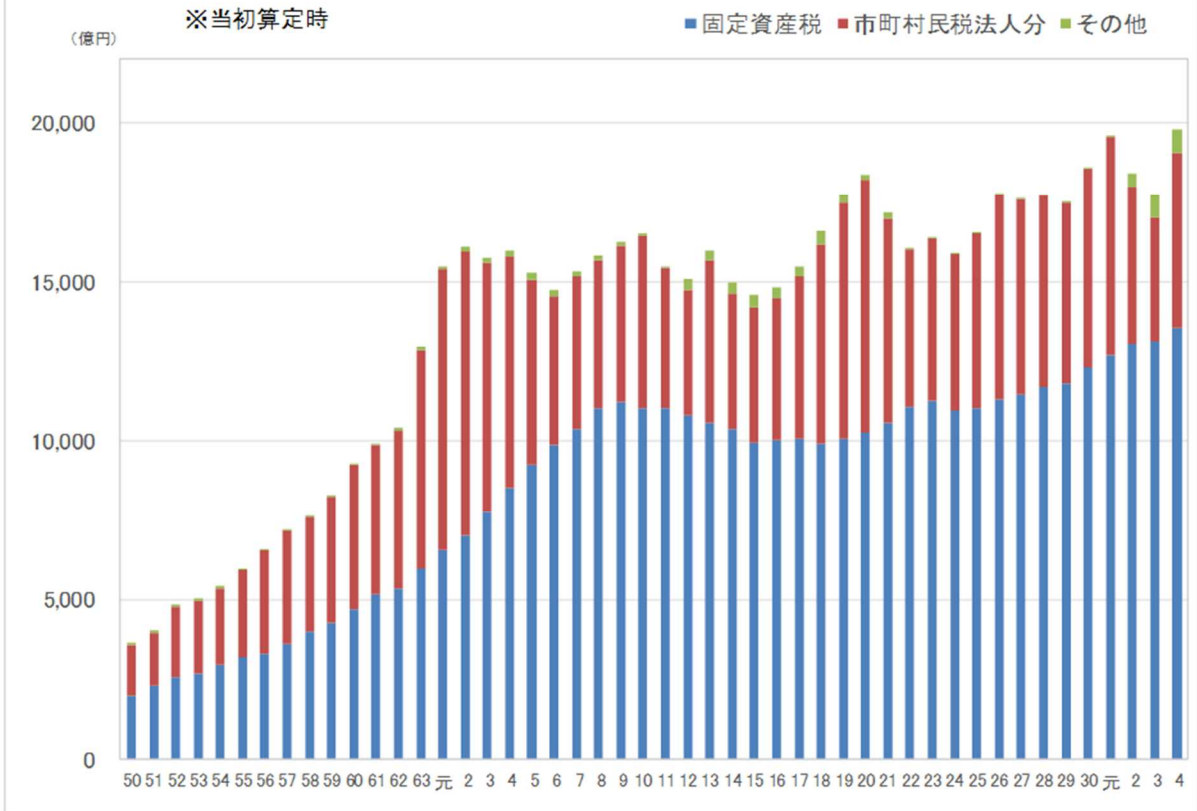
都区財政調整基準財政収入額と交付金の推移

(億円) ■ 基準財政収入額 ■ 普通交付金

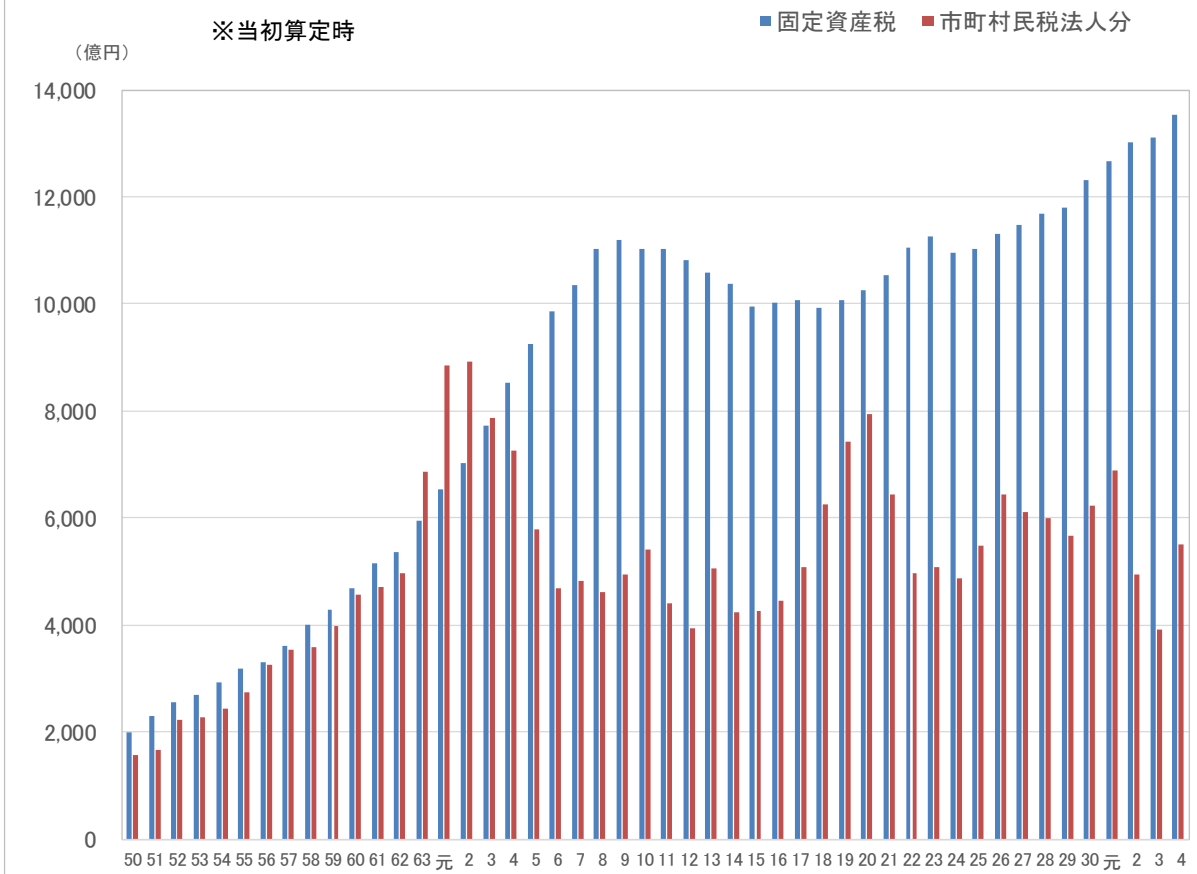
※再調整後(令和4年度は当初見込)、基準財政収入額は財源超過分を除く



都区財政調整調整税等の推移



固定資産税と市町村民税法人分の推移



都区財政調整収入額、交付金、需要額の推移<再調整後>

(千円)

	基準財政収入額	普通交付金	基準財政需要額	交付金/需要額
50	237,652,683	161,273,227	398,925,910	40.4%
51	247,296,231	179,152,942	426,449,173	42.0%
52	280,226,868	209,294,118	489,520,986	42.8%
53	315,399,383	203,804,798	519,204,181	39.3%
54	342,219,581	223,796,048	566,015,629	39.5%
55	407,005,761	253,525,069	660,530,830	38.4%
56	444,082,595	281,716,597	725,799,192	38.8%
57	483,902,922	304,207,746	788,110,668	38.6%
58	508,932,485	321,712,512	830,644,997	38.7%
59	531,477,971	357,235,219	888,713,190	40.2%
60	570,727,408	386,310,161	957,037,569	40.4%
61	624,179,540	423,134,510	1,047,314,050	40.4%
62	708,878,148	539,652,874	1,248,531,022	43.2%
63	817,230,772	600,174,834	1,417,405,606	42.3%
元	858,203,407	635,811,012	1,494,014,419	42.6%
2	975,401,934	630,723,953	1,606,125,887	39.3%
3	992,702,985	641,481,243	1,634,184,228	39.3%
4	984,633,411	635,378,686	1,620,012,097	39.2%
5	910,026,835	638,429,065	1,548,455,900	41.2%
6	940,402,142	600,195,593	1,540,597,735	39.0%
7	940,728,251	664,535,533	1,605,263,784	41.4%
8	869,052,649	694,096,842	1,563,149,491	44.4%
9	905,952,246	674,666,388	1,580,618,634	42.7%
10	893,773,773	704,499,158	1,598,272,931	44.1%
11	872,463,261	645,573,408	1,518,036,669	42.5%
12	912,213,686	806,223,988	1,718,437,674	46.9%
13	892,870,483	813,794,071	1,706,664,554	47.7%
14	902,195,553	753,861,311	1,656,056,864	45.5%
15	888,451,864	759,686,133	1,648,137,997	46.1%
16	898,357,520	791,350,472	1,689,707,992	46.8%
17	922,221,160	842,443,699	1,764,664,859	47.7%
18	981,844,129	905,712,032	1,887,556,161	48.0%
19	980,131,455	966,743,864	1,946,875,319	49.7%
20	1,014,408,191	945,197,611	1,959,605,802	48.2%
21	1,024,668,897	819,627,481	1,844,296,378	44.4%
22	925,778,944	823,901,843	1,749,680,787	47.1%
23	924,900,318	841,955,571	1,766,855,889	47.7%
24	914,713,527	859,514,026	1,774,227,553	48.4%
25	929,623,073	888,970,169	1,818,593,242	48.9%
26	982,648,904	932,061,471	1,914,710,375	48.7%
27	1,089,500,305	946,119,622	2,035,619,927	46.5%
28	1,128,421,919	937,587,764	2,066,009,683	45.4%
29	1,104,583,040	925,143,069	2,029,726,109	45.6%
30	1,117,400,209	1,012,433,020	2,129,833,229	47.5%
元	1,151,589,020	1,043,762,891	2,195,351,911	47.5%
2	1,210,931,443	937,993,525	2,148,924,968	43.6%
3	1,202,876,914	1,035,614,035	2,238,490,949	46.3%
4	1,233,542,000	1,053,869,000	2,287,411,000	46.1%

※再調整後(R4は当初フレーム)

※基準財政収入額は収入超過額を控除後の数値

都区財政調整基準財政需要額の推移(当初見込みと再調整後対比)

(千円)

	当初見込み	再調整後	差
50	390,894,000	398,925,910	8,031,910
51	402,051,000	426,449,173	24,398,173
52	480,107,000	489,520,986	9,413,986
53	502,915,000	519,204,181	16,289,181
54	560,332,000	566,015,629	5,683,629
55	626,713,000	660,530,830	33,817,830
56	716,170,000	725,799,192	9,629,192
57	790,629,000	788,110,668	(2,518,332)
58	832,658,000	830,644,997	(2,013,003)
59	874,828,000	888,713,190	13,885,190
60	948,203,000	957,037,569	8,834,569
61	1,025,322,000	1,047,314,050	21,992,050
62	1,083,390,000	1,248,531,022	165,141,022
63	1,258,128,000	1,417,405,606	159,277,606
元	1,471,524,000	1,494,014,419	22,490,419
2	1,541,656,000	1,606,125,887	64,469,887
3	1,618,457,000	1,634,184,228	15,727,228
4	1,694,883,000	1,620,012,097	(74,870,903)
5	1,641,613,000	1,548,455,900	(93,157,100)
6	1,551,243,000	1,540,597,735	(10,645,265)
7	1,591,465,000	1,605,263,784	13,798,784
8	1,553,877,000	1,563,149,491	9,272,491
9	1,597,717,000	1,580,618,634	(17,098,366)
10	1,618,483,000	1,598,272,931	(20,210,069)
11	1,544,031,000	1,518,036,669	(25,994,331)
12	1,685,010,000	1,718,437,674	33,427,674
13	1,710,427,000	1,706,664,554	(3,762,446)
14	1,667,252,000	1,656,056,864	(11,195,136)
15	1,643,397,000	1,648,137,997	4,740,997
16	1,666,817,000	1,689,707,992	22,890,992
17	1,720,719,000	1,764,664,859	43,945,859
18	1,852,727,000	1,887,556,161	34,829,161
19	1,915,249,000	1,946,875,319	31,626,319
20	1,989,507,000	1,959,605,802	(29,901,198)
21	1,943,610,000	1,844,296,378	(99,313,622)
22	1,775,575,000	1,749,680,787	(25,894,213)
23	1,793,771,000	1,766,855,889	(26,915,111)
24	1,757,792,000	1,774,227,553	16,435,553
25	1,805,110,000	1,818,593,242	13,483,242
26	1,919,087,000	1,914,710,375	(4,376,625)
27	2,024,313,000	2,035,619,927	11,306,927
28	2,069,720,000	2,066,009,683	(3,710,317)
29	2,028,342,000	2,029,726,109	1,384,109
30	2,103,164,000	2,129,833,229	26,669,229
元	2,193,190,000	2,195,351,911	2,161,911
2	2,191,329,000	2,148,924,968	(42,404,032)
3	2,142,565,000	2,238,490,949	95,925,949
4	2,287,411,000	—	—

都区財政調整普通交付金財源内訳の推移(当初算定時)

(千円)

	固定資産税	市町村民税法人分	その他	合計(普通交付金)	条例で定める割合	普通交付金の割合	固定の割合	法人の割合
50	83,750,959	66,531,889	2,949,648	153,232,495	43.0%	98%	54.7%	43.4%
51	99,012,733	71,567,051	2,724,419	173,304,203	44.0%	98%	57.1%	41.3%
52	110,328,657	95,821,929	3,145,886	209,296,473	44.0%	98%	52.7%	45.8%
53	115,992,228	98,389,051	3,201,333	217,582,612	44.0%	98%	53.3%	45.2%
54	126,650,865	104,835,861	2,006,888	233,493,614	44.0%	98%	54.2%	44.9%
55	137,061,784	118,769,816	1,328,319	257,159,919	44.0%	98%	53.3%	46.2%
56	142,549,970	140,544,281	1,061,572	284,155,823	44.0%	98%	50.2%	49.5%
57	152,430,886	149,605,210	892,075	302,928,172	44.0%	96%	50.3%	49.4%
58	169,086,110	151,802,343	922,491	321,810,944	44.0%	96%	52.5%	47.2%
59	180,785,066	168,001,763	1,122,395	349,909,224	44.0%	96%	51.7%	48.0%
60	195,532,590	191,259,002	1,446,834	388,238,426	44.0%	95%	50.4%	49.3%
61	215,528,830	197,264,826	2,173,315	414,966,971	44.0%	95%	51.9%	47.5%
62	224,189,348	207,934,470	3,407,200	435,531,018	44.0%	95%	51.5%	47.7%
63	248,813,170	287,367,318	5,779,246	541,959,734	44.0%	95%	45.9%	53.0%
元	273,256,412	369,965,410	2,726,651	645,948,474	44.0%	95%	42.3%	57.3%
2	293,592,749	372,867,323	6,354,688	672,814,760	44.0%	95%	43.6%	55.4%
3	323,177,156	329,032,494	6,314,397	658,524,048	44.0%	95%	49.1%	50.0%
4	356,479,320	303,114,660	7,547,678	667,141,659	44.0%	95%	53.4%	45.4%
5	386,871,526	241,415,950	10,905,965	639,193,441	44.0%	95%	60.5%	37.8%
6	411,963,191	195,642,518	8,731,172	616,336,882	44.0%	95%	66.8%	31.7%
7	432,952,443	201,309,957	5,712,520	639,974,920	44.0%	95%	67.7%	31.5%
8	461,428,829	193,088,109	6,141,088	660,658,025	44.0%	95%	69.8%	29.2%
9	468,349,722	206,537,713	3,857,990	678,745,425	44.0%	95%	69.0%	30.4%
10	460,943,230	226,145,524	2,564,012	689,652,766	44.0%	95%	66.8%	32.8%
11	461,404,530	183,748,024	1,873,754	647,026,308	44.0%	95%	71.3%	28.4%
12	551,008,993	200,077,473	18,400,307	769,486,773	52.0%	98%	71.6%	26.0%
13	539,009,696	258,458,858	16,969,818	814,438,372	52.0%	98%	66.2%	31.7%
14	528,422,550	215,715,528	19,065,797	763,203,875	52.0%	98%	69.2%	28.3%
15	506,700,039	217,580,790	19,112,345	743,393,173	52.0%	98%	68.2%	29.3%
16	510,554,977	226,423,406	17,390,812	754,369,196	52.0%	98%	67.7%	30.0%
17	513,501,936	258,771,355	16,620,415	788,893,706	52.0%	98%	65.1%	32.8%
18	505,768,423	318,461,673	20,817,169	845,047,265	52.0%	98%	59.9%	37.7%
19	525,896,838	387,916,501	13,093,816	926,907,155	55.0%	95%	56.7%	41.9%
20	535,818,608	415,047,225	8,853,422	959,719,254	55.0%	95%	55.8%	43.2%
21	551,148,675	336,179,635	8,843,468	896,171,778	55.0%	95%	61.5%	37.5%
22	577,309,064	260,069,896	12,540	837,391,501	55.0%	95%	68.9%	31.1%
23	588,054,750	265,823,557	5,748	853,884,055	55.0%	95%	68.9%	31.1%
24	572,746,406	255,138,873	6,793	827,892,072	55.0%	95%	69.2%	30.8%
25	576,852,068	286,267,196	6,271	863,125,534	55.0%	95%	66.8%	33.2%
26	591,152,923	336,027,445	6,270	927,186,638	55.0%	95%	63.8%	36.2%
27	599,113,086	319,673,677	5,235	918,791,998	55.0%	95%	65.2%	34.8%
28	610,669,785	313,739,305	5,225	924,414,315	55.0%	95%	66.1%	33.9%
29	617,030,111	295,862,921	5,235	912,898,266	55.0%	95%	67.6%	32.4%
30	643,149,041	325,804,731	5,232	968,959,004	55.0%	95%	66.4%	33.6%
元	662,257,004	359,707,962	5,226	1,021,970,191	55.0%	95%	64.8%	35.2%
2	681,707,524	258,813,800	22,959,468	963,480,791	55.1%	95%	70.8%	26.9%
3	686,468,482	204,521,715	37,340,703	928,330,900	55.1%	95%	73.9%	22.0%
4	708,927,238	288,260,609	39,061,535	1,036,249,382	55.1%	95%	68.4%	27.8%

※当初算定時(調整税等当該年度分合計×配分割合×普通交付金割合)

調整税等の推移(当初算定時)

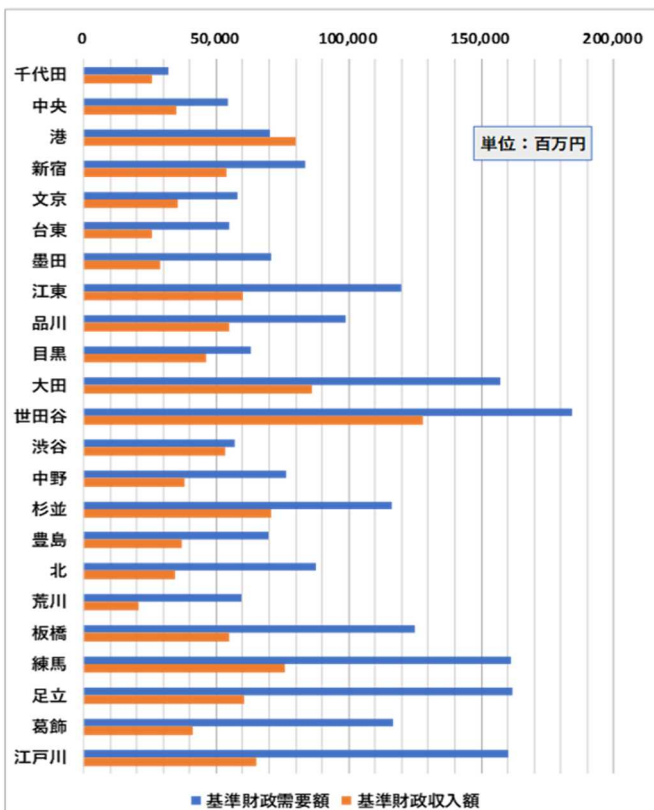
(千円)

	調整税等							計	条 例 で 定 め る 割 合	普 通 交 付 金 の 割 合	固 定 の 割 合	法 人 の 割 合
	固定資産税	市町村民税法人分	その他	その他の内訳								
				特別土地保有税	法人事業税交付対象額	固定資産税減額特例交付金	その他(減税関係調整等)					
50	198,744,563	157,882,982	6,999,639	6,999,639				363,627,184	43.0%	98%	54.7%	43.4%
51	229,621,366	165,971,824	6,318,226	6,318,226				401,911,416	44.0%	98%	57.1%	41.3%
52	255,864,232	222,221,543	7,295,655	7,295,655				485,381,430	44.0%	98%	52.7%	45.8%
53	268,998,673	228,174,980	7,424,241	7,424,241				504,597,894	44.0%	98%	53.3%	45.2%
54	293,717,220	243,125,837	4,654,192	4,654,192				541,497,249	44.0%	98%	54.2%	44.9%
55	317,861,281	275,440,203	3,080,518	3,080,518				596,382,002	44.0%	98%	53.3%	46.2%
56	330,588,985	325,937,571	2,461,902	2,461,902				658,988,458	44.0%	98%	50.2%	49.5%
57	360,868,575	354,179,001	2,111,921	2,111,921				717,159,497	44.0%	96%	50.3%	49.4%
58	400,298,556	359,380,546	2,183,928	2,183,928				761,863,030	44.0%	96%	52.5%	47.2%
59	427,994,949	397,731,446	2,657,184	2,657,184				828,383,579	44.0%	96%	51.7%	48.0%
60	467,781,316	457,557,422	3,461,325	3,461,325				928,800,063	44.0%	95%	50.4%	49.3%
61	515,619,210	471,925,421	5,199,319	5,199,319				992,743,950	44.0%	95%	51.9%	47.5%
62	536,338,152	497,450,886	8,151,196	8,151,196				1,041,940,234	44.0%	95%	51.5%	47.7%
63	595,246,817	687,481,623	13,825,948	13,825,948				1,296,554,388	44.0%	95%	45.9%	53.0%
元	653,723,474	885,084,714	6,523,089	6,523,089				1,545,331,277	44.0%	95%	42.3%	57.3%
2	702,374,998	892,027,088	15,202,602	15,202,602				1,609,604,688	44.0%	95%	43.6%	55.4%
3	773,151,092	787,159,077	15,106,214	15,106,214				1,575,416,383	44.0%	95%	49.1%	50.0%
4	852,821,340	725,154,690	18,056,647	18,056,647				1,596,032,677	44.0%	95%	53.4%	45.4%
5	925,529,966	577,550,119	26,090,826	26,090,826				1,529,170,911	44.0%	95%	60.5%	37.8%
6	985,557,874	468,044,302	20,887,972	20,887,972				1,474,490,148	44.0%	95%	66.8%	31.7%
7	1,035,771,394	481,602,769	13,666,316	13,666,316				1,531,040,479	44.0%	95%	67.7%	31.5%
8	1,103,896,720	461,933,274	14,691,597	14,691,597				1,580,521,591	44.0%	95%	69.8%	29.2%
9	1,120,453,880	494,109,361	9,229,642	9,229,642				1,623,792,883	44.0%	95%	69.0%	30.4%
10	1,102,735,000	541,018,000	6,134,000	6,134,000				1,649,887,000	44.0%	95%	66.8%	32.8%
11	1,103,838,589	439,588,575	4,482,664	4,482,664				1,547,909,828	44.0%	95%	71.3%	28.4%
12	1,081,257,835	392,616,705	36,107,353	2,124,353			33,983,000	1,509,981,893	52.0%	98%	71.6%	26.0%
13	1,057,711,334	507,179,863	33,300,270	2,097,030			31,202,240	1,598,191,467	52.0%	98%	66.2%	31.7%
14	1,036,935,931	423,303,626	37,413,259	2,457,503			34,955,756	1,497,652,816	52.0%	98%	69.2%	28.3%
15	994,309,338	426,963,873	37,504,601	1,697,708			35,806,893	1,458,777,812	52.0%	98%	68.2%	29.3%
16	1,001,873,974	444,315,946	34,126,398	81,618			34,044,780	1,480,316,318	52.0%	98%	67.7%	30.0%
17	1,007,656,860	507,793,083	32,614,630	88,864			32,525,766	1,548,064,573	52.0%	98%	65.1%	32.8%
18	992,481,207	624,924,790	40,850,018	174,880			40,675,138	1,658,256,015	52.0%	98%	59.9%	37.7%
19	1,006,501,125	742,423,926	25,059,934	17,660			25,042,274	1,773,984,985	55.0%	95%	56.7%	41.9%
20	1,025,490,158	794,348,756	16,944,348	32,050			16,912,298	1,836,783,262	55.0%	95%	55.8%	43.2%
21	1,054,830,000	643,406,000	16,925,298	13,000			16,912,298	1,715,161,298	55.0%	95%	61.5%	37.5%
22	1,104,897,731	497,741,428	24,000	24,000				1,602,663,159	55.0%	95%	68.9%	31.1%
23	1,125,463,637	508,753,220	11,000	11,000				1,634,227,857	55.0%	95%	68.9%	31.1%
24	1,096,165,371	488,304,064	13,000	13,000				1,584,482,435	55.0%	95%	69.2%	30.8%
25	1,104,023,096	547,879,800	12,002	12,002				1,651,914,898	55.0%	95%	66.8%	33.2%
26	1,131,393,154	643,114,728	12,000	12,000				1,774,519,882	55.0%	95%	63.8%	36.2%
27	1,146,627,916	611,815,649	10,019	10,019				1,758,453,584	55.0%	95%	65.2%	34.8%
28	1,168,746,000	600,458,000	10,000	10,000				1,769,214,000	55.0%	95%	66.1%	33.9%
29	1,180,918,872	566,244,824	10,019	10,019				1,747,173,715	55.0%	95%	67.6%	32.4%
30	1,230,907,255	623,549,724	10,014	10,014				1,854,466,993	55.0%	95%	66.4%	33.6%
元	1,267,477,519	688,436,290	10,001	10,001				1,955,923,810	55.0%	95%	64.8%	35.2%
2	1,302,335,512	494,438,437	43,861,816	10,000	43,851,816			1,840,635,765	55.1%	95%	70.8%	26.9%
3	1,311,430,857	390,718,722	71,335,758	10,000	59,671,758	11,654,000		1,773,485,337	55.1%	95%	73.9%	22.0%
4	1,354,336,113	550,693,684	74,623,240	10,000	74,610,240	3,000		1,979,653,037	55.1%	95%	68.4%	27.8%

普通交付金区別算定額（令和3年度再調整後）

単位：百万円

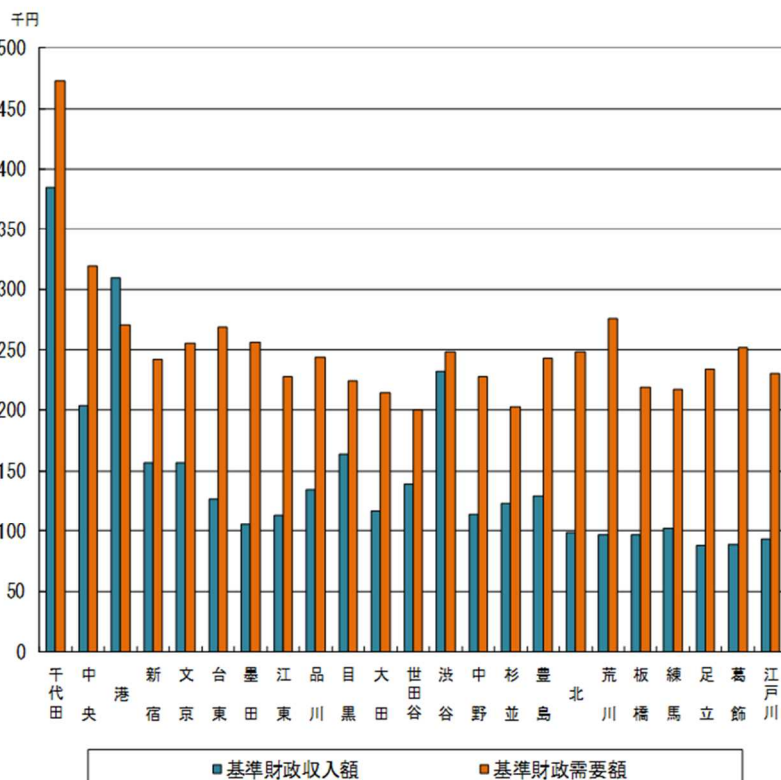
	基準財政需要額	基準財政収入額	普通交付金
千代田	31,762	25,829	5,933
中央	54,565	34,851	19,714
港	70,091	79,997	0
新宿	83,444	54,132	29,312
文京	57,925	35,659	22,266
台東	54,805	25,961	28,844
墨田	70,715	29,067	41,648
江東	120,086	59,953	60,133
品川	98,927	54,818	44,109
目黒	63,134	46,138	16,996
大田	157,254	85,870	71,384
世田谷	184,318	127,791	56,527
渋谷	57,107	53,440	3,667
中野	76,208	38,218	37,990
杉並	116,393	70,604	45,789
豊島	69,627	36,985	32,642
北	87,706	34,718	52,988
荒川	59,749	20,867	38,883
板橋	125,027	55,175	69,852
練馬	161,160	75,832	85,328
足立	161,692	60,696	100,997
葛飾	116,751	41,272	75,480
江戸川	160,043	64,912	95,131
計	2,238,491	1,212,783	1,035,614



人口一人当たり収入額と需要額（令和3年度再調整後）

一人当たり収入額と需要額（令和3年度再調整後）

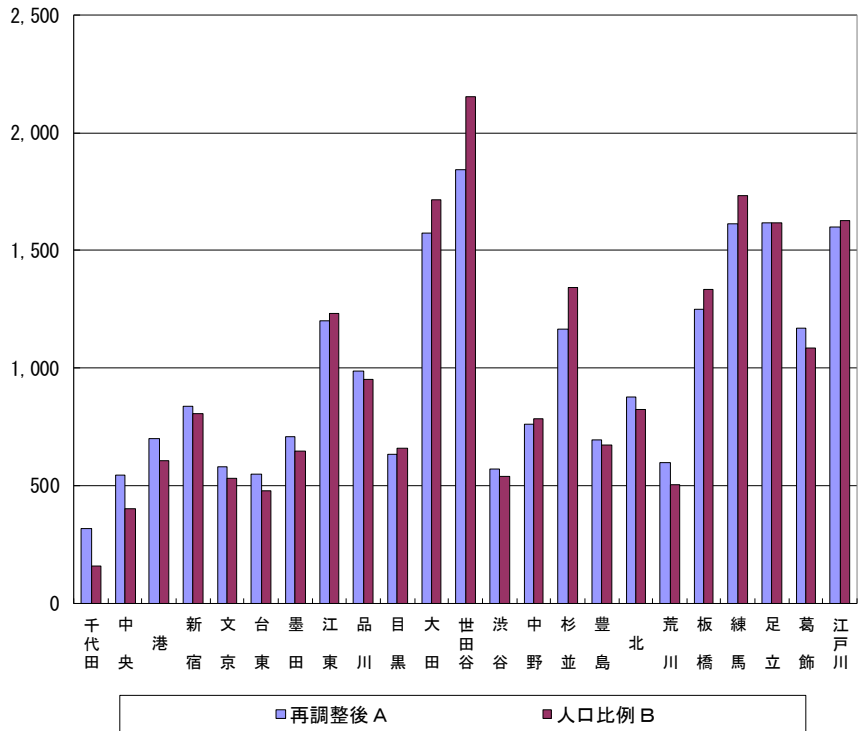
区分	基準財政収入額	基準財政需要額
千代田	385	473
中央	204	319
港	309	271
新宿	157	242
文京	157	256
台東	127	269
墨田	105	256
江東	114	228
品川	135	244
目黒	164	225
大田	117	214
世田谷	139	200
渋谷	232	248
中野	114	228
杉並	123	203
豊島	129	243
北	98	249
荒川	96	276
板橋	97	219
練馬	102	218
足立	88	234
葛飾	89	252
江戸川	93	230
計	127	234

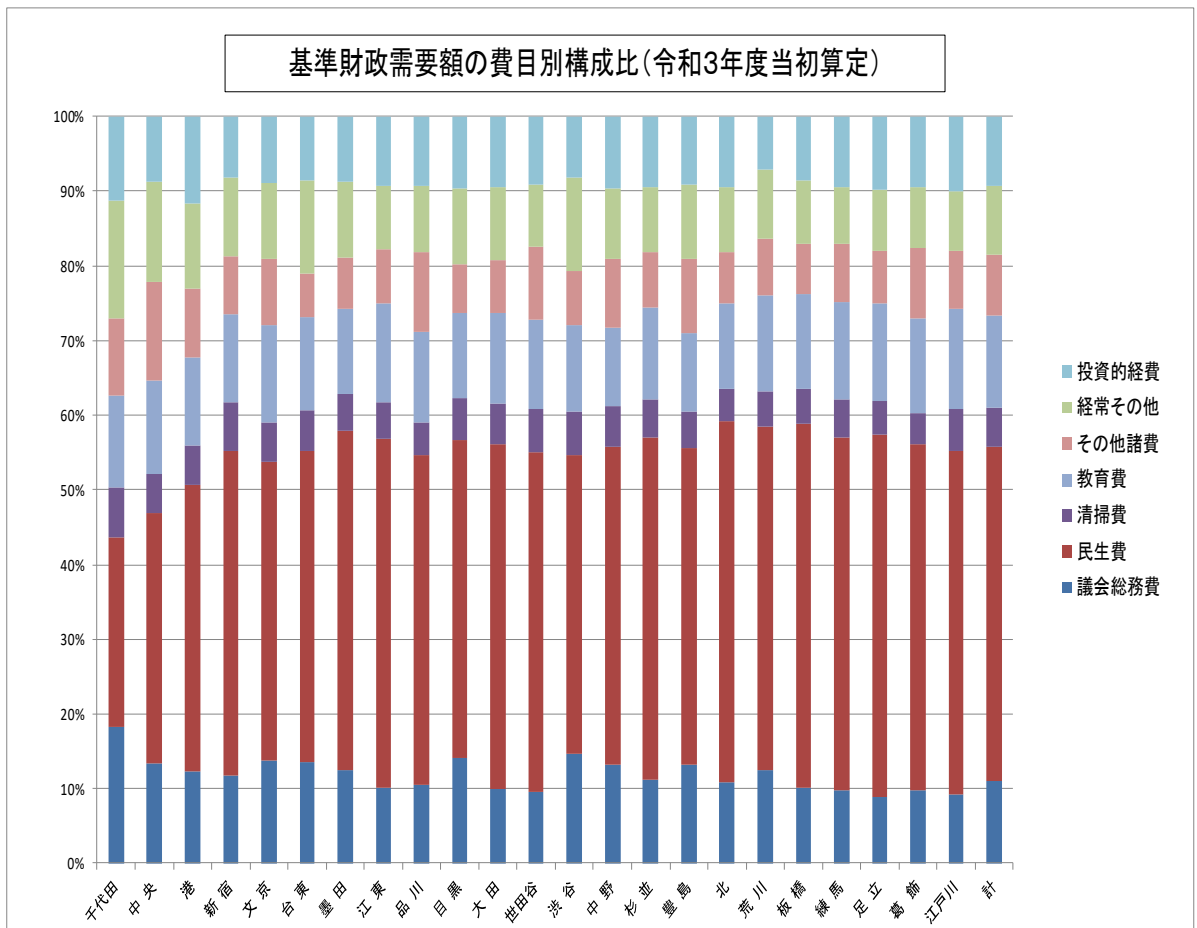
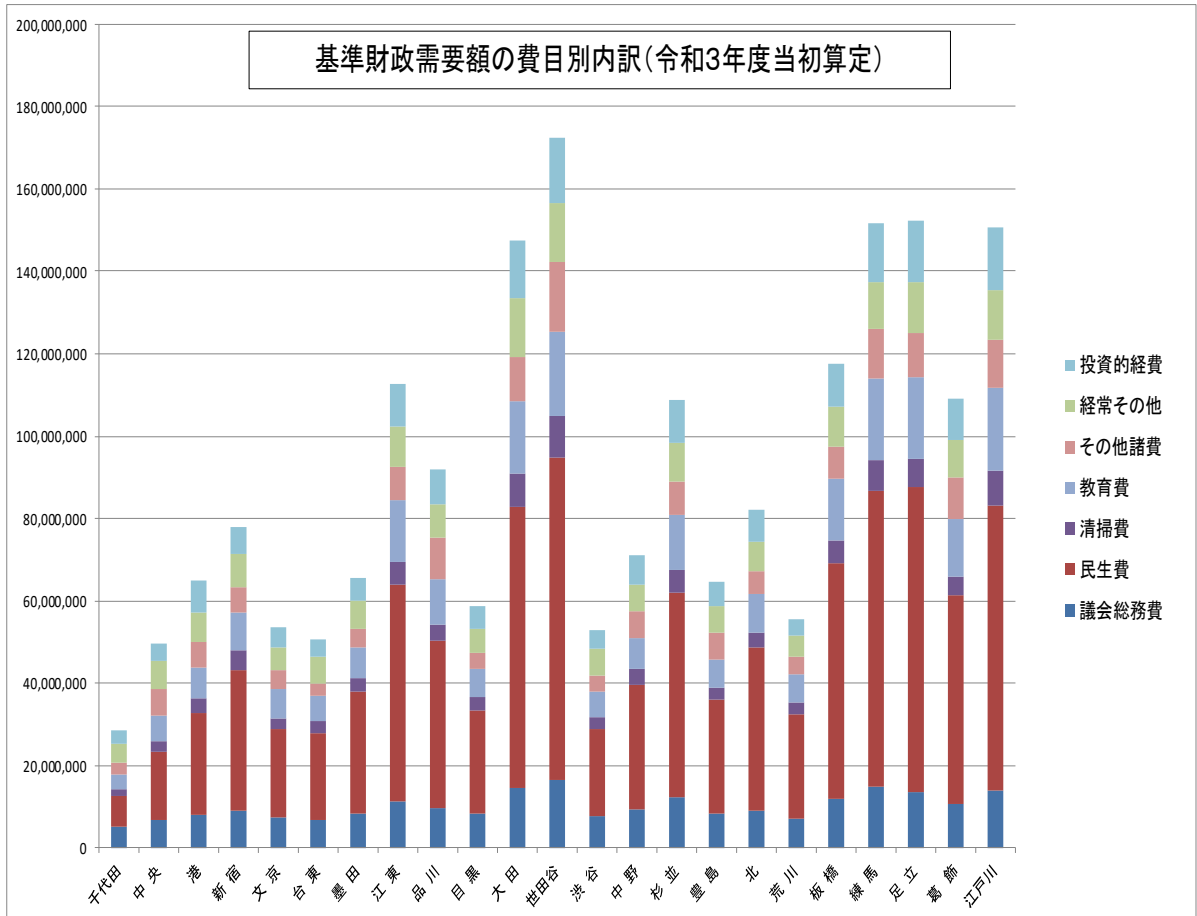


基準財政需要額(令和3年度)

区分	(億円)			
	再調整後 A	人口比例 B	(人口:人)	差 (A-B)
千代田	318	157	50,903	△161
中央	546	400	123,429	△146
港	701	605	227,991	△95
新宿	834	806	319,193	△28
文京	579	530	199,548	△49
台東	548	477	181,691	△71
墨田	707	646	250,415	△62
江東	1,201	1,232	474,274	31
品川	989	950	364,052	△39
目黒	631	658	262,320	26
大田	1,573	1,716	694,414	144
世田谷	1,843	2,153	853,190	310
渋谷	571	539	207,653	△32
中野	762	783	311,690	21
杉並	1,164	1,341	538,703	177
豊島	696	670	266,553	△26
北	877	825	333,461	△52
荒川	597	506	205,263	△91
板橋	1,250	1,333	535,812	83
練馬	1,612	1,732	708,488	120
足立	1,617	1,617	668,814	△0
葛飾	1,168	1,083	450,046	△84
江戸川	1,600	1,625	680,380	24
計	22,385	22,385	8,908,283	—

基準財政需要額と人口比例による場合との比較(令和3年度再調整後)
億円





基準財政需要額費目別内訳(令和3年度当初算定)

(千円)

区分	議会総務費	民生費	清掃費	教育費	その他諸費	経常その他	投資的経費	合計	民生費割合	需要人口割	比較
千代田	5,212,429	7,222,093	1,911,847	3,525,263	2,939,308	4,516,688	3,214,187	28,541,815	25.3%	14,666,598	△ 13,875,217
中央	6,664,738	16,604,718	2,685,881	6,136,987	6,599,319	6,623,197	4,397,612	49,712,452	33.4%	37,342,809	△ 12,369,643
港	7,967,107	24,803,197	3,443,934	7,611,006	6,018,685	7,363,238	7,559,193	64,766,360	38.3%	56,538,926	△ 8,227,434
新宿	9,157,217	33,856,701	5,118,383	9,071,255	6,149,886	8,086,500	6,465,672	77,905,614	43.5%	75,272,151	△ 2,633,463
文京	7,326,348	21,389,768	2,790,655	7,031,434	4,696,723	5,377,706	4,814,016	53,426,650	40.0%	49,511,891	△ 3,914,759
台東	6,892,208	21,054,644	2,741,073	6,345,535	2,894,192	6,362,765	4,305,884	50,596,301	41.6%	44,560,767	△ 6,035,534
墨田	8,235,524	29,795,780	3,164,088	7,597,462	4,475,802	6,663,842	5,743,267	65,675,765	45.4%	60,286,182	△ 5,389,583
江東	11,407,985	52,679,631	5,455,863	14,953,889	8,094,176	9,570,596	10,580,218	112,742,358	46.7%	115,039,296	2,296,938
品川	9,656,345	40,598,149	4,088,845	11,047,971	9,937,313	8,138,077	8,539,050	92,005,750	44.1%	88,708,013	△ 3,297,737
目黒	8,285,435	25,002,052	3,324,927	6,745,735	3,839,761	5,933,880	5,680,721	58,812,511	42.5%	61,404,199	2,591,688
大田	14,630,329	68,225,149	7,958,195	17,769,010	10,593,018	14,407,287	13,962,917	147,545,905	46.2%	160,295,601	12,749,696
世田谷	16,452,130	78,398,295	9,931,362	20,535,500	16,851,971	14,371,087	15,860,708	172,401,053	45.5%	201,075,034	28,673,981
渋谷	7,780,923	21,059,339	3,061,512	6,169,989	3,770,391	6,563,734	4,377,897	52,783,785	39.9%	50,306,605	△ 2,477,180
中野	9,398,667	30,155,201	3,808,072	7,447,342	6,597,947	6,637,639	6,900,861	70,945,729	42.5%	73,088,545	2,142,816
杉並	12,255,988	49,829,654	5,384,647	13,414,655	8,046,055	9,593,938	10,275,342	108,800,279	45.8%	125,252,613	16,452,334
豊島	8,522,521	27,361,293	3,106,605	6,765,013	6,404,398	6,492,601	5,855,795	64,508,226	42.4%	62,606,318	△ 1,901,908
北	8,901,473	39,681,820	3,570,089	9,411,892	5,741,344	7,127,450	7,745,525	82,179,593	48.3%	77,033,060	△ 5,146,533
荒川	6,975,853	25,550,669	2,650,536	7,082,895	4,228,011	5,134,700	3,988,076	55,610,740	45.9%	47,257,945	△ 8,352,795
板橋	11,841,759	57,202,985	5,575,914	14,975,739	7,730,421	9,983,455	10,158,753	117,469,026	48.7%	124,520,594	7,051,568
練馬	14,897,832	71,758,799	7,505,565	19,870,254	11,890,024	11,494,587	14,411,443	151,828,504	47.3%	161,742,601	9,914,097
足立	13,546,127	74,034,086	6,782,598	19,956,079	10,609,894	12,465,099	15,006,800	152,400,683	48.6%	150,989,062	△ 1,411,621
葛飾	10,626,668	50,681,325	4,585,532	13,804,571	10,293,020	8,884,050	10,346,765	109,221,931	46.4%	101,179,863	△ 8,042,068
江戸川	14,012,853	69,067,323	8,405,150	20,215,016	11,850,614	11,958,621	15,028,589	150,538,166	45.9%	151,740,523	1,202,357
計	230,648,459	936,012,671	107,051,273	257,484,492	170,252,273	193,750,737	195,219,291	2,090,419,196	44.8%	2,090,419,196	0

一人当たり基準財政需要額費目別内訳(令和3年度当初算定)

区分	議会総務費	民生費	衛生費	清掃費	経済労働費	土木費	教育費	その他諸費	経常その他	(経常的経費計)	投資的経費	合計
千代田	78	108	20	28	33	14	53	44	67	377	48	425
中央	39	97	13	16	18	8	36	39	39	265	26	291
港	31	96	12	13	10	7	29	23	28	221	29	250
新宿	27	98	11	15	7	6	26	18	23	207	19	226
文京	32	94	11	12	6	7	31	21	24	214	21	236
台東	34	103	12	13	13	7	31	14	31	227	21	248
墨田	30	108	11	11	7	7	28	16	24	217	21	238
江東	22	100	9	10	3	5	28	15	18	194	20	214
品川	24	100	10	10	5	6	27	24	20	206	21	227
目黒	29	89	10	12	4	6	24	14	21	189	20	209
大田	20	93	9	11	4	7	24	14	20	182	19	201
世田谷	18	85	9	11	3	4	22	18	16	170	17	187
渋谷	34	91	12	13	10	6	27	16	29	210	19	229
中野	28	90	10	11	4	6	22	20	20	191	21	212
杉並	21	87	9	9	3	5	23	14	17	172	18	190
豊島	30	95	11	11	6	6	24	22	23	205	20	225
北	25	113	10	10	4	7	27	16	20	211	22	233
荒川	32	118	11	12	5	7	33	20	24	239	18	257
板橋	21	100	9	10	3	5	26	14	18	188	18	206
練馬	20	97	9	10	3	4	27	16	16	186	19	205
足立	20	107	9	10	4	6	29	15	18	199	22	220
葛飾	23	109	10	10	4	6	30	22	19	213	22	236
江戸川	20	99	9	12	3	5	29	17	17	195	22	217
計	24	98	10	11	5	6	27	18	20	198	20	218

千円

令和4年度 都区財政調整（フレーム対比）

（単位：百万円、％）

区 分		令和4年度 当初見込ア	令和3年度 当初見込イ	差引増△減 ウ＝ア－イ	増減率 エ＝ウ／イ	
交付金の 総額	調整税等					
	固定資産税	1,354,336	1,311,431	42,905	3.3	
	市町村民税法人分	550,694	390,719	159,975	40.9	
	特別土地保有税	10	10	0	0.0	
	法人事業税交付対象額	74,610	59,672	14,938	25.0	
	固定資産税減収補填特別交付金	3	11,654	△ 11,651	△ 100.0	
	計	1,979,653	1,773,485	206,168	11.6	
	条例で定める割合	55.1%	55.1%			
	当年度分	1,090,789	977,190	113,599	11.6	
	精算分	18,548	1,527	17,021	—	
計 A	1,109,336	978,717	130,619	13.3		
内訳	普通交付金分 A × 95%	1,053,870	929,782	124,088	13.3	
	特別交付金分 A × 5%	55,467	48,936	6,531	13.3	
基準財政収入額 B		1,233,542	1,212,783	20,759	1.7	
特別区 税	特別区民税	894,642	871,418	23,224	2.7	
	軽自動車税	環境性能割	344	203	141	69.5
		種別割	3,503	3,387	116	3.4
	特別区たばこ税	62,942	62,571	371	0.6	
	鉱産税	0	0	0		
	小計	961,431	937,579	23,852	2.5	
	利子割交付金	2,296	2,559	△ 263	△ 10.3	
	配当割交付金	15,698	12,985	2,713	20.9	
	株式等譲渡所得割交付金	17,878	14,113	3,765	26.7	
	地方消費税交付金	200,958	208,538	△ 7,580	△ 3.6	
ゴルフ場利用税交付金	30	25	5	20.0		
環境性能割交付金	3,085	2,666	419	15.7		
地方特例交付金	6,174	6,096	78	1.3		
計	1,207,551	1,184,562	22,989	1.9		
地方揮発油譲与税	3,463	3,466	△ 3	△ 0.1		
自動車重量譲与税	9,862	9,745	117	1.2		
航空機燃料譲与税	947	1,154	△ 207	△ 17.9		
森林環境譲与税	997	771	226	29.3		
交通安全対策特別交付金	960	909	51	5.6		
合計	1,223,781	1,200,607	23,174	1.9		
特別区民税特例加減算額	△ 8,671	△ 6,951	△ 1,720	—		
地方消費税交付金特例加算額	18,433	19,128	△ 695	△ 3.6		
基準財政需要額 C		2,287,411	2,142,565	144,846	6.8	
差引 C-B	経常的経費	1,919,255	1,942,555	△ 23,300	△ 1.2	
	投資的経費	368,156	200,010	168,146	84.1	
差引 C-B		1,053,870	929,782	124,088	13.3	
交付額	普通交付金	1,053,870	929,782	124,088	13.3	
	特別交付金	55,467	48,936	6,531	13.3	
	計	1,109,336	978,717	130,619	13.3	

* 端数処理の結果、縦横計が合わない場合がある。

令和4年度都区財政調整協議に向けた大枠の方向性等について(概要)

1. 令和4年度都区財政調整協議に向けた大枠の方向性

自主・自律的な区間調整の一環として、引き続き現行算定の妥当性をあらゆる視点から検証するとともに、各区の自主性が担保される算定に改めていくことを基本とする。

2. 都区財政調整提案とりまとめにおける具体的な取り組み

(1) 標準区経費の見直し

社会経済情勢を踏まえ、決算分析により単価、数量等、個々の事業の標準区規模を検証することはもとより、財源保障制度として適切な運営を図るよう、特別区全体としての行政需要を総合的に検証し、特別区の実態に見合った標準区経費の精査に取り組む。

(2) 算定の簡素化・包括化

各区の自主性・独自性を担保するため、基礎的・普遍的な事業分野の的確な積算を担保しつつ、算定の標準化、一定の行政分野の包括算定化を更に進める。
見直しにあたっては、区間配分の影響に十分配慮する。

(3) 税制改正等への対応

特別区の財源に大きな影響を及ぼす税制改正等について、その動向を踏まえた対応を行う。

3. 個別検討項目

(1) 特別交付金のあり方

透明性・公平性を高めるとともに、可能な限り普通交付金による対応を図るため、引き続き特別交付金の割合を2%を基本に見直す方向で検討する。

(2) 都市計画交付金のあり方

都区の都市計画事業の実施状況に見合った配分となるよう、抜本的な見直しを検討する。

4. 都区間の財源配分に関する事項について

児童相談所関連経費の算定に伴い、令和4年度に行う令和5年度都区財政調整協議において、配分割合のあり方について協議することとなっているため、協議に向けて、区側の主張に沿った整理となるよう、理論構築をしていく。

また、令和4年度都区財政調整協議については、別に配分割合変更事由に該当する事項がある場合に、見直しの提案を検討する。

5. 今後の税財政制度のあり方について

抜本的な都区の役割分担の見直しなど、都区のあり方に関する検討の推移を見ながら、今後の税財政制度のあり方について、引き続き検討する。

都区財政調整協議会幹事会での調整結果（概要）

I. 令和4年度都区財政調整

1 令和4年度当初フレーム

【対前年度当初比較】

（単位：億円）

区 分	基準財政収入額 A	基準財政需要額 B	普通交付金 B-A	特別交付金
4 当初	12,335	22,874	10,539	555
3 当初	12,128	21,426	9,298	489
比 較	208	1,448	1,241	65

2 協議課題の調整内容

項 目	都	区	合計
1. 最終的な提案数	16	45	61
(1) 当初提案	14	44	58
(2) 追加提案	(※1) 2	(※2) 1	3
2. 調整項目数	4	25	29
(1) 新規算定		10	10
(2) 算定充実		7	7
(3) 事業費の見直し	1	2	3
(4) 算定方法の改善等	1	5	6
(5) 財源を踏まえた対応	2	1	3
3. 当初算定に至らなかった項目数	12	20	32
(1) 協議が整わなかった項目	12	17	29
(2) R3再調整で算定される項目		(※3) 3	3

※1 義務教育施設の新築・増築等に係る元利償還金相当額の前倒し算定、都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定（財源を踏まえた対応）

※2 公共施設改築工事費の臨時的算定（財源を踏まえた対応）

※3 避難行動要支援者個別計画策定経費、商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））、耐震診断支援等事業費

（1）新規算定（10項目、118億円）

【単位費用】【態容補正】国民健康保険事業助成費（子どもに係る国民健康保険料の均等割額の減額措置）、住宅宿泊事業経費、【投資・態容補正】防災生活道路整備・不燃化促進事業（まちづくり）、【小・中学校費】学校運営費（学校諸室冷房設備整備経費）など

（2）算定充実（7項目、10億円）

住民基本台帳ネットワークシステム運営費、私立保育所施設型給付費等、母子保健指導費（両親学級）、私立幼稚園施設型給付費 など

(3) 事業費の見直し(3項目、▲9億円)

女性福祉資金貸付金、老人クラブ助成事業費、保育室運営費等事業費

(4) 算定方法の改善等(6項目、113億円)

企画調査費、住居表示管理費、【経常・投資】放課後児童クラブ事業費、【投資】清掃工場その他施設、【小・中学校費】学校運営費(防犯ブザー)、35人学級への対応

(5) 財源を踏まえた対応(3項目、1,704億円)

義務教育施設の新築・増築等に係る元利償還金相当額の前倒し算定、都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定、公共施設改築経費の臨時的算定

(6) 協議が整わなかった項目(29項目)

地域コミュニティ活動支援費、利用者負担(保育所等)、健康診査(胃がんリスク検診)、商工振興費(工業振興費助成)、私立幼稚園等保護者負担軽減事業費、放課後子ども教室推進事業費、特別交付金、都市計画交付金など

3 都区財政調整協議会幹事会における主な調整内容

(1) 基準財政需要額の調整項目

①保育所等の利用者負担の見直し

- ・令和元年10月から制度が開始された幼児教育・保育の無償化や、都の実施する多子世帯負担軽減事業等を踏まえ、各区が設定する保育料について改めて実態を調査したところ、現行の国基準の算定と大きく乖離している状況が、改めて明らかとなったことから、算定に反映することを提案した。
- ・しかしながら、都側は、保育所等の利用者負担額については、子ども・子育て支援法において、施設型給付費に係る利用者負担額は、「政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額」とされ、同法施行令において、保護者の市町村民税所得割課税額による階層区分ごとに負担額が定められ、この額が、国庫負担金及び都道府県負担金の精算基準とされていること、地方交付税において、国基準の利用者負担額を前提に積算されていることを踏まえ、都区財政調整における標準区経費の設定として、合理的かつ妥当な水準は、国の基準によるべきものと主張し、意見が食い違うこととなった。
- ・区側は、標準区における保育料設定として合理的かつ妥当な水準は、特別区の実態を踏まえた設定とすることが適切であることを強く主張したが、都区の見解を一致させることができず、協議不調となった。

②35人学級への対応

(標準行政規模(小学校児童数)の見直し)

- ・「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、35人学級への対応を図るため、標準行政規模の小学校費等における児童数を見直すとともに、標準区経費の該当箇所を引き下げることで、最終的に単位数に増減が生じないように調整を行うことを提案した結果、区側提案のとおり整理することとなった。

(特別教室等の普通教室への転用経費)

- ・35人学級への対応によって、普通教室が不足するため、標準区における特別教室等の普

通教室への転用経費を提案した。

- ・しかしながら、都側は、区側提案は標準行政規模の学級数は見直すものとなっていないため、標準区において、普通教室の不足は発生しないとの見解が示された。このため、区側は、現時点で都区の見解を一致させることは困難であることから、単位費用ではなく、態容補正での算定とする修正案を提案した。
- ・都側は、普通教室への転用工事には、35人学級への対応に伴うもののほか、人口増による対応や老朽化対策工事と合わせて行うものなど、実施理由や実施内容が複合的になる場合が考えられることから、35人学級への対応に伴う転用工事費だけを正しく把握して算定することは非常に困難であると主張した。
- ・一方で、本件は、法改正に伴う対応であり、実態としても生じている需要であるため、特別交付金で算定すべきであることは都区で認識が一致した。

③財源を踏まえた対応

調整税等の動向及び財調財源の状況から、次のとおり対応を行うこととなった。

○義務教育施設の新築・増築等に係る元利償還金相当額の前倒し算定

令和4年度に算定対象となる「義務教育施設の新築・増築等に係る元利償還金相当額」について、令和4年度償還予定額に追加して未償還元金を前倒しで算定し、後年度負担の軽減を図る。

○都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定

令和2年度の都市計画交付金に係る地方債収入相当額のうち、令和5年度の算定額について前倒しで算定を行い、後年度負担の軽減を図る。

○公共施設改築工事費の臨時的算定

令和4年度に限り、公共施設改築工事費を臨時的に追加算定する。

④その他の調整項目

- 耐震診断支援等事業費について、都の計画が改定され、住宅の耐震化率の目標が令和7年度までにおおむね解消となったことから、耐震診断支援等事業に要する経費を、令和4年度から令和7年度にかけて時限的に算定することを提案した。都側からは、特定財源、事業費単価、事業件数を精査すべきとの見解が示され、区側提案を一部修正した結果、おおむね区側提案に沿って整理されることとなったが、令和3年度の調整税等の財源状況を受けて、令和7年度までの需要を、令和3年度の再調整事項として、一括して算定することで都区合意した。

(2) 都区財政調整協議上の諸課題

①特別交付金

(特別交付金の割合の引き下げ)

- ・各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図るため、特別交付金の割合を2%に引き下げを求めた。
- ・しかしながら、都側は、「普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる財政需要が、5%を大きく超える規模で毎年申請されている。こうした財政需要を着実に受け止めるためには、5%が必要である。」などと主張し、協議が整わなかった。

(算定の透明性・公平性の向上)

- ・区側で実施したアンケート調査で、特別交付金の算定に係る都区の認識に隔たりがあることが確認されたことから、区側が認識していない運用ルールの明確化を昨年度に引き続き求めた。
- ・具体的には、都側が統一对応として算定除外としている事業を、毎年度各区に提示することを主張した。
- ・都側は、現行の算定ルールは算定の透明性・公平性の観点から、そもそも大きな問題はないと考える。算定除外事業については、各区に対して伝えているため、協議を経ずとも、区側で情報共有すれば実現すると主張し、協議が整わなかった。

②都市計画交付金

- ・制度の抜本的な見直しや、都が行う都市計画事業の実施状況や都市計画税の充当事業の詳細の提示、都市計画決定権限等を含めた都市計画事業のあり方についての協議体を設置することなどを求めた。
- ・しかしながら、都側は、「各区から直接、現状や課題などを聞きながら対応する」などと主張し、具体的な議論ができなかった。

II. 令和3年度都区財政調整再調整

1 令和3年度再調整フレーム

【当初算定との比較】

(単位：億円)

区 分	基準財政収入額 A	基準財政需要額 B	普通交付金	特別交付金
3 再 調 整	12,128	—	10,370	546
3 当初算定	12,128	20,904	8,935	489
比 較	0	—	1,435	56

※再調整における、基準財政需要額は調整中である。

2 協議課題の調整内容

当初算定時の算定残約 363 億円が、その後の調整税等の税収見込の増により約 1,435 億円となった。このため、次の3項目により再調整を実施することとなった。

○商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））

新型コロナウイルス感染症対策に係る中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分）の令和3年度貸付分について、当年度における利子補給及び信用保証料補助に係る経費を算定するとともに、令和4年度以降全ての利子補給分を前倒しで算定する。

○都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定

令和元年度の都市計画交付金に係る地方債収入相当額のうち、令和5年度の算定額について前倒しで算定を行い、後年度負担の軽減を図る。

○首都直下地震等に対する防災・減災対策

首都直下地震等に対する防災・減災対策として、「避難行動要支援者個別計画策定に係る経費（令和3年度から令和7年度まで）」、「耐震診断支援等事業に係る経費（令和3年度から令和7年度まで）」及び「災害時の避難所等となる公共施設の改築需要に係る経費」を算定する。

III. 都区財政調整協議会幹事会における都区発言要旨

1 基準財政需要額の調整項目

項 目	都の考え方	区の考え方
保育所等の利用者負担の見直し	<p>○これまでの協議において「保育所等の利用者負担額については、子ども・子育て支援法において、施設型給付費に係る利用者負担額は、『政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額』とされ、同法施行令において、保護者の市町村民税所得割課税額による階層区分ごとに負担額が定められ、この額が、国庫負担金及び都道府県負担金の精算基準とされていること、地方交付税に係る標準団体行政経費において、私立施設の施設型給付費、及び地方財政措置とされる公立施設の施設型給付費は、国基準の利用者負担額を前提に積算されていること、を踏まえ、<u>都区財政調整における標準区経費の設定として、合理的かつ妥当な水準は、国の基準によるべきもの</u>」と回答しているとおりである。</p>	<p>○令和元年10月から制度が開始された<u>幼児教育・保育の無償化や、都の実施する多子世帯負担軽減事業等を踏まえ、各区が設定する保育料について改めて実態を調査したところ、現行の国基準の算定と大きく乖離している状況が、改めて明らかとなったことから、算定に反映することを提案する。</u></p> <p>○財調においても、<u>国の定める上限額による設定を改め、特別区の実態を踏まえた利用者負担額により算定すべきと考える。</u></p>
35人学級への対応 （標準行政規模(小学校児童数)の見直し)	<p>○本提案は国の法改正にあわせた対応であり、今後、<u>学校運営費の全般的な見直しを行う際に、測定単位「学級数」の中の、児童用の机・椅子といった児童数に連動した経費についても合わせて見直すということであれば、都としても異論はない。</u></p>	<p>○「<u>公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律</u>」の施行に伴い、<u>35人学級への対応を図るため、標準行政規模の小学校費等における児童数を見直すとともに、標準区経費の該当箇所を引き下げること、最終的に単位費用に増減が生じないように調整を行うことを提案する。</u></p>
35人学級への対応 （特別教室等の普通教室への転用経費)	<p>○標準行政規模の学級数は見直さないものとなっているため、<u>標準区において、普通教室の不足は発生しないということになると考える。</u></p> <p>○区案で試算した結果、各区の充足率が大きく乖離することも分かっており、<u>区間配分が適切になされているとは考えられない。</u></p> <p>○また、普通教室への転用工事を実施する理由を挙げれば、35人</p>	<p>○35人学級への対応によって、<u>普通教室が不足するため、特別教室等の普通教室への転用経費を提案する。</u></p> <p>○区側は、現時点で都区の見解を一致させることは困難であるため、<u>単位費用ではなく、態容補正での算定を修正案として提案する。</u></p>

項 目	都の考え方	区の考え方
	<p>学級への対応に伴うもののほか、人口増によるものが考えられる。また、普通教室への転用工事に合わせて老朽化対策工事を実施するケースや、増築や統廃合と合わせて転用工事を実施するケースが想定されることなど、<u>実施理由や実施内容が複合的になる場合が考えられ、そうした場合、区側提案の主旨である35人学級への対応に伴う転用工事費だけを正しく把握して算定することは非常に困難であることから、区側提案に合意することはできない。</u></p> <p>○<u>35人学級への対応により、学級数が増加となることは都としても認識している。本経費は法改正に伴うものでもあり、実態としても生ずる需要であることから、特別交付金で算定すべきとする区</u>の考えは理解する。</p>	<p>○都側の考えは理解するが、<u>法改正に伴う対応であり、実態としても生じている需要であることから、特別交付金において、特別教室等の普通教室への転用経費を算定すべきと考える。</u></p>
<p>財源を踏まえた対応</p>	<p>○区側の提案については、都側としても異論はない。</p> <p>○また、公共施設改築工事費の前倒し算定に加え、各区の財政健全化を図る観点から、都側から追加提案する。</p> <p>○令和2年度の都市計画交付金に係る地方債収入相当額のうち、令和5年度の算定額を令和4年度算定額に追加し、前倒しで算定する。</p> <p>○過去の義務教育施設の新築・増築等に係る元利償還金相当額について、令和4年度償還予定額に追加して未償還元金を前倒しで算定する。</p>	<p>○現在の協議状況及び特別区の現状を勘案し、財源を踏まえた対応として、公共施設改築工事費の臨時的算定を提案する。</p> <p>○都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定及び義務教育施設の新築・増築等に係る元利償還金相当額の前倒し算定について、財源を踏まえた対応での算定は、区間配分に与える影響に鑑み、慎重に検討する必要があると考える。</p> <p>○令和4年度の普通交付金の財源状況を見ると、都案の影響額による区間配分への影響は、さほど大きくはないこと、また、都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定については、後年度の算定予定額全額ではなく、一部の前倒しであり、区間配分への影響を考慮したものとなっている。</p> <p>○以上の点を踏まえ、令和4年度の財源を踏まえた対応として、都側提案についても算定を行うこととして、整理する。</p>

2 都区財政調整協議上の諸課題

項 目	都の考え方	区の考え方
特別交付金 (特別交付金の割合の引き下げ)	<p>○<u>普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる財政需要が、5%を大きく超える規模で毎年申請されている。こうした財政需要を着実に受け止めるためには、5%が必要である</u>と考える。</p>	<p>○各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図るため、割合を2%に引き下げるべきと考える。</p>
特別交付金 (算定の透明性・公平性の向上)	<p>○特別交付金の算定ルールについては、<u>都側で一方向的に策定したのではなく、都区で議論を積み重ね合意したものであり、透明性・公平性の確保の観点からも、その内容について大きな問題はない</u>と考えている。</p> <p>○昨年度の算定除外経費の明確化について、都は「都区双方の事務軽減に繋がる。」この1点のみで合意している。「算定の透明性・公平性の観点と合わせて」合意したのではない。</p> <p>○算定除外事業については、12月交付分、3月交付分ともに各区に対して伝えている。そのため、<u>協議を経ずとも、区側で情報共有すれば実現するもの</u>と考える。</p>	<p>○昨年度、区側で実施したアンケート調査にて、特別交付金の算定に関しての都区の認識に隔たりがあることが確認されたことから、区側が認識していない運用ルールの明確化を求め、一部算定除外経費が明確化を行うことができた。</p> <p>○今年度も引き続き、<u>区側が認識していない運用ルールの明確化を行い、特別交付金の算定の透明性・公平性を高めたい</u>と考えている。</p> <p>○具体的には、<u>都側が統一对応として算定除外としている事業を、毎年度各区に提示することを提案する</u>。</p>
都市計画交付金	<p>○これまでも<u>都市計画交付金の運用について、各区から都市計画事業の実施状況や意向等を聞きながら、順次見直しを</u>図ってきた。</p> <p>○今後とも、各区が取り組む都市計画事業を円滑に促進する観点から、<u>各区から直接、現状や課題等を伺うなど、引き続き適切に調整を</u>図りながら対応していく。</p>	<p>○都市計画税本来の趣旨を踏まえ、<u>交付率の撤廃・改善や、特別区の都市計画事業の実績に見合うよう、交付金総額の拡大を</u>図る等、抜本的な見直しを提案する。</p> <p>○また、都市計画事業の都区の実施実態について、従前から必要な情報の提示を求めているが、<u>応じていただけていない。都市計画税の適正な配分を検証するためにも、必要な情報の提示を</u>求める。</p> <p>○財調協議の場で議論することが相応しいと考えるが、<u>都市計画税の活用・配分の仕方、都市計画決定権限等を含めた都市計画事業のあり方についての協議体を</u>設置することも含め、協議に応じられたい。</p>

区立児童相談所に係る都区財政調整配分割合を巡るいくつかの論点

令和2年度都区財政調整方針 R2.1.28 都区協議会

都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みであり、都区間の配分割合は、中期的には安定的なものを定める必要がある。

しかしながら、配分割合に関しては、児童相談所の運営に関する都区の連携・協力を一層円滑に進めていく観点から、今回、特例的な対応として、特別区の配分割合を令和2年度から0.1%増やし、55.1%とする。

今回の特例的な対応により変更した分も含め、令和4年度に、配分割合のあり方について、改めて協議することとする。

(令和2年度の算定)

配分割合 0.1%分 1,841 百万円

児童相談所関連需要算定額 4,863 百万円

(参考) 区立児童相談所の財調算定を巡る都議会質疑の概要 (令和2年第1回定例会)

<自民党の主張>

- 今回の都区間配分の変更は、都区財政調整制度の運用に当たり、丁寧に歴史を積み重ねてきた都行政、都議会の先人たちの努力を無にし、都区財調制度の根幹を破壊する暴挙だ。
- 昨年度の時点では、都の主張は、一括して移管することを都区合意した清掃事業、保健所と同様のものとは考えておらず、配分割合を変更する理由には当たらない、財調算定すること自体検討する状況にないとしてきたのに、今回根拠もなく急転直下で方針を覆した。
- 最終的に、都区間の協議で決める事項であることは承知しているが、都区間の配分変更は、都の財政運営に直接影響するものであり、都内部の関係局の議論はもとより、都議会とも慎重に協議検討した上で判断すべき事項だ。
- 児相を設置する区が再来年度以降増えるが、それでも0.1%の中で見るということは、あまりにも雑な決着だった。
- 都区財調の配分割合は、都区のあり方検討で、事務配分、特別区の区域、税財政制度について最終的に整理したうえで改めて検討することになっていたはずである。55%に引き上げた際に区域のあり方もセットで行うと言っていた約束はどこに行ったのか。
- 実績に基づいて算定する基準財政需要額と収入額の差の不足分を配分するのが都区財調の考え方である。一部の区がみずから手を挙げて個別に事業を開始する話をなぜ配分率の引き上げで財源措置するのか。児童相談所を設置したい区に対して都の財政支援が必要であれば、配分率の変更ではなく、個別補助金で対応すべき。
- 令和4年度の協議は、今回の0.1%も含めてゼロベース(白紙に戻す)で協議し、配分割合のなし崩し的なさらなる引き上げではなく、都区財調の本来のルールに戻して協議すること。

<都の答弁>

- 1区設置ごとに都区の配分割合を変更すべきとする特別区側の主張と、設置予定の半数、11区の実績を見て議論すべきとする都側の主張が対立し、協議は平行線となったが、初の区立の児童相談所の設置を控え、その運営に関し、都区の連携協力を一層推進する必要がある中で、協議がまとまらないことは避けるべきとの考え方から、都区双方が歩み寄り、特例的な対応として、特別区の割合を0.1%増やすことで合意したものである。
- この特例的対応による0.1%分も含め、来年度開設する3区の通年の実績が明らかになる令和4年度に、配分割合のあり方について、改めて協議をしていくこととしている。このことをゼロベースと捉えるということであればそういうことになる。
- 都側の考え方の基本は、役割分担の変更が配分割合に直ちに連動するものではなく、児童相談所の算定経費が合理的かつ妥当な水準であるかどうかは、区の設置が一定数に達した段階で初めて検討、分析が可能であり、現時点では判断がつかないというものである。
- 地方交付税における取扱いと同様、児童相談所運営経費を補助金ではなく、一般財源による都区財政調整の基準財政需要額の算定対象とした。

(参考) 平成11年当時の都の考え方 (11.9.17 第21回税財政検討会)

「財調の仕組みは、改革後においても、区の側の需要と収入を計って必要額を都が交付するものであり、財調制度における都区間配分は、区の財源が足りていれば良く、残る財源は都に留保されてしかるべきものである。都に留保されている大都市事務やその経費を区側に示してその可否を特別区側と議論するようなことは、都として全く考えていない。都に留保された財源は都の一般財源であって、知事の予算編成権や都議会の議決権の範囲を越えるものではなく、区のチェックを受ける考え方は持っていない。」

◇設置区数、規模からみて配分割合を変更する必要はない？

- 特別区による児相の設置は、児相設置自治体の拡大をめざす児童福祉法改正の趣旨に即したものであり、今後も準備の整った区から順次設置していくことが予定されている。
設置区においては、都から当該区に権限が移譲され、児童相談行政に関する都区の役割分担が大幅に変更されることとなるものであり、設置区数が順次増加していくこと、また、所要額が無視できない規模であることを踏まえて、配分割合の変更によって対応すべきである。
- 仮に配分割合を変更せずに対応した場合、設置区の需要増分が特別区全体の他の事務の需要減をもたらし、設置区以外の区にも影響を及ぼすこととなり、不合理である。
- 地方交付税においても、児童相談所設置市となった場合は、当該府県の需要額を減額し、設置市の需要額を増加させることにより、関連経費の財源が移転する措置が採られる。

◇配分割合を変更するには、需要と収入の差で不足するかどうかを見る必要がある？

- 現行の都区制度への改正を行った平成10年地方自治法改正時の国会審議で、国は、都区間の財源配分は、事務分担に応じて行うものであり、事務の変動あるいは移管が行われる場合には、それに従って都区間で適正に協議がされ、必要な財源が調整割合の変更という形で担保されると答弁している。

(参考) 平成 10 年地方自治法改正時の都区間配分に関する考え方

(H10. 4. 7 衆議院地方行政委員会での自治省財政局長答弁から抜粋)

- ・「都に留保される事務につきましては、本来的には市町村税をもって充てられるべき性格のものでございまして、したがって、そのために都と区の間で財源配分を適切に行う必要がございます。」[二橋財政局長 (衆 H10. 4. 7 中島武敏)]
- ・「いわゆる調整三税の調整割合を定めるということが都分と特別区分とのシェアを分けることになるわけですが、これにつきましては両者間で十分な話し合いを行って、あくまでもその基本となりますのは実際に行います事務分担に応じてその財源の配分を行うということでございますので、そういう実際に分担する事務分担を前提として十分な話し合いを行っていただきたい、その結果で調整割合を定めていくということになるかと思えます。」[二橋財政局長 (衆 H10. 4. 7 太田昭宏)]
- ・「今後の事務の変動あるいは移管ということが行われます場合には、それに応じて都区間で適正に協議がされて、必要な財源が調整割合の変更という形で担保されていく」[二橋財政局長 (衆 H10. 4. 7 石井紘基)]

○配分割合は、自治法上の都区の役割分担に基づく市町村財源の都区間配分（都が行う「市」の事務の財源を都に留保）であり、各区の基準財政需要額と基準財政収入額の算定は、配分割合で得られる総額をもとに区間配分を行うための手法である。

(参考) 都区間財源配分関連規定 (抜粋)

<地方自治法>

第 282 条 都は、都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令で定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。

2 前項の特別区財政調整交付金とは、(中略：調整三税等)の合算額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金をいう。

<地方自治法施行令>

第 210 の 11

2 普通交付金の総額は、交付金総額に一定の割合 (次項において「普通交付金に係る割合」という。) を乗じて得た額とする。

第 210 の 12 普通交付金は、地方自治法第 281 条第 2 項の規定により特別区が処理することとされている事務の処理に要する経費につき、地方交付税法 (昭和 25 年法律第 211 号) 第 11 条から第 13 条までに規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政需要額 (次項及び第 210 の 15 において「基準財政需要額」という。) が、

(中略：特別区が課する税及び特別区に交付・譲与される交付金、譲与金について、地方交付税法で 75% でカウントされるものを 85% としたうえで、地方交付税法第 14 条に) 規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政収入額 (次項及び第 210 条の 15 において「基準財政収入額」という。) を超える特別区に対して、次項に定めるところにより交付する。

○役割分担の変更がある場合には、配分割合の変更により財源を移転し、総体の財源を確保したうえで、必要な額を交付（算定）する必要がある。

役割分担の変更に伴う配分割合の変更がなければ、特別区の側は役割が増えたにもかかわらず、財源が増えない結果、全体として財源が不足し、他の経費の財源を圧迫することとなる一方、都の側は役割が減じたにもかかわらず、財源はそのままとなり、不均衡が生じる。

そもそも、調整税等の一定割合の額は、特別区の共有財源であり、固有財源と言いうるものである。特別区の需要を都の判断で積み上げて、配分割合の過不足を云々するのは、区を内部団体視する発想である。

○需要と収入の差で配分割合の是非を判断するとすれば、毎年の税収の増減等に応じて、すべての需要の是非を争うことになることから、これを避けるために、都区間配分と区間配分を区別し、都区間配分は、一定の変更事由が生じた場合に限り変更を行うことで、配分割合を中期的に安定的なものとするのが、平成 12 年改革時の都区合意の趣旨である。

(参考) 配分割合の変更に関する都区合意と経緯

「配分割合は中期的に安定的なものとし、大規模な税財政制度の改正があった場合、都と特別区の事務配分または役割分担に大幅な変更があった場合、その他必要があると認められる場合に変更する」 (H12.3.28 都区協議会「都区制度改革実施大綱」)

※以後、区側は、変更事由に該当する状況の有無を確認しながら毎年の協議を実施

・平成 12 年度 44→52% (清掃事業の移管ほか)

・平成 19 年度 52→55%

(三位一体改革の影響 2%、都補助事業の区自主事業化 1%)

・令和 2 年度 55→55.1%

(区設児童相談所に係る特例的対応 ※令和 4 年度に改めて協議)

○現に、平成 19 年財調の協議において、三位一体改革の影響による 2%増と合わせて、都の補助事業を区の自主事業化する役割分担変更に伴う 1%増を実施し、変更事由に基づく配分割合の変更を行った実績がある。

(参考) 平成 19 年都区財政調整方針 H19. 1. 31 都区協議会

1 三位一体改革による特別区民税の減収及び国庫補助負担金削減の影響に係る都区財政調整上の対応については、配分率を 2%アップすることとする。

2 都区のあり方検討が開始され、東京都から特別区への更なる事務移管等の方向が出されたことを踏まえ、先行的に東京都の補助事業の一部を特別区の自主事業とし、配分率を 1%アップすることにより、特別区の自治の拡充に資する。

※このほか、交付金総額に対する特別交付金の割合を 2%から 5%に変更

◇令和2年度に0.1%を増やしたのは児童相談所の設置が理由ではない？

○令和2年度に配分割合を0.1%増加させたのは、特別区の児童相談所設置に伴う対応についての協議の結果であり、その時点では実績が未定の段階であったため、特例的措置としたものである。その上で、令和4年度に改めて協議することとしたのは、区の実績を踏まえた配分割合とする趣旨である。

◇都区のあり方検討で整理がつくまでは配分割合の変更は行わない約束では？

○都区のあり方検討の結果に委ねたのは、平成12年改革時の積み残し課題であり、平成18年までに行われた主要5課題の協議でも解決できなかった「都区双方の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方」についてであって、平成12年改革時の配分割合の妥当性を問うものである。

○平成12年以降の税財政制度改正や役割分担変更等により、配分割合変更事由が生じた場合に配分割合の見直しを行う必要があるのは、都区制度改革実施大綱（H12.3.28）で確認したとおりである。

平成19年度に、三位一体改革の影響や都補助事業の一部区自主事業への切替えへの対応で配分割合を3%アップしたのも同様の趣旨である。

(参考) H18.1.31 都区協議会でのとりまとめ

1 今後の都区のあり方について、事務配分、特別区の区域のあり方（再編等）、税財政制度などを根本的かつ発展的に検討することとし、協議が整い次第、このための検討組織を都区共同で設置する。

都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については、この検討を行う中で、その結論にしたがい整理を図る。

2 平成18年度都区財政調整協議において、清掃関連経費及び小中学校改築に係る課題を整理することとし、都は財政調整交付金とは別に200億円（注：小中学校改築に係る過去（H12-17）の需要分）の特別交付金を平成18年度に限り設ける。

特別区都市計画交付金については、対象事業に市街地再開発事業（再開発組合等への助成）を追加する。

3 「三位一体改革の影響」への対応として都から提案された調整率の2%アップ（19年度以降）については、影響の全体像を見極め、平成19年度財調協議において合意できるよう努力する。

特別区の児童相談所に係る配分割合協議の主な争点（令和5年度都区財政調整）

○都区双方の基本的主張

<都の考え方>

配分割合の変更を協議するのは、役割分担の大幅な変更があり、財源不足が生じることが要件となるが、今回のケースはいずれも当てはまらない。

<区の考え方>

都区財政調整の配分割合は、都が市町村事務とされるものの一部を担っていることを踏まえて、都区の役割分担に応じて市町村税源を分け合うためのものであり、特別区の所要額の積み上げによって定めるものではなく、都区間の役割分担に応じて定め、役割分担の変更に応じて変更されるべきものである。

特別区の児童相談所設置により都区間の役割分担が大幅に変更されることに伴い、平成12年都区制度改革時の都区合意事項に従い、配分割合を変更し、設置区の所要額に見合う特別区の財源を確保すべきである。

◇配分割合についての考え方

基本的事項	都の主張	区の主張
①都が一般的には市が処理する事務の一部を処理しているという都区の役割分担を踏まえて、市町村税源をもとに都と特別区との間の財源配分を行うものである。 (自治法逐条解説内容)	(言及無し)	平成12年改革によって整理された配分割合の大原則であり、都が認めた限りで特別区の財源を保障すれば足りるとする内部団体的取扱いを払拭するものである。
②配分割合を定める際には、都区の役割分担の状況を慎重に吟味する必要があり、中期的には安定的な割合を定めるべきことに留意する必要がある。 (自治法逐条解説内容)	この考え方により財源を配分すべきである。	配慮すべきではあるが、①を前提とした運用上の留意点である。
③平成12年都区制度改革時の都区合意事項である、「配分割合は中期的に安定的なものとし、大規模な税財政制度の改正があった場合、都と特別区の事務配分または役割分担に大幅な変更があった場合、その他必要があると認められる場合に変更する」ものである。	<ul style="list-style-type: none"> 配分割合を変更する際の原則は、③と④であり、都区で協議して決めるものである。 今回のケースは、③は大幅でなく、現行の配分割合で財源不足は生じないので④にも該当しない。 平成19年度の配分割合変更は、都区財政調整方針に変更事由の記載がなく、都区の協議の結果合意した事実以外には無い。 	<ul style="list-style-type: none"> ③④それぞれが配分割合変更の要件となるものがあるが、同時に満たす必要は無い。 今回のケースは③であり、④は該当しない。 先例としても、平成19年度の配分割合の変更は、都区財政調整方針に記載のとおり、税財政制度の改正と役割分担の変更を事由としたものである。 現行配分割合で足りるとするのは、原則を違えて内部団体視する発想である。
④地方自治法施行令210条の14に規定する「普通交付金の総額が引き続き財源不足額合算額と著しく異なることとなる場合には、配分割合を変更するものである。		

◇特別区の児童相談所設置が大幅な役割分担の変更に当たるかどうか

<都の主張>

特別区の児童相談所設置は、現時点で、都と特別区の事務配分又は役割分担の大幅な変更に該当するものではない。また、設置区の需要はすでに措置しており、今後も措置可能であるので、財源保障はされているため、特例的対応以前の配分割合で対応可能である。

<区の主張>

特別区の児童相談所設置自体が大幅な役割分担の変更に加え、設置区数が順次増加していくこと、また所要額が無視できない規模であることも踏まえれば、平成12年都区制度改革時に都区で合意した配分割合の変更事由に該当するものであり、配分割合を変更し、特別区全体の設置区の所要財源を保障したうえで、各設置区の需要を保障すべきである。

特別区の固有財源である現行の財源配分のもとの算定内容を持ち出して、配分割合を変更しなくとも区の財政運営に支障は生じないと主張することは、都が認める範囲で特別区の財源を保障すれば足りるとする、特別区を内部団体視した考え方であり、法の原則を違え、長年の都区の取組みによって実現した都区制度改革の成果を無にするもので、到底容認できるものではない。

都が否定する根拠	都の主張に対する区の反論
<p>①児童福祉法に基づく児童相談所の設置は都道府県に義務付けられており、特別区は政令で指定された場合のみ設置可能となっていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区は、政令指定されることで、都から権限が移り、都と同様に児童相談所の設置が義務づけられることになる。 ・児童相談所は、児童相談行政の中核を担う機関であり、都から特別区に権限が移譲されることは、それ自体大幅な役割分担の変更にたるもの。 ・しかも、特別区による児童相談所の設置は、児童相談所設置自治体の拡大をめざす児童福祉法改正の趣旨に即したものであり、今後も設置区の増加が予定されている。
<p>②特別区のエリアにおける児童相談所の設置が、令和4年度末時点で7区が区立児童相談所を設置しており、他の16区は、都の児童相談所がその役割を担っていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配分割合を変更するのは、設置区の所要額についてであり、たとえ設置区に限られていたとしても、設置区における役割分担の大幅な変更がある以上、都区の役割分担が大幅に変更されていることに変わりはない。 ・しかも、設置区は、令和5年度に三分の一、令和8年度に半数を超え、その後も増える予定。都が主張する特別区のエリア全体という観点でも、大幅な役割分担の変更にあたると言える。
<p>③都は特別区の求めに応じて、子ども家庭支援センターに都立児童相談所のサテライトオフィスを現在4区3か所に設置しており、来年度以降も設置を進めていく予定であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都の指摘は、都の児童相談所の管轄区域の施策のことであり、特別区が児童相談所を設置した地域のことではない。当然、当該区の経費について特別区が財源移譲を求めているものでもない。したがって、そもそも議論の対象外である。
<p>④児童相談所設置市に設置が義務付けられている児童自立支援施設を区が設置しておらず、本来特別区が担う業務についてもその一部を都が担っていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童自立支援施設については、対象児童を措置する法的責任を果たすために委託という手段を用いたのであって、それも含めて、政令指定申請を行い、都の副申と国の政令指定があったものである。児童相談所設置区は、その他の権限と合わせて、法的責任は全て果たしている。 ・そもそも、数多くの児童相談所関連事務のうちの一つを委託で処理していることをもって、大幅な役割分担の変更に当たらないほど都が担っていると主張すること自体不適切である。

都区財政調整制度の運用上の課題（例）

◇ 都区間の財源配分の適正化

- 自治法の趣旨に則った役割分担に基づく財源配分の明確化
⇒都区のあり方検討の結果で整理
- 合意事項である変更事由に基づく配分見直しルールの確立
 - ・配分割合は中期的に安定的なものとし、大規模な税財政制度の改正、都区の事務配分・役割分担の大幅な変更、その他必要な場合に変更
- 事務移譲の際のルールの確立
 - ・当該事務の執行に充てられていた金額と等しい財源を移譲
 - ・財源移譲は、事務の性格に応じ、財調交付金の配分率の変更又は事務処理特例交付金の交付等で実施
- 都市計画交付金の拡充
 - ・都市計画税を原資として、**都区双方の都市計画事業の実施状況に見合う配分**となるようルール化

◇ 特別区間配分の適正化

- 算定の簡明化等の改善・合理化
 - ・標準区経費の適正化、基礎的・普遍的事業の的確な算定、標準的・包括的算定の拡大等
- 自主財源の確保
 - ・各区の自主財源率を概ね 20%から 30%の範囲内
- 特別交付金の割合の縮減と算定ルールの明確化

◇ 特別区の主体性の強化

- 特別区の主体的な調整結果を反映した区間配分協議の実現
- 調整税の政策税制に係る協議ルールの確立
 - ・固定資産税の軽減措置等の取り扱い等
- 調整税の取り扱いの改善
 - ・調整税の特別会計への直入等会計上の取扱いの改善
 - ・調整税の徴収事務についての都区連携体制の構築

◇ 制度上の問題点や諸改革の動向等を踏まえた制度見直し

- 現行制度上の問題点の是正
 - ・年度途中の調整税の減収について、一般の市町村が採りうる減収対策に見合う対応策の整備等
- 税源移譲、税制改正、地方交付税改正等を踏まえた制度・運用の見直し
- 地方分権改革等に対応した制度・運用の見直し

大阪における特別区の制度設計（いわゆる「大阪都構想」）の概要

事務分担

- 基礎自治体と広域自治体の役割分担を徹底し、住民に身近な事務は、“基礎自治体優先”の原則のもと、特別区が実施（①中核市・一般市の事務 ②地域のまちづくりや住民生活に密着した都市基盤整備に関する事務 ③都道府県・指定都市の事務のうち、住民に身近な事務）
ただし、中核市・一般市の事務であっても、大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務は、大阪府が実施。また、大阪全体の視点で統一的・広域的な対応が必要なまちづくり、都市基盤整備等に関する事務は、大阪府が実施

税源配分

（１）税源配分（市町村税）

- 東京都区制度と同様に配分（大阪府：市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税、事業所税 特別区：市町村民税個人分、市町村たばこ税、軽自動車税等）

（２）財政調整

- 現行法上の調整財源である普通税三税（市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税）及び法人事業税交付対象額に加え、大阪府・大阪市が地方交付税の交付団体である実情を踏まえ、地方交付税相当額（市町村算定分）等を調整財源に加算
- 調整財源の配分割合は、事務分担に応じて、特別区：78.7%、大阪府：21.3%とし、特別区設置から10年間は、住民サービスをより安定的に提供できるよう、特別区に対して追加的な財源（各年度20億円を配分）
- 特別区と大阪府の配分割合が適正であることについて、原則として大阪府が説明責任を負う。また、大阪府は、毎年度、財政調整制度の運用状況や、大阪府に配分された調整財源の充当状況等を（仮称）大阪府・特別区協議会に報告し、検証、必要に応じ協議
- 特別区財政調整交付金の算定は、普通交付金：94%、特別交付金：6%
- 目的税二税（都市計画税、事業所税）は、特別区と大阪府双方の事業に充当するものとし、事業規模に応じて、目的税交付金として特別区に交付（特別区：53%、大阪府：47%）
- 普通税三税及び目的税二税は、（仮称）財政調整特別会計で歳入するものとし、財政調整に係る経理は、全て当該特別会計で行うことにより、透明性を確保

（仮称）大阪府・特別区協議会（大阪版都区協議会）

- 現行の都区協議会の仕組みを発展・充実させ、特別区の考えがより反映される“特別区重視”の仕組みを構築し、将来的には、特別区相互間の事柄は、特別区が主体的に決定できる仕組みを目指す
- 協議会の委員は、特別区の区長（4人）と知事を基本とし、必要に応じ、議会の代表者、職員、学識経験者等を追加可
- 特別区と大阪府及び特別区相互間の財政調整協議等の協議不調時に第三者機関を設置し、調整委員が協議会の委員から意見聴取を行い、合議により調停案を提示。協議会の委員に調停案への尊重義務を課す
- 第三者機関の調整委員（3人）は、事件の都度、地方行財政・法律関係の学識経験者、弁護士等から、会長が協議会の委員の同意を得て、任命

都区財政調整制度をめぐって出されたいくつかの意見と参考メモ

～ 特別区制度調査会に議論のための素材として提供 ～

○都区財政調整制度はわかりにくい。何が期待され、それにきちんと寄与しているのか検証が必要。

(参考メモ)

- ・制度面では、都区財政調整制度は、都制（特別区制度）特有の特例であり、大都市制度のあり方の議論を踏まえる必要がある。
- ・運用面では、配分の基準を現実に近づけたり、積算の内訳を明確にしようとするれば、算定内容が膨張し、複雑に見える。合意の形成が必要。

○他の大都市と比べて特別区の財政は圧倒的に恵まれている。高齢者への対人サービス等のソフト面と老朽化したインフラの更新の両面から都区の役割を明確にしていく必要がある。
○全国的に見て、現在の23区の制度にコンセンサスが得られるか疑問。地方の財政は深刻であり、逆交付税制度等の仕組みも含めて、あり方が問われる。

(参考メモ)

- ・都区財政調整制度は、市町村税の大都市地域内再配分であり、その範囲で、都区の役割の明確化も含め、税負担とサービスの整合が問われる。
- ・東京という大都市特有の財政需要をどう見るかの議論が必要。
- ・全国的な財源調整については、国税による対応（地方交付税、国庫補助負担金、富裕団体への財源調整措置、直轄事業等）がなされている。

○「一体性」は疑問。「一体性」を外したら財政的に自立できないとすれば、自立できるよう合併等の対策を講じるべき。

○23区の中での財政調整については、「一体性」と密接不可分。財政上の分権と言うときに、受益と負担の一致ということが言われるが、責任の明確化という面では理解できるが、財源が無ければ自立できない。最低限必要な財源を保障しながら受益と負担の関係を明確にしていくことが必要。その際のスタンダードをどう合意形成していくかが、財調制度を考える際にも重要。そのうえで、区毎のオリジナルをどう出していくか、どこまでが一体でどこから独自性を発揮するのか整理が必要。

○都区財政調整によって23区の行政水準の均衡が保たれることは、大都市に暮らす住民にとって必要。一体性の中で制度が組み立てられてきた経緯を踏まえながら、各区の自主・自立の要請にどう応えていくかを考えるべき。

○都心地域の税収は極端に多く、当該区のみ行政需要に充てることは現実的ではない。23区の中でその財源を調整することで大都市地域における一定の行政水準が保てる。

(参考メモ)

- ・23区の区域の大都市地域としての一体性は、歴史的にも社会実態としても現に存在するとする見方と、それを否定する見方、一体性の現状を認めつつ変革すべきとする見方等によって、判断が分かれる。
- ・行政水準の均衡をどういう内容で図るのか、また、地域間の格差をどの程度まで許容するかの合意形成が必要となる。

○課税権を明確に分けることが必要。

(参考メモ)

- ・都と区の課税権を明確に分けることについては、都と区の大都市事務の分担が可変的であること、23区間の財源偏在が著しいこと、一旦各区に所属した税源を再配分するのは困難である等の問題がある。

○現行法の枠内で、都が徴収した税を実質的に税目配分し、23区間で調整する方法を工夫すべき。

(参考メモ)

- ・自治法上、財調交付金の総額は、調整税の収入額に「条例で定める割合を乗じて得た額」とされている。
- ・税目配分では、都区間の役割分担の変更や税財政制度の改正等に対応できにくく、また、景気の変動による大都市需要の変動にも対応しにくいという問題がある。

○区の税源は個人の区民税のみで、街づくり等で努力しても成果に現れない。区の取り組みが区の財政に直接反映される税制が必要。

(参考メモ)

- ・平成12年の都区制度改革では、特別区の税にできるものは全て移譲するという前提で整理された。
- ・都に残されたものは、極度に税源の偏在があるものばかりであり、大都市の行政水準の均衡を図る上で必要な調整財源にふさわしいもの、及び都が直接執行する都市計画事業等の財源とするものを都に留保したものである。
- ・街づくりの財源は、財調の需要額で加算等の方式により算定される。
- ・街づくりの結果が税収に反映されるのは、地域の特性にもよっており、区毎の努力だけではない面もある。

○税を特別区が徴収して、必要額を都に渡し、特別区間の調整も行なうようにすべきだ。

(参考メモ)

- ・市町村事務の全てを各特別区に帰属させることになり、一体的に対応しなければならない上下水道の事務等を都が実施することや23区間で調整を行なうことについて、制度的に担保できなくなることをどう考えるか。
- ・税財源の全てを各特別区に帰属させることになると、特別区間に極端な税源偏在がある中で、大都市としての一体性の確保が困難となることをどう考えるか。
 - ①通常想定される需要を極度に上回る税財源を有する地域の存在
 - ②23区の区域で標準的に対応すべき需要を賄えない地域の存在
 - ③一旦各特別区に帰属した税源の再配分を行う困難性
 - ・区税として徴収した税を他の区のサービスに充てる仕組みは、受益と負担の明確化の方向に反する
 - ・客観的な再分配基準の設定が困難
 - ・抛出する区の徴税意欲が減退
 - ・財政調整の水準を巡って、抛出・非抛出団体間の構造的対立により、合意形成が困難
 - ・都に委託費を支払う場合の合理的な負担が困難（地域の需要を超えて負担することの困難性、合理的な調整困難）

○地方交付税を都区合算ではなく、直接適用すべき。

(参考メモ)

- ・地方交付税の算定上のいわゆる都区合算制度については、都及び特別区において、道府県及び一般市と異なった事務処理、税財政の仕組みが存続するため、標準的な団体を基準として全国の普遍的な需要を捉えて標準的な行政水準を確保する交付税制度において、都区間の事務や財源区分等に応じ、「都分」と「特別区分」を算定することは技術的に極めて困難であることから、存続されることとされたものである。
- ・区毎に算定すると、極端に収入超過となる区が生じる一方、現行の行政水準を維持できなくなる区も生じ、23区間の財源均衡は図れなくなる。

- 12年度制度改革で、都の大都市事務の決着に応じて一定の財源を配分することになっており、それを解決すれば区の自立につながる。2000年の改革どおりの決着がついていない。都区の分担を切らなければ改革が実現したとは言えない。
- 仕事を配分して、それに応じた財源配分を明確にすることが必要。特別区が市並みに権限と財源を持つ方向で、特別区と都の改革を同時にやっていく必要がある。
- 都と特別区の配分を明確にし、都の裁量で左右されない仕組みとすべき。

(参考メモ)

- ・平成12年度の制度改革によって、都と特別区の役割分担原則が明確になったが、この原則に基づいて具体的にどの事業をどう分担し、それに応じてどのように財源を配分するのかを明らかにすることが課題となっている。
- ・都と特別区の役割分担とそれに応じた財源配分は、法令で定められるものを除き、都区間の協議により定めるとするのが法改正時の国の説明である。

- 調整税は都税であり、都区財政調整も都の予算と条例で決められる。特別区の財政的自立が図られていない。特別区相互で主体的に調整できる仕組みとすべき。

(参考メモ)

- ・都が一定の税を徴収して、都区間、特別区間で再配分する制度に代わりうる有効な方法は、第2次特別区制度調査会が提言した「基礎自治体連合」構想を除き、これまでのところ見出せていない。
- ・平成12年都区制度改革により、都区財政調整制度が法律に基づく財源保障制度として確立され、都区間の財政関係は独立対等の関係に立つこととなった。
- ・配分割合をはじめ制度の運用については、都区間の協議に委ねられており、法定の都区協議会の場で、都と特別区の対等の協議による合意が必要。
- ・23区間の自律的な調整を図りながら、都との協議の中でどのように主体性を発揮できるかが問われる。
- ・最終的には、国の関与を求めることも、制度的には可能（総務大臣の助言・勧告、自治紛争調停等）。

- 都の条例、規則で定める範囲を限定し、具体的な運用は特別区の協議に委ねるべき。

(参考メモ)

- ・条例、規則等で算定内容を明確にすることで、制度としての客観性、合理性、透明性を担保することになるという見方もある。
- ・実際の都区間の協議の中では、特別区相互間の配分の内容について、特別区どうしの調整結果を反映させるよう取組んでいる。

- 都区間の財源配分について、特別区のひとつひとつの需要を積み上げて決めようとするのはおかしい。

(参考メモ)

- ・都側は、都区間の配分は、特別区の需要と収入を差し引いた額によって調整税の割合を決め、残る財源は当然に都が留保するという考え方であるが、区側は、平成12年度の制度改革以降、都区間配分と区間配分の課題を区分けして協議することとしており、需要の積み上げで配分割合のアップを求めることはしていない。
- ・都区間配分の課題については、役割分担の変更や制度改革によって配分を見直すべき客観的な事情があるものに限定して協議課題に挙げている。
- ・個々の基準財政需要額の内容の見直しについては、毎年度の状況の変化等に応じて、適正かつ公平な区間配分が行なわれるよう、区側の自律的な協議を行なって、都に提案し、協議しているものであり、配分割合の枠内で調整するものであるため、基本的に都区間の財源問題とはならない。

○全てを具体的な需要で積むのではなく、自由に使える部分を一定程度設定することも必要。

(参考メモ)

- ・現在の都区財政調整の中でも、包括的な需要算定は行なわれている（その他行政費、施設のメニュー算定等）。

○現在の財調は、学校数で算定しているように、努力すれば需要額が減る仕組みになっている。算定が詳細すぎる。自由度を与えるようにすべき。

(参考メモ)

- ・特別区財政調整交付金は、用途の特定されない一般財源として交付されるものであり、積算内容のいかんにかかわらず、もともと各区の財政運営を制約するものではない。
- ・積算内容については、現実の行政実態と財政調整の積算上設定する標準的な行政水準との乖離をどこまで許容するかの問題であり、行政運営の自由度とは別である。
- ・従来、需要算定の標準化に向けた改善合理化を進めてきており、ある区が行革を行なうことによって、財調の需要が減少するのは例外的なものに限られる。
- ・学校数を測定単位として算定している部分も、23区間の合意があれば、都との協議により、統廃合に伴う激変緩和措置を講じたり、例えば児童数等での算定に変えることは可能。

○財源調整のあり方について、考え方の整理が必要。

○財源調整を合意で行うのは無理ではないか。

(参考メモ)

- ・財源調整は、基本的に一定の財源をもとに、一定の事由に基づき保障すべき財源を一定の基準で配分するもの。
⇒財源調整が必要な理由に応じて、調整のあり方を考えるべき。
- ・地方交付税は、国が地方行政に係わる国民生活の均衡を保障するために国税の一部をもとに財源調整。
- ・都区財政調整は、東京大都市地域としての特別区の区域において、通常市が処理する事務のうち都が一体的に処理すべき事務の財源と、23区間の行政の均衡を保障するために市町村財源の一部をもとに財源調整。
- ・財源調整は、関係者の合意（妥協を含む）をもとに、できる限り公平で、客観的、合理的、自動的に行われることが望ましい。
※この点、都区財政調整は、長年の当事者同士の協議（都区間協議、23区間協議）をもとに順次改正が積み重ねられてきたものであり、一定のルールを共有していると言える。
- ・財源調整は、利害が絡むものであるだけに、当事者間の調整は困難との見方もあるが、一定のルールを共有できれば調整は可能。
※この点についても、都区財政調整協議の蓄積の意義は大きい。なお、都が調整するとしても、当事者間の調整（都区間配分）には変わらない。

○調整財源のあり方の整理が必要。

(参考メモ)

- ・現在の調整税は、①行政水準の均衡を図る趣旨から、自治体間で特に税源偏在のある税であること、②都と特別区の財源調整を賄うに足る規模を有すること、③税の用途が制限されていないものであること等の観点を総合的に勘案して選定したものとされている。
⇒現在の調整3税を基本に、事業所税、都市計画税等の取扱いをどうするか検討が必要
- ・税制改革の内容がどのようなものになるかによっても対応が異なる。
- ・各自自治体への配分方法については、基本的には現行の財政調整の仕組みをベースにするのが現実的ではないか。

○特別区は、特別地方公共団体のままであり、財政的にも都区財政調整制度に依存しているの
で、自立しているとは言えない。

(参考メモ)

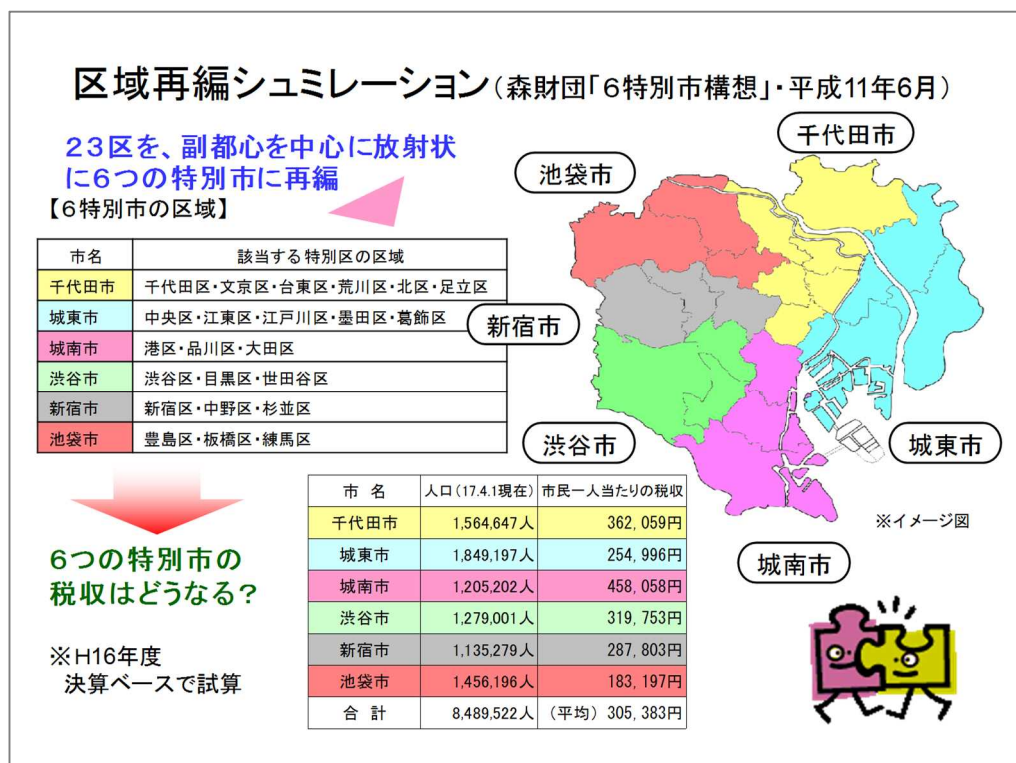
- ・自治法上特別区は市町村と同様に「基礎的な地方公共団体」と明定されており、遜色はない。かつて自治法上に規定のあった「特別市」は特別地方公共団体であり、「普通」ではないことは自立していないことと同義ではない。そもそも、国家から独立しない限り究極の自立はあり得ない。
- ・都区関係が他の都道府県・市町村関係と違うのは、東京大都市地域の特殊性を踏まえた制度としての広域自治体と基礎自治体間の役割分担の違いであり、特別な役割分担に応じた仕組みを、一般制度に特例を設ける形で定めているものである。はじめから別制度とする方法もありうるが、ほとんどは一般制度で足りるため、かえって非効率となる。
- ・都区財政調整は、都区制度の特殊性に対応して、東京大都市地域の行政の均衡を保つ観点から、特別区の区域の市町村財源を都区間及び特別区相互間で配分調整するものであり、都に対して特別区が従属的な地位に立つものではない。
- ・財政調整の必要については、地方交付税の不交付団体のごくわずかであることから見ても当然のことであり、自立性を否定するものではない。自治法改正により、都区財政調整制度が法定され、地方交付税との関係も整理されたことから、財政面でも都と特別区の独立対等性が担保されたものである。

○都区協議は不透明であり、膨大なエネルギーをかける非効率なしくみだ。

(参考メモ)

- ・都区協議は、法令により定められた協議の仕組みに則って行われている。都と23区間の交渉事項であるため、協議自体を公開で行うことにはなじまないが、事後的には詳細なやり取りも含めて公表している。
- ・1兆5千億円を超える規模の財源配分を行うための調整であり、その結果が住民サービスのあり方に直結するものである以上、膨大な労力をかけるのは当然である。

(参 考)



特別区制度調査会報告における財政調整をめぐる考え方

第1次報告（平成17年10月）

「東京における新たな自治制度を目指して―都区制度の転換―」から抜粋

<財政の自主性・自立性について>

- 東京大都市地域は、首都機能が存する地域として、また、人口が高度に集中する大都市地域として、沿革的に一体的な施設整備等が必要であるとされてきた。その結果、個々の特別区には、それぞれの住民の意向とは関わりなく、東京大都市地域全体を一体的な観点から捉えた地域特性が形成されてきた。また、他方ではそれぞれの財政力に関わりなく、同一水準の行政の確保が求められ、東京大都市地域独自の財政調整制度が考えられ適用されてきた。
- 新たな制度の構想にあたっては、特別区間に現に存する地域特性を踏まえながら、分権時代にふさわしい財源の安定的な確保を可能とする税財政制度が必要であるとする。しかし、当調査会としては、検討の手順としてまず、「行政の一体性」の視点から新たな基礎自治体の理論モデルの検討を行い、その後に、財政の自主性・自立性についての考察を行うこととした。
- （シナリオ1 特別な「市」のイメージの）想定にあたっては、現行23の特別区が現状の区域のままで、新たな基礎自治体たる「東京〇〇市」に移行すると仮定している。したがって、東京大都市地域内の現に存する財源偏在は引き続き残ることとなり、東京都から引き継ぐべき市の税源や「東京〇〇市」相互間における財政の水平調整のあり方等については、別途検討が必要となってくる。
- そして、今後検討することとした新しい税財政制度は、分権の担い手としての財政基盤を整えるために極めて重要な課題であり、その検討結果によっては、再度、新たな基礎自治体のイメージを再構成する作業も必要になってくるかもしれない。

第2次報告（平成19年12月）

「「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想」から抜粋

<基礎自治体間の新たなシステム>

- これまでの都区制度改革の検討に当たっては、特別区を普通地方公共団体に転換すれば、それは各区への地方交付税の個別適用に直結するものと観念されてきた。個別適用ということになれば、現行の都区財政調整制度によって確保されてきた区間の水平的な財政調整機能が失われ、各区の財政需要を賄うだけの財源の手当てができなくなるのではないか、という不安がぬぐえなかった。
- しかし、この観念を克服できなければ、いつまでも特別区は「都の区」から脱却できないため、結果として、地域住民に身近な政府である基礎自治体を確立していくことはできない。
- このようなこだわりや固定観念を克服し、すべての特別区が基礎自治体として個々の役割を果たしつつ、これまでになかったような「対等・協力」の関係を構想・構築できるならば、23

の特別区は、思い切って「都の区」の制度廃止に向けた第一歩を踏み出すことができると考える。

<「東京〇〇市」の「対等・協力」関係－「基礎自治体連合」－>

- 東京大都市地域は、沿革的に一体的な整備などが必要であるとされ、個々の特別区には、それぞれの住民の意向とは関わりなく、東京大都市地域全体を一体的な観点から捉えた地域特性が形成されてきた。この結果、特別区間には、行政需要や財源の極端な偏在が現存している。これらを踏まえ、実現可能な新たな基礎自治体間の関係を構想する必要がある。しかし、この基礎自治体横断的な関係は「東京〇〇市」が、これまでの歴史的沿革を乗り越える行財政の仕組みでなければならない。
- この基礎自治体横断的な関係は、基礎自治体の新しい「対等・協力」の形であり、法的根拠を有する「基礎自治体連合」として設計する。
- 「基礎自治体連合」は、住民投票により承認された憲章の下に、地域の実情に合わせた多様な自治の選択を可能とする新たな制度である。
- 「基礎自治体連合」の設立に必要な最小限の要件は法定される。法定化される要件としては、設置の手続きに関する事、民主的統制の確保に関する事などが考えられる。
- 「基礎自治体連合」は、事務配分、徴税、財政調整などの具体的な「対等・協力」関係の内容を定める憲章を、基礎自治体（特別区＝「東京〇〇市」）間で協議し、各議会の議決を経て、住民投票による承認を得て成立する。

<財政制度における「対等・協力」関係>

- 東京大都市地域における「基礎自治体連合」では、特別区間に現に存する地域特性を踏まえ、「東京〇〇市」間の財源の均衡化をはかるために、「対等・協力」の関係のもとでの自主的な財政調整を行う税財政制度を設ける。
- 東京大都市地域には独自の財政調整制度が適用されてきた経緯を踏まえ、「基礎自治体連合」に活用する、2つの方式が考えられる。
 - (共有税方式)
 - ・「基礎自治体連合」は、憲章に定めるところにより、「基礎自治体連合」の条例に基づき、財政調整に必要な財源として一定の税目の一部または全部を「東京〇〇市」と共同徴収する。
 - ・「基礎自治体連合」が共同徴収する税は、「東京〇〇市」の共有税とする。
 - (分賦金方式)
 - ・「基礎自治体連合」は、憲章に定めるところにより、「基礎自治体連合」の条例および予算に基づき、財政調整に必要な財源を各「東京〇〇市」に請求(賦課)する。
- 現行の地方交付税制度は、相似する特別区財政調整交付金制度(地方自治法第282条)を前提としながら、特別区の存する区域を一の市とみなした大都市分の基準財政需要額と府県分の基準財政需要額とを合算し、同様に基準財政収入額も合算して、都へ適用している(地方交付税法第21条)。
- 東京大都市地域における「基礎自治体連合」は、自ら財政調整を行うために、各「東京〇〇市」の地方交付税算定については一括して「基礎自治体連合」へ適用するなど、地方交付税制度の特例を設ける必要がある。

地方交付税区別算定額の試算について

1 交付税区別試算の経緯

特別区制度調査会報告における新たな基礎自治体のイメージ（シナリオ 1、シナリオ 2）に即した税財政制度の検討素材として、平成 17 年度の数値により、地方交付税制度を各区に適用した場合の試算を行った。

2 普通交付税区別試算結果（概要）

① 現行算定

【算定条件等】

○ 23 区一括算定（人口は平成 12 年国勢調査人口）

【平成 17 年度算定結果】

（単位：億円）

基準財政収入額 A	基準財政需要額 B	財源超過額 A - B
21,128	13,934	7,194

② 区別試算

【算定条件等】

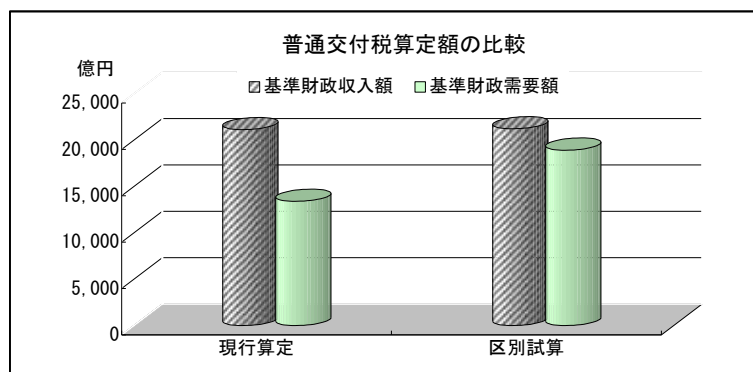
- 普通交付税算出方法に基づき、区別の基礎数値により試算 ※影響額 2,358 億円
 - ・ 平成 17 年国勢調査人口により試算
 - ・ 都市化の程度に応じた割増補正（種地補正）、及びその他諸費に係る特別区の割増補正係数について、現行一括算定と同様に全区に適用し試算
- 需要額：都が現に行っている大都市事務分（都案を参考）の基礎数値を加算 ※影響額 901 億円
- 需要額：臨時財政対策債（赤字地方債）振替分を平年度化 ※影響額 1,716 億円
 - ・ 財源不足対策として平成 13 年度から需要額を臨時財政対策債に振替える措置が導入されているが、後年度負担を考慮し、振替前の需要額で試算
- 収入額：都が現に行っている大都市事務分（都案を参考）の道路財源を加算 ※影響額 93 億円

【試算結果】

（単位：億円）

基準財政収入額 A	基準財政需要額 B	財源超過額 A - B	区別試算結果
21,221 (93)	18,909 (4,975)	2,312 (△4,882)	交付区 12 区 不交付区 11 区

※（ ）内数値は現行算定額との差引額



（試算資料）資料① 普通交付税区別試算結果（平成 17 年度）

3 都区財政調整制度と地方交付税制度の一般財源比較

- 区別試算結果をもとに、現行の都区財政調整制度ベースでの一般財源額（財調上の一般財源、都が留保する大都市一般財源を人口、昼間人口等で区別按分した数値を合算）と、地方交付税制度を区別適用した場合の一般財源額を比較

(比較結果)

◆新たな基礎自治体のイメージに即した税財政制度としての地方交付税の個別適用では、数区において著しい財源超過が発生する一方、多くの区において現行の行政水準を維持できる財源を担保できない状況となる。

(比較資料)

資料② 都区財政調整制度と地方交付税制度の一般財源比較

4 交付税上の財源超過について

- 区別試算結果の財源超過額は 2,312 億円となるが、試算結果をもとに市町村分の算定額と決算額を比較すると、捕捉率は 67.0%となる。
- 東京都、特別区それぞれの実施割合で見ると、特別区実施分の捕捉率は 75.7%で自主財源分を考慮するとほぼ充足した算定内容となっている。
- しかし、東京都実施分の補足率は 46.7%であり、算定額と決算額の乖離が大きく、これが財源超過の要因となっている。
- 算定額と決算額の乖離が大きいものは、下水道費（投資含む）で 1,723 億円、社会福祉費で 407 億円、高齢者保健福祉費で 270 億円等となっており、算定上の単価差、規模差のほか、現に都が実施している大都市需要が十分算定されていない結果、財源超過が発生しているものと考えられる。
- 特別区においては、義務教育施設の改築需要、社会福祉費の急増、都市基盤の整備等の将来需要を考慮すると、現行水準以上の財源が必要となる。また、都においても、老朽都市施設の更新需要など膨大な将来需要を抱えていることも考慮すると、交付税算定は、都区が抱える財政需要を充分捕捉しているとは言えない。

市町村分算定額（区別試算結果）と決算額の比較（概要）

(単位：億円、%)

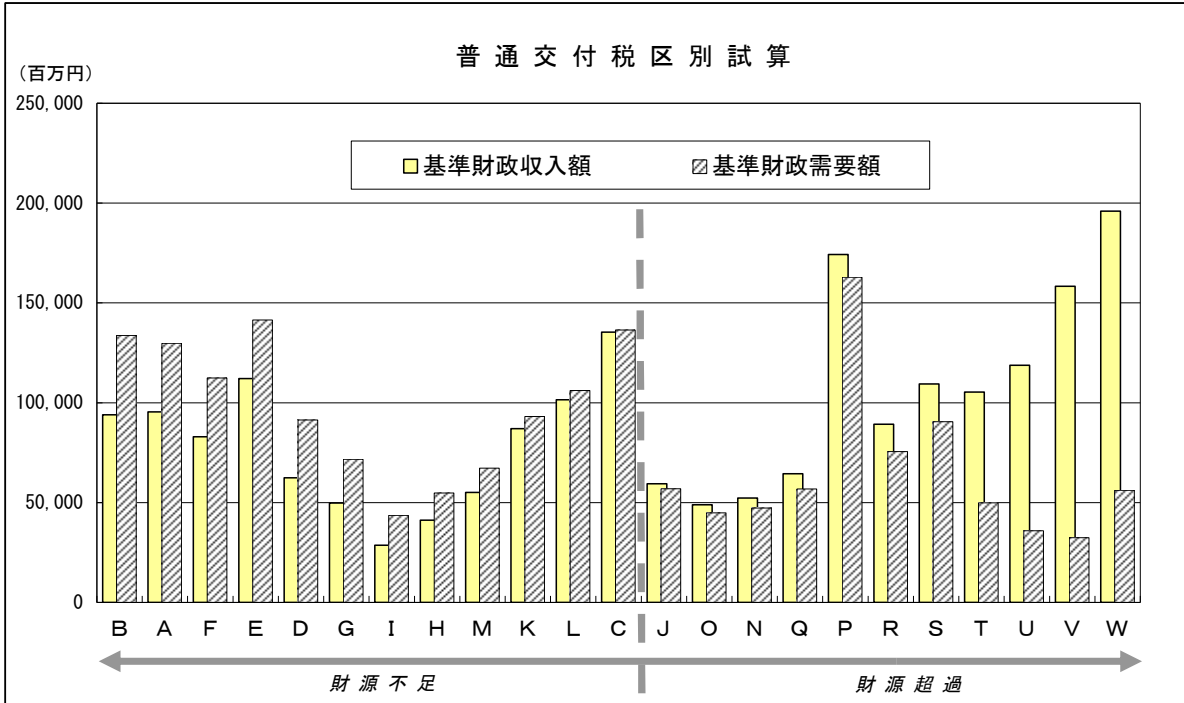
交付税区分	交付税算定額A			決算額B			捕捉率A/B		
	計	特別区	東京都	計	特別区	東京都	計	特別区	東京都
経常経費	14,776	11,699	3,077	21,783	15,643	6,140	67.8	74.8	50.1
投資的経費	2,513	1,818	695	3,965	2,245	1,720	63.4	81.0	40.4
公債費	1,620	1,432	188	2,470	1,848	622	65.6	77.5	30.2
計	18,909	14,949	3,960	28,218	19,736	8,482	67.0	75.7	46.7
75%相当額	18,909	14,949	3,960	21,615	15,118	6,497	87.5	98.9	60.9

(参考資料)

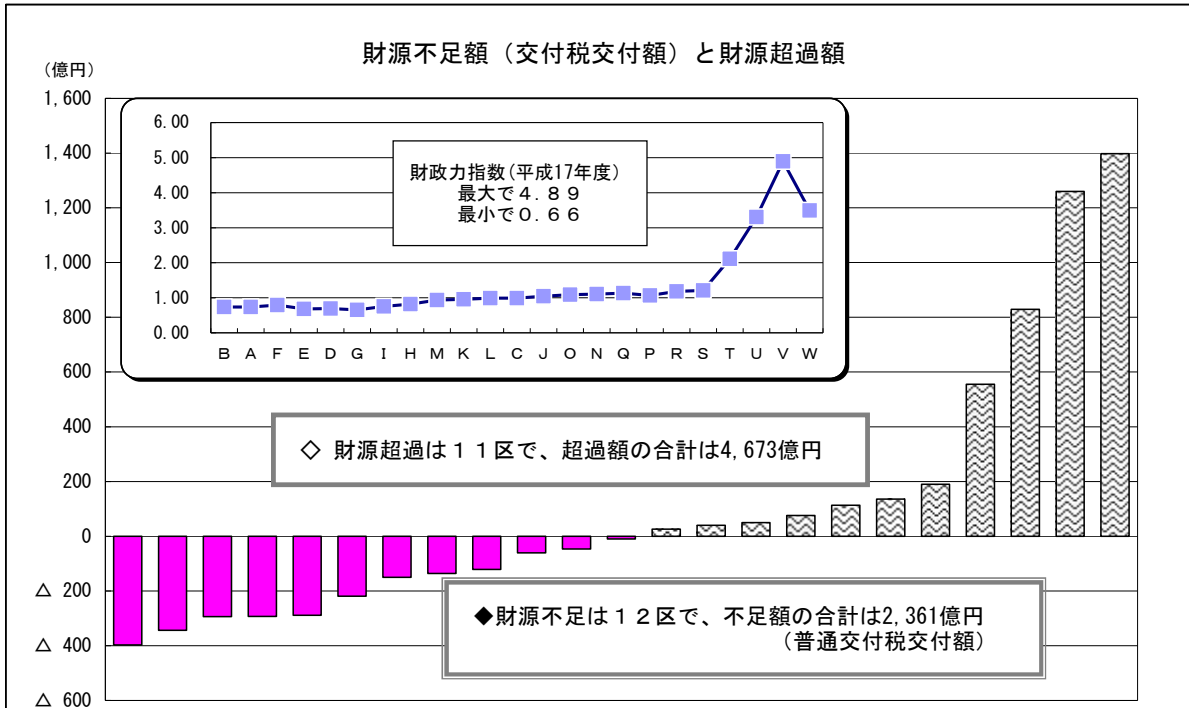
資料③ 普通交付税算定結果（東京都・特別区分）累年比較

資料④ 都区の事務配分・財源配分に応じた交付税算定（試算）

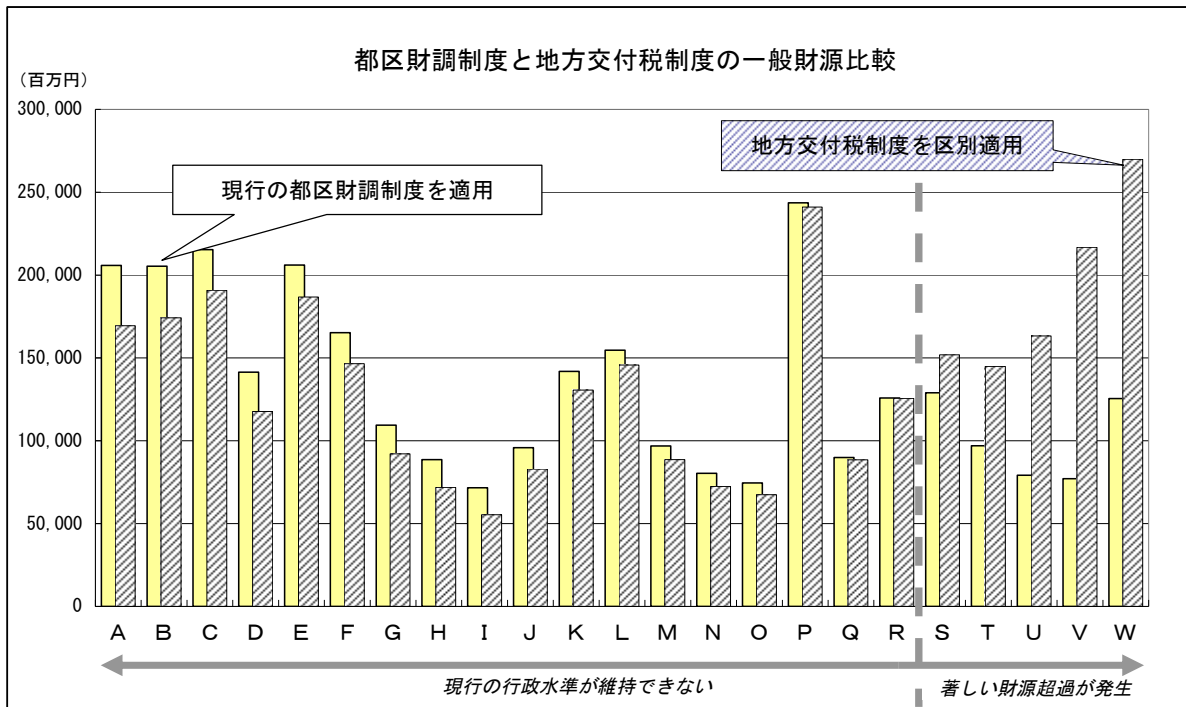
普通交付税区別試算結果（平成17年度）



※平成17年度普通交付税算出方法に基づき、区別の基礎数値により試算
 ※都が現に行っている大都市事務分（都案を参考）の基礎数値を加算

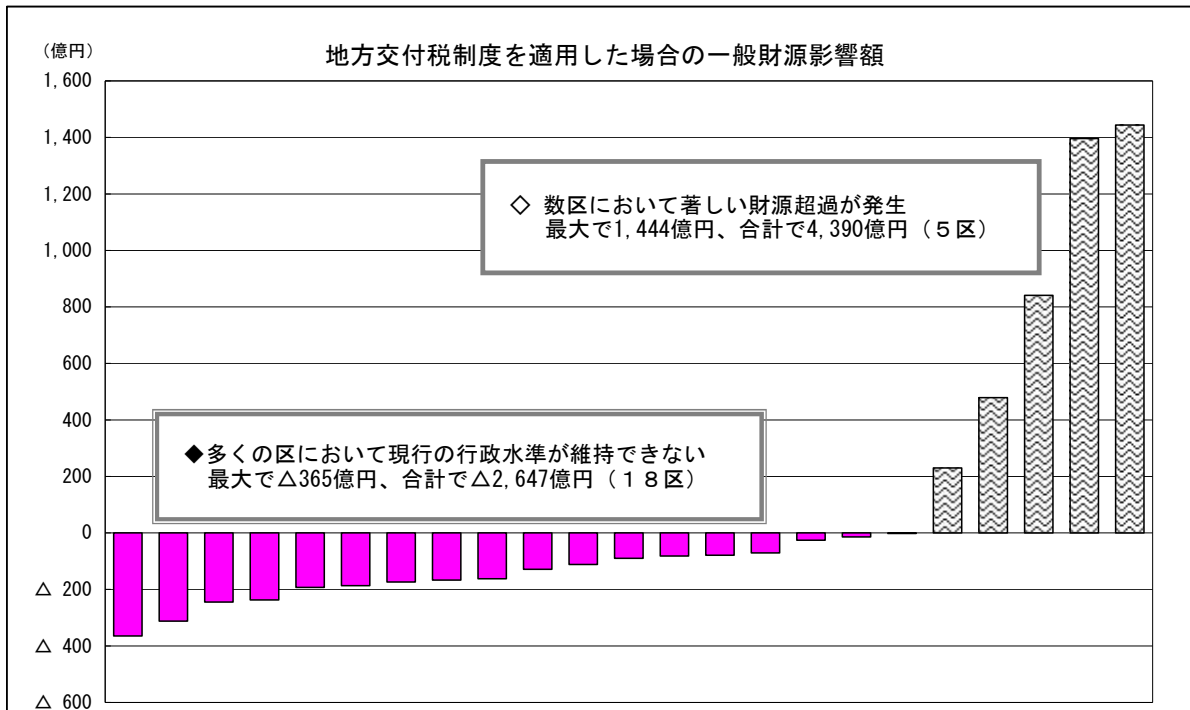


都区財政調整制度と地方交付税制度の一般財源比較



※現行の都区財政調整制度を適用：特別区が一般の市に移行し、現行の都区財政調整制度を適用した一般財源（試算）

※地方交付税制度を区別適用：特別区が一般の市に移行し、地方交付税制度を区別適用した一般財源（試算）



参 考

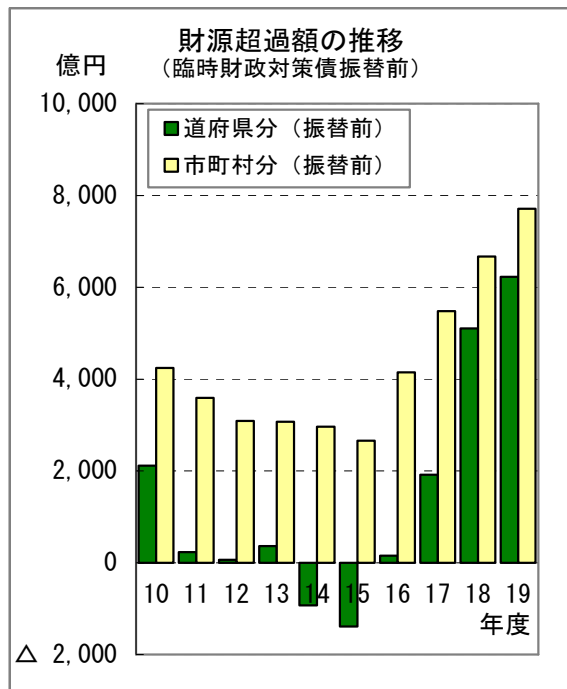
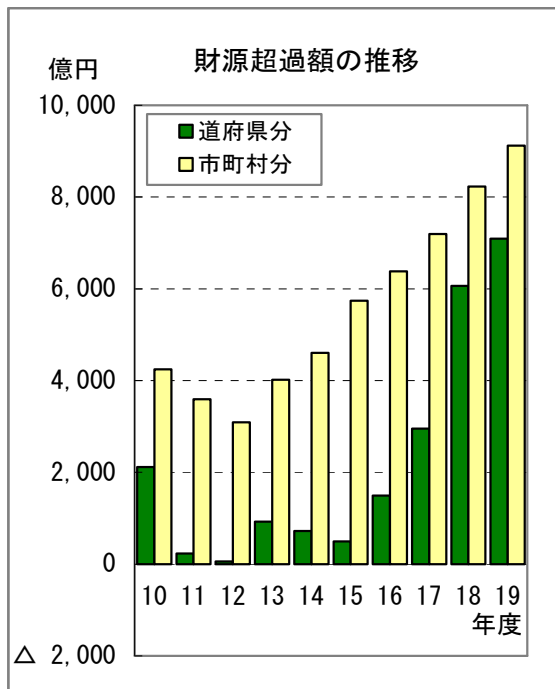
普通交付税算定結果(東京都・特別区分)累年比較

資料 ③

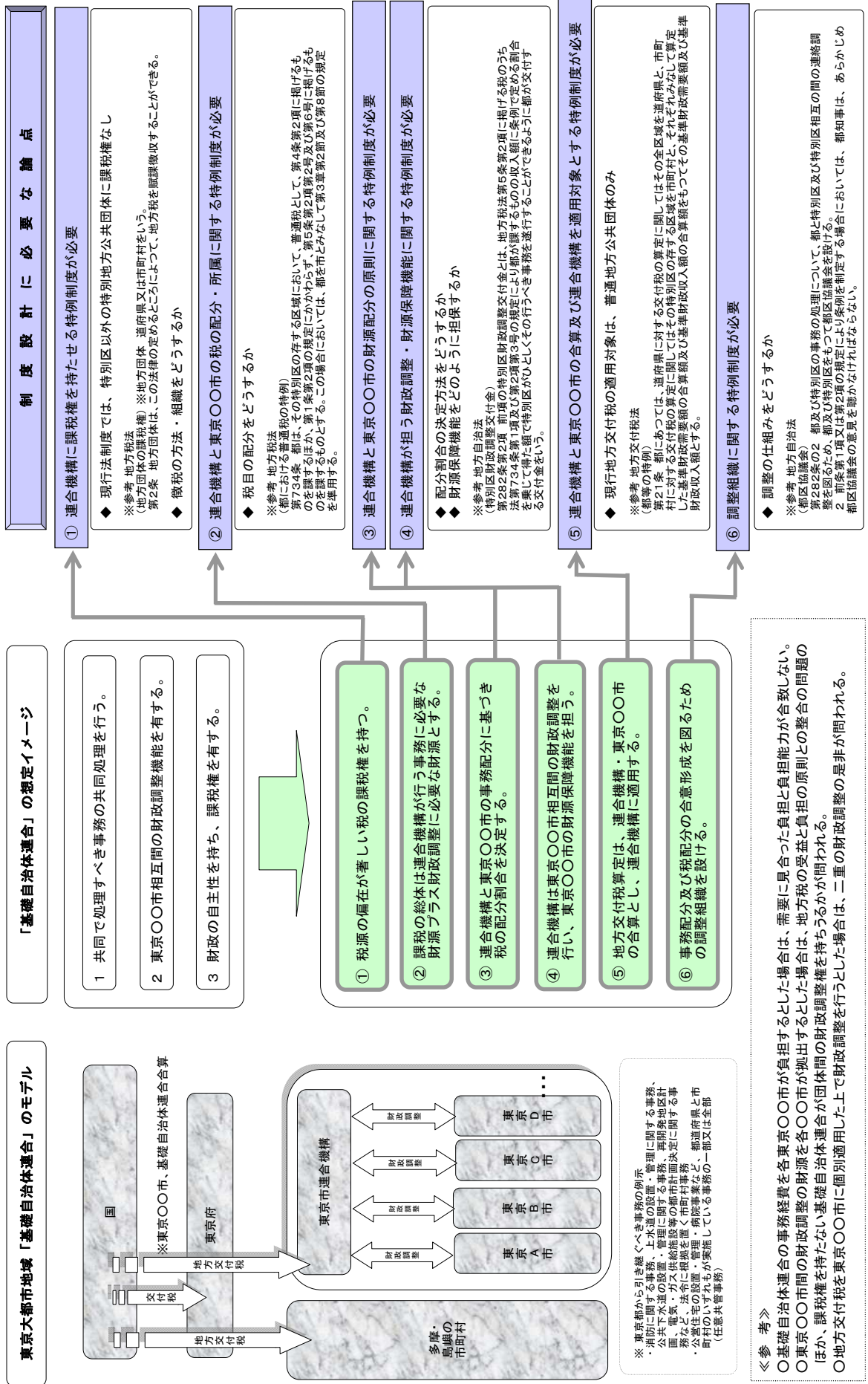
(単位:億円)

年度	道府県分算定額			市町村分算定額			合計額		
	基準財政 需要額	基準財政 収入額	財源超過額	基準財政 需要額	基準財政 収入額	財源超過額	基準財政 需要額	基準財政 収入額	財源超過額
10	17,388	19,502	2,114	16,591	20,836	4,245	33,979	40,338	6,359
11	17,484	17,713	229	16,467	20,059	3,592	33,951	37,772	3,821
12	17,832	17,892	60	16,546	19,636	3,090	34,378	37,528	3,150
13	17,204 (17,769)	18,130	926 (361)	15,908 (16,851)	19,923	4,015 (3,072)	33,112 (34,620)	38,053	4,941 (3,433)
14	16,427 (18,077)	17,147	720 (△ 930)	15,364 (17,006)	19,969	4,605 (2,963)	31,791 (35,083)	37,116	5,325 (2,033)
15	14,809 (16,697)	15,305	496 (△ 1,392)	13,691 (16,774)	19,431	5,740 (2,657)	28,500 (33,471)	34,736	6,236 (1,265)
16	14,719 (16,063)	16,214	1,495 (151)	13,615 (15,851)	19,997	6,382 (4,146)	28,334 (31,914)	36,211	7,877 (4,297)
17	15,771 (16,806)	18,723	2,952 (1,917)	13,934 (15,650)	21,128	7,194 (5,478)	29,705 (32,456)	39,851	10,146 (7,395)
18	16,971 (17,930)	23,035	6,064 (5,105)	14,040 (15,598)	22,267	8,227 (6,669)	31,011 (33,528)	45,302	14,291 (11,774)
19	17,147 (18,015)	24,240	7,093 (6,225)	14,012 (15,427)	23,135	9,123 (7,708)	31,159 (33,442)	47,375	16,216 (13,933)

※ () 内の金額は臨時財政対策債振替前の数値 (13年度～)



「基礎自治体連合」による財政調整のイメージ（第2次特別区制度調査報告をもとに、「共有税方式」の場合の論点を想定）



第30次地方制度調査会答申及び区からの提出資料抜粋 (都区財政調整制度関連部分)

<答申抜粋>

※大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申(H25.6.1)から

(都区協議会)

- 都区財政調整制度等に関する都区協議会における調整について、仮に協議が調わない事項が生じた場合に備え、現行の自治紛争処理委員による調停に加え、指定都市と都道府県の場合と同様に何らかの新しい裁定等の仕組みを設けることの必要性について引き続き検討する必要がある。

(特別区制度の他地域への適用)

- 税源配分及び財政調整については、道府県と特別区が分担する事務の規模に応じて、税財源が適切に配分されることが必要である。その際、税源の偏在がある中で特別区において適切に行政サービスを提供できるよう、税源の配分と道府県と特別区との間の財政調整の仕組みを適切に組み合わせるとともに、特別区間で偏在度の大きい税を道府県と特別区との間の財政調整の財源とすることが基本である。

税源の配分に当たっては、目的税とその用途との関係にも留意すべきである。また、現在指定都市が処理している任意事務についても、道府県と特別区との間の事務分担に応じた財源上の配慮が必要である。

指定都市を特別区に分割した場合、現行制度と同様に、地方交付税の算定については、特別区を一つの市とみなすことが必要である。さらに、道府県と特別区間の事務の分担や税源の配分が一般の道府県と市町村と異なることから、現行の都区合算制度と同様の仕組みによることが基本となることに留意すべきである。

特別区において処理すべき事務が多いほど、また、特別区の規模が小さいほど、分割される事務の処理に要する費用が増加するとともに、特別区の間で行うべき財政調整の規模が大きくなることに留意すべきである。

特別区が処理すべき事務や特別区の規模によっては、現行の都区財政調整制度における調整3税以外の何らかの財源を調整財源として活用することが必要となる場合があることに留意すべきである。

<検討時の特別区提出資料抜粋>

※「基礎自治体連合と都区制度の現状・課題(説明メモ)」(H24.3.16)から

- 現行制度の下での最大の課題は、都が一体的に処理する「市町村事務」の具体的な整理により、改正自治法の原則に則った役割分担の明確化と役割分担に基づく安定的な財源配分を確立することである。
- 特別区制度調査会の報告「「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想」は、現行の制度が、都区間の役割分担及び財源配分について法定の原則のもとで双方の協議により解決しようとするものであるのに対し、協議による解決の限界を克服する方策として示されたものである。
- (基礎自治体連合構想の要点)
 - ・「基礎自治体連合」は、事務配分、徴税、財政調整などの「対等・協力」関係の内容を基礎自

治体間で協議し、住民投票により承認された憲章の下に、地域の実情に合わせた多様な自治の選択を可能とする新たな制度

- ・「東京〇〇市」間の水平的な財政調整事務を処理する

※共有税方式または分賦金方式が考えられる

※地方交付税制度の特例を設ける

- （基礎自治体連合）構想は、東京大都市地域の特殊性を踏まえつつ、基礎自治体レベルで解決すべきものについては、財源の調整も含め、基礎自治体間の横断的な相互補完関係で対処する仕組みを提起したものであり、従来の都区関係のもとでの事務配分と財源配分の確執を解消し、本来の広域自治体と基礎自治体の連携関係を築くための方策を示した意義は大きい。

- 都区財政調整制度は、事務配分、課税権の特例及び 23 区間の財源偏在に応じた自治体間の財政調整の仕組みであり、地方交付税制度と並ぶ法律上の財源保障制度である。

- 都区間配分と 23 区間配分は、都区協議で定めることとされており、都区協議会の下に設定された「都区財政調整協議会」において毎年の協議を行い、都区協議会において合意する手順を踏んでいる。

- 都区の役割分担に応じた配分割合の合意はかねてよりの懸案事項である。

平成 10 年自治法改正時に整理された考え方（都が特別区の区域において一体的に処理する「市町村事務」は、特別区（基礎自治体）優先の原則により限定され、法定の事務のほか、都区の協議で決められるべきものであり、その事務の処理に必要な限りにおいて都が特別区の区域の「市町村財源」を留保するという考え方）に基づいて、都が、府県事務以外の、一体的に処理する「市町村事務」の範囲を明示し、それをもとに都区の協議により財源配分の整理を行うべきとするのが特別区の主張である。

現在は、都区協議会の下に設置した「都区のあり方検討委員会」において、今後の都区のあり方について、事務配分、特別区の区域のあり方、税財政制度などを根本的かつ発展的に検討する途上であり、都区の「大都市事務」（特別区の区域において市町村財源を充当して処理する事務）の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については、この検討を行う中で、その結論に従い整理を図ることとしている。

- 配分割合の変更については、一定の変更事由がある場合に限定することで合意している。

平成 12 年改革時に、「配分割合は中期的に安定的なものとし、大規模な税財政制度の改正があった場合、都と特別区の事務配分または役割分担に大幅な変更があった場合、その他必要があると認められる場合に變更する」との合意を行い、変更事由に該当する状況の有無を確認しながら毎年の協議を行っている。

現在は、平成 19 年度以降、都区のあり方検討を先行するに際して当面の財源配分として合意した配分割合である 55% で安定している。

- 特別区間の財政調整について

①特別区間の財政調整については、昭和 50 年制度改革時に、地方交付税の算定方法に準じた客観的・自動的算定を旨とする単位費用方式を基本とした改正を行って以降、毎年の協議の中で、時々の課題の整理と合わせて、基準財政需要額の算定方法の改善合理化を進めてきている。

②都区間の財源配分を行った後の区側の財源の配分については、特別区間の自主的な調整を基本に整理すべきとするのが特別区の主張であり、23 区間の意見調整を行いながら協議に臨んでいる。

- その他、調整税の年度途中の減収に伴う特別区の減収補てん策、都市計画税が都税とされている中で特別区の都市計画事業への財源措置（都市計画交付金）のあり方、特別交付金のあり方等が懸案となっている。

※「とりまとめに向けた考え方について(その2)(案)」に対する意見等【説明メモ】(H24.11.7)から

○ 都区財政調整制度等に関する都区協議会における調整について、仮に協議が調わない事項が生じた場合、現行の自治紛争処理委員による調停に加え、都道府県と指定都市との間の協議会と同様に裁定の仕組みを設けることを検討してはどうか。

- ・ この問題は、基本的には都と特別区が協議を尽くして調整を図るべきものであり、それが都区協議会を法定している制度の趣旨であると考ええる。
- ・ 自治紛争処理委員による調停に加え、ご指摘のような裁定の仕組みが設定可能かどうか、慎重な検討が必要ではないかと考える。

※「都と特別区に関する検討の視点」に対する特別区の考え方」(H24.8.3)から

○ 都と特別区の税財源の配分について、どう考えるか。都区財政調整制度は有効に機能しているか。

(都と特別区の税財源の配分について)

- ・ 現行の税体系を前提とする限り、平成12年都区制度改革時に移譲できるすべての税源を特別区に移譲したものと理解しており、都区間の税配分自体は、都と特別区の事業実施状況に見合った都市計画税の配分のあり方と調整税減収時の特別区の財源補てん策の取り扱いを除いては、基本的にこれ以上の改革は見込めないものと考えている。
- ・ 都区間及び特別区間の財政調整の財源として都税とされている調整税（固定資産税、市町村民税法人分及び特別土地保有税）については、都が一体的に処理する「市町村事務」の財源を都に留保しつつ、特別区間の著しい財源の偏在を調整し、東京大都市地域の行政の均衡を図る観点から特別区財政調整交付金として配分されるものであり、その配分が適切に行われれば、都区制度の趣旨に適った運用が期待できるものと理解している。
- ・ ただし、調整税が年度途中で減収となった場合に、一般の市町村がとりうる減収対策に見合う特別区の対応策の整備が必要である。現在は、東京都の区市町村振興基金を活用することで対応することとしているが、赤字債としての活用も含めて可能となるようにすべきである。
- ・ 現在特別区の区域において都税とされている都市計画税については、本来基礎自治体の都市計画事業の財源であり、特別区が実施する都市計画事業に充当されてしかるべきものである。現在都区間では、都の独自制度として都市計画交付金を設けて一部特別区の都市計画事業の財源としているが、今後の都区協議で都区双方の都市計画事業の実績に見合う配分ができないことが明らかになった場合には、何らかの制度的整理が必要になる。
- ・ また、同じく都税とされている事業所税については、今後特別区への事務移譲が進み、現在の調整3税では不足する事態に至った際は、調整税に組み入れる措置を講じるべきである。

(都区財政調整制度の実際について)

- ・ 都区財政調整制度は、都区協議会の下に実務レベルの協議組織が置かれ、毎年の協議の中で課題を確認し、順次改善を積み重ねながら運用している。

- ・その意味では有効に機能しているが、都区の「市町村事務」の役割分担に応じた財源配分についての合意が未解決であるほか、特別区間の財政調整に関する区側の自主的な調整の反映や、調整税減収時の特別区の財源補てん措置、都市計画税が都税とされている下での都区の事業実績に見合う都市計画交付金の配分、特別交付金の割合の縮小など、制度運用の根幹にかかわる事項について、都区の主張が折り合わず、解決が見通せない状況にある。
- ・今後の協議での解決が不可能になった場合には、制度そのものの改善が必要になる可能性がある。
- ・なお、都から特別区への権限移譲が進み、特別区への財源配分が増えると、各特別区の特別区財政調整交付金への依存度が高まり、財政モラルが維持できなくなるおそれを指摘する意見があるが、東京大都市地域の行政の均衡を図るために、役割分担に応じた都区間の財源配分と各特別区の税源偏在を是正する財源調整を行う都区財政調整制度の趣旨を踏まえるならば、指摘はあたらない。

○ 都と特別区間の調整は有効に行われているか。法定されている都区協議会の運用状況についてどのように考えるか。

- ・都区間では、法定の都区協議会とその下部機構をはじめ、様々な協議組織や特別区の部課長会の場等を通じて頻繁に調整が行われており、概ね有効に調整が行われている。
- ・ただし、都区間の役割分担及び財源配分の原則についての認識の差に係る事項については、折り合いがつかずこう着することがしばしば発生している。
- ・都区協議会については、現在都区財政調整と都区のあり方検討に関する下部機構を設けており、実務レベルの事前協議を行う体制となっているが、一層の活性化を求める意見もある。

○ 地方自治法に位置づけられた都区制度と、都と特別区について個別法に定められた各種制度との関係をどう考えるか。

- ・特別区が基礎的な地方公共団体といっても、個別法の中に東京市の伝統を引き継いで一括になっている部分もあり、非常に中途半端な状況になっていると指摘する意見もあるが、例えば、指摘の例に上がっている地方交付税上の都区合算規定については、平成 10 年の自治法改正の際に、「全国の普遍的・標準的な行政水準を確保する交付税制度の中で、都区間の事務や財源区分等の特例に応じた個別算定は技術的に極めて困難であるので、交付税制度と都区財政調整制度が相まって都区双方の財源を保障する」という考え方で整理されたものであり、都区制度の特殊性を踏まえた整理が行われている。

講演時の質問について

○昭和56年、都市計画交付金創設時に全額が交付金の対象とはならず、交付率の考えが取り入れられたのは何故でしょうか。

- ・昭和50年改革によって特別区が都市計画事業等のまちづくり関係事業を実施できるようになり、財源措置のあり方が問われることとなったが、筑波移転跡地の買収への対応等が迫られる中で、都市計画交付金の制度を設けることとなり、当面の措置として、交付金と都区財政調整制度を組み合わせる形が採られたのではないかと。
- ・当初は、都市計画税とのリンクは考慮されていなかったと思われる。

※別記「都市計画交付金制度創設の経緯」参照

○都区制度改革や調整税の配分割合の最終到達点はどのあたりでしょうか。大阪都構想を参考にすると70～80%になりそうですが都の理解・協力が必要です。現状で実現の可能性はあるでしょうか。

- ・市町村財源を充てるべき事務の範囲は、明らかに府県事務であるもの等を除き、絶対的基準はなく、歴史的に都が府県事務と市町村事務の区分をせずに事務を執行してきたことや、経年により事業の位置付けや規模等も変化していくこと、配分割合の変更が従前の事業執行に影響を及ぼすこと、過去の協議において都区間の見解の相違が著しかったこと等を加味すると、具体的に配分割合の「到達点」を想定するのはむずかしい。
- ・例えば、主要5課題の協議時に行った都の大都市事務の分析結果（平成15年度決算）を配分割合に換算すると、都案で43.5%、区案で75.3%になる。
- ・都が行う大都市事務の財源が確保されているかどうかという視点も必要（その際、保健所や児童相談所の事務のように、法令上府県事務とされ、府県財源で対応することが予定されているものが特別区の事務とされた場合について、交付税の都区合算の状況を踏まえて都区間の財源関係を整理することも必要）。
- ・都が応じる保証はないが、現に市町村財源を充てている事業を明らかにしたうえで、それが都区制度の趣旨に照らしてふさわしいものであるのかどうかを検討の俎上に載せながら、事業の位置付けの見直しや区への移管等も含め、将来に向かって地道に適正化を進めていく必要があるのではないかと。

○都が特別区の決算状況について、区の実態があるべき需要ではないとして、国基準や都補助基準が合理的かつ妥当だと主張することが多いです。都区の固有制度である財調制度に他の基準が絶対となるのはどうなのかと思います。参考程度に留めるべきではないでしょうか。

- ・制度上国や都の基準に従う必要のある事業や、国や都の補助負担金の対象となる事業についての区の負担分を基準財政需要額で捕捉することは必要。
- ・問題は、国や都による制約を受けない事業についてどのように需要算定するかであり、その際には、特別区の現実的な財政需要を合理的に捕捉する観点から、区間配分を行う基準としてふさわしい内容で定める必要がある。

- ・何が標準的な財政需要であるかは、絶対的な基準はなく、特別区において標準的に行われているもの等を中心に、かつ特別区間の主体的な協議を踏まえつつ、都区間の協議により合意点を見出していく必要がある。
- ・例えば、多くの区が都の市町村に対する補助と同水準で事業を行っている場合など、都の基準を物差しとすることが合理的と判断できる場合もあるが、都の基準をもって合理的とすべきとなると、特別区財政調整交付金が都の補助金のような形となり、特別区の自主性が損なわれることとなる。
- ・都としては、特別区の需要の膨張を抑制することや市町村との均衡を意識しているのかもしれないが、あくまでも特別区の実態に即した標準的な姿を基本に組み立てるのが都区財政調整の基準財政需要額のあり方であり、かつ、制度の作りからして、交付税上は自主財源対応とされる範囲も基準財政需要額として捕捉する必要があることも踏まえて判断すべきである。

○都の幹部職員に財務局出身が増えているが影響はありますか。区側は総務局行政部との協議がメインであり、財政の判断を行う財務局は毎回欠席で協議を欠席しています。

都市計画交付金制度創設の経緯

○ S55. 11. 26 第7回都区検討委員会都側提出資料

II 都区財政調整制度の改善について

2 特別区相互間の財源調整のあり方

(2) 検討課題

イ 大規模な臨時特例的事業の財源措置

都市計画事業を含め、特定区に発生する臨時・特例的な大規模事業について、所要の財源措置を行い、特別区における都市計画事業等の円滑な促進を図るものとする。

1 対象事業等

(1) 都市計画事業

昭和56年度において、事業の執行が確実ないし、相当程度見込めるものは、次のとおりである。

(百万円)

対 象 事 業	事 業 量	事業費	左 の 財 源 内 訳		
			国庫支出金	地 方 債	一般財源
筑波移転跡地（公園利用部分）	6.2ha(7区)	9,355	936	6,315	2,104
連続立体交差化事業（区の負担分）	1路線(1区)	350	—	—	350
都市計画道路（区の施行分）	3路線(3区)	200	100	75	25
都市計画公園（2ha以上10ha未満）	4.3ha(2区)	3,276	328	2,211	737
計		13,181	1,364	8,601	3,216

(2) その他の臨時・特例的事業

2 財源措置方法

(1) 都市計画事業については、都市計画交付金及び都区財政調整において、次のように措置する。

ア 一般財源相当額については、当該年度の所要額を都市計画交付金で措置する。

イ 地方負担分については、翌年度以降、3か年の均等分割により、都区財政調整基準財政需要額に算入する。

(2) その他の臨時・特例的事業については、事業の執行確実ないし相当程度見込めるものについて、事業の実態に即し、基準財政需要額に算入する。

○ 昭和56年度特別区都市計画交付金の交付方針（S56. 8. 16 区長会了承）

本交付金は、特別区における都市計画事業について、その円滑な促進を図ることを目的として、交付するものである。

昭和56年度における本交付金は、下記により交付するものとする。

記

1 交付対象事業

次に掲げる都市計画事業で、国庫補助が見込まれるものを対象とする。

(1) 都市計画道路事業

(2) 都市計画公園整備事業（2ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの）

- (3) 連続立体交差化事業
- (4) 筑波移転跡地（公園利用部分）の用地買収事業

2 交付対象経費

上記1に掲げる事業の区分に従い、次に掲げる経費を対象とする。

- (1) 用地取得費及び整備費
- (2) 用地取得費及び整備費
- (3) 区の負担金額
- (4) 用地取得費

3 交付額

上記2の交付対象経費のうち、地方負担額の4分の1以内とする。

4 交付限度額

予算の範囲内とする。

5 交付額の確定

昭和56年度末の事業の実績に応じ、行うものとする。

<区長会総会での行政部長説明内容抜粋>

行政部長・・・昭和56年度特別区都市計画交付金の交付方針について説明を申し上げます。

これについては、特別区側でもいろいろご検討を頂き、ご意見を頂いているわけですが、都市計画局と相談をして、お手元にお配りしてありますような基本的な方針を立てたわけです。これをご承認頂きますと、それに基づいて交付要綱を早急に決定して作業に入らせて頂きたいと、このように考えているわけです。

次に、その内容です。

（記の1「交付対象事業」の内容説明 ― 略）

この四つに限ったのは、今回、56年度について調査した結果、・・・都市計画事業はこの4事業であるということが判明したためです。

（区側から、その他の都市計画事業についても対象にすべきであるという要望もあるが）本年度についてはこの4事業に限られているということです。その他の部分については来年度さらに検討を加えるというように考えている次第です。

（記の2「交付対象経費」の内容説明 ― 略）

次に、交付額です。これは地方負担額の4分の1というようになっています。地方負担額と申しますのは、交付対象経費から国庫補助金等を控除したもので、4分の3相当額は地方債の収入相当額というように考えています。相当額と申しますのは、すべてが4分の3、すなわち75%というわけではありません。現行施設などの場合、100%などというものもありますので、そういう起債を充当した残りのものという考え方です。従って75%ですと残りの4分の1、すなわち一般財源相当額について交付金を交付しようというように考えている次第です。

次に、交付限度額は予算の範囲内と書いてありますが、これは10億円です。・・・この金額ではほぼ対応できるというように考えている次第です。

次は交付額の確定ですが、56年度末の事業の実績に応じて行うものです。これは補助金ですので、このような考え方になっているわけです。・・・

（中略）

行政部長 もう既にご承知のことと思いますが、都市計画交付金と申しますのは、本来は区の財源である都市計画税を配分せよという従来からの区側のご希望がありました。しかし、都市計画税を財源として分けることは現在の段階では技術的にいろいろな問題がありますので、都市計画交付金という形で補助金の形をとらせて頂いて、過渡的にせよ、一歩前進したという形をとらせて頂きました。

そういうことで、今回の対象はすべて都市計画事業であるという枠がはまっているわけです。従って〇〇区長さんがおっしゃったような、大規模建設事業に対するための交付金ということではなくて、都市計画交付金という名前になっています。従って、対象が都市計画事業に限られているという経緯があるわけです。

(以下略)

○ S56. 11. 28 第 10 回都区検討委員会

II 都区財政調整制度の改善について

昭和 55 年 11 月 26 日の第 7 回都区検討委員会の合意を受けて設置された、都区財政調整制度検討会は、昭和 56 年 4 月以来、都区財政調整制度の改善のため

- (1) 都区間の財源配分のあり方
- (2) 特別区相互間の財源調整のあり方
- (3) 大規模な臨時、特例的事業の財源措置について

の 3 点を中心に検討を続けてきたところであるが、その結果を、次のとおり報告する。

3 大規模な臨時・特例的事業の財源措置について

特別区が行う臨時・特例的事業については、現在、都市計画決定権限や都市計画事業について都区の役割分担が検討されており、この役割分担の都区協議の基本方向をふまえつつ、それにふさわしい財源措置方法を確立する必要がある。

当面、都市計画交付金制度についてはその合理的な運用を図るとともに、都市計画交付金の対象とならない「その他の臨時・特例的事業」の財源措置の制度化についても、早急に検討する必要がある。

課 題	検 討 の 内 容
1 都市計画事業の財源措置について	<p>1 <u>特別区が行う都市計画事業については、当面、都市計画交付金制度の合理的な運用により、各区における都市計画事業の執行が積極的に図られるように努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>地方債相当額(交付対象経費から国庫補助金等を控除した額の概ね 3/4 相当額)の財源措置については、当面、翌年度以降 3 か年の均等分割により、都区財政調整基準財政需要額に算入するものとする。</u></p> <p>なお、対象事業等については、引き続き検討する必要がある。</p>
2 その他の臨時・特例的事業の財源措置について	<p>1 その他の臨時・特例的事業については、都市計画事業の財源措置との関連等からその財源措置の制度化について検討した。</p> <p>2 検討にあたっては、対象事業、財源措置方法等について、特別区の安定的な財政運営の確保及び特別区の行政水準の均衡ある発展が図られるよう十分配慮することとした。</p> <p>3 しかし、財源措置方法等について、なお検討すべき点が残されているので、引き続き検討する必要がある。</p>

○ 昭和 56 年度第 4 回都区協議会（S57.2.10）特別区長会会長発言

二つめは、都市計画交付金についてであります。

都市計画交付金は、昨年 10 億円が措置され、57 年度は 25 億円の予算計上を行ったと伺っております。努力していただいていることを認めるにやぶさかではありませんが、区の都市計画事業の予定を考えますと、十分対応できるのかどうか若干心配があります。

区側としては、将来的には都市計画税の一定率配分など安定的な事業執行に支障をきたさない制度とすべきだという主張をもっているわけですが、まちづくりに向けていよいよ努力をはじめようという段階であるだけに、今後とも区の都市計画事業の執行に支障を来すことのないよう十分な配慮をお願いします。

<参考資料>

(地方自治法、地方財政調整制度、都区財政調整制度の解説)

新版 逐条地方自治法 (松本英昭著 平成 13 年 10 月初版発行)

新地方財政調整制度論 (石原信雄著 平成 12 年 3 月初版発行)

都区財政調整制度のしくみと沿革 (昭和 58 年 3 月 財団法人特別区協議会)

都区財政調整制度のしくみと沿革 (平成 14 年 3 月 特別区長会事務局)

「都区財政調整制度」講演録 (平成 19 年度第 1 回特別区議会議員講演会)

(平成 19 年 12 月 財団法人特別区協議会)

特別区職員ハンドブック (隔年 特別区人事・厚生事務組合 特別区職員研修所)

(都区制度・都区財政調整制度関係資料)

都区制度 (東京の大都市制度) について (随時更新 特別区長会ホームページ)

特別区の現状と課題 (参考資料) (随時更新 特別区長会ホームページ)

都区財政調整制度関連参考資料集 (平成 19 年度) (平成 19 年 4 月特別区長会事務局)

都区財政調整制度関連参考資料集 (平成 21 年度) (平成 21 年 5 月特別区長会事務局)

(各年度の算定内容、協議内容と関係資料)

都区財政調整について (各年度 東京都総務局行政部区政課)

都区財政調整 (各年度 東京都総務局行政部区政課)

都区財政調整関係資料 (各年度 公益財団法人特別区協議会／特別区長会事務局)

都区財政調整区別算定結果 (当初、再調整)

(各年度 公益財団法人特別区協議会調査部／特別区長会事務局)

(平成 12 年都区制度改革の記録)

平成 12 年都区制度改革の記録 (平成 13 年 3 月 財団法人特別区協議会調査部資料室)

都区制度改革に伴う税財政分野の改正内容 (平成 12 年 3 月 財団法人特別区協議会調査部)

平成 10 年度税財政制度改革検討資料集 (第 I 編 検討結果編、第 II 編 検討資料編、別冊「大都市事務」関係資料) (平成 11 年 3 月 財団法人特別区協議会調査部)

平成 11 年度税財政制度改革検討資料集 (第 I 編 協議総括編、第 II 編 課題別検討資料編 (清掃事業を除く)、第 III 編 課題別検討資料編 (清掃事業)) (平成 12 年 3 月 財団法人特別区協議会調査部)

(主要 5 課題協議関係資料)

都区財政調整「主要 5 課題」協議の記録 (平成 18 年 6 月 特別区長会事務局)

都区協議会 (平成 12 年 2 月 10 日) における 5 項目の確認事項に関する都区検討会の検討結果 (平成 17 年 7 月 特別区長会事務局)

都区協議会 (平成 12 年 2 月 10 日) における 5 項目の確認事項に関する都区財政調整協議会の検討結果 (平成 17 年 10 月 特別区長会事務局)

(財団法人特別区協議会 特別区制度調査会の報告、関連資料)

「都区制度の改革 ― 新たに問われる『平成 12 年改革』 ― 」

(平成 17 年 1 月 「中間のとりまとめ」報告)

「東京における新たな自治制度を目指して ― 都区制度の転換 ― 」

(平成 17 年 10 月 第一次特別区制度調査会報告)

『都の区』の制度廃止と『基礎自治体連合』の構想

(平成 19 年 12 月 第二次特別区制度調査会報告)

地方交付税区別試算結果 (平成 17 年度普通交付税算出方法に基づく試算)

(平成 20 年 3 月 特別区長会事務局)

※上記のほか、特別区長会、東京都総務局行政部のホームページを参照

< 講 師 略 歴 >

特別区長会事務局参与 志賀 徳壽 (しが とくじ)

昭和 49 年 7 月 練馬区採用

昭和 59 年 4 月 特別区人事・厚生事務組合に転籍

平成 5 年 4 月 (財) 特別区協議会調査部副参事

平成 5 年 7 月 同行財政担当課長 (都区財政調整協議等を担当)

平成 7 年 4 月 (財) 特別区協議会制度改革推進室税財政担当課長を兼務

平成 12 年 4 月 板橋区に派遣 (学務課長、財政課長)

平成 15 年 4 月 特別区長会事務局次長

平成 24 年 4 月 特別区人事・厚生事務組合 総務部長

(公財) 特別区協議会総務部長、特別区長会事務局参事兼務

平成 25 年 6 月 (公財) 特別区協議会 常務理事 (令和 3 年 6 月退任)

平成 25 年 7 月 特別区人事・厚生事務組合 副管理者 (令和 3 年 6 月退任)

特別区長会事務局長 (令和 3 年 6 月退任)

令和 3 年 7 月 現職

特別区長会事務局講演会講演録

都区財政調整制度について

(講演資料編)

発 行 令和 5 年 1 2 月

編集発行 特別区長会事務局

東京都千代田区飯田橋 3 - 5 - 1

電話 03 (5210) 9736



古紙配合率70%再生紙を使用しています